

2014 年度  
博士論文

安全・安心な生活環境の形成における  
地域施設の役割に関する研究

大阪工業大学大学院  
工学研究科建築学専攻

出口寛子

## 目次

<b>第1章 序論</b> .....	<b>1</b>
1-1 研究の背景・目的.....	1
1-2 安全・安心な生活環境.....	2
1-3 関連する既往の研究.....	5
1-4 論文の構成.....	7
1-5 用語の定義.....	8
<b>第2章 まちづくりにおける地域施設混在の意義</b> .....	<b>16</b>
2-1 J.Jacobs による地域施設混在にかかわる提言.....	16
2-2 クリストファー・アレグザンダーによる地域施設にかかわる提言.....	17
2-3 近隣住区論における地域施設立地の課題.....	18
2-4 防犯面からみた設計計画手法における地域施設立地のあり方.....	20
2-5 買い物弱者の出現と地域施設の役割.....	20
<b>第3章 防犯面における安全対策の効果と犯罪不安箇所に関する分析</b> .....	<b>28</b>
3-1 はじめに.....	28
3-2 対象地区の概要.....	28
3-3 調査方法の概要.....	30
3-4 防犯面における安全対策の評価に関する分析.....	32
3-5 犯罪不安箇所に関する分析.....	38
3-6 防犯面における安全対策と犯罪不安箇所の関係性.....	43
3-7 地域施設分布と犯罪不安箇所の関係性.....	48
3-8 まとめ.....	51
<b>第4章 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性</b> .....	<b>53</b>
4-1 はじめに.....	53
4-2 対象地区の概要.....	53
4-3 調査方法の概要.....	56
4-4 路上犯罪発生の傾向.....	58
4-5 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性.....	68



4-6	路上犯罪発生状況と地域施設の関係性 .....	68
4-7	まとめ .....	71
<b>第5章 街路に面する建物の用途および街路からの建物内部の見通しと犯罪不安箇所との関係性 .....</b>		<b>75</b>
5-1	はじめに.....	75
5-2	調査方法の概要 .....	75
5-3	街路に面する建物の傾向 .....	78
5-4	建物の用途と犯罪不安箇所との関係性.....	83
5-5	建物内部の見通しと犯罪不安箇所との関係性 .....	86
5-6	線密度の分布と犯罪不安箇所との関係性 .....	91
5-7	街路の見通し環境と犯罪不安箇所との関係性 .....	94
5-8	まとめ .....	95
<b>第6章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくりとしての可能性 —中心市街地を対象として—.....</b>		<b>98</b>
6-1	はじめに.....	98
6-2	対象地区の概要 .....	98
6-3	公共交通機関の利用圏域と地域施設の分布.....	100
6-4	地域施設利用時の外出行動特性の分析 .....	106
6-5	まとめ .....	122
<b>第7章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくりとしての可能性 —過疎地を対象として— .....</b>		<b>125</b>
7-1	はじめに.....	125
7-2	対象地区の概要 .....	125
7-3	調査対象地域の施設原単位.....	127
7-4	地区別にみた地域施設等の分布.....	128
7-5	アンケート調査の概要.....	133
7-6	地域内店舗の利用状況.....	134
7-7	日常利用施設の分析 .....	137
7-8	買い物行動及び外出行動と地域施設の立地状況の関係に関する考察.....	142

7-9 まとめ .....	142
7-10 過疎地における日常生活支援策の検討課題の抽出 .....	143
<b>第8章 結論</b> .....	<b>146</b>
8-1 本研究の成果 .....	146
8-2 地域施設が生活環境の安全・安心に寄与する要因 .....	150
8-3 今後の課題 .....	151
<b>謝辞</b> .....	<b>153</b>

## 第 1 章 序論

---

- 1-1 研究の背景・目的
- 1-2 安全・安心な生活環境
- 1-3 関連する既往の研究
- 1-4 論文の構成
- 1-5 用語の定義

## 第1章 序論

### 1-1 研究の背景・目的

地域に根付いた商店や診療所などの地域施設が徒歩圏内に立地することは、身体能力の問題により移動範囲が限られる人々や、交通手段の選択肢が少ない地域に住む人々にとって、日常生活に不便や不安を感じることなく安全・安心に暮らすための最低限保障されるべき環境条件である。

しかし、モータリゼーションが急速に発展した高度経済成長期以降、郊外や幹線道路沿いには大規模商業施設が立地し、個人経営の商店や飲食店、サービス業などの地域施設は衰退の一途をたどっている。地域施設が廃業・閉鎖することで空き家や空き店舗の増加が進行した環境は、生活が不便になるだけでなく、人通りの減少、らくがきなどのバンダリズム行為、コミュニティの希薄化などのさまざまな問題が連鎖的に発生し、日常生活の安全・安心を脅かす要因となっている。

さらに、超高齢社会を迎えたわが国では、高齢のために自動車が運転できないなどの理由で食品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人々の増加や、交通条件や自然条件、経済的条件、社会的条件により医療機関への受診が困難である「無医地区」<sup>注1-1)</sup>の出現などの深刻な課題を抱えており、今後、近隣に地域施設を確保することが都市計画・建築計画において必須の要件となると考えられる。

徒歩圏内に地域施設が立地することで期待できる効果は多様である（図1-1）。

まず、生活の質の向上である。コンパクトシティ構想<sup>注1-2)</sup>では、自動車を頻繁に使わなくても日常生活が充足できること、つまり徒歩圏内に日常生活が過ごせる地域施設が立地することは、誰にでも暮らしやすく、多様な人々の社会的公平さが高まる効果をもつ<sup>1-3)</sup>とされており、買い物弱者問題の解消にもつながる可能性がある。

次に、自然監視機能である。地域施設の経営者や利用者による地域施設からの視線が地域の見守りの役割を果たし、犯罪抑止や犯罪不安の軽減が期待できる。

三つめは、地域コミュニティの形成である。地域施設が地域交流の拠点として活用されることが、地域のネットワーク強化につながる可能性がある。

四つめは、街路の照度の確保である。地域施設の照明により街路の明るさが確保されていることは、街路の見通しを良くするだけでなく、人の気配を感じるなどの心理的な安心にも寄与しうる。

本研究は、上記のような、安全・安心な生活環境を形成するために地域施設が担う役割の検証を試みるものであり、地域施設の立地による安全・安心まちづくりの計画手法の指針を示すための基礎研究として位置づけられる。

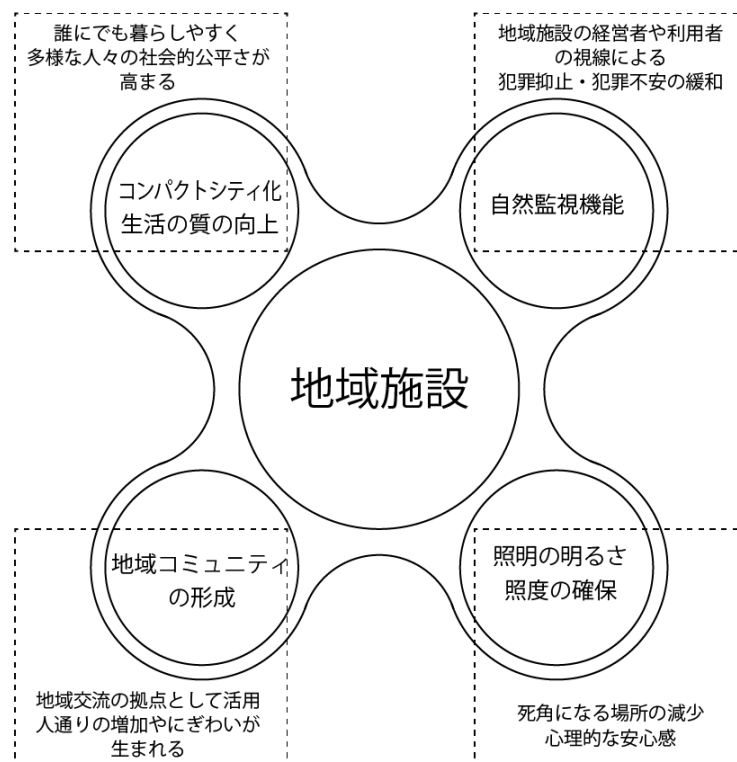


図 1-1 地域施設に期待できる効果

## 1-2 安全・安心な生活環境

### 1-2-1 安全・安心の概要

安全・安心について体系化したものを図 1-2 に示す。安全・安心を互いに独立したものとする場合、安全は、最低限必要なもの・ハードなもの・客観的なものとして、安心は、安全を超えるもの・ソフトなもの・主観的なものとして捉えることができる。その場合の安全・安心を脅かす対象は、地震・火山爆発・津波などの「自然災害」と、火災・交通安全・犯罪・医療などの「社会的（人為的）災害」の二つに大別される<sup>1-4)</sup>。人々が暮らす生活環境には、それぞれの災害に対する安全性と安心感が求められる。

地域施設が衰退する現象は「社会的（人為的）災害」に該当するため、本研究における安全・安心は、「社会的（人為的）災害に対する安全性」と「社会的（人為的）災害に対する安心感」が対象となる。具体的には、自然監視は特に犯罪抑止や犯罪不安軽減の効果があるとして、犯罪抑止については「社会的（人為的）災害に対する安全性」、犯罪不安軽減については「社会的（人為的）災害に対する安心感」が対象となる。生活の質の向上は、「いかに意義ある生活を送れるか」という位置づけとなり安全を超えるものとして捉えられるため「社会的（人為的）災害に対する安心感」が対象となる。

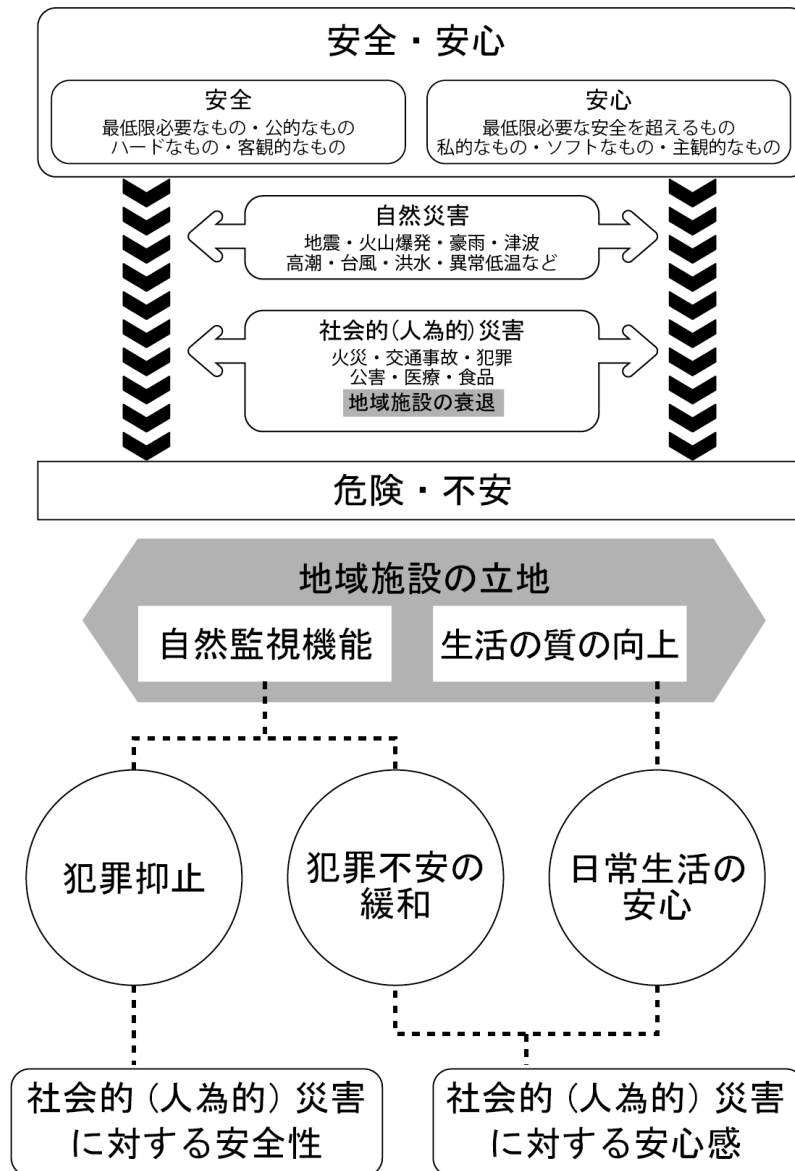
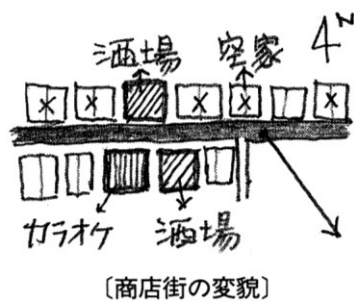


図 1-2 安全・安心の概要 1-4)1-5)を基に筆者作成

### 1-2-2 地域施設に期待される自然監視の効果

地域施設の経営者や利用者による建物内部からの自然監視に関する示唆的な事例がある<sup>1-6)</sup>。商店が空き家や空き地、閉鎖性の高い業種へと変化することによって前面道路で子どもに対する犯罪が発生しやすくなった商店街があり、「かつて子どもたちを見守ってきた地域の商店が、逆に子どもたちにとって危険な存在になりつつある」と危惧するものである。

図 1-3 は、空き家や閉鎖的な業種が連続して立地する商店街において、子どもたちが風俗犯や粗暴犯や窃盗犯などのさまざまな犯罪被害を受けていることを示す事例である。この事例は、地域施設の建物内部からの自然監視の有無が、地域の安全・安心に影響していることを示している。



けんかを売られた。

- イ) 12才女子
- ロ) 16時
- ハ) 4人で遊んでいて
- ニ) 見知らぬ中学生

おしりをさわられた。

- イ) 10才女子
- ロ) 7月11時
- ハ) 1人で下校中
- ニ) 見知らぬ中学生

自転車で追いかけられた。

- イ) 11才女子
- ロ) 10月14時
- ハ) 1人で塾へ行く途中で
- ニ) 見知らぬ大人(男)

図 1-3 子どもにとって危険な空間に変貌した商店街の見取り図<sup>1-7)</sup>

近年、通学中の子どもが被害者となる凶悪な犯罪が多発しており<sup>注 1-3)</sup>、犯罪抑止対策や犯罪不安を軽減し、安全で安心して通学できる環境整備が喫緊の課題であることから、本研究においては、通学中の児童に対する安全・安心に焦点をあてて論考する。

### 1-2-3 地域施設に期待される生活の質の向上の効果

生活の質 (Quality of life) の向上とは、生命の「量 (=長さ)」ではなく、いかに意義ある生活を送れるかという「質」のことを指す<sup>1-10)</sup>。犯罪が生活の質に与える影響を明らかにするために実施された調査(表 1-1)では、犯罪や犯罪不安を低減させること(低犯罪性)が、ある場所を住みよい場所に変えるための項目リストで最上位にくることが明らかにされた<sup>1-11)</sup>。「良質な店舗」の項目においても、10項目中4番目であり、良質な店舗が居住空間に配置されている環境が望まれていることを示唆している。

表 1-1 ある場所を住みよい場所に変えるための項目<sup>注 1-4) 1-12)</sup>

選択項目	比率 (%)
低犯罪性	56
健康サービス	39
アフォーダブルで見苦しくない住宅	37
良質な店舗	28
公共交通	27
良質な学校	25
雇用機会	25
清潔な街路	24
ティーン・エージャーの活動	23
子供のための施設	22

前項で挙げた図 1-3 の事例のように、衰退した商店街を活性化させることは、地域再生の視点からだけでなく、子どもの生活空間、地域の教育や文化を育みコミュニティを醸成する空間となる視点からも重要な意味を持っている。中村<sup>1-6)</sup>は、効率が最優先に高度化され、大型ショッピングセンターのように専門化された空間（具体的には、買い物は買い物だけ、レクリエーションはレクリエーションだけの生活行為が切り裂かれた空間）を求める考え方そのものを、大幅に見直すことが不可欠であると指摘する。そして、地域の商店街においても、単なる物品の売買の場として短絡的に捉えるのではなく、もっと複眼的で総合的な視点から捉えることが生活の質につながるとしている。

生活の質の向上させる生活行為としては、買い物や通院などの外出行動が挙げられる。特に徒歩による外出は、それ自体が健康維持にかかわる運動行為となるため、生活の質の向上と深い関係性があると考えられる。また、樋野らの報告<sup>1-13)</sup>では、買い物は高齢者の主な外出行動のひとつであり食生活とも直結するため、その健康に大きな影響を及ぼすとされている。

このことから、地域施設は、日常生活の不便や不満を解消し日常生活の安心をもたらす意味でも、衰退や減少をとどめ地域に適正に配置することが重要であることがわかる。したがって、本研究の「生活の質の向上」は、特に日常生活の外出行動に不便や不安に感じることなく利用できる地域施設のあり方と密接に関係する。

### 1-3 関連する既往の研究

本研究は、前節で述べたとおり、自然監視の効果については①通学路の安全・安心確保の視点からの調査、生活の質の向上については②日常生活の外出行動に関する安心感の視点からの調査を行うため、「通学路の安全・安心」と「日常生活の外出行動」の2種類に分類し既往研究を紹介する。

#### 1-3-1 通学路の安全・安心に関する既往研究

通学路の安全・安心に関する研究では、瀬渡ら<sup>1-14) 1-15)</sup>が登下校スタイルの異なる校区を対象に保護者の意識調査を行い、保護者主体で活動を展開する小学校より自治連合会主体で活動を展開している小学校のほうが、保護者の安心感が高いが負担感が強いことを明らかにしている。

街路上における犯罪や犯罪不安と空間特性に関する研究では、高柳ら<sup>1-16)</sup>が、児童の外出行動時において保護者の防犯上の安心感や不安感に影響する街路空間の要素を重回帰分析により検証し、日中を地域で過ごす住民が利用する施設が安心感に影響し、娯楽や飲食など不特定の多様な客が利用する施設は不安感に大きく影響することを解明している。安ら<sup>1-17) 1-18)</sup>は、道路でのひったくりの有無とひったくりに対する高齢者の不安・安心の理由との関係性を分析し、人や車の通行量が少ないので不安を感じることの多い道路より、通行量が多いので安心を感じることの多い道路のほうが、ひったくりの発生が多いことを明らかにしている。また安ら<sup>1-19) 1-20)</sup>は、市街地における歩行中の注視対象とひったくりに対する高齢者の不安、安心との関係を、カメラを用いて注視回数・注視時間を調査・分析し、夜のほうが不安が多く、建物の窓や入り口を見るときには、壁を見るときに比べて不安の占める割合が多いことも明らかにしている。



野田ら<sup>1-21)</sup>は、都市の歩行経路における犯罪の発生状況及び不安感について調査・分析を行い、利用目的の単一化、利用時間の偏りが犯罪の危険性の高い経路を生むこと、人通りを生み出す都市機能と住宅との関係が重要であることを示している。永家ら<sup>1-22)</sup>は、CPTED手法のうち監視性と領域性に焦点を当て都市空間の防犯性能についてスペースシンタックス理論を基に考察し、監視性は人通りと見通しによって定義づけが可能であること、領域性は住民の心理的作用によるものが大きいことを示している。さらに永家ら<sup>1-23)</sup>の、犯罪不安分布の空間的パターンを分析した研究では、公園が犯罪不安の変動を促す要素であるが、公園そのものが犯罪不安の原因ではなく、防犯性に優れていない公園が犯罪不安の増加と関係していることを示唆している。

公園の防犯に関する研究では、上杉ら<sup>1-24)</sup>の公園の利用選択に犯罪不安感が重要な選択要因であることを示す研究や、樋野ら<sup>1-25)</sup>の、見通しの悪化や公園灯の故障などが周辺住民によって早期に行政に伝えられる管理活動が防犯上有効であることを示す研究がある。

集合住宅における防犯研究では、大野ら<sup>1-26)</sup>は、集合住宅の各住戸におけるプライバシーおよび敷地内通路における視線の多少（視線放射量）と防犯性との関係を定量的に吟味し、視線放射量が不足している場所に不安を感じる傾向を明らかにしている。また樋野ら<sup>1-27)</sup>は、二つの戸建て住宅地を対象に、監視性を確保するデザインが住民の犯罪不安に与える影響とその構造について、住民の評価を手がかりに自然監視と機能的監視の役割分担について考察を行い、タウンセキュリティが各種犯罪不安の低減や路上犯罪に対する地区の安全性評価につながっていることなどを明らかにしている。

### 1-3-2 日常生活の外出行動に関する既往研究

買い物などの外出行動の実態の把握や、外出行動と施設立地との関係について検証を試みた研究は、数多く見受けられる。貞広ら<sup>1-28)</sup>は、買物動向調査において店舗の評価を尋ねるアンケートから、消費者の店舗属性に対する評価尺度を導入する手法を提案している。西井ら<sup>1-29)</sup>は、買い物場所の選択要因を、購買者側に起因する要因と店舗側に起因する要因を関連させて分析を行い、買い物場所を変化させる動的な行動特性を検証している。丁ら<sup>1-30)</sup>は、高齢者を中心に買い物意識と行動の両面から交通手段を考慮して買い物行動を捉え、地方都市の商業環境の把握を試みている。余田ら<sup>1-31)</sup>は、商業環境と消費者の買い物行動の変化との関係性を分析し、買い物行動の影響要因の変化について買い物行動モデルを用いて考察を行っている。樋野<sup>1-32)</sup>は、高齢者の身体状況などの属性と利用店舗の規模・選択理由・頻度との関係性について分析し、店舗・自宅間の距離に対する満足度と欠食率の関係を示している。

以上のことから、本研究は、①通学路の安全・安心に関する既往研究では、犯罪不安に関する意識調査や、犯罪や犯罪不安と街路の空間特性との関係性について先駆的な研究が行われているが、通学児童に対して保護者が感じる犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物の用途や建物内部の見通しに着目し、その関係性の定量的評価を行うための要素を抽出するために定性的評価を行う点 ②日常生活の外出行動の既往研究では、買い物支援が急務とされる高齢化率の高い中心市街地および過疎地において買い物行動を中心とした日常生活の外出行動の実態を明らかにし、将来の日常生活支援策を検討するうえでの基礎調査に基づいて考察する点 において、他の研究と異なる。

#### 1-4 論文の構成

本研究は全8章からなる。その内容は、地域施設が自然監視機能として安全・安心に寄与することを検証するための章（第3章、第4章、第5章）と、地域施設の立地が日常生活の安心につながることを検証するための章（第6章、第7章）とに大別できる。

第1章は、序論として日常生活を安全・安心に過ごすために地域施設が徒歩圏内に立地することの必要性と、地域施設に期待できる安全・安心の効果について述べる。

第2章は、都市計画者、建築計画者などによって提唱された多様な空間構成や混在性の意義および地域施設混在の必要性に関する内容について紹介する。

第3章では、地域施設の自然監視機能としての効果を検証するための前段階として、統合予定の2校の公立小学校に通う児童の保護者を対象に、通学路における児童への犯罪不安に関する意識調査を実施する。具体的には、①通学路における防犯対策の有効性に対する評価、②校区内で犯罪発生のおそれを感じる場所の調査である。それらの結果をふまえて、③通学路に面する街路の安全対策の実態調査を行い、②で明らかにした犯罪不安箇所と街路に面して立地する街路の安全対策および地域施設との関係性を分析する。

第4章では、第3章で対象地とした守口市および滝井小学校区、春日小学校区において発生した路上犯罪について調査を行い、①路上犯罪の発生傾向、②路上犯罪の発生町域と第3章で明らかになった犯罪不安箇所との関係性について分析を行う。そして、地域施設による自然監視の効果と安全性を検証するために、路上犯罪と地域施設の立地との関係性について検証を試みる。

第5章では、地域施設からの自然監視による防犯まちづくりの可能性を探ることを目的として、児童をもつ保護者の意識調査（第3章）の結果をふまえて、通学路に面する建物の用途や街路からの建物内部の見通しの調査を行う。そして、通学児童に対して保護者が感じる犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を説明する要因を抽出するために、分布図や線密度を基に検証する定性的分析を行う。

第6章では、日常生活を安心して過ごすために地域施設が必要であることを探るため、高齢化の進む中心市街地を対象に、①駅やバス停留場を徒歩で不便に感じることなく利用できる範囲（以下、利用圏域）を調査し、利用圏域外の地域施設の分布を分析する、②利用圏域外で日常生活を不便に感じている可能性のある高齢者と子育て世代の外出行動の実態について調査し、エリア内の地域施設が取り組む生活支援活動を踏まえ、ソフト面・ハード面の双方からみた地域施設立地のあり方について考察する。

第7章では、日常生活を安心して過ごすために地域施設が必要であることを探るため、過疎地に暮らす住民の日常生活の外出行動の実態をアンケート調査により把握し、日常的に利用する地域施設の立地状況と外出行動の関係について明らかにする。

第8章は結論として、以上の結果をまとめ、安全・安心な生活環境を形成するために地域施設が果たす役割について検証する。

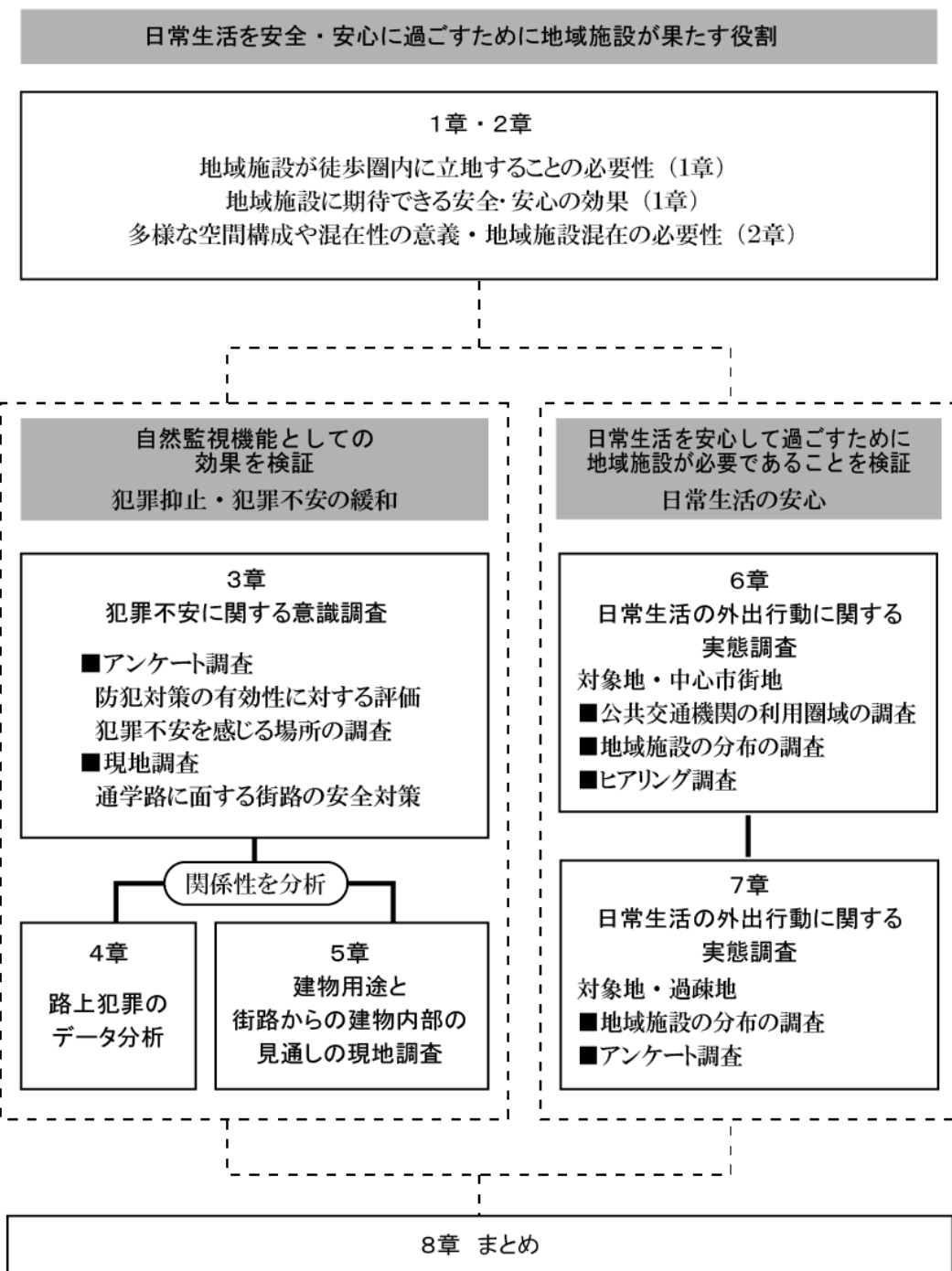


図 1-4 論文の構成

### 1-5 用語の定義

本研究で使用する用語を以下のように定義する。

【建物の用途】：本研究では、表 1-2 に示す住宅、マンション、事務所、公共施設、医療施設、物販施設、飲食施設、サービス施設、娯楽施設、空き店舗、空き地、駐車場、公園、

その他を「建物の用途」として位置づける。

【地域施設】：建築用語辞典<sup>1-33)</sup>における地域施設の定義は、「地域住民が日常的に利用する居住地の身近にある施設の総称」である。新建築学体系<sup>1-34)</sup>では、「地域施設を分類する第1の軸として施設系列がある。現代社会の中の私たちの生活は多様な相互依存関係の上に成り立っていることから、施設系列の分類もいろいろな提案がある。」として、地域施設の定義が明確でない。本研究では、表1-2に示す建物の用途のうち、医療施設、物販施設、飲食施設、サービス施設、娯楽施設をあわせたものを「地域施設」として定義する。

表 1-2 建物の用途の分類および地域施設の位置づけ

建物の用途	建物の用途(分類)
住宅、マンション	—
事務所	建築事務所、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、製造業事務所、製材所、材木店など
公共施設	公民館、市役所、保健所、集会所など
医療施設	病院、診療所、整骨院、デイサービスセンターなど
物販施設	食料品店、生鮮食料品（魚・肉・野菜）店、米穀・酒店、玩具・文具店、市場・スーパー、コンビニエンスストア、電気・ガス取扱店、薬・化粧品販売店、CD・ビデオ店、衣料品店、スポーツ用品店、インテリア・リビング用品販売店、靴・靴・帽子販売店、たばこ販売店、自転車・リアカー販売店、花屋、携帯ショップ、宝石・眼鏡・時計・カメラ販売店、寝具販売店、書籍販売店など
飲食施設	居酒屋、食堂・飲食店、ファストフード店、喫茶店など
サービス施設	美容室、銀行、クリーニング店、宿泊施設、スポーツ施設、レンタルCD・ビデオ店、衣類・靴・靴などの修理屋、銀行、郵便局、不動産、金券ショップ、文化教室、学習塾、美容院・理髪店など
娯楽施設	スナック・バー・風俗店、カラオケ店、麻雀・ゲーム・パチンコ店、銭湯など
空き家	ガスメーターが止まっている住宅、ポストにチラシがたまっている住宅など
空き店舗	「貸店舗」の看板が掲げてある店舗、テントなどが設置されているが店舗名がない店舗など
空き地	建物なし
駐車場	月極駐車場、コインパーキングなど
公園	街区公園など
その他	倉庫、寺、神社など

地域施設

【犯罪不安】：図 1-5 に示すように、犯罪不安には、犯罪に対して実際にある状況下で抱く不安（現実的犯罪被害不安）と、ある状況を想定した場合に抱く不安（潜在的犯罪被害不安）があり、後者は、さらに潜在的犯罪不安を犯罪被害全般について漠然としたもの（一般的犯罪被害不安）と、ある具体的な状況を想定し特定の種類の犯罪被害について感じるもの（具体的犯罪被害不安）に分類される。本研究における犯罪不安は、一般的犯罪被害不安として位置づける<sup>1-35)</sup>。

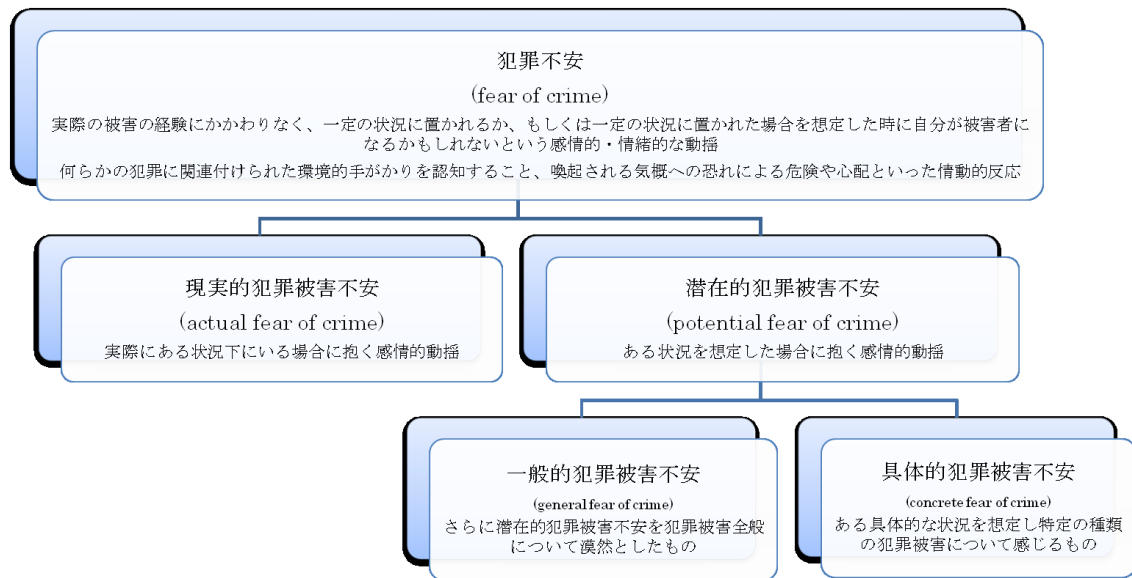


図 1-5 犯罪不安の体系図<sup>1-35)</sup>を基に筆者作成

【犯罪不安箇所】：犯罪不安を感じる場所のことで、本研究では、アンケート調査時に対象者が防犯面で不安を感じる場所として地図上に記入した囲みのことを指す。

【子ども被害情報】：大阪府警察の HP で公開されている子どもの被害に関する情報で、「誘拐など重大事件に発展するおそれのある声かけや、腕を持つ、引っ張る等の声かけ等事案」「子どもを対象とした暴行・傷害」「公然わいせつ」「痴漢（電車内除く。）」等の事案情報のうち、大阪府下において発生した 16 歳未満の子供を対象とした事例のことを指す（性犯罪除く）<sup>1-36)</sup>。

【路上犯罪】：「安まちアーカイブ」で管理されている犯罪の種別である、街頭犯罪（ひったくり・路上強盗・オートバイ盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車等・自転車盗）および侵入盗（空き巣・忍び込み・居空き・出店荒し・事務所荒し）、その他（自販機ねらい）と、子ども被害情報、女性被害情報のうち、子どもが路上において直接加害者と接触し、犯罪被害に遭遇する可能性のある「ひったくり」、「子ども被害情報」を路上犯罪と位置づける<sup>1-36)</sup>。

【安全資源】：表 1-3 は安全・安心に関わる街路空間の構成要素として位置づけるものであ

るが、そのうち、歩道、街灯、防犯カメラ、通学路に関する看板、犯罪注意を喚起する看板、こども 110 番の家、店舗、自動販売機を、安全資源と位置づける。

表 1-3 安全・安心に関わる街路空間の構成要素の凡例

記号凡例			
	路側帯		防犯カメラ
	歩道		ミラー
	ガードレール		通学路に関する看板
	横断歩道		交通安全看板
	歩道橋		犯罪注意を喚起する看板
	縁石		子ども 110 番の家
	街灯		店舗 (1 階)
	電柱		駐車場
	信号		空き地
	車止めポール		公園
	植樹ます		自動販売機
	花壇・植樹帯		

 安全資源

【買い物弱者】：経済産業省における買い物弱者の定義は、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等で見られ始める。経済産業省では、その数を 600 万人程度と推定。」とされている<sup>1-37)</sup> (2012 年 8 月現在)。なお、買い物難民の定義について、上記のほか、地方自治体、特定非営利活動法人、メディア等において定義が統一されていないが、①商店までの距離、②移動手段の有無、③移動可能距離の問題で生活必需品の買い物が困難になっている、という点で一致する傾向がみられる。本研究における買い物難民は、買い物弱者と同等の用語として位置づける。

【利用圏域】：本研究では、ある地点から半径 300m を徒歩で不便に感じることなく利用できる範囲とする。

【外出行動】：買い物や通院、通勤や通学などの、外出を必要とする日常生活行動のことを指す。

【移動距離】：自宅から利用する地域施設までの往復距離の移動経路に沿った実距離をさす。

【地域施設等】：地域施設に、公共施設および事務所を合わせたものを地域施設等と位置づける。公共施設や勤務先とされる事務所の施設利用時に、買い物や通院などの寄り道行動をしている可能性がある場合において、地域施設等の立地調査を実施する。

【生活必需品】：本研究における生活必需品は、「魚・肉」、「野菜」、「米」、しょうゆやみそ、塩、砂糖などの「調味料」、洗剤、トイレットペーパーなどの「日用品」、風邪薬、胃腸薬、目薬、絆創膏などの「一般用医療品」、「下着・くつ下」とする。

【地域内店舗】：三重県津市美杉町に立地する JA 三重中央やまゆり、A コープいちしみすぎ店、道の駅の3店舗をあわせたものをさす。

【日常利用施設】：日常的に利用する病院・診療所、郵便局、JA バンク、美容室・理髪店、ガソリンスタンドの施設をあわせて日常利用施設とする。

【施設原単位】：単位人口（百人）あたりの地域施設等の件数を「施設原単位」（件／百人）とする。

【施設原単位〔高〕】：65歳以上の高齢者人口（百人）あたりの地域施設等の件数を「施設原単位〔高〕」（件／百人）とする。

## 注

注1-1) 無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」と厚生労働省により定義されている<sup>1-1)</sup>。

注1-2) コンパクトシティとは、「郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市」として定義され国土交通省により推進されている<sup>1-2)</sup>。

注1-3) 埼玉県では公園で遊んでいた児童が刃物を押し付けられ<sup>1-8)</sup>、東京都練馬区では児童が下校中に刃物でおそわれボランティアで見守っていた男性が助けに入る<sup>1-9)</sup>など、相次いで通学中の児童に対する犯罪が発生している。

注1-4) 15歳以上の英国人2,031人への調査、2001年10月18～22日。コミュニティ統計（北リンカーンシャー／北東リンカーンシャー）提供による<sup>1-11)</sup>。

## 参考文献

1-1) 厚生労働省：用語の解説、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/76-16.html>（参照2014.8.23）

1-2) 国土交通省 東北地方整備局：<http://www.thr.mlit.go.jp/>（参照2014.11.24）

1-3) 海道 清信：コンパクトシティの計画とデザイン、学芸出版社、pp.11-16、2009.1.20

1-4) 小宮 信夫：犯罪は「この場所」で起こる、光文社新書、2005

1-5) 広辞苑 第六版、岩波書店、2013

1-6) 中村 攻：子どもはどこで犯罪にあっているか 犯罪空間の実情・要因・対策、晶文社、pp.36-40、2006.1.10

1-7) 同上、p.38

1-8) 朝日新聞（朝刊）、2013.7.2

1-9) 同上、2013.6.28

1-10) 現代カタカナ語辞典、旺文社、2013

1-11) イアン・カフーン、小畑 春治（訳）、大場 悟（訳）、吉田 拓生（訳）：デザイン・

- アウト・クライム「まもる」都市空間、鹿島出版会、p.40、pp.22-25、pp.2007.9.30
- 1-12) 同上、p.24
- 1-13) 季刊 建築コスト情報、建設物価調査会、第 61 号、2014.7.5
- 1-14) 瀬渡 章子、中迫 由実、渡 綾子：小学生登校時の見守り活動について： - N 市の事例 - その 1 登下校の実態、日本建築学会大会梗概集 F-1、pp.41-42、2009.7
- 1-15) 渡 綾子、瀬渡 章子、中迫 由実：小学生登校時の見守り活動について - N 市の事例 - その 2 登下校の現状に対する保護者の評価、日本建築学会大会梗概集 F-1、pp.43-44、2009.7
- 1-16) 高柳 百合子、明石 達生：子供の外出行動の活発化に向けた保護者の防犯安心感に寄与する街路の空間構成要素、日本都市計画学会、都市計画論文集、Vol.46、No.3、pp.949-954、2011.10
- 1-17) 安 俊相、吉田 哲、大影 佳史：道路でのひったくりに対する高齢者の不安とひったくり発生との関係の研究、日本建築学会計画系論文集、Vol.75、No.656、pp.2325-2333、2010.10
- 1-18) Joonsang An, Tetsu Yoshida, "Use of Correspondence Analysis to Analyze Feelings of Insecurity Among the Elderly Concerning Snatch Occurrences on Roads", Journal of Asian Architecture and Building Engineering, JAABE, Vol.10, No.1, pp.179-186, 2011.5
- 1-19) 安 俊相、吉田 哲：街路空間要素に対する高齢者の注視傾向とひったくりに対する不安との関係の研究、日本建築学会計画系論文集、Vol.76、No.667、pp.1577-1584、2011.9
- 1-20) Joonsang An, Tetsu Yoshida : Use of Omnidirectional Images to Analyze Elderly People's Feelings of Insecurity about Snatch Occurrences on Roads , Journal of Asian Architecture and Building Engineering, JAABE, Vol.12, No.2, pp.301-308, 2013.9
- 1-21) 野田 大介、室崎 益輝、高松 孝親：防犯環境設計に関する研究—都市における歩行者経路属性と犯罪の関係について—、第 34 回日本都市計画学会学術研究発表会論文集、pp.781-786、1999
- 1-22) 永家 忠司、外尾 一則、猪八重 拓郎：防犯環境設計における監視性、領域性の評価及び犯罪不安の関連について—スペースシンタックス理論におけるアクシャルラインとイソビスタを用いて—、日本都市計画学会都市計画論文集、No.42-3、pp.505-510、2007
- 1-23) 永家 忠司、外尾 一則：犯罪不安に関する空間的パターンと重回帰モデルによる分析—時間帯と理由を視点として—、第 41 回日本都市計画学会学術研究発表会論文集、pp.857-862、2006
- 1-24) 上杉 知、細見 昭、黒川 洸：犯罪不安感を考慮した住区基幹公園の利用選択に関する研究、第 34 回日本都市計画学会学術研究発表会論文集、pp.61-66、1999
- 1-25) 樋野 公宏、小出 治：住民による管理活動が公園の犯罪不安感に与える影響、日本建築学会計画系論文集、第 592 号、pp.117-122、2005.6
- 1-26) 大野 隆造、近藤 美紀：視線輻射と防犯性能の評価 住民の視覚的相互作用を考慮



- した集合住宅の配置計画に関する研究（その1）、日本建築学会計画系論文集、第467号、pp.145-151、1995.1
- 1-27) 樋野 公宏、柴田 建：監視性を確保するデザインによる住民の犯罪不安低減の構造  
2つの戸建住宅地でのアンケート調査から、日本建築学会計画系論文集、Vol.73、  
No.626、pp.737-742、2008.4
- 1-28) 貞広 幸雄、岡部 篤行：消費者の店舗属性に対する評価尺度の導出手法、都市計画  
論文集、28、pp.373-378、1993.11
- 1-29) 西井 和夫、近藤 勝直、佐々木 邦明、浅野 智弥：パネルデータを用いた買物場所  
スイッチング行動の要因分析、都市計画論文集、34、pp.901-906、1999.10
- 1-30) 丁 育華、近藤 光男、渡辺 公次郎：地方都市における消費者の買物意識と行動の  
分析、日本建築学会計画系論文集、74(636)、pp.417-422、2009.2
- 1-31) 余田 翔平、近藤 光男、渡辺 公次郎、丁 育華：徳島県における大規模小売店舗の  
立地の変遷と消費者の買物行動の変化に関する分析、日本建築学会計画系論文集、  
639、pp.1101-1107、2009.5
- 1-32) 樋野 公宏：買物不便が高齢者の食生活に与える影響とその対策 板橋地域におけ  
る高齢者買物行動調査の結果分析、日本建築学会計画系論文集、556、pp.235-239、  
2002.6
- 1-33) 日本建築学会編：建築用語辞典 第2版、岩波出版、1999.9.8
- 1-34) 新建築学大系編集委員会編：新建築学大系 21 地域施設計画、彰国社、p.9、  
1989.8.10
- 1-35) 細井 洋子、西村 春夫、辰野 文理：住民主体の犯罪統計—日常における安全と自  
己管理—、多賀出版、1997
- 1-36) 大阪府警察、<http://www.police.pref.osaka.jp/>
- 1-37) 経済産業省：買い物弱者対策支援について、  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonoshien2010.html>（参  
照 2014.8.23）

## 第2章 まちづくりにおける地域施設混在の意義

---

- 2-1 J.Jacobsによる地域施設混在にかかわる提言
- 2-2 クリストファー・アレグザンダーによる地域施設にかかわる提言
- 2-3 近隣住区論における地域施設立地の課題
- 2-4 防犯面からみた設計計画手法における地域施設立地のあり方
- 2-5 買い物弱者の出現と地域施設の役割

## 第2章 まちづくりにおける地域施設混在の意義

都市や生活環境が多様な空間構成や混在性を持つことは、暮らしを健全で安心にする。この仮説はさまざまな都市計画者、建築計画者によって提唱されており、本章では地域施設が混在する必要性について述べた内容を紹介する。

### 2-1 J. Jacobs による地域施設混在にかかわる提言<sup>2-1) 2-2)</sup>

近代的な都市の計画原理を批判し下町の魅力を説いた J.ジェイコブスは、都市の多様性や複雑性をもたらす利点を、アメリカ都市部で繰り広げられる数々の生活行為を例に挙げ述べている。都市の安全、公共のふれあい、交錯利用を維持するためには、都市の混合利用の中身がすさまじく多用でなくてはならないとし、単調な居住地は「不便さ」と「公共的な街路生活の欠如」、そして暗くなってから街路に出るのが怖いなどの「危険」が副作用として表れ、単調さは致命的であるとしている。

都市に各種用途の十分な混合（十分な多様性）をもたらす、文明的生活の維持するためには、以下の4条件が欠かせないとしている。

一つ目の条件は、「その地区や、その内部のできるだけ多くの部分が、二つ以上の主要機能を果たさなくてはなりません。できれば三つ以上が望ましいのです。こうした機能は、別々の時間帯に外に出る人々や、ちがう理由でその場所において、しかも多くの施設を一緒に使う人々が確実に存在するよう保証してくれるものでなくてはなりません。」とする「混合一次用途の必要性」である。ここでの一次用途とは、オフィスや住宅、娯楽や余暇の場のことをさし、それらが混合し人々が一日中時間的に散らばって利用する環境が必要であると示している。

二つ目の条件として、「ほとんどの街区は短くないといけません。つまり、街路や、角を曲がる機会は頻繁でなくてはいけないのです。」とする「小さな街区の必要性」を述べている。具体的に、ニューヨークのウエスト・サイドに高架線を移動した際に大衆が集まらなかった理由、逆にイーストサイドに高架線を移動した際には大勢の人が引き寄せられた理由として、ウエスト・サイドは長いブロックで、イーストサイドは短いブロックであったことを述べている。イーストサイドについては、「書店やドレスメーカーやレストランといった、実に数多くの専門店が、みごとにそこに潜り込んでいるのを見るとなかなか示唆的です。そしてそれは通常、必ずではありませんが、角近くにあるのです。」とし、街区の短さに加えて地域施設が街角に立地することの重要性を示している。

三つ目の条件は、「地区は、古さや条件が異なる各種の建物を混合させなくてはなりません。そこには古い建物が相当数あって、それが生み出す経済利益が異なっているようではなくてはなりません。この混合は、規模がそこそ似通ったもの同士ではなくてはなりません。」とする「古い建物の必要性」である。時代や種類の違う建物の混合が生まれることで、住居コストが混合し、事務所の多様性を実現することができるとしている。また、荒廃した都市に対しては、古い建物の一部をつぶし街路を追加する、人口密度を上昇させ、新規の一次利用場所を提供する、しかしそこには古い建物の十分な混合が必要であると提案している。

四つ目の条件では、「十分な密度で人がいなくてはなりません。何の目的でその人たちがそこにいるのかは問いません。そこに住んでいるという理由でそこにいる人々の人口密度も含まれます。」と述べている。高密度がトラブルやスラム化に影響するとして問題とされていることは間違いであり、都市の多様性には人々の過密な集中が必要条件であると示している。

彼女は、人が賑わう下町に批判的な改革家たちを非難し、地域施設が混合し人々がにぎわう多様性に富んだ都市の街路空間は、地域の防犯や活性化につながることを訴えている。

## 2-2 クリストファー・アレグザンダーによる地域施設にかかわる提言<sup>2-3)</sup>

都市の要素を 253 のパターンにわけ、それぞれの要素が横断的に結びつくことが環境の秩序と多様性を担保するとしたクリストファー・アレグザンダーの理論において、いくつかの地域施設の要素に関する記述がある。

たとえば、No.89 の「角の日用店」では、「健全な近隣であれば、角の日用店が重要な役割を果たすと思う。これは単に、誰にとっても便利であることと、もう一つには、それが近隣の一体化に役立つからである。』、『サンフランシスコのある老人用住宅団地の管理者の報告では、人々が市の新しい住宅団地への移転を拒む最大理由の一つは、その団地が「・・・町角ごとに店がある下町地区」に位置していないからというものであった。』と述べ、具体的に、「どの近隣でも、中心部の近くに角の日用店を少なくとも 1 軒は設けること。」「個々の日用店が 1,000 人をまかなえるよう、人口密度に応じて 200 から 800 ヤード (180-730 m) ごとに配置すること。しかも交通人の多い角地にそれを配置すること。」と立地について示している。また、角の日用店は散歩を誘発する効果があると考え、外からよく見通せるよう広い入り口を設けることを条件としている。

No.87 「個人商店」では、「店が大きすぎたり、不在所有主によって管理されると、観念的で、型にはまった退屈な店になる。」と述べ、「コミュニティに人間味溢れる素質を取り戻すには、あらゆる形式のフランチャイズやチェーンストアを禁じ、コミュニティ内の商店の実質的な規模を制限し、さらに不在所有主の所有を禁ずるしかない。」「新設の商業ビルは、多数のごく小さな賃貸スペースに分割される場合のみ営業を認めること。」など都市における個人経営の商店を擁護する内容が示されている。

No.95 「複合建物」では、3 階建ての小さな建物と近代的な巨大オフィスビルの 2 種類の公共建物で行われた調査を例に挙げている。その調査において、サービスに満足する重要条件が小さな建物の利用者は職員が親切で有能な対応であることが多かったのに対し、巨大オフィスビル利用者が職員の対応に言及するものはまれであった結果を引用し、巨大オフィスビルが「人間的環境から重大な離反を示すものと考え」と示している。そして建物の規模について、「高密度地区の建物の複合体の場合、その人間的な部分の識別を可能にする最も安易な方法は、正面間口を狭くして、各戸に内階段を設けることである。」「最も高密な地区では、共有の界壁で狭い間口に分割した 3、4 階建ての建物を歩行者街路ぞいに並べ、各戸に内階段か外階段を設けること。時間をかけて隣家になじませるために、できるだけ一度に一戸ずつ建設するよう力説すること。建物の正面は 25 から 30 フィート (7.5~9m) の高さに抑えること。」と具体的に提言している。

No.165 「街路への開口」では、「街路からいろいろな空間をのぞき込めると、人びとの

世界は拡大し、豊かになり、さらに理解が深まり、街路にコミュニケーションと学習の可能性が生まれる。」とし、地域施設の開口部が街路へ開口することは地域施設へ立ち寄る人々が生まれ、さらに開口はガラスによる連続性よりも実際に開け放した壁（引き込み壁やシャッター付きのもの）は人々の深い係わり合いを生み出すとしている。

### 2-3 近隣住区論における地域施設立地の課題<sup>2-4) 2-5)</sup>

近隣住区とは、日常生活を豊かにし、人間的交流を作り出すための都市の基本的な生活空間の単位として、1929年にC.A.ペリーによって提唱された理論である。

半径400m程度、人口約8,000～10,000人の住宅地に、小学校・教会・コミュニティセンター・近隣公園を中央に配置し、幹線道路で囲われた通過交通を遮断する原則（図2-1）に基づき、わが国では千里ニュータウンをはじめ数々のニュータウンが計画された。



図 2-1 C.A.ペリーの近隣住区原則<sup>2-6)</sup>

千里ニュータウンに代表される計画的な街の地域施設の立地（図2-2）は、地区センターや近隣センター内に限られている。またセンター内の地域施設は一業種一店舗または二店舗といった規制があるため、店舗間の競争がない、閉店時間が早い、物価高やサービス

低下などの問題が指摘される。この問題に着目し、既成市街地やニュータウンの地域施設の立地に関する調査によって、自然発生的な既成市街地にみられるようなさまざまな施設の混在や地域施設の多様性が都市の魅力につながることを示した柏原士郎は、以下のことを述べている。

(1) 都市デザインにおいて、屋台や露天の魅力が見直されている。フォーマルな都市機能を補完し、都市空間のアメニティを高める装置として再評価されているのである。通常の店舗では採算の取れない商品の供給、深夜などの閉店時間帯におけるサービス、低価格商品の供給など機能的にもその存在意義は大きい。

(2) これまでのニュータウン計画がアメニティに欠けると批判される理由は、一業種一店舗などという施設構成における多様性と選択性の欠如に起因するところが大きい。競争の原理が働かないところに都市の魅力は形成されないのである。

(3) これまでの計画理論にもとづいてつくられたニュータウンにみられるセンター集中型の住宅地よりも、居住者は施設が住宅地内に混在することを望むが、非常に近い所に立地することを望む施設や業種でも、極端に近いところでは、迷惑することもあるので、適当に近いところ望む傾向があることもわかった。

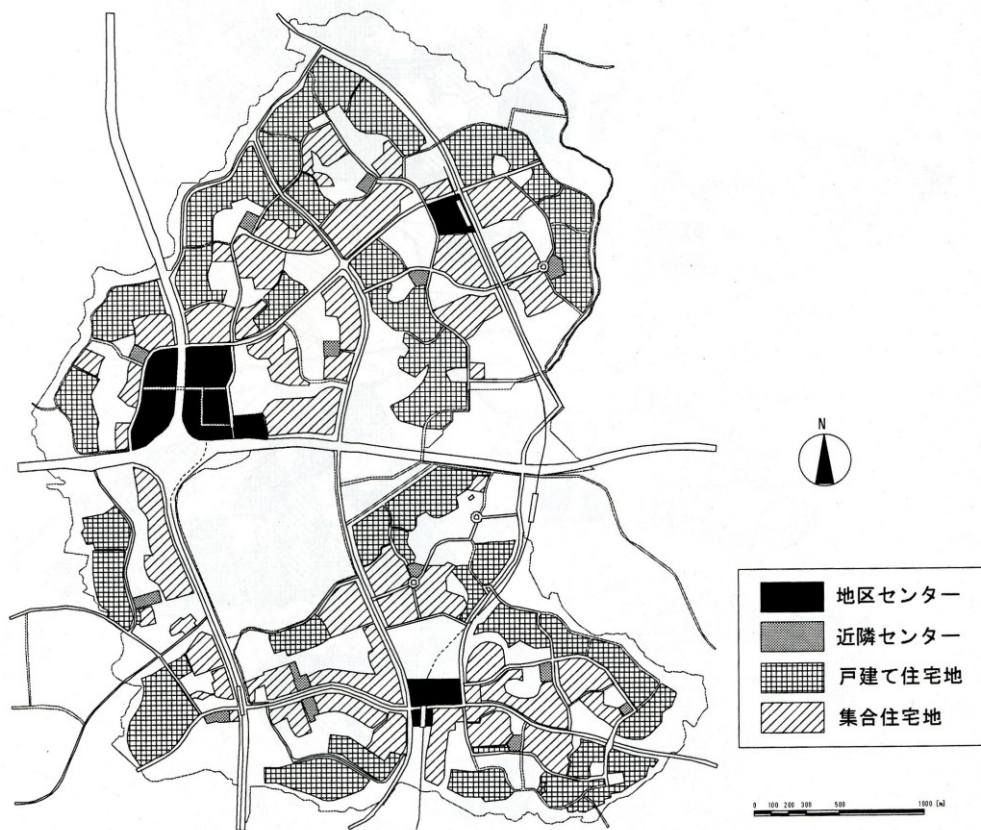


図 2-2 千里ニュータウンの土地利用状況 2-7)

## 2-4 防犯面からみた設計計画手法における地域施設立地のあり方<sup>2-8)</sup>

人々が犯罪や犯罪不安から解放され、質の高い生活が送れるようになるためのコミュニティや住宅地の設計計画について解説したイアン・カフーンは、人々の暮らしの安全・安心を担保する地域施設の立地のあり方について、以下のように記述している。

『住宅に隣接するエリアの安全は、「よく利用される共同施設を戦略的に配置する」ことで効果の出ることがある。(1) 住宅地は、エリアのセキュリティ改善に役立つよう、商業施設や社会施設と混在させるべきである。(2) 公園と遊び場は、住宅から自然に見まもられるようにしなくてはならない。』と述べている。

英国における政府や警察および地方自治体側で作成した資料の引用からは、犯罪低減の原則として<sup>注2-1)</sup>、「ミクスト・ユース（用途混在）開発。衝突を生む恐れのある対立的な土地利用は避ける。」が打ち出されている。SBD 制度<sup>注2-2)</sup>による新しい住宅地設計の原則を紹介し、「植栽は、自然の見守り機会を妨げず、隠れやすい場所をつくらないようにする。一般的規制として、視界を妨げないように、低木は成長しても 1m 以内の高さに押さえ、高木は枝葉が 2m より下に茂らないようにする。塀と生垣は、扉と窓が隠れないようにし、樹木の位置は家屋によじのぼりにくく、また屋外照明や CCTV の視角を遮らないようにしなくてはならない。他人の立ち入りを防ぐとげやいがのある植栽が推奨できる。」や、「警察建築指導官（防犯設計アドバイザー）は、良好な自然の見まもりを確実にするため、建物妻側に窓を設けているかどうかを常に確認する。」「歩廊、共用領域、ドライエリア、庭園、それに車庫や駐車スペースなどを含むあらゆる公共的空間は、視角、隠れ場所ができるのを避けなくてはならない。」と自然監視性について着目している。

地域施設に限らず、建物内部からの自然監視性、見通しのよさが、まちの安全・安心に寄与すると述べている。

## 2-5 買い物弱者の出現と地域施設の役割

地域施設の混在性が喪失した環境において危惧されている「買い物弱者」の出現について、買い物弱者の出現に起因する要素を抽出し、買い物弱者を支援する地域施設の役割について述べる。

### 2-5-1 買い物弱者の出現に起因する要素

高齢単身世帯の増加等により、自ら外出することが困難かつ支援を十分に受けられないため買い物に困難を感じる「買い物弱者」と呼ばれる人々が増加している。買い物弱者は、身体的条件、環境条件、経済的条件、社会的条件などが複雑に結びつくことで出現すると考えられる。それらの条件となる要素の特徴について、以下にまとめる。

#### (1) 買い物弱者の出現要因となる属性

買い物などの日常生活を困難に感じる要因には、年齢、健康状態、近隣関係、身体的特徴などの属性が挙げられる。

年齢は、生活自立度に影響すると考えられる。たとえば人間は、乳幼児は日常生活のすべてを他者に依存するが、年齢が上がるとともに自立し、より複雑な動作や判断ができる



ようになる。しかし加齢により老化が進行すると、動作や判断に衰えが生じる。

健康状態は、病気や加齢による身体機能低下などで変化し、健康状態によって徒歩や自転車による近隣への外出や、交通機関等の利用が制限されるなどの生活行動に変化が生じることがある。健康を損なっても一時的な場合と慢性的な場合があり、一時的な変化の一つには妊娠が含まれる。

世帯構成は、健常者との同居の有無の影響が大きいと考えられる。健常者と同居している場合、買い物などの代行、通院などの外出時の同行や補助などのサポートが期待できる。一方で、世帯に乳幼児がいる場合は、外出時には乳幼児に必要な荷物の持ち運びや養護が必要となるため、負担になることがある。

近隣関係について、良好である場合には買い物などの代行や通院などの外出時の同行や補助などの助け合いが期待できるが、希薄である場合、外出行動の支援の依頼ができないだけでなく、特に単身世帯においてはささいな相談事をする相手がいない、孤独死などの問題にもつながる。

身体的特徴について、高齢者や障がい者、幼児といった一般成人と比較して外出に制限がある状態の人々を対象とする場合、筋力や視力・聴力の低下、骨・関節の障がい、反射能力の低下が日常生活に影響すると考えられる。

幼児の場合、一人では外出が困難であるという点で身体的特徴のある対象者となるが、成長とともに解消されると対象外となる。

## (2) 買い物弱者の出現要因となる環境条件

買い物などの日常生活を困難に感じる要因となる環境条件には、交通手段や地域施設の立地場所が挙げられる。

交通手段は、鉄道やバスなどの公共交通機関や、徒歩、自転車、バイク、自動車などの個人による移動手段が挙げられる。鉄道やバスによる移動は、都心部においては駅や停留所の間隔や運行状況などが充実した環境であれば移動時の不便は少ない傾向にあるが、公共交通機関が整っていない過疎地などにおいては、停留所や駅の立地、運行時間などの影響により不便を感じる傾向にある。徒歩は、すべての交通手段のなかの基盤となる移動手段である。日常生活に必要な移動を徒歩のみで行うことができる環境は、地域施設の立地状況や支援等の条件が徒歩圏内で満たされていることが必要である。自転車による移動は、身近な目的地への移動手段として活用されているが、身体的能力との兼ね合いで、自転車を運転できない属性の人がいる。自動車による移動は、運転技能を取得していること、または運転技能取得者が身近にいることが必要条件である。65歳以上の高齢者は、警視庁が交通人身事故の高齢者の割合が増加していることをうけ自動車免許返納を呼びかけているため（2012年現在）、運転免許証を返納する高齢者は、買い物弱者となる可能性がある。

地域施設の立地場所は、自宅から地域施設までの移動距離、移動手段と関係性が強いと考えられる。地域施設が徒歩圏内にある場合、移動距離の問題は生じにくいですが、徒歩や自転車で移動する際、道路の勾配や舗装状態などの道路環境が外出に影響すると考えられる。地域施設が徒歩圏外にある場合は、自宅と地域施設間の移動手段の選択肢の有無が影響すると考えられる。



### (3) 買い物弱者の出現要因となる経済的条件

経済的条件によって国や行政が行う支援について、高齢者や障がい者に対する支援は、老人医療費助成制度、高齢者住宅改修費助成事業、公共交通機関や入浴料金の割引などが挙げられる。大阪市を例に挙げると、支援を受けるためには年齢、所得、居住地域、要支援や要介護認定などの要件を満たす必要がある。子育て世代に対する支援は、子どもの医療費、子供手当(児童手当)、幼稚園に就園している子供の保育料に対する補助などがあり、支援を受けるためには、子どもの年齢や人数、居住地域などの要件を満たす必要がある。それらの条件が満たされず支援を受けられない場合、外出行動に影響する可能性がある。

### (4) 買い物弱者の出現要因となる社会的背景

買い物弱者の出現する要因の一つに、法律の影響、情報通信技術などの社会的背景がある。

法律の影響について、1974年に施行された大規模小売店舗法が挙げられる。ロードサイドショップと呼ばれる大型店の出現により「商業近代化地域計画」で適正配置が図られたが、地域の商店街等と大型店との摩擦が大きくなり、「大規模小売店舗法」と同時に「中小小売商業振興法」が施行され、大型店の規制と小売の保護の試みがなされた。その後、1990年代に大型店の規制緩和が実施され、1998年に大規模小売店舗法が廃止された。2000年に、まちづくり三法(大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法)が施行されたが、大型店が中心市街地に出店する際の、交通渋滞、騒音、廃棄物の問題が論点となった。2009年には、商店街が地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化すること、商店街を担う人材対策を強化することを目的とした「地域商店街活性化法」が施行された<sup>2-9)</sup>。以上のように、中心市街地の商店街を保護し活性化するための法的措置が取られているものの、郊外や幹線道路沿いの大型店の出店により、中心市街地の商店街や商店の衰退は現在も課題である。これらの現象は身近で買い物ができないなどの日常生活を困難にする要因となり、買い物弱者の発生に直接的に起因する。

情報通信技術(ICT)の進展は、社会に大きな変革をもたらし、日常生活にさまざまな恩恵をもたらしている。近年の流通サービスの発達によって、最寄り品だけでなく、買回り品や専門品といった種々の品物を通信販売で購入できるようになった。このような、外出を伴わない買い物が整備されることで、消費者は買い物先の選択肢が大きく広がり、通信販売による市場規模は年々拡大し続けている。

しかし、年齢・身体的条件によるデジタル・デバイド<sup>注2-3)</sup>のため、現状では、高齢者や障がい者等の一部が、こうした恩恵を享受できていない。

#### 2-5-2 買い物弱者を支援する地域施設の役割<sup>2-11)</sup>

外出が困難な高齢者や、自宅から離れた場所にしか商店がなく、買い物に不便を感じる人々にとって役立つ支援が各地で取り組まれている。経済産業省では、買い物弱者を支援するために、①身近な場所に店を作る、②商品を届ける、③人々が出かけやすくすることが必要である、としている。ここでの地域施設が果たす役割は、①地域の交通結節点、②小商圈を対象とした多角的なサービス拠点、③人的な交流が行われるサロン、が挙げられ、基礎的な生活サービスを提供する「小さな拠点」としての効果が期待されている。しかし、

小規模の地域施設の事業を継続していくためには、運営のための市場活動が必要であり、事業者、地域コミュニティ、行政などが役割を分担し、連携することが求められている。それらの運営に関して行政が支援を行った事例について、以下に示す。

### (1) 地域施設とボランタリーチェーンの契約

過疎化や高齢化により存続が危ぶまれていた購買店舗が、ボランタリーチェーンに加盟したことにより、豊富な品揃えとサービスレベルの向上を実現した事例がある。広島県呉市の「Y ショップ JACK 大崎店」は、瀬戸内海の離島で運営する「JA 広島ゆたか」が「山崎製パン Y ショップ」に加盟し新たに運営を始め、「山崎製パン Y ショップ」の通常の品揃えに加え、地域特産品や JA 組合員向けの農業生産資材を取り扱うことで集客を向上させた。山崎製パンが持つ全国物流網と接客等を含む運営ノウハウが提供され、サービス向上にもつながった。また、閉店時刻を延長し、土日も営業することで今までに対応できなかった時間帯の来店客を取り込むことができている。加盟後の経営は加盟前と同様 JA が主体であり、建物を所有するかたちで支所長が店長を兼任している。ボランタリーチェーン契約を生かした加盟店側に経営上の判断の自由度を高くしたことが地域にマッチした成功の一つとされている。

### (2) 地域施設のネットスーパー事業と行政の連携

地域施設と行政の連携事業の事例として、和歌山県田辺市龍神村に立地するスーパーオークワ田辺店の例がある。同地区は田辺市の中心部まで一時間程度かかる地域で、買い物に困る高齢者が増加しているため、和歌山県とスーパーオークワ田辺店が同地区向けの専用のネットスーパーを実験的に開設した（2010年9月末から12月中旬まで）。

和歌山県では IT による過疎地域活性化を目指し光ファイバーを敷設しており、同地区のインターネット環境は良好である。また、田辺市が高齢者向けの IT スキル向上にも力を入れているため、スーパーオークワ田辺店は田辺市と共同して公共施設にパソコンを設置、田辺市の行政局が人材を派遣し週1回パソコン等の講習やネット発注のサポートを行うことで連携している。事業としては、配達日時を絞り込みによるコストの削減を行い、成果を上げている。

### (3) 地域施設の宅配サービス事業

全国展開するチェーン店において、地域に根付いた事業を行う傾向がみられる。大手コンビニエンスストアのセブンイレブンでは、弁当惣菜の開発・製造技術、物流と店舗網のインフラを活用し、栄養バランスと利便性に配慮した宅配用商品を独自に開発し、食事宅配サービス事業「セブンミール」<sup>2-12)</sup>を全国展開している。宅配は、セブンイレブン加盟店の店員またはヤマト運輸が行い、店舗によっては店員が高齢者宅を週1回訪問するといった御用聞きサービスをしている。セブンイレブン・ジャパン本部は、地域活性化包括提携協定を締結し、買い物や料理に悩む地域住民に情報を提供するなどの自治体の取組みにもセブンミールを活用する例がみられる。商品は、弁当や総菜の工場生産、仕入れを行い、コンビニの物流網で店舗に配送するなどの既存のインフラを活用することで、短期間で効率的なサービスが提供できる。今まで来店していない利用者の獲得が期待できるとき

れている。

#### (4) 非営利活動法人による地域施設の運営事業

非営利活動法人を立ち上げ事業を展開した地域施設の事例をあげる。大分県中津市では、合併の影響により徒歩圏内に日用品を購入できるお店がなくなる地域が出現したため、非営利活動法人「ノーソンくらぶ」を立ち上げた。周辺住民 80 人が会員となり、共同店舗による販売と地域産品のスーパーへの委託販売を行っている。会員のうち 30 人は「ノーソンくらぶ」を通して自ら生産した農産物を委託スーパーに販売し、収入を確保している。スーパーでの委託販売によって得られた現金収入を「ノーソンくらぶ」での購入資金に充てており、事業の相乗効果を発揮している。地域には、既存の移動販売を含む他の事業者があり、それらとの共存を図るため「ノーソンくらぶ」の店舗には魚や肉といった生鮮品は置いていない。品揃えについては、食品や衣類、生活用品など住民からのリクエストにより商品を増やすなどの柔軟な対応がとられている。また、共同店舗に憩いのスペースを設けることで、小学生や高齢者が集まりやすい環境をつくり、地域コミュニティの中心となる地域施設として期待されている。

#### (5) 地域施設による移動販売事業

中山間地などの身近な商店が少ない過疎地域への対応や、身近に生協店舗が欲しいとの組合員の要望に応えるため、福井県民生活協同組合は、2009 年 10 月より独自事業として移動販売「ハーツ便」の運営を開始した。国の交付金をもとに県がモデル事業を創設し、行政が事業者の車両費、人件費を支援した宅配サービス事業である。生協がもともと有している無店舗事業の配送インフラを活用することで、効率的な巡回ルートを短期間で構築している。利用者からの要望商品を翌週届け、季節企画商品を取り扱うなどニーズに合わせた施策も行っている。また、販売車の駐車場所に住民が集まることにより、地域に新たなコミュニケーションの場が提供できている。

高齢化率 43%の豪雪地帯である岩手県西和賀町では、6 年前に町内の移動販売が廃止された。隣の秋田県から巡回してくる移動販売の停留所まで、山道を 3km 歩く高齢者が存在するため、西和賀町社会福祉協議会は、登録された高齢者からが電話で注文を受け、地元のスーパーでピッキングする事業「まごころ宅配便」を展開した。商品はヤマト運輸が高齢者宅まで配達し、セールスドライバーが社会福祉協議会に一人暮らし高齢者の安否確認を同時に行うことで連携を行っている。

また、近隣の高齢者が宅配到着時に寄り合い商品を分け合う事業の広がりを見せており、配達料金の負担軽減や複数人の同時安否確認などの利点につながっている。

#### (6) 地域施設による交通手段事業

公共交通機関が廃止された地域における支援事業の事例を挙げる。三重県四日市市では、鉄道駅と住宅地を結ぶ路線バスが利用者の減少により廃止されることになり、自動車を持たない住民の買い物や通院の足がなくなることが懸念された。地域住民は四日市市に対して存続を要請したが、満足な回答は得られなかった。そのため地域住民は、自らによって解決策をさぐり、2002 年に無料の試験運転を経て、2003 年に非営利活動法人の認証と路

線バスの許可を取得、「生活バスよっかいち」として本格的な運行を実現することができた。事業主体は地域住民を中心として設立された非営利活動法人であり、対象地域を商圈とするスーパーサンシが協賛している。スーパーサンシは、他地域において買い物のためのバス運行の経験があり、地域貢献できるバス路線を検討していた。四日市市は、地域貢献協働体の協賛企業として有力なスーパーサンシを地域に紹介するとともに、テスト運行の実績を踏まえて、運営費の不足分を補充するための四日市市独自の補助金制度を創設した。運行は従前から地域の路線を担当していた三重交通に委託し、地域の協賛事業者協働体として、スーパー、病院等も路線に組み込み生活ニーズに込えている。バス停の間隔を 200～300m程度と短くし、バス停設置に道路使用許可を取らなくて済むよう、沿線住民等に私有地を無償で利用させてもらうなどの協力を得ている。また、運行時間外を利用して、月 1 回福祉センターへの高齢者の送迎も実施しており、生活ニーズに合わせた運行を実現している。

## 注

注 2-1) 英国政府の環境省による通達「プランニングによる防犯」により、警察の建築指導教官（防犯設計アドバイザー）たちと地方自治体計画当局との間で、プランニング業務へのコンサルテーションが確立し、設計計画による安全確保について言及した原則である。

注 2-2) SBD（設計による安全確保）制度は、防犯性をふまえた都市デザインの原則を支持し、1989年に打ち出された英国警察主導の提案である。この制度は運輸省、地方自治体、行政区（以前は英国地方政府地域省 DETR）と、商業・産業組織を含む協議の中からまとめあげられた。警察署長協会（ACPO）とスコットランド警察署長協会（ACPOS）が支持し運営管理しているが、内務省の後ろ盾が得られている。その目的は、「政府の主要な計画目標の1つを支えること、すなわち、人々が暮らし働きたいと望む、安全で質の高い場所を創出すること」である。

注 2-3) デジタル・デバイトとは、「パソコンやインターネットなど情報技術を使う能力の差によって生じる個人間・国家間の経済的格差。情報格差。」とする<sup>2-10)</sup>。

## 参考文献

- 2-1) J・ジェイコブス、山形 浩生（訳）：アメリカ大都市の死と生、鹿島出版会、pp.166-250、2012.4.30
- 2-2) J・ジェイコブス、黒川 紀章（訳）：アメリカ大都市の死と生、SD 選書 118、p.68、pp.203-211、1977.3.1
- 2-3) クリストファー・アレグザンダー、平田 翰那（訳）：パターン・ランゲージ環境設計の手引、鹿島出版会、pp.225-227、pp.230-231、pp.246-249、pp.407-409、1984
- 2-4) 柏原 士郎：地域施設計画論 立地モデルの手法と応用、鹿島出版会、1991.12.5
- 2-5) C.A.ペリー、倉田和四生訳、近隣住区論、鹿島出版会、1969
- 2-6) 同上、p.122
- 2-7) 伊丹 康二：ニュータウンにおける街角施設の発生実態からみた街角施設の計画手法に関する研究、大阪大学博士論文、2002

- 2-8) イアン・カフーン、小畑 春治（訳）、大場悟（訳）、吉田拓生（訳）：デザイン・アウト・クライム「まもる」都市空間、鹿島出版会、p.40、pp.177-190、2007.9.30
- 2-9) 坂本 秀夫：大型店出店調整問題―第 1 次百貨店法から大店立地法へのプロセス、信山社、pp11-28、1999
- 2-10) 広辞苑 第六版、岩波書店、2013
- 2-11) 経済産業省：買い物弱者（買い物難民）応援マニュアル（第 2 版）、  
<http://www.meti.go.jp/press/2011/05/20110530002/20110530002.html>（参照 2013.8.20）
- 2-12) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス：セブンイレブンのお食事お届けサービス セブンミール、<http://www.7meal.jp/>（参照 2012.11.1）

## 第3章 防犯面における安全対策の効果と犯罪不安箇所に関する分析

---

- 3-1 はじめに
- 3-2 対象地区の概要
- 3-3 調査方法の概要
- 3-4 防犯面における安全対策の評価に関する分析
- 3-5 犯罪不安箇所に関する分析
- 3-6 防犯面における安全対策と犯罪不安箇所の関係性
- 3-7 地域施設分布と犯罪不安箇所の関係性
- 3-8 まとめ

## 第3章 防犯面における安全対策の効果と犯罪不安箇所に関する分析

### 3-1 はじめに

本章では、地域施設の自然監視性による防犯効果を検証するための前段階として、統合予定の2校の公立小学校区に通う児童の保護者を対象に、犯罪不安に関する意識調査を実施する。対象の2校は、2014年4月に統合されて滝井小学校校地に仮移転し、2016年に竣工予定の施設一体型小中一貫校校地に再度移転するのに伴い、通学路が二度変更される計画である。そのため、変更後の通学路に即した見守り活動の見直しに対する要望や犯罪面に対する不安が保護者から出されている<sup>注3-1)</sup>。したがって、まず現在の通学路において保護者が子どもに対する犯罪不安を感じる箇所を把握し、その要因を明らかにしたうえで保護者と学校が統合後の新しい通学路を選定し、次いで、両者の合意が得られた新しい通学路の安全対策を講じるという手順を踏むことが、新しい通学路に対する保護者の理解と協力を得るうえで重要である。

そこで、通学路における適切な防犯対策を講じるために必要な基礎資料を得ることを目的として、小学校区の児童の保護者を対象に、①通学路における防犯対策の有効性に対する評価、②校区内で犯罪発生の不安を感じる場所（以下、犯罪不安箇所）の調査を行う。それらの結果をふまえて、③通学路に面する街路の安全対策の実態調査を行い、②で明らかにした犯罪不安箇所と街路に面して立地する街路の安全対策および地域施設との関係性を分析する。

### 3-2 対象地区の概要

調査対象は、小中一貫校として中学校と統合予定の、大阪府守口市の滝井小学校および春日小学校の校区とする。調査対象である両校区内（図3-1）には、碁盤目状に整理された区画に接する直線状の街路と、古い町割りが残る旧市街地の入り組んだ細街路が混在している。

高架化された鉄道が通り、滝井小学校区には滝井駅と太子橋今市駅、春日小学校区には土居駅と守口市駅が立地している。滝井小学校区には2本の地下鉄路線、国道1号線、内環状線（国道479号線）が通っている。2014年4月に校区が統合されることで、内環状線を横断する通学路が設定されることになる。また、滝井小学校区にはアーケードのかかる京阪商店街、春日小学校区には土居駅前通り商店街、守口市駅前には繁華街や大型商業施設が立地している。

#### 3-2-1 滝井小学校の概要（表3-1）

滝井小学校の児童数は163名、学級数は9学級である（2012年5月1日現在）。滝井小学校では、登校時に保護者による付き添いや、集団登校を実施している。下校時は、子ども安全声かけ隊と呼ばれる地域のボランティアが、通学路に立ったり小学校の正門から自宅まで子どもたちと同伴し見送ったりするなどの活動と、地域一斉パトロール<sup>注3-2)</sup>（以下、放課後の声かけ隊）が年1回行われ、通学路に交通専従員が配置されている。

### 3-2-2 春日小学校の概要（表3-1）

春日小学校の児童数は254名、学級数は12学級である（2012年5月1日現在）。春日小学校では、登校時は滝井小学校と同様、保護者による付き添い集団登校をしている。また、ボランティアが通学路に立ち、児童を見守っている。下校時は、児童が各自で帰宅する。通学路には交通専従員が配置されているが、ボランティアによる見守り活動は、年3回の地域一斉パトロール以外は実施されていない。



図 3-1 調査対象地区の概要

表 3-1 滝井小学校・春日小学校の登下校の状況（2012年5月1日現在）

	児童数	学級数	登校時の状況		下校時の状況			
			集団登校	保護者の付き添い	集団下校	保護者の付き添い	地域ボランティアの見守り活動	交通専従員
滝井小学校	163	9	○	○	×	×	○	○
春日小学校	254	12	○	○	×	×	×	○



### 3-3 調査方法の概要

守口市教育委員会の協力を得て、滝井小学校と春日小学校に通う児童の全ての保護者を対象に、通学路の安全・安心に関するアンケート調査を実施した。アンケート調査票（図3-2）は、校長を通じて、担任がクラス単位で1世帯1部を配布し、逆の手順で回収した。回収数は、滝井小学校が130部中101部（回収率77.7%）、春日小学校が195部中172部（回収率88.2%）である。調査概要を表3-2に示す。

## 2. 校区内の通学路の防犯対策について、おうかがいします。

問3. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかけられる等のこわい目にあうかもしれない、**防犯面で不安を感じる場所**はありますか。**あてはまる番号に○**を付けてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問4. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかけられるなどのこわい目にあわないようにするには、どのようなもの(こと)があると安心ですか。下記の①～⑫それぞれの項目について、**あてはまる番号に○**を付けてください。

※お子様の通学路にあるもの(こと)については、その評価をしてください。お子様の通学路にないもの(こと)については、一般的な通学路を想定して評価をお答えください。

	非常 に不安 である	どちら かとい えは不 安であ る	ど ちら でも ない・ わか らな い	ど ちら かとい えは安 心であ る	非 常 に安 心であ る
※記入例	1	2	3	4	5
① 集団登校	1	2	3	4	5
② 見守り隊(朝の付き添い登校)や放課後の声かけ隊などの活動	1	2	3	4	5
③ 店舗や住宅にいる人により、通学路が見守られている	1	2	3	4	5
④ いざという時に助けを求められる店舗や住宅 (「こども110番の家」も含む)	1	2	3	4	5
⑤ 「防犯パトロール中」と掲げた自転車や自動車	1	2	3	4	5
⑥ 「ちかん注意」「ひったくり注意」などの看板	1	2	3	4	5
⑦ 植栽の手入れ、道のそうじなどが行き届いている	1	2	3	4	5
⑧ 街灯の明るさ	1	2	3	4	5
⑨ 街頭に設置された防犯カメラ	1	2	3	4	5
⑩ 緊急時に警察に通報できたり、防犯カメラが作動したりする街灯(スーパー防犯灯)	1	2	3	4	5
⑪ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5
⑫ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5

図3-2 アンケート調査票（一部）

表 3-2 アンケート調査の概要

調査対象地区	滝井小学校および春日小学校に通う児童をもつ世帯	
調査対象者	滝井小学校および春日小学校に通う児童の保護者 またはそれに準ずる方	
調査期間	2012年11月16日(金)～26日(月)	
回収数/配布数 (回収率)	273/325 (84.0%) 【滝井小学校101/130(77.7%)、春日小学校172/195(88.2%)】	
アンケート内容	① 回答者の属性に関する項目 (問5～問8)	年齢、性別、見守り活動への参加の有無、 居住地、小学校に通う児童の性別および学年
	② 通学路における交通安全要素の評価項目・ 5段階評価(問2)	集団登校、付き添い登校・見守り活動、歩道、ガードレール、スクールゾーン、地下道、歩道橋、信号、横断歩道、注意喚起の看板・表示、街灯の明るさ、交差点の見通しのよさ、路上駐車・路上駐輪
	③ 通学路における防犯資源要素の評価項目・ 5段階評価(問4)	集団登校、付き添い登校・見守り活動、街灯の明るさ、街頭の防犯カメラ、スーパー防犯灯、注意喚起の看板・表示、店舗や住宅からの見守り、助けを求められる店舗・住宅、防犯パトロール中の自転車・自動車、植栽の手入れ道の掃除
	④ 校区内において交通面で不安を感じる場所に関する項目 (問1、問9)	地図に交通不安箇所を記入し、 不安を感じる理由を選択
	⑤ 校区内において防犯面で不安を感じる場所 (問3、問10)	地図に犯罪不安箇所を記入し、 不安を感じる理由を選択

表 3-3 交通不安を感じる理由

1. 車の交通量が多い	2. 自転車の交通量が多い
3. 歩道がない	4. 歩道はあるが狭い
5. 路上駐車がが多い	6. 路上駐輪が多い
7. 信号がない	8. 横断歩道がない
9. 夜間暗い	10. 道路の見通しが悪い
11. 脇道などから車や自転車が急に飛び出してくる	
12. その他	

表 3-4 犯罪不安を感じる理由

1. ひと気がない	2. 不審者がいた、いたと聞いたことがある
3. 道路の見通しが悪い	4. 夜間暗い
5. 若者などがたむろしている	6. 道に不審な車が停まっている
7. らくがきがある、ごみが捨ててあるなど荒れている	
8. 草木の手入れが行き届いておらず生い茂っている	
9. その他	

アンケート調査では、通学路における交通安全にかかわる要素と通学路における防犯にかかわる要素を、「非常に安心である」「どちらかといえば安心である」「どちらでもない・わからない」「どちらかといえば不安である」「非常に不安である」の5段階で評価してもらう。交通面で不安を感じる（以下、交通不安）回答者、犯罪不安を感じる回答者には、校区内の不安箇所の範囲を地図に線で囲んで記入してもらい、そこを不安を感じる理由について、表3-3、表3-4の選択肢から選んでもらう。回答者が回答用紙の地図に描いた不安箇所の範囲を、イラストレーターを用いてパスを作成し、交通不安箇所は青色、犯罪不安箇所は赤色に20%の不透明度で着彩した（図3-3）。それらをすべて重ね合わせることで、重なりが多いほど色が濃くなるように表現し、色の濃淡で不安箇所の範囲と程度を視覚化する<sup>注3-3</sup>。

本章では、犯罪不安について分析し、犯罪不安箇所の全体および選択理由別の傾向を把握する。

### 3-4 防犯面における安全対策の評価に関する分析

#### 3-4-1 回答者の属性

滝井小学校の回答者の属性について、性別は、[女性]が91.1%、[男性]が8.9%である。年齢は、[40-49歳]が48.5%で最も多く、次いで[30-39歳]が36.6%で、30～40代が85.1%を占める。世帯ごとの児童数は、[1人]が75.2%、[2人]が20.8%、[3人以上]が2.0%である。児童の性別は、[女子]が37.2%、[男子]が61.2%と、男子児童の割合が高い。

春日小学校の回答者の属性について、性別は、[女性]が93.0%、[男性]が7.0%である。年齢は、[40-49歳]が55.6%で最も多く、次いで[30-39歳]が38.6%と、30～40代が94.2%を占める。世帯ごとの児童数は、[1人]が71.9%、[2人]が25.1%、[3人以上]が1.2%である。児童の性別は、[女子]が51.4%、[男子]が47.2%で、ほぼ半々の割合である。

両校を合わせた回答者の属性は以下のとおりである。性別は、[女性]が91.9%、[男性]が7.7%である。年齢は[40～49歳]が52.7%と最も多く、次いで[30～39歳]が37.7%と、30～40代が約9割を占める。世帯ごとの児童数は、[1人]が73.2%、[2人]が23.8%、[3人以上]が1.5%である。児童の学年で最も多いのは、[1年生]の22.7%で、次いで[5年生]の17.8%である。

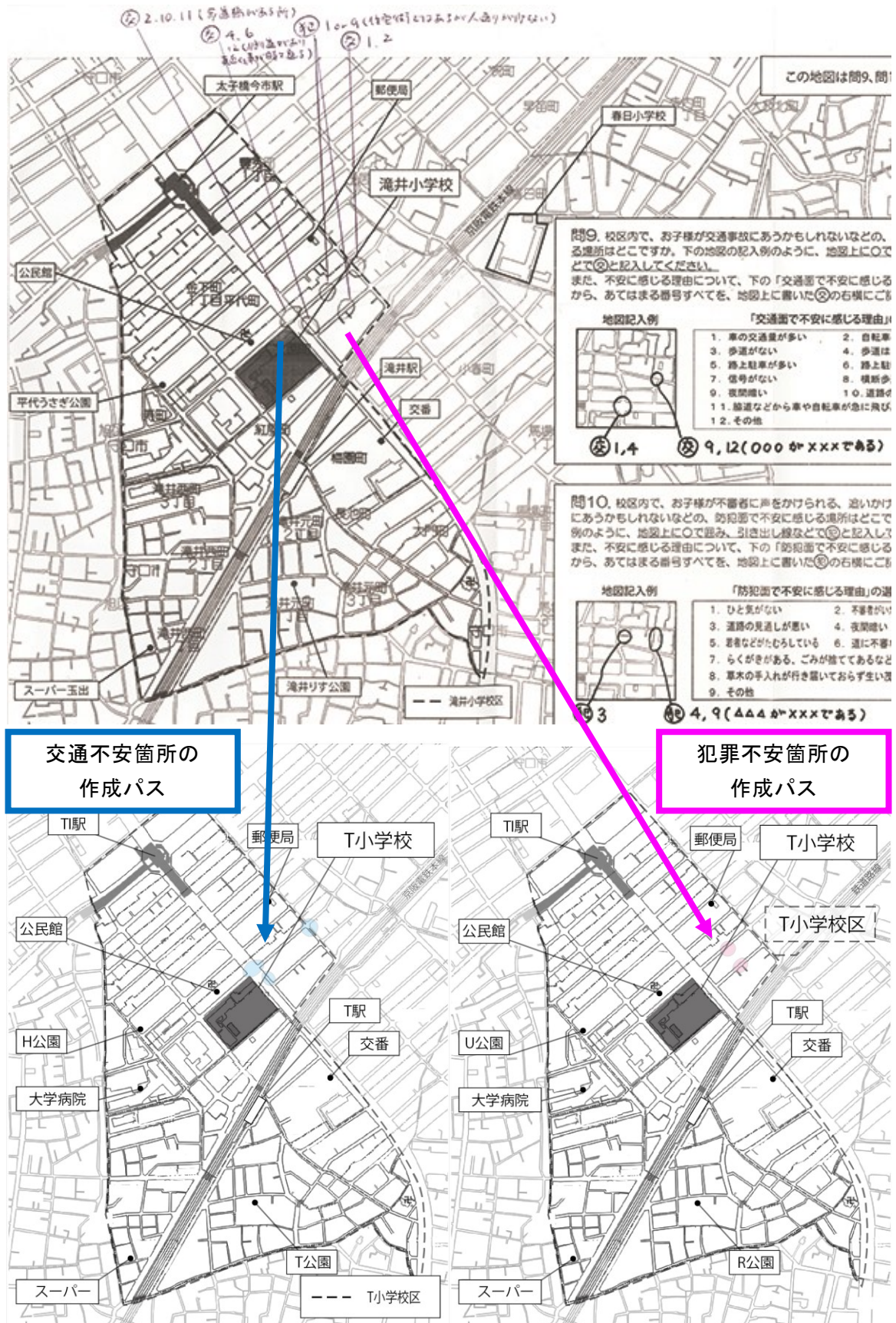


図 3-3 回答例と作成パス（イラストレーター）の例



保護者の見守り活動に関する参加状況（図 3-4、図 3-5）は、滝井小学校、春日小学校ともに、[朝の付き添い登校] が最も多く、次いで [自宅や店舗からの子どもの見守り] が多い。下校時の地域のボランティア活動である [放課後の声かけ隊] への参加は、滝井小学校（4.11%）より春日小学校（9.96%）のほうが参加の割合が高い。下校時に付き添う活動が主である滝井小学校より、年 3 回のパトロール活動のみである春日小学校のほうが、声かけ隊活動に参加しやすい環境であることを示唆している。

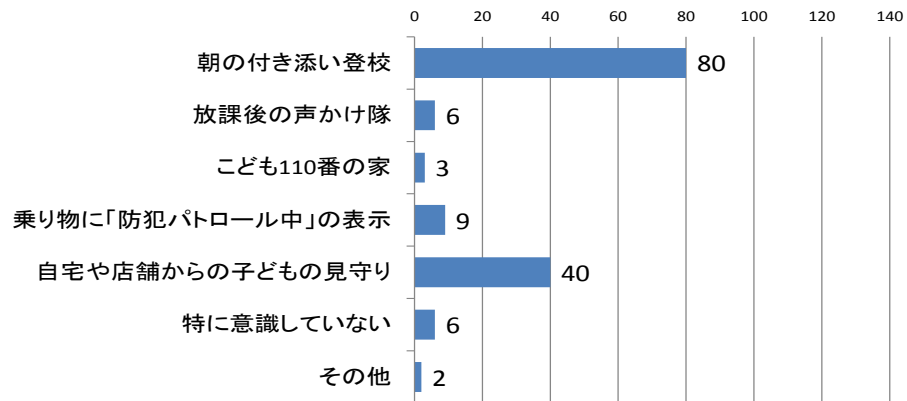


図 3-4 滝井小学校の見守り活動への参加状況（N=146・複数回答）

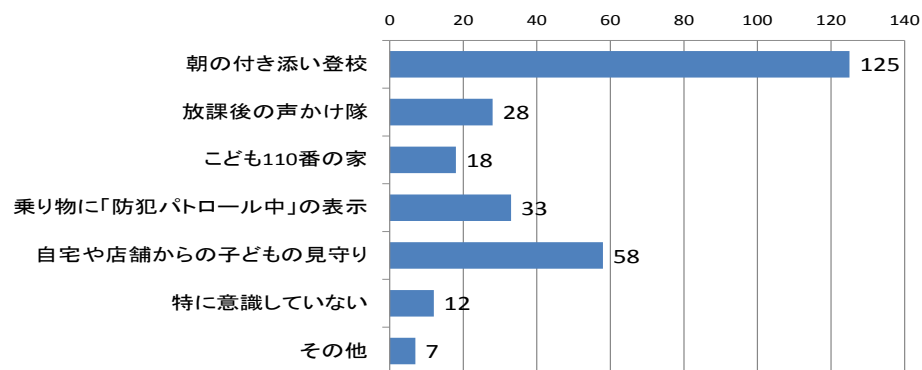


図 3-5 春日小学校の見守り活動への参加状況（N=281・複数回答）

### 3-4-2 保護者による安全対策の評価

滝井小学校（図 3-6）においては、「非常に安心である」「どちらかといえば安心である」（以下、両者をあわせて「安心感」）と回答する割合が最も高い項目は、[付き添い登校・見守り活動] の 92.0%であり、次いで [集団登校] の 91.0%である。ハード面の対策において安心感と回答する割合が高い項目は、[街灯の明るさ]（74.0%）であり、ハード・ソフト両面の要素を持つ対策では、[店舗や住宅からの見守り] の項目の安心感が 74.0%と高い。[注意喚起の看板・表示] の項目については、5 段階評価の中で「どちらでもない」と回答する割合が高い。

春日小学校（図3-7）では、[集団登校] を安心感と回答する割合が91.8%で、すべての

項目の中で最も高く、次いで、[付き添い登校・見守り活動] (90.0%)、[店舗や住宅からの見守り] (77.1%) の順となっている。[注意喚起の看板・表示] の項目については、5段階評価の中で「どちらでもない」と回答する割合が高い。

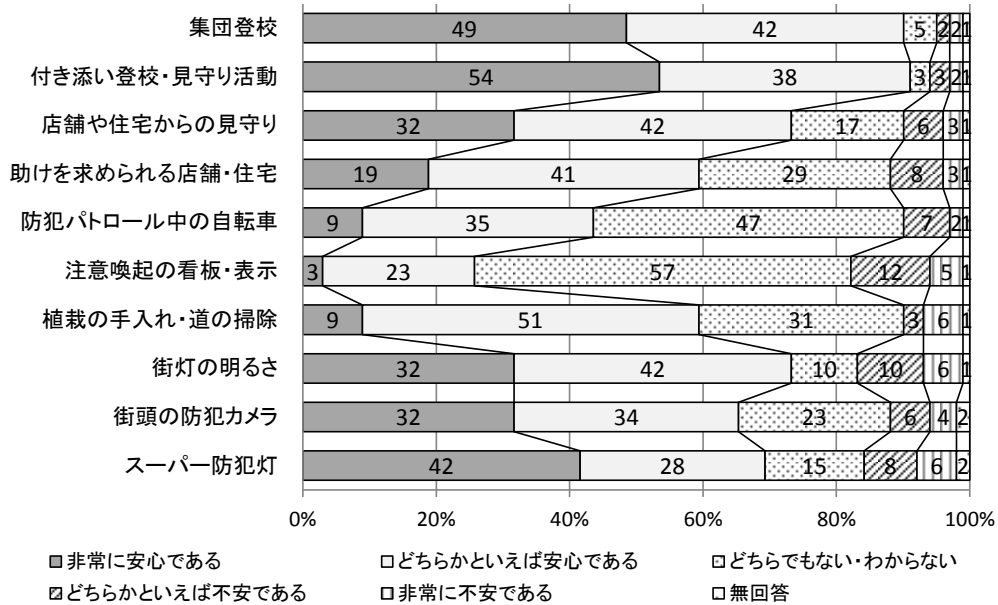


図3-6 滝井小学校の保護者による安全対策の評価 (N=101)

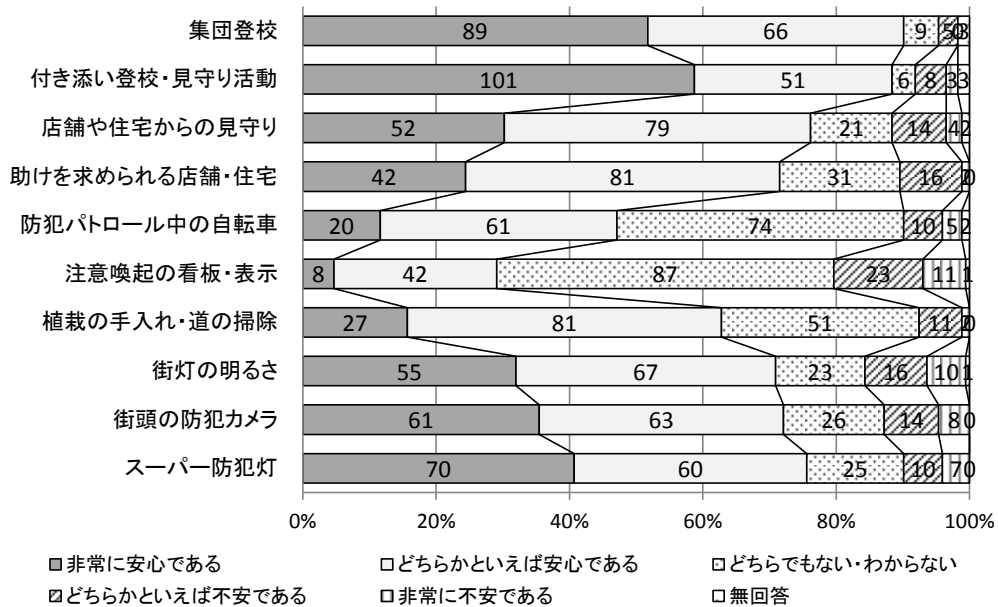


図3-7 春日小学校の保護者による安全対策の評価 (N=172)

両校を合わせた全体の傾向（図 3-8）において、安心感の回答の割合が最も高い項目は、[集団登校]（90.1%）であり、次いで [付き添い登校・見守り活動]（89.4%）、[店舗や住宅からの見守り]（75.3%）の順である。ハード面の対策において安心感と回答する割合が高い項目は、[スーパー防犯灯]（73.3%）、[街灯の明るさ]（71.8%）である。[注意喚起の看板・表示]の項目については、5段階評価の中で「どちらでもない」と回答する割合が高い。

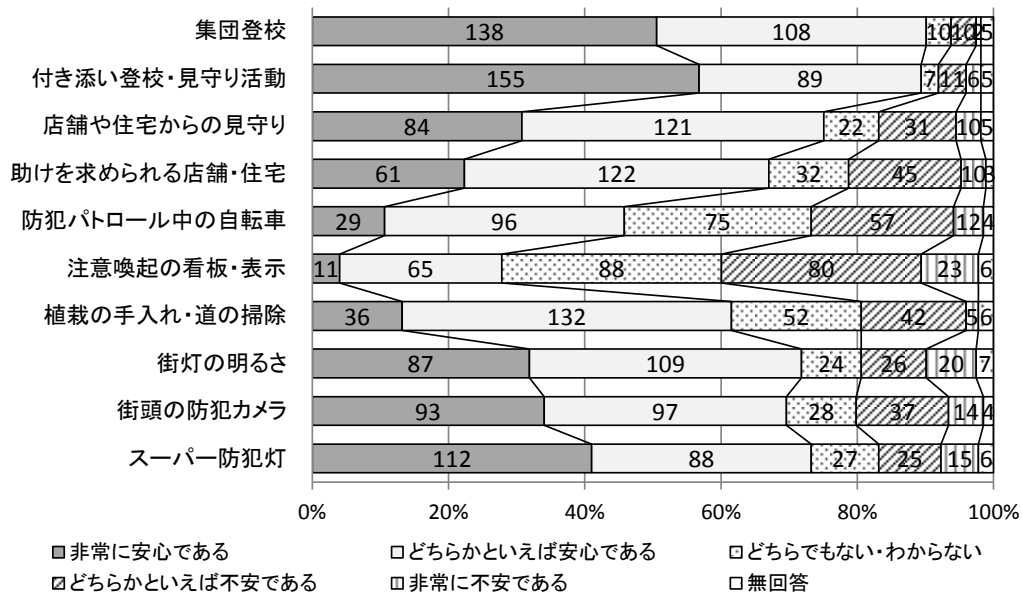


図 3-8 保護者による安全対策の評価 (N=273)

### 3-4-3 児童の学年別にみた犯罪不安の傾向

滝井小学校において犯罪不安箇所があると回答する割合（図 3-9）は、低学年が 50.0%、中学年が 41.7%、高学年 36.7%と、低学年の児童がいる保護者ほど、犯罪不安を強く感じる割合が大きくなる傾向にある。

春日小学校において犯罪不安箇所があると回答する割合は、低学年が 46.3%、中学年が 48.0%、高学年は 36.7%であり、学年に関係なく「不安がある」の割合が最も高いが、一方、犯罪不安箇所がないと回答した割合（図 3-10）は、低学年が 15%、中学年が 24%、高学年が 38.8%となり、高学年になるほど割合が低下する傾向がみられる。

校区内を合わせた犯罪不安箇所があると回答する割合（図 3-11）は、低学年が 47.7%、中学年が 45.9%、高学年 36.7%と、低学年の児童がいる保護者ほど、犯罪不安を感じる割合が高くなる傾向にある。

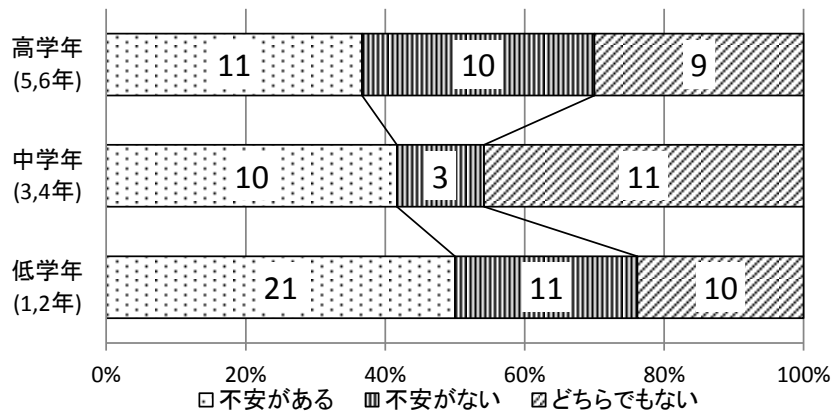


図3-9 児童の学年別にみた滝井小学校区内の犯罪不安箇所の有無 (N=96 : 無回答5)

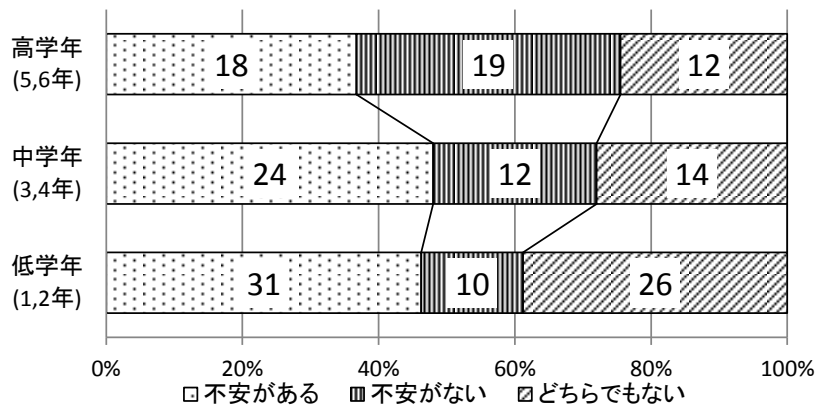


図 3-10 児童の学年別にみた春日小学校区内の犯罪不安箇所の有無 (N=166 : 無回答 6)

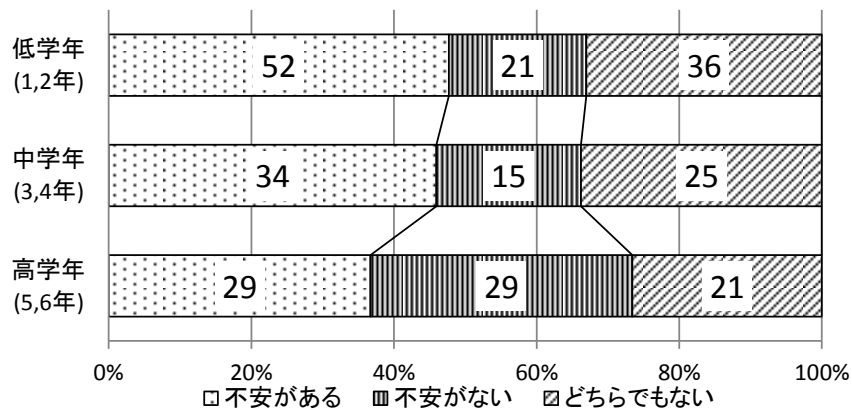


図 3-11 児童の学年別にみた犯罪不安箇所の有無 (N=262 : 無回答 11)



### 3-5 犯罪不安箇所に関する分析

滝井小学校区、春日小学校区別にみた犯罪不安箇所の特徴を以下に記す。

#### 3-5-1 滝井小学校区の犯罪不安箇所の特徴

滝井小学校区内における犯罪不安箇所(図 3-12)は、旧市街地の道路上、鉄道の高架下、公園(図 3-13)に集中する傾向がみられるが、滝井小学校より北の土地区画整理された地域は、犯罪不安箇所としてあげられていない。滝井小学校の犯罪不安箇所の選択理由(図 3-14)は、「ひと気がない」の回答が最も多く、次いで「夜間暗い」「道路の見通しが悪い」の順である。

滝井小学校において、「夜間暗い」という理由で選択された犯罪不安箇所(図 3-15)は、大学病院南側や滝井駅以南に位置する旧市街地の細街路、滝井小学校周辺の道路、公園、鉄道の高架下の道路に集中しており、「ひと気がない」と選択された箇所と類似している。「道路の見通しが悪い」という理由で選択された犯罪不安箇所は、大学病院南側の旧市街地の道路である。「らくがきがある、ゴミが捨ててあるなど荒れている」という理由で犯罪不安が集中する、滝井駅北東側の高架下や歩道橋は、高架下や歩道橋が死角になりやすく、らくがきなどのバンダリズム行為がみられるためと考えられる。

#### 3-5-2 春日小学校区の犯罪不安箇所の特徴

春日小学校区の犯罪不安箇所(図 3-16)は、集団登校の通学ルート上のうち、入り組んだ道路や、校区内で最も規模の大きい土居公園に、犯罪不安が集中している。また、鉄道の高架下や細街路が、犯罪不安箇所として多く選択されている。春日小学校区で犯罪不安箇所の選択理由(図 3-17)として最も多い回答は、「夜間暗い」であり、次いで「ひと気がない」「不審者がいた・いたと聞いたことがある」(以下、不審者情報)である。

春日小学校区において、犯罪不安箇所としてあげている理由として最も回答数が多い「夜間暗い」の犯罪不安(図 3-18)は、五差路から北東方向に分岐して守口市駅につながる道路(図 3-19)、土居公園、鉄道の高架下に回答がみられる。「若者などのたむろ」が集中している箇所は、土居公園と、春日小学校の正門に面する南側の道路である。土居公園は、「草木の生い茂り」が、また土居公園や市道(四車線道路)より南側の細街路は、「不審者情報」があることが犯罪不安箇所として指摘される理由である。滝井小学校区と春日小学校区には三つの公園が面して立地しており、土居公園とりす公園には犯罪不安が集中しているが、滝井小学校区にあるうさぎ公園は他の二つの公園のように選択されていない。うさぎ公園は、街路に面してフェンスと低木で囲まれた空間であり、見通しのよいことが特徴としてあげられる。

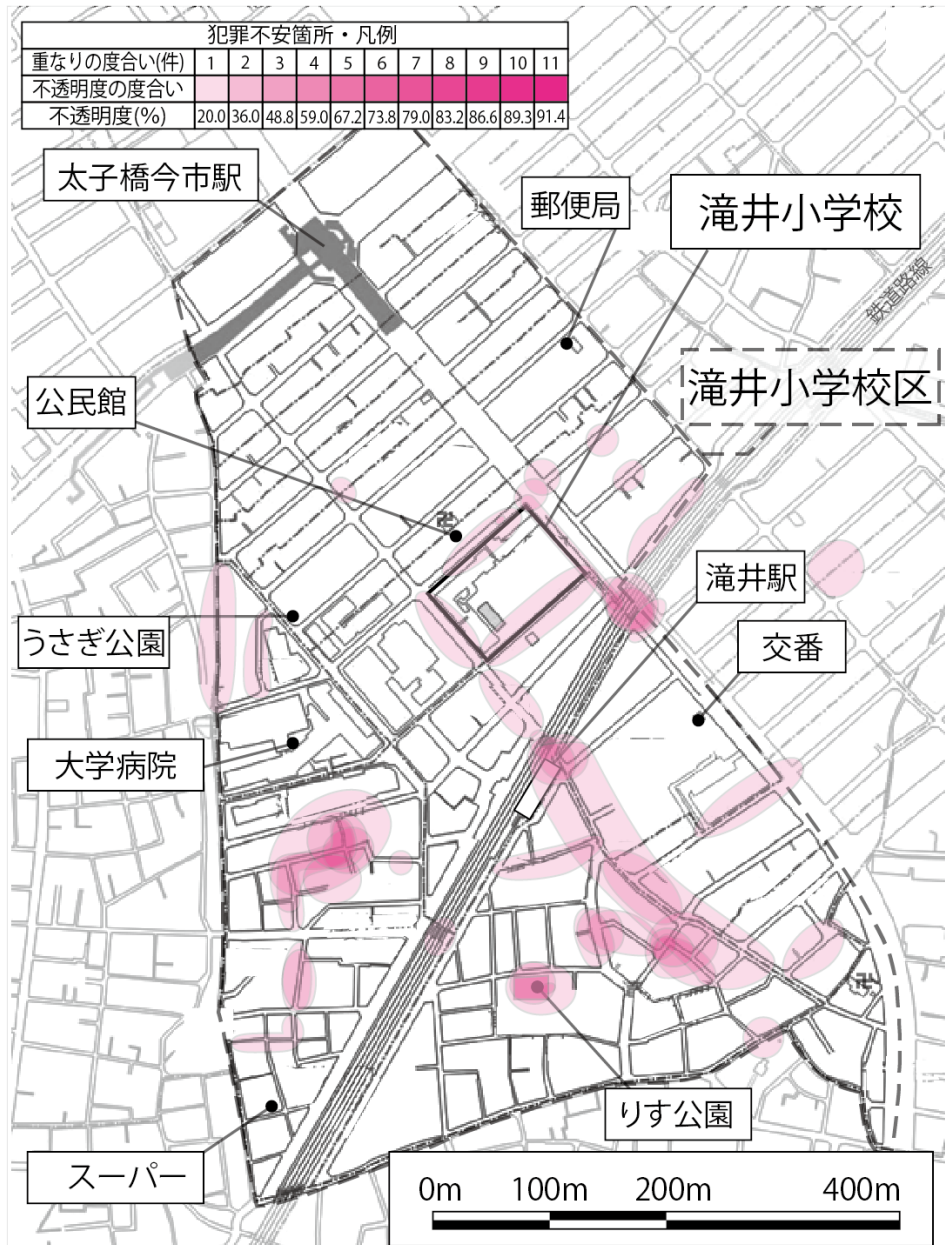


図 3-12 滝井小学校区の犯罪不安箇所の回答（全体）



図 3-13 犯罪不安箇所の様子（滝井小学校区）

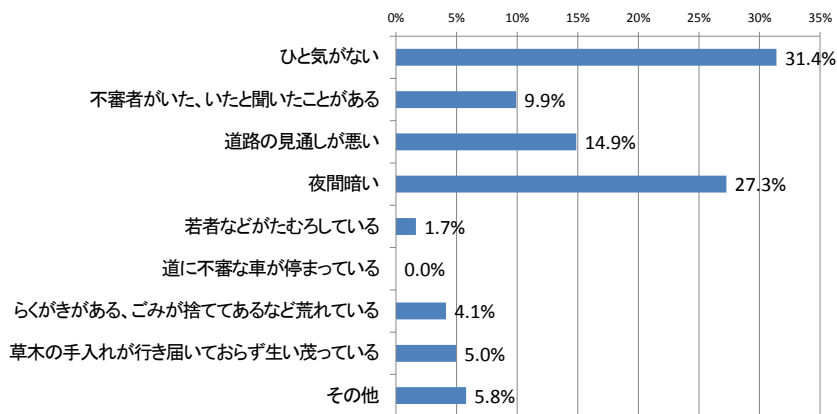


図 3-14 滝井小学校区の犯罪不安箇所の選択理由

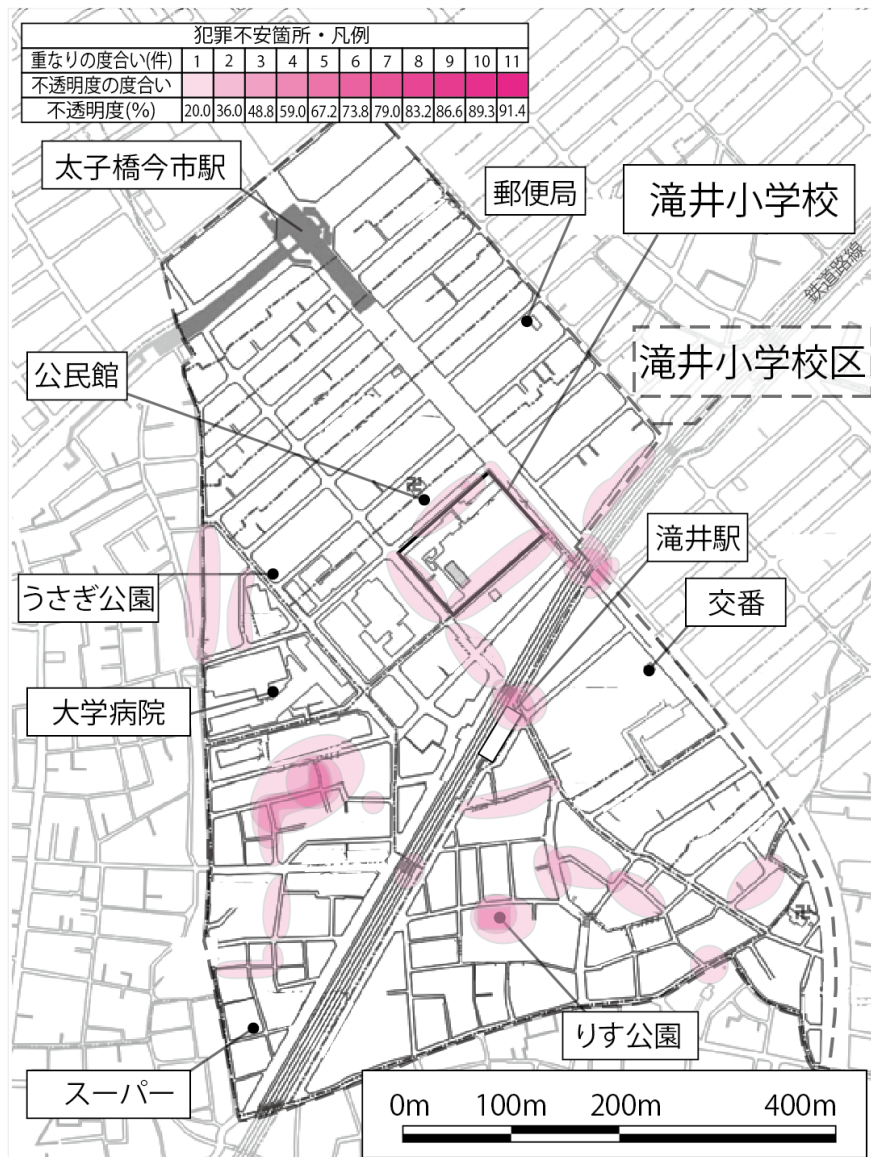


図 3-15 滝井小学校区の犯罪不安箇所の回答（夜間暗い）



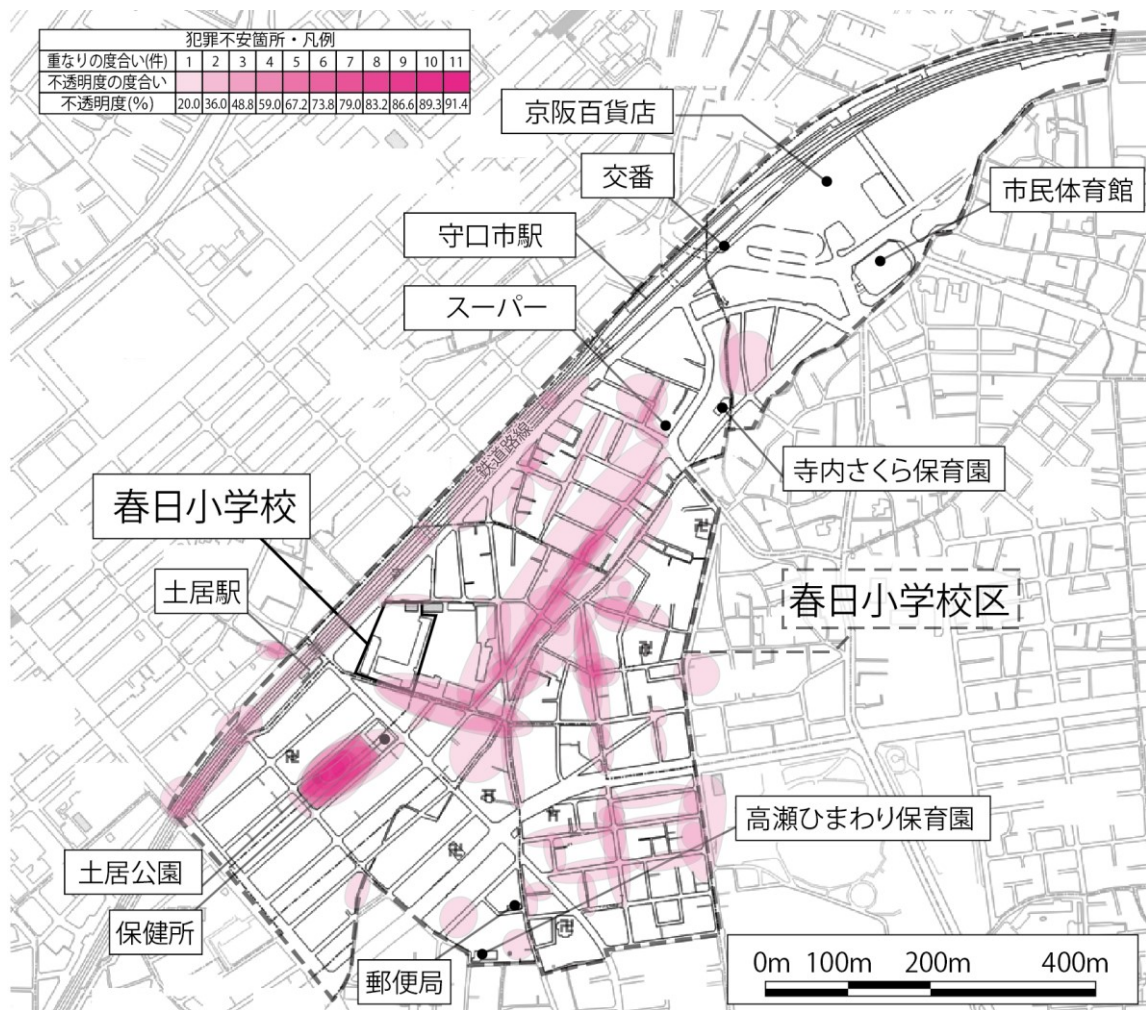


図 3-16 春日小学校区の犯罪不安箇所の回答（全体）

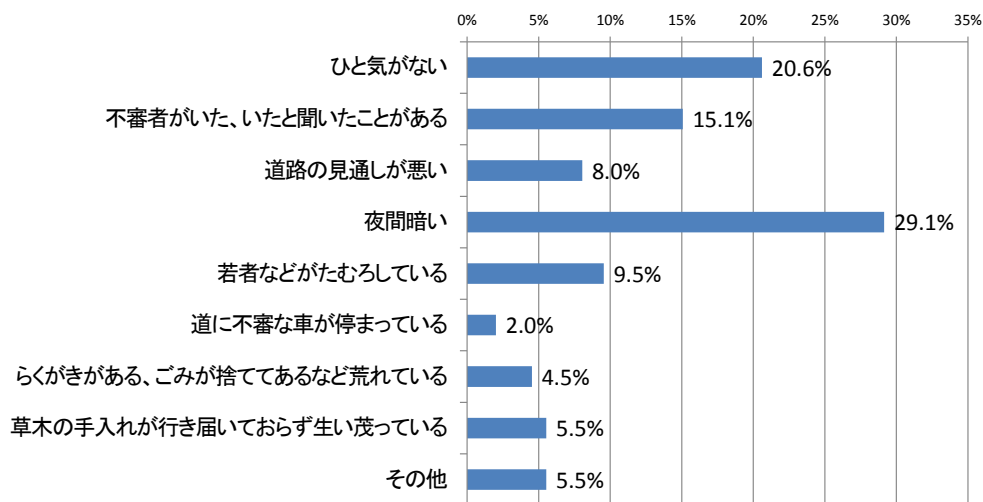


図 3-17 春日小学校区の犯罪不安箇所の選択理由

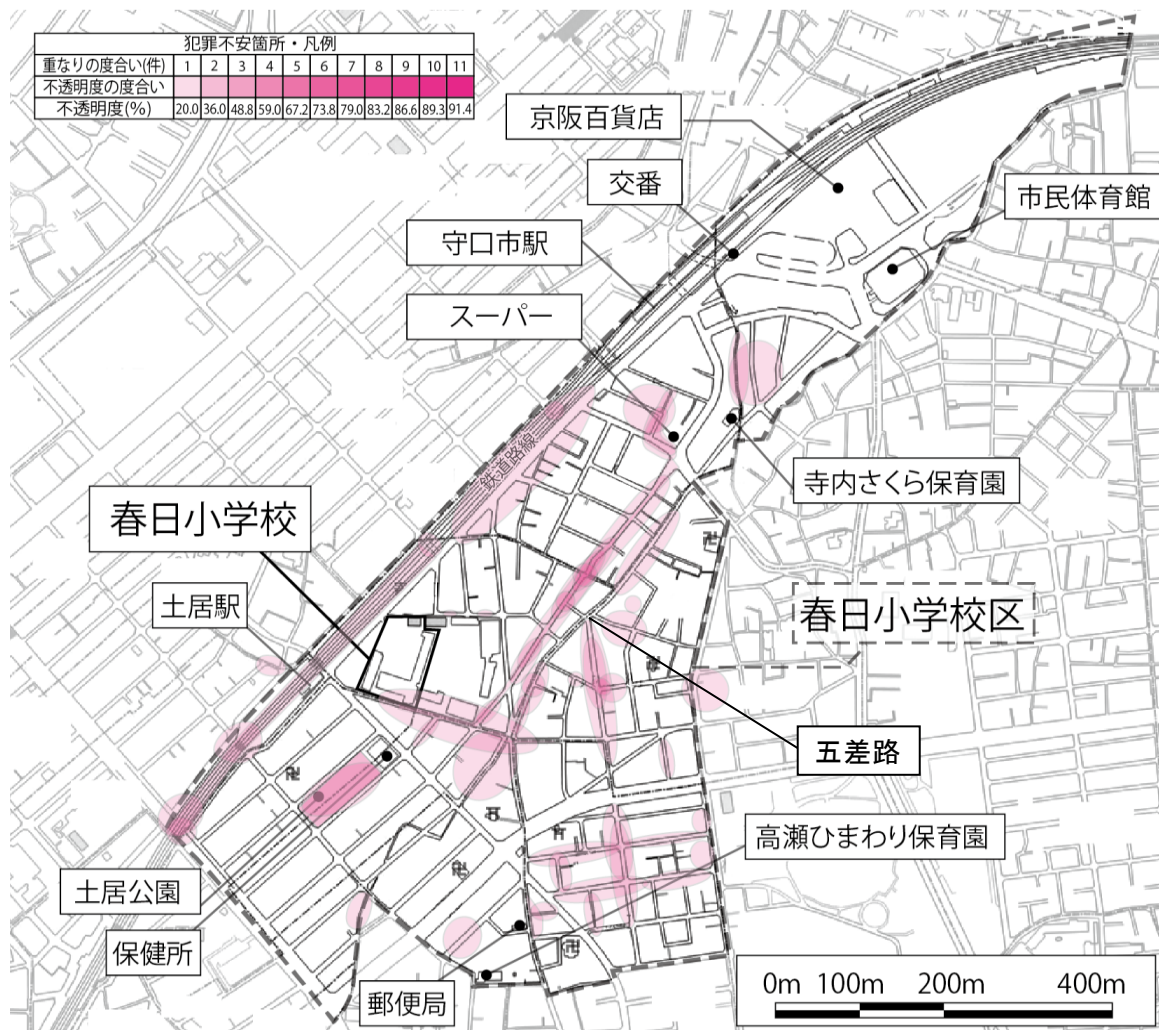


図 3-18 春日小学校区の犯罪不安箇所の回答（夜間暗い）



図 3-19 犯罪不安箇所の様子（春日小学校区）



### 3-6 防犯面における安全対策と犯罪不安箇所の関係性

本節では、対象校区で講じられている安全対策の効果を検証するために、安全資源と犯罪不安箇所との関係性について論ずる。

#### 3-6-1 安全・安心に関わる街路空間の構成要素の分布図の作成方法

調査対象校区の通学路をくまなく歩き回り、表 3-5 に示す歩道、信号、ガードレール、防犯カメラ等の街路空間の構成要素を実態調査し、記号を図 3-20 のように地図に落とし込んだ。このようにして作成した街路空間の構成要素のマップに犯罪不安箇所を重ね合わせ、安全資源と犯罪不安箇所の関係性を分析する。

表 3-5 安全・安心に関わる街路空間の構成要素の凡例

記号凡例			
■	路側帯	○	防犯カメラ
□	歩道	○	ミラー
—	ガードレール	SS	通学路に関する看板
	横断歩道	TS	交通安全看板
□	歩道橋	PS	犯罪注意を喚起する看板
○	縁石	110	子ども 110 番の家
○	街灯	□	店舗 (1 階)
○	電柱	□	駐車場
○	信号	□	空き地
●	車止めポール	□	公園
○	植樹ます	□	自動販売機
○	花壇・植樹帯		

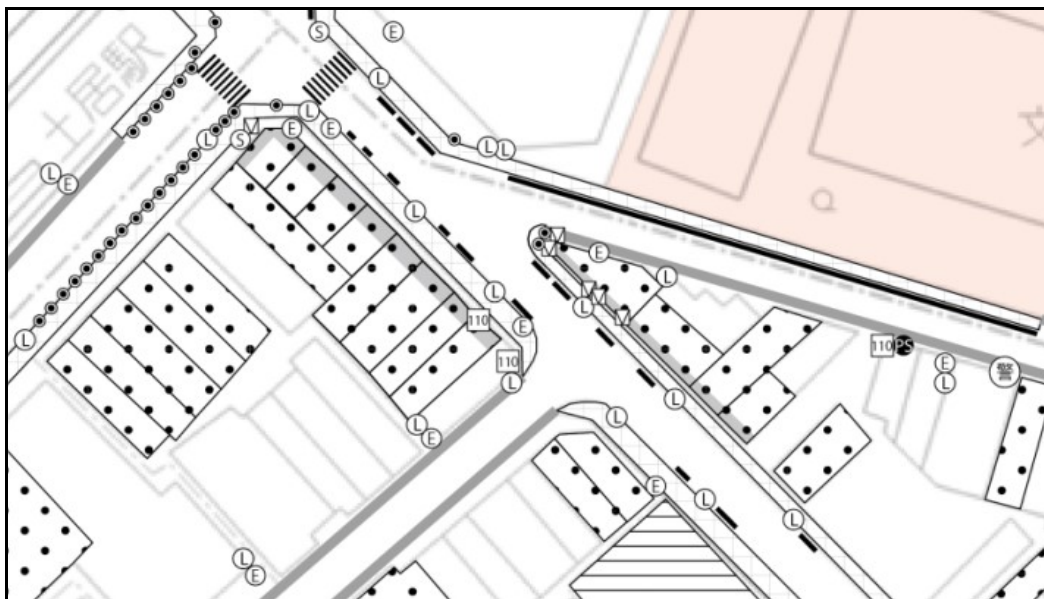


図 3-20 街路空間の構成要素の分布図 (部分)

### 3-6-2 犯罪不安箇所の空間の特徴

犯罪不安箇所の回答が重なりあう箇所の空間の特徴と安全対策について以下に記す。

#### (1) 滝井小学校区

滝井小学校区で最も犯罪不安箇所が重なる場所は、細街路が入り組んだ旧市街地（図 3-21）である。この地区は、住宅が密集しており、幅員 4m 未満の道路が多く、街灯の設置は 1 か所で、道路に面して店舗が存在しない。この地区を不安に感じる理由は、「ひと気がない」「夜間暗い」である。滝井駅東側の高架下（図 3-22）、鉄道の高架下、歩道橋に犯罪不安が集中している（図 3-23）のは、高架下や歩道橋が死角になりやすく、らくがきなどのバンダリズム行為がみられるためと考えられる。

りす公園（図 3-24）にも、犯罪不安箇所が集中している。りす公園は敷地面積が約 600m<sup>2</sup> あるが、街灯が 1 か所で、かつ植栽により見通しが悪い。一方、うさぎ公園は犯罪不安箇所として選択されていない。その理由としては、植栽が少なく、見通しがよいことが考えられる。

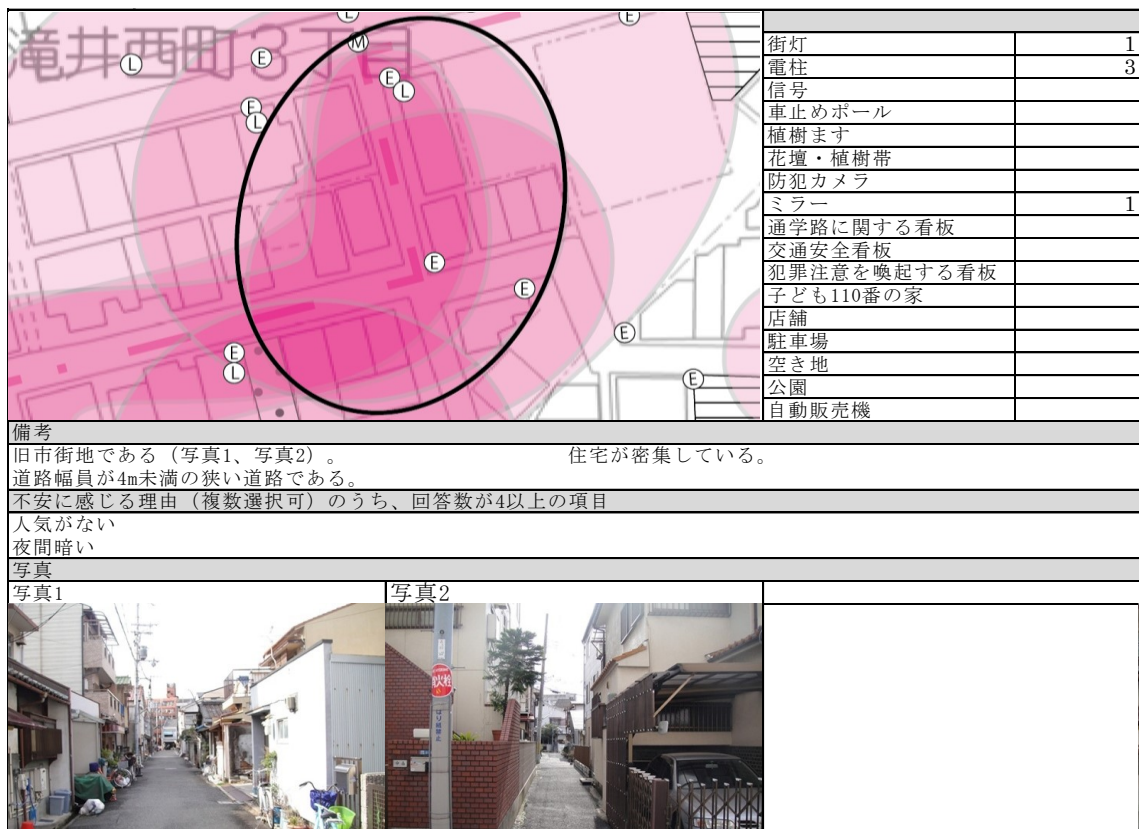


図 3-21 滝井小学校区の細街路が入り組んだ旧市街地

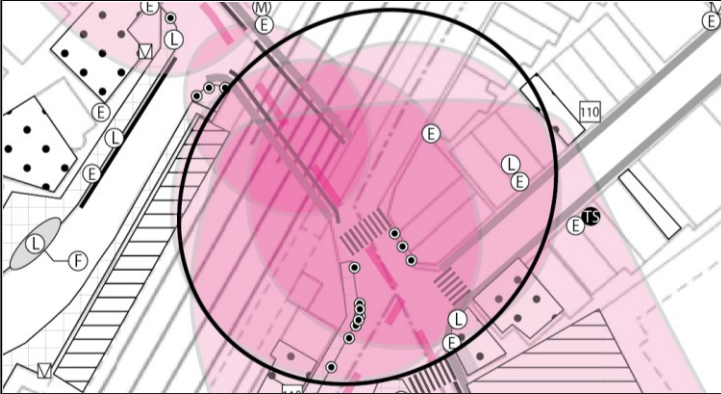



		街灯	2
		電柱	3
		信号	
		車止めポール	11
		植樹ます	
		花壇・植樹帯	
		防犯カメラ	
		ミラー	
		通学路に関する看板	
		交通安全看板	
		犯罪注意を喚起する看板	
		子ども110番の家	
		店舗	4
		駐車場	
		空き地	
		公園	
		自動販売機	
備考			
信号がない交差点である。		らくがきがある(写真2)。	
高架下周辺である(写真1)。		死角になるトイレ棟がある(写真3)。	
不安に感じる理由(複数選択可)のうち、回答数が4以上の項目			
写真			
写真1	写真2	写真3	
			

図 3-22 滝井小学校の通学路にある鉄道の高架下

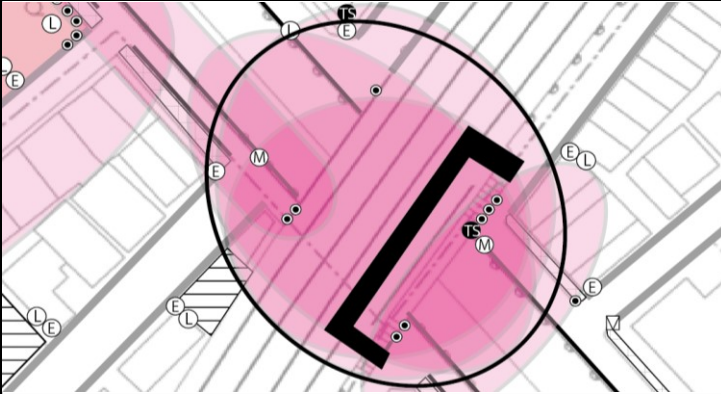


		街灯	1
		電柱	2
		信号	
		車止めポール	8
		植樹ます	
		花壇・植樹帯	
		防犯カメラ	
		ミラー	2
		通学路に関する看板	
		交通安全看板	1
		犯罪注意を喚起する看板	
		子ども110番の家	
		店舗	
		駐車場	1
		空き地	
		公園	
		自動販売機	
備考			
京阪電車線路に面した歩道橋がある(写真1)。		人目が少なく蔭になる。	
京阪電車の高架下である(写真2)。			
不安に感じる理由(複数選択可)のうち、回答数が4以上の項目			
写真			
写真1	写真2		
			

図 3-23 滝井小学校の通学路にある鉄道の高架下および歩道橋



	街灯	1
	電柱	2
	信号	
	車止めポール	
	植樹ます	
	花壇・植樹帯	
	防犯カメラ	
	ミラー	
	通学路に関する看板	
	交通安全看板	
	犯罪注意を喚起する看板	
	子ども110番の家	
	店舗	1
	駐車場	
空き地		
公園	1	
自動販売機		
備考		
敷地面積600m <sup>2</sup> の校区内で最も大きな公園である（写真1）。 人が少なく蔭になる。 奥の段になっているところに座ると姿が見えにくい。 変な人が時々いる。		
不安を感じる理由（複数選択可）のうち、回答数が4以上の項目		
草木の手入れが行き届いておらず生い茂っている。		
写真		
写真1		
		

図 3-24 滝井小学校区内のりす公園

## (2) 春日小学校区

土居公園（図 3-25）は、対象地区内でもっとも犯罪不安が集中する場所である。ここは、街灯が等間隔に配置され、豊かな緑があるが、公園内の看板にはらくがきがある。また、不安を感じる理由として、「草木の生い茂り」「若者がたむろしている」「不審者情報」があげられている。

春日小学校区の北東方向の道路においても、犯罪不安が集中している（図 3-26）。その理由として、街灯が設置されていないため、「夜間暗い」ことがあげられている。なお、この道路には駐車場と住宅が面しているが、店舗はない。

春日小学校の通学路にある五差路も、犯罪不安箇所としてあげられているが（図 3-27）、地域一斉パトロールで点検用に配布される地域安全マップには、この五差路は危険箇所として指摘されていない。なお、ここには防犯カメラが7台設置されている。



図 3-25 春日小学校区の土居公園



図 3-26 春日小学校区の北東方向の道路

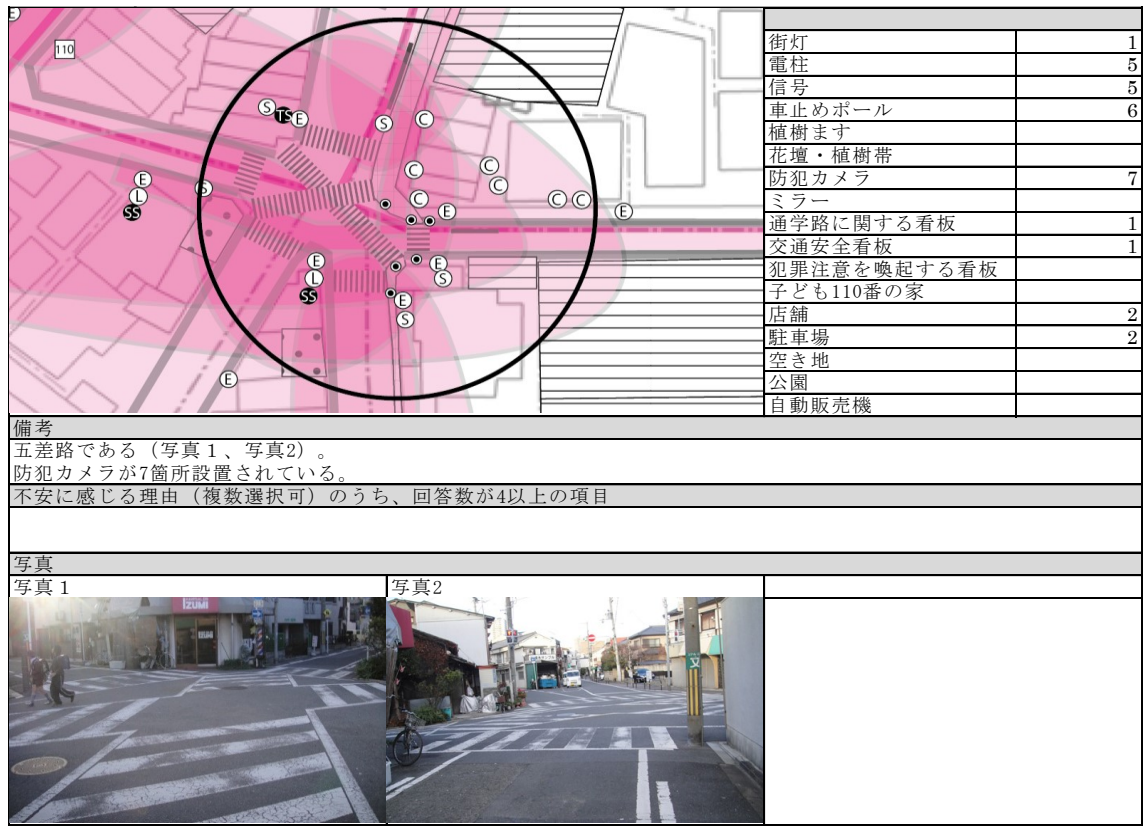


図 3-27 春日小学校の通学路にある五差路

### 3-7 地域施設分布と犯罪不安箇所の関係性

校区内の地域施設の分布を、i タウンページおよびゼンリン電子住宅地図を用いて作成し、地域施設分布と犯罪不安箇所の関係性について検証する。

滝井小学校区および春日小学校区内における地域施設分布と犯罪不安箇所を重ね合わせた結果を、図3-28に示す。全体として、地域施設が集中している場所は犯罪不安が少ない。

エリア A は、守口市駅前から延びる道路の両側に飲食施設や物販施設、医療施設が混在する繁華街で、人通りが多く、街灯により十分な照度が確保されている。

エリア B は、地域住民が日常利用する土居駅前通り商店街である。医療施設（11件）、飲食施設（17件）、サービス施設（19件）、物販施設（25件）などの商店が密集し、通路の両側に街灯が等間隔に設置されている（図 3-29）。店先に商品をせり出して販売している花屋（図 3-30）や、常に街路に目線が行き届く食料品の物販施設（図 3-31）があり、自然監視が期待できる地区である。また、「子ども 110 番の家」が 4 件存在している（図 3-32、図 3-33）。

エリア C は、交通量の多い幹線道路が交差し、地下鉄の駅もあるため人通りが多いこと、地域施設が面的に密に分布していることから、自然監視が期待できる地区である。



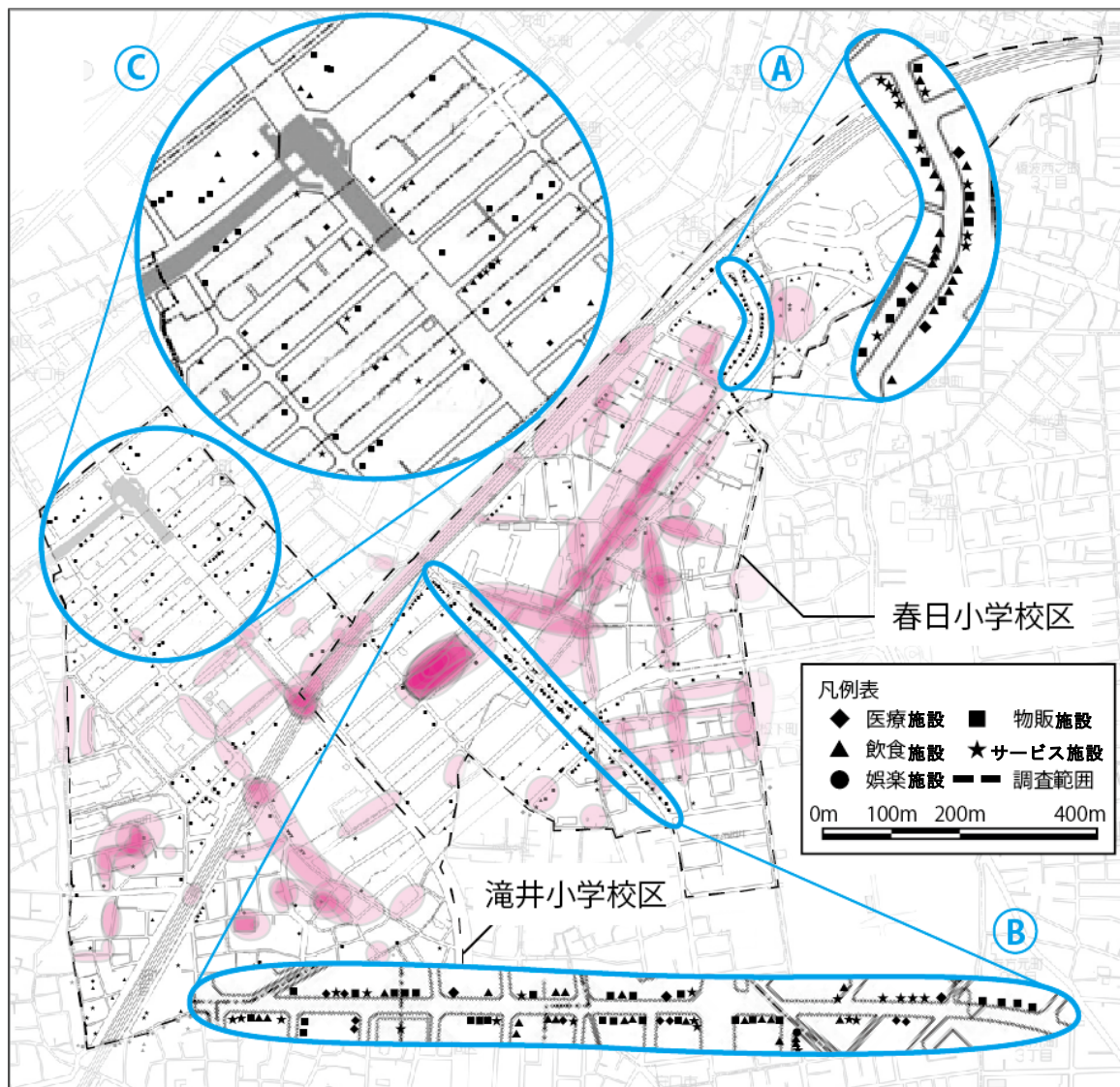


図 3-28 地域施設分布と犯罪不安箇所の重ね合わせ



図 3-29 土居駅前商店街の街灯



図 3-30 せり出して販売する花屋





図 3-31 街路に視線が行き届く食料品の物販施設



図 3-32 こども 110 番の家

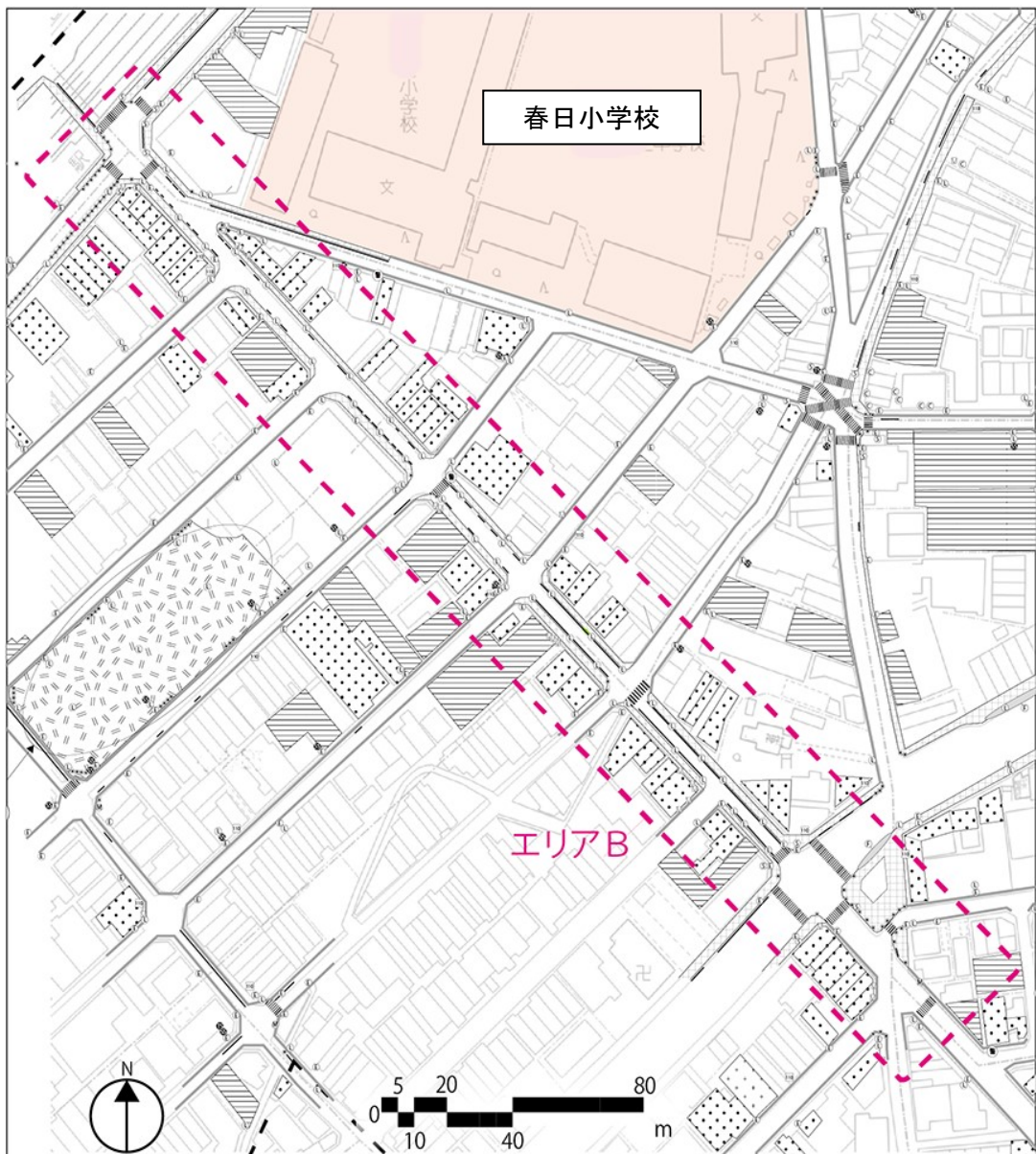


図 3-33 安全資源を落とし込んだマップ(エリアB) ※記号凡例は表 3-5 による

### 3-8 まとめ

保護者による安全対策に対する評価、犯罪不安箇所への傾向、街路の特徴および安全対策と犯罪不安箇所の関係性をまとめると、以下ようになる。

- 1) 滝井小学校、春日小学校ともに、[集団登校][付き添い登校・見守り活動]というソフト面に対する保護者の安心感が高いが、注意喚起の看板に対する評価は、「どちらでもない」の回答割合が高い。通学路の安心感に寄与する安全対策は、ソフト面に対するニーズが高いことを示唆している。滝井小学校と春日小学校では見守り活動の内容が異なるため、統合後の運営方法の構築が急がれる。
- 2) ソフト対策に続いて保護者の安心感が高い項目[店舗や住宅からの見守り]は、見守り活動などの積極的な参加を必要としない自然監視の見守り効果に対する期待が、評価の高さにつながっていると考えられる。
- 3) 旧市街地の入り組んだ道路、公園、高架下が、犯罪不安箇所として選択される傾向がみられる。
- 4) 滝井小学校では、低学年をもつ保護者ほど「犯罪不安箇所がある」と回答する割合が高く、春日小学校では、高学年をもつ保護者ほど、「犯罪不安箇所がない」と回答する割合が高い。
- 5) 「夜間暗い」「ひと気がない」という理由で選択された箇所は、旧市街地の道路、学校周辺の道路、公園、高架下である。公園を不安に感じる理由は、草木の生い茂りやバンダリズム行為、若者などのたむろがあげられている。細街路は、「不審者情報」が理由により不安を感じている。
- 6) 街灯がない道路や高架下など、明るさが確保されていない場所が犯罪不安箇所としてあげられているが、街灯や防犯カメラが設置されていても、「草木の生い茂り」や「バンダリズム行為」により犯罪不安を感じる箇所がある。
- 7) 細街路は、「不審者情報」、「ひと気がない」、「夜間暗い」を理由に犯罪不安を感じている。対象地の幅員が狭い細街路は、通り抜けを目的とした利用者が少ないことが犯罪不安を感じる理由につながっている可能性がある。
- 8) 地域施設が密集している商店街において犯罪不安の回答がないのは、地域施設や商店街による自然監視の効果が期待できることを示唆している。

#### 注

注 3-1) 統合に関わる事項（学校名、校区等）について検討するための統合校連絡会における議事内容による。

注 3-2) 地域一斉パトロールとは、児童の保護者（PTA）と教職員、町会ごとに選出される「子ども安全声かけ隊」と呼ばれる地域住民が、通学路を中心とした危険箇所の確認や、放課後の一人遊びをしている子供に対する声かけをする活動である。

注 3-3) 不透明度 20%の領域を n 件重ね合わせたときの不透明度は  $100(1-0.8^n)\%$  となる。

## 第4章 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性

---

- 4-1 はじめに
- 4-2 対象地区の概要
- 4-3 調査方法の概要
- 4-4 路上犯罪発生の傾向
- 4-5 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性
- 4-6 路上犯罪発生状況と地域施設の関係性
- 4-7 まとめ

## 第4章 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性

### 4-1 はじめに

本章では、第3章で対象地とした守口市および滝井小学校区と春日小学校区において発生した、子どもが遭遇する危険性のある路上犯罪について調査を行い、①路上犯罪の発生傾向、②路上犯罪と犯罪不安箇所との関係性、③路上犯罪と地域施設の立地との関係性、以上の3点について検証を試みる。

### 4-2 対象地区の概要

調査対象は、滝井小学校区と春日小学校区（以下、あわせて対象校区）が立地する守口市とする。守口市は、淀川の左岸に位置し、大阪市、門真市、寝屋川市に接している（図4-1）。



図4-1 大阪府の概要(4-1)を基に筆者作成



市域の面積は12.73 km<sup>2</sup>、人口146,306人、世帯数69,466世帯、人口密度は11,493人/km<sup>2</sup>の人口過密都市である（2012年10月1日現在）<sup>4-2)</sup>。また、小売業商店数<sup>注4-1)</sup>は1,379店である（2007年現在）。

京阪電車（1910年開通）、国道1号線（1931年完成）、大阪市電が通り、都心までの交通利便性に優れた地理的条件から、守口町と庭窪町の合併後（1957年）、急速に発展し、人口は1971年に18万8千人を超えた<sup>4-3)</sup>。しかし、長期にわたる景気の低迷など社会情勢の影響により、守口市の人口は年々減少傾向にある（図4-2）。一方で、世帯数は依然として増加傾向にあることから、守口市では1世帯当たりの人数が減少し単身世帯の増加している。

守口市の刑法犯<sup>注4-2)</sup>認知件数<sup>注4-3)</sup>は2,406件で、刑法犯の中でも窃盗犯が1,864件認知されており、全体の半数以上を占めている。また街頭犯罪認知件数は1,112件である（2013年11月現在）<sup>4-4)</sup>。

守口市における学校等の立地状況を図4-3に示す。守口市内には市立保育園が12園、市立幼稚園が5園、私立幼稚園が9園、市立小学校が18校、市立中学校が9校、市立中学校が1校設置されている（2012年現在）。

守口市の市立小学校の児童総数は、1978年の20,166人をピークに、2011年には7,382人まで減少している。一方で、中高層マンションなどの新たな住宅建設が進む地域もあり、一部の地域では児童生徒数が増加するなど、今後学校規模に差が生じることが予想される。そのため守口市では、2012年3月に「守口市学校規模等適正化基本方針」を掲げ各小学校の統合を計画、対象地である守口市立滝井小学校と守口市立春日小学校においては、2校を統合し守口市立第三中学校と施設一体型の小中一貫校を設置予定である<sup>4-7)</sup><sup>4-8)</sup>。

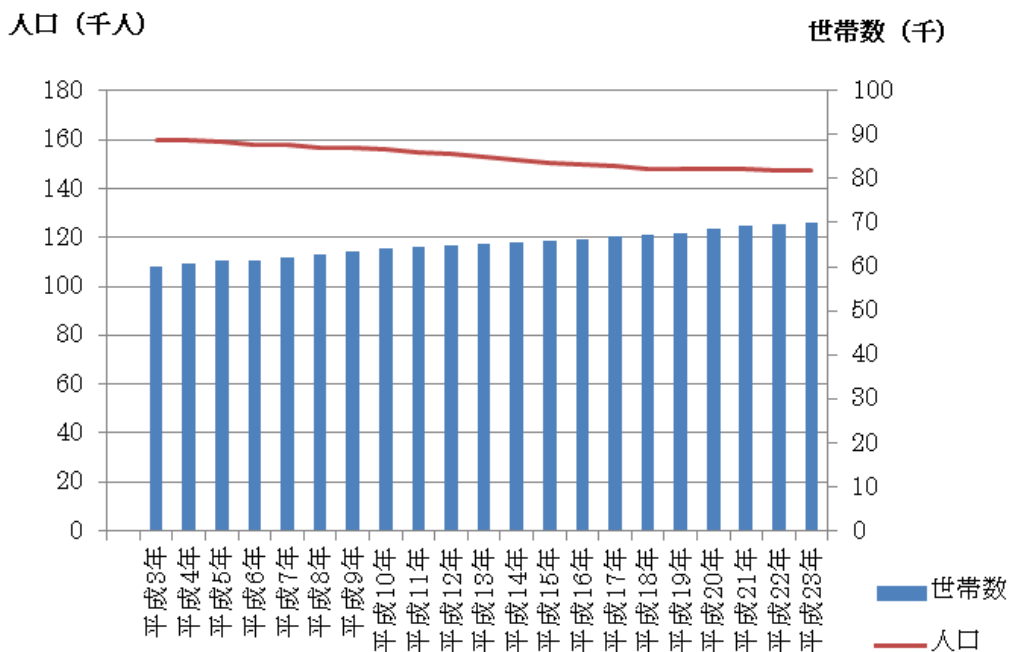


図4-2 守口市の人口総数の変化<sup>4-3)</sup><sup>4-6)</sup>

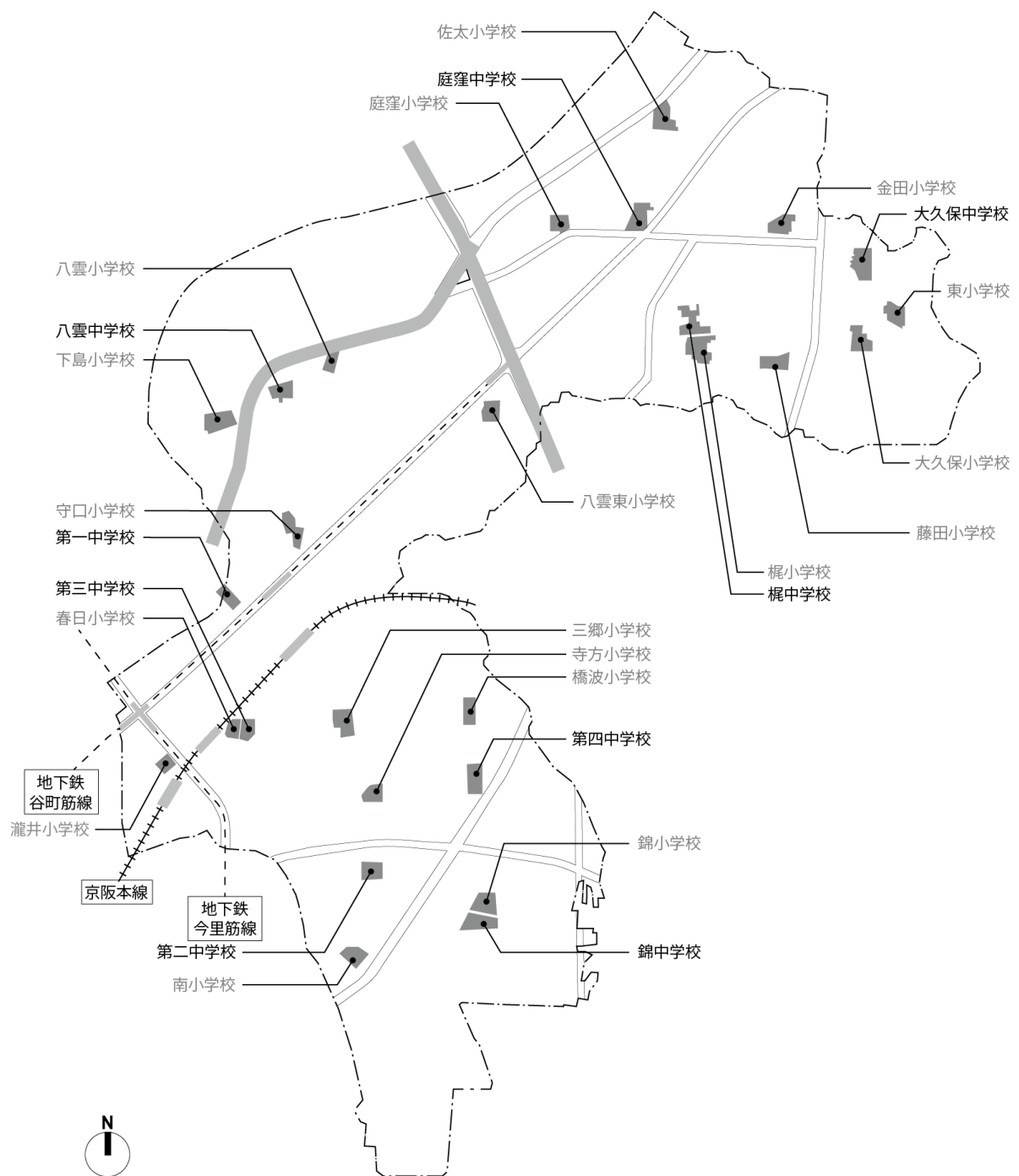


図4-3 守口市立小・中学校の立地状況<sup>4-5) 4-6)</sup>

### 4-3 調査方法の概要

#### 4-3-1 安まちアーカイブおよび路上犯罪の概要

子どもが遭遇する危険性のある犯罪情報は、大阪府警察が提供する「安まちアーカイブ」<sup>4-9)</sup>のデータを用いる。「安まちアーカイブ」とは、企業の犯罪抑止に向けた情報発信活動をサポートするために大阪府警察が立ち上げているサイトである。

「安まちアーカイブ」で管理されている犯罪の種別（表4-1）は、街頭犯罪（ひったくり・路上強盗・オートバイ盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車等・自転車盗）および侵入盗（空き巣・忍び込み・居空き・出店荒し・事務所荒し）、その他（自販機ねらい<sup>注4-4)</sup>と、子ども被害情報<sup>注4-5)</sup>、女性被害情報<sup>注4-6)</sup>で、防犯広報情報も含まれる。「安まちアーカイブ」には、これらの罪種ごとに大阪府下で発生した犯罪の記録が集積されており、過去5年間（女性被害情報のみ2012年から）の犯罪データが公開され、申込み、登録を行うことで閲覧することができる。

本研究では、これらの罪種のうち、子どもが路上において直接加害者と接触し、犯罪被害に遭遇する可能性のある「ひったくり」、「子ども被害情報」を「路上犯罪」と位置づけデータ収集を行う。路上犯罪に関して公開される情報内容（図4-4）は、ひったくりは、発生場所（丁番まで）、罪名および手口、既遂未遂別、ひったくり区分（加害者の犯行時の乗り物）、発生日月日と時間、被害者の性別および年齢で、子ども被害情報は、発生場所（丁番まで）、事案の種別、発生日、発生時間であり、エクセルデータで提供される。

表4-1 安まちアーカイブで管理されている罪種の概要

罪種	項目	罪種	項目
街頭犯罪	ひったくり 路上強盗 車上ねらい 部品ねらい 自動車盗 オートバイ盗	その他	自販機ねらい
		子ども被害情報	つきまとい事案 強制わいせつ 公然わいせつ 声かけ事案等 痴漢 不審者情報 暴行（脅迫）事案 その他のわいせつ事案
		女性被害情報	16歳以上の女性に対する、痴漢、公然わいせつ、声かけ等事案、暴行（脅迫）事案など
侵入盗	空き巣 忍込み 居空き <sup>注4-7)</sup> 出店荒し 事務所荒し	防犯広報情報	広報情報ファイル 画像集 映像アーカイブ

	A	B	C	D	E	F
1	市区町村	町名	丁番	事案の種別	発生日	発生時間
2	大東市	諸福	2丁目付近	強制わいせつ	2013年1月2日	16時頃
3	寝屋川市	高宮	2丁目付近	痴漢	2013年1月5日	18時頃
4	大阪市北区	大淀北	1丁目付近	声かけ事案	2013年1月6日	15時頃
5	寝屋川市	仁和寺本町	4丁目付近	公然わいせつ	2013年1月6日	15時頃
6	枚方市	桜町	付近	暴行(脅迫)事案	2013年1月6日	16時頃
7	吹田市	江坂町	1丁目付近	声かけ事案	2013年1月6日	17時頃
8	堺市南区	晴美台	2丁目付近	不審者情報	2013年1月7日	12時頃
9	豊中市	東豊中町	2丁目付近	痴漢	2013年1月7日	7時頃
10	寝屋川市	木田元宮	2丁目付近	声かけ事案	2013年1月7日	11時頃
11	堺市堺区	老松町	1丁目付近	声かけ事案	2013年1月7日	14時頃
12	守口市	佐太東町	2丁目付近	不審者情報	2013年1月6日	16時頃
13	大阪市城東区	蒲生	3丁目付近	痴漢	2013年1月7日	17時頃

図4-4 閲覧できる子ども被害情報データ（一部）

#### 4-3-2 調査方法

安まちアーカイブより2008年1月1日から2013年12月31日の5年間の路上犯罪の情報を収集し、大阪府全域の路上犯罪情報の中から守口市の路上犯罪情報を抽出する。それらをもとに新たにエクセル表を作成し、守口市および対象校区の路上犯罪の発生傾向について把握する。そして、路上犯罪発生件数を7段階、単位面積あたりの路上犯罪発生件数を6段階に分類し、地図上で色が濃い町丁ほど路上犯罪発生件数および単位面積あたりの路上犯罪発生件数が多くなるよう視覚化を行う。ただし、守口市の路上犯罪発生件数の分析では、件数にばらつきがあるため、グラフ化による視覚化を行い分析する。守口市の町丁別面積のデータは、守口市教育委員会より提供された資料「町丁目面積(市街化区域)」を利用する。

視覚化を行った町丁別路上犯罪発生件数および単位面積あたりの路上犯罪発生件数と、第3章において明らかとなった滝井小学校区と春日小学校区の保護者が感じる犯罪不安箇所を重ねあわせ、両者の関係性を分析する。

また、視覚化を行った路上犯罪発生件数と第3章8節において明らかにした対象校区内の地域施設の分布図を重ね合わせ、関係性について検証する。

守口市の路上犯罪発生件数は、ひたたくりが294件、子ども被害情報が291件である。対象校区における路上犯罪発生件数は、ひたたくりが37件、子ども被害情報が25件である。

## 4-4 路上犯罪発生の傾向

### 4-4-1 守口市における路上犯罪発生の基本集計

月別にみたひったくり発生件数（図 4-5）は、11 月の発生件数が 31 件と最も多く、次いで 7 月の 30 件である。最も発生件数の少ない 5 月（17 件）以外の月では、発生件数が 20 件を超えている。曜日別（図 4-6）にみると、最も件数が多いのは月曜日の 52 件で、最も件数が少ない日曜日（24 件）と比べて約 2 倍の件数である。平日の発生件数はいずれの曜日も 40 件を超えている。時間帯別（図 4-7）は、12 時台から 24 時台までの間に全体の約 7 割が発生し、特に帰宅時間帯である 19 時台（33 件）と 20 時台（27 件）に件数が集中している。ひったくり被害者の年齢（図 4-8）は、60 代が最も多く（57 件）、次いで 70 代（49 件）であり、被害が最も少ない年齢は、10 代、80 代で、被害件数はともに 13 件である。

子ども被害情報の発生件数が最も多い月（図 4-9）は 7 月（37 件）で、次いで 9 月（29 件）である。最も少ない月は 8 月と 12 月でともに 19 件である。曜日別（図 4-10）では金曜日（52 件）、月曜日の順で発生件数が多く（48 件）、平日の週明けと週末に発生が多くなる傾向がみられる。時間帯別（図 4-11）の発生件数は、16 時台（54 件）、17 時台（40 件）、18 時台（35 件）の順で多く、16 時から 19 時までの間に発生する割合は 44.3%と、下校時や放課後の時間帯に集中している。発生事案別にみた子ども被害情報（図 4-12）は、公然わいせつが最も多く（139 件）、全体の約 5 割を占める。

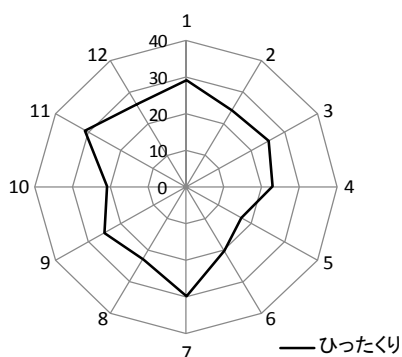


図 4-5 月別ひったくり被害発生件数（守口市）

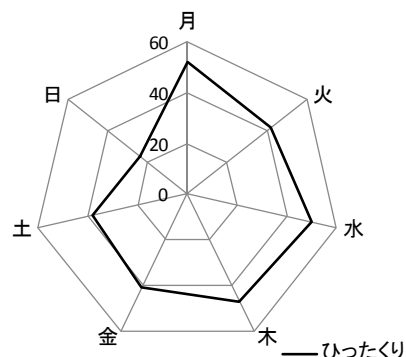


図 4-6 曜日別ひったくり被害発生件数（守口市）

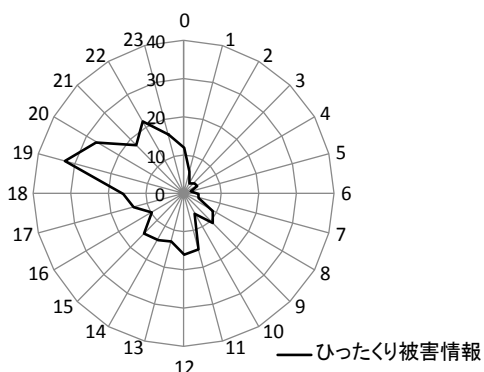


図 4-7 時間別ひったくり被害発生件数（守口市）

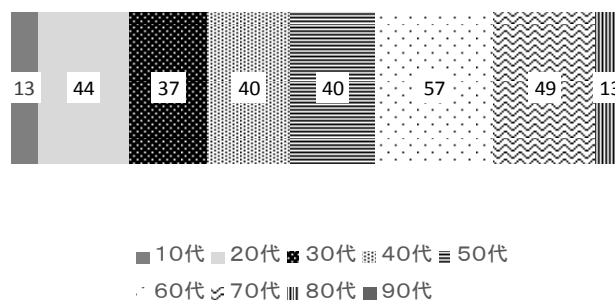


図 4-8 年齢別ひったくり被害者（守口市）

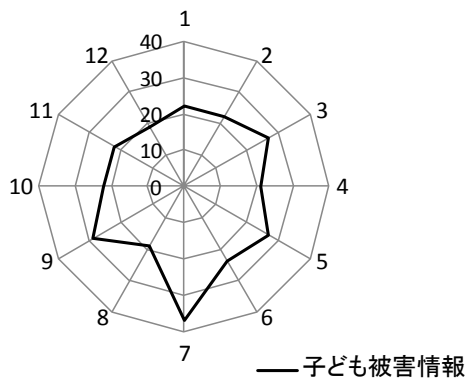


図 4-9 月別子ども被害発生件数 (守口市)

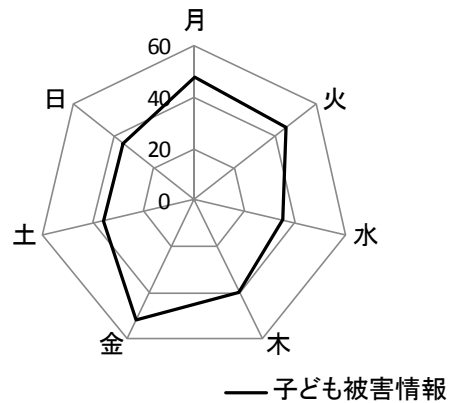


図 4-10 曜日別子ども被害発生件数 (守口市)

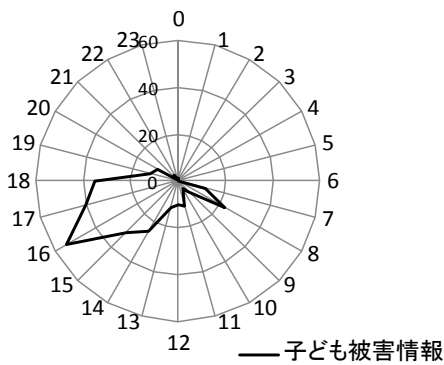


図 4-11 時間帯別子ども被害情報 (守口市)

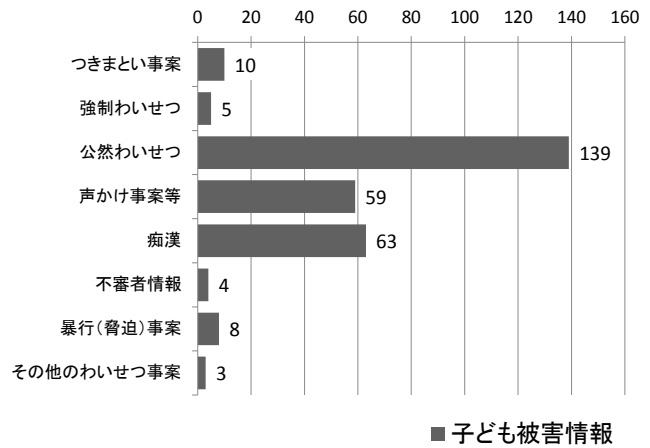


図 4-12 事案別子ども被害情報

#### 4-4-2 対象校区における路上犯罪発生の基本集計

対象校区におけるひったくりの発生件数がもっとも多い月 (図 4-13) は、1月と6月の6件で、次いで4月と11月の5件である。曜日別 (図 4-14) では日曜日の発生件数が最も少なく (1件)、平日の月曜日から金曜日の間に25件中19件発生している。時間帯別 (図 4-15) において発生件数が最も多いのは21時台 (5件) である。ひったくり被害者の性別はすべて女性であり、年齢別では60代が12件で最も多く、60歳以上が全体の半数以上を占める。加害者の乗り物は、自動二輪による犯行が28件で最も多く、徒歩での犯行は2件である。

月別にみた子ども被害情報の発生件数 (図 4-16) は7月の6件が最も多く、曜日別 (図 4-17) では、日曜日と水曜日の発生件数が2件で最も少ない。時間帯別 (図 4-18) では16時台の5件が最も多く、16時から19時までの下校や放課後の時間帯に約4割発生している。事案別にみた子ども被害情報発生件数 (図 4-19) は、公然わいせつが25件中14件と、全体の半数を超える。

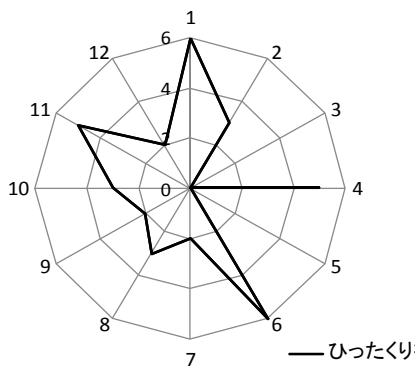


図 4-13 月別ひったくり被害発生件数 (対象校区)

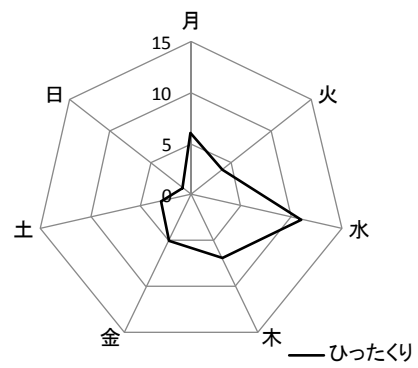


図 4-14 曜日別ひったくり被害発生件数 (対象校区)

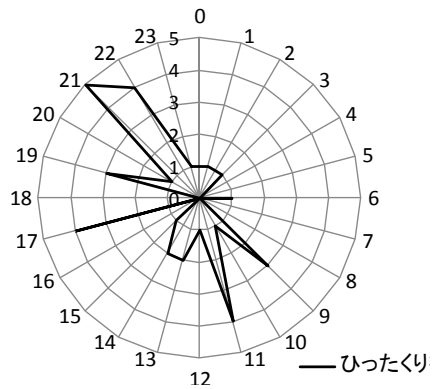


図 4-15 時間帯別ひったくり発生件数 (対象校区)

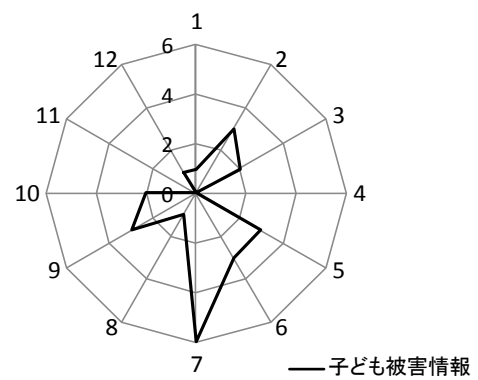


図 4-16 月別子ども被害発生件数 (対象校区)

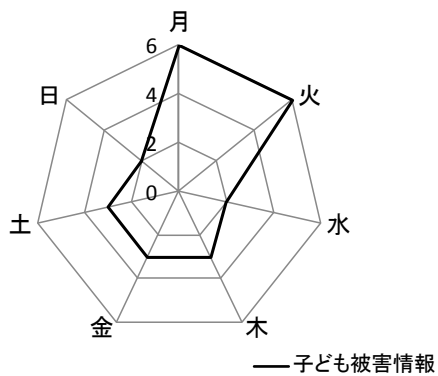


図 4-17 曜日別子ども被害発生件数 (対象校区)

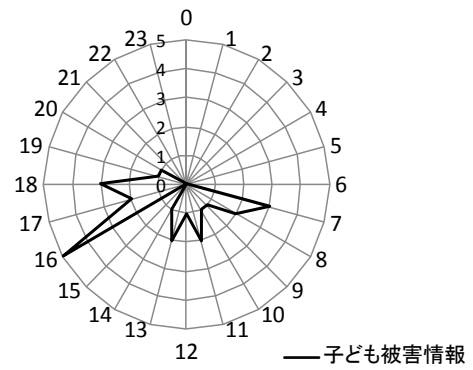


図 4-18 時間帯別子ども被害発生件数 (対象校区)

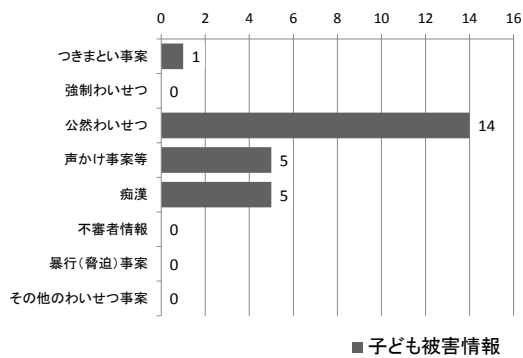


図 4-19 事案別子ども被害発生件数 (対象校区)

#### 4-4-3 町別にみた路上犯罪発生件数

##### (1) 守口市の路上犯罪発生件数の傾向

町別にみたひったくりの発生件数（図4-20、図4-21）は、藤田町（25件）、金田町（21件）、梶町（19件）、大久保町（18件）の順で多く、子ども被害情報の発生件数は、大久保町（36件）、藤田町（23件）、金田町（16件）、佐太中町（15件）の順で多いことから、路上犯罪は守口市北東部の寝屋川市に隣接する町域で発生件数が多い。図4-21より、町が密集している町域では守口市全域の中でも発生件数が少ない傾向がみられる。

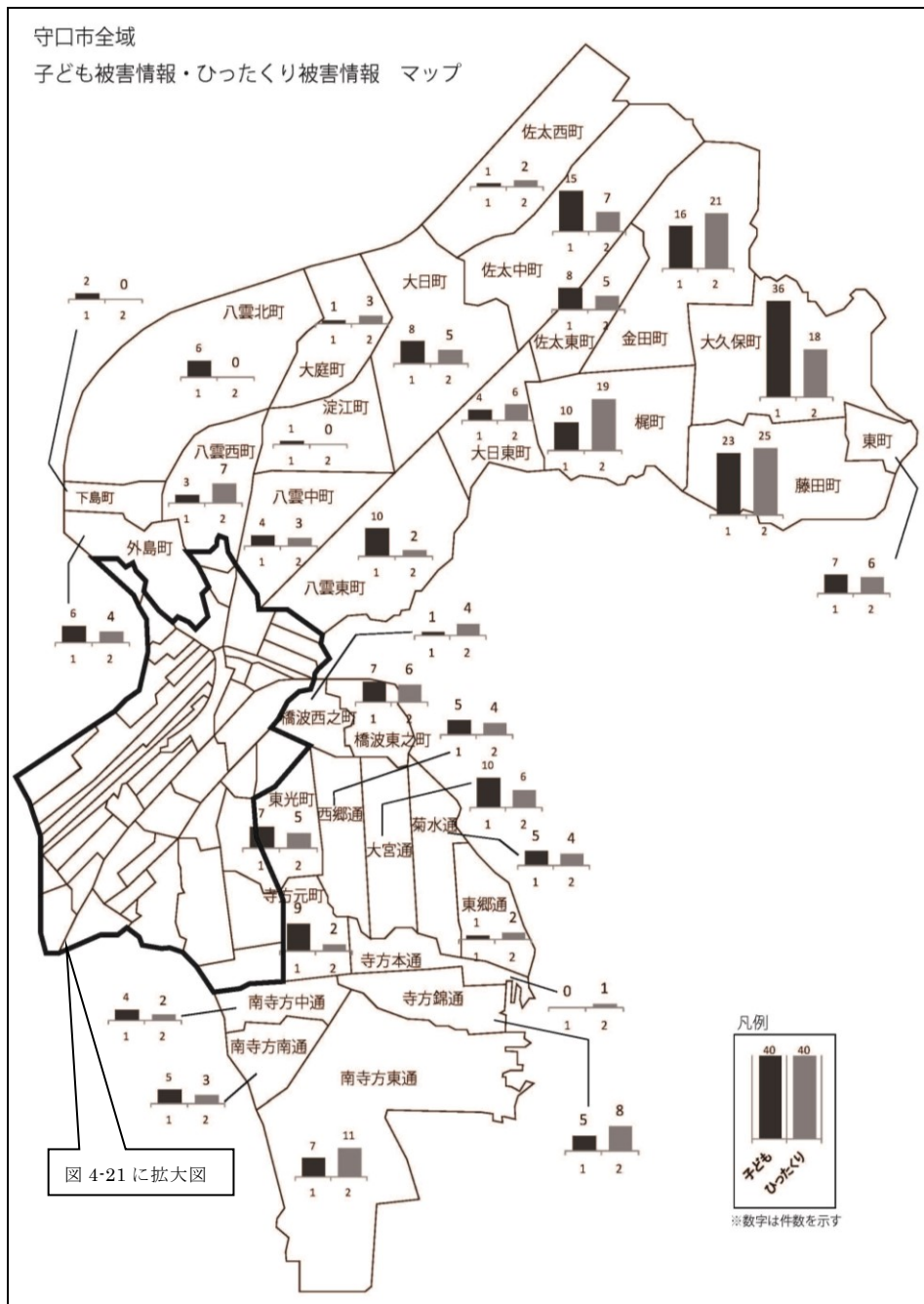


図4-20 守口市の路上犯罪発生件数（守口市全域）





## (2) 対象校区の路上犯罪発生件数の傾向

滝井小学校区と春日小学校区のひったくりの発生件数（図 4-22）は、春日小学校が立地する町域（春日町）で 6 件、滝井小学校区の南に位置する入り組んだ細街路がある町域（滝井元町三丁目）で 4 件、守口市駅前の大型商業施設が立地する校区最北の町域（河原町）と鉄道路線の南側に面する守口市駅と土居駅の間地点の町域（寺内町一丁目）、国道 1 号線より 1 本南の街路に面する町域（豊秀町一丁目）で 3 件ひったくりが発生している。

町丁別にみた子ども被害情報の発生件数（図 4-23）は、春日小学校が立地する町域（春日町・3 件）、五差路の北東に位置する町域（大枝西町・3 件）で発生件数が高い傾向みられる。滝井小学校区では、滝井駅が立地する町域（紅屋町）、滝井小学校区と春日小学校区をまたぐ町域（梅園町・長池町）で 2 件発生している。

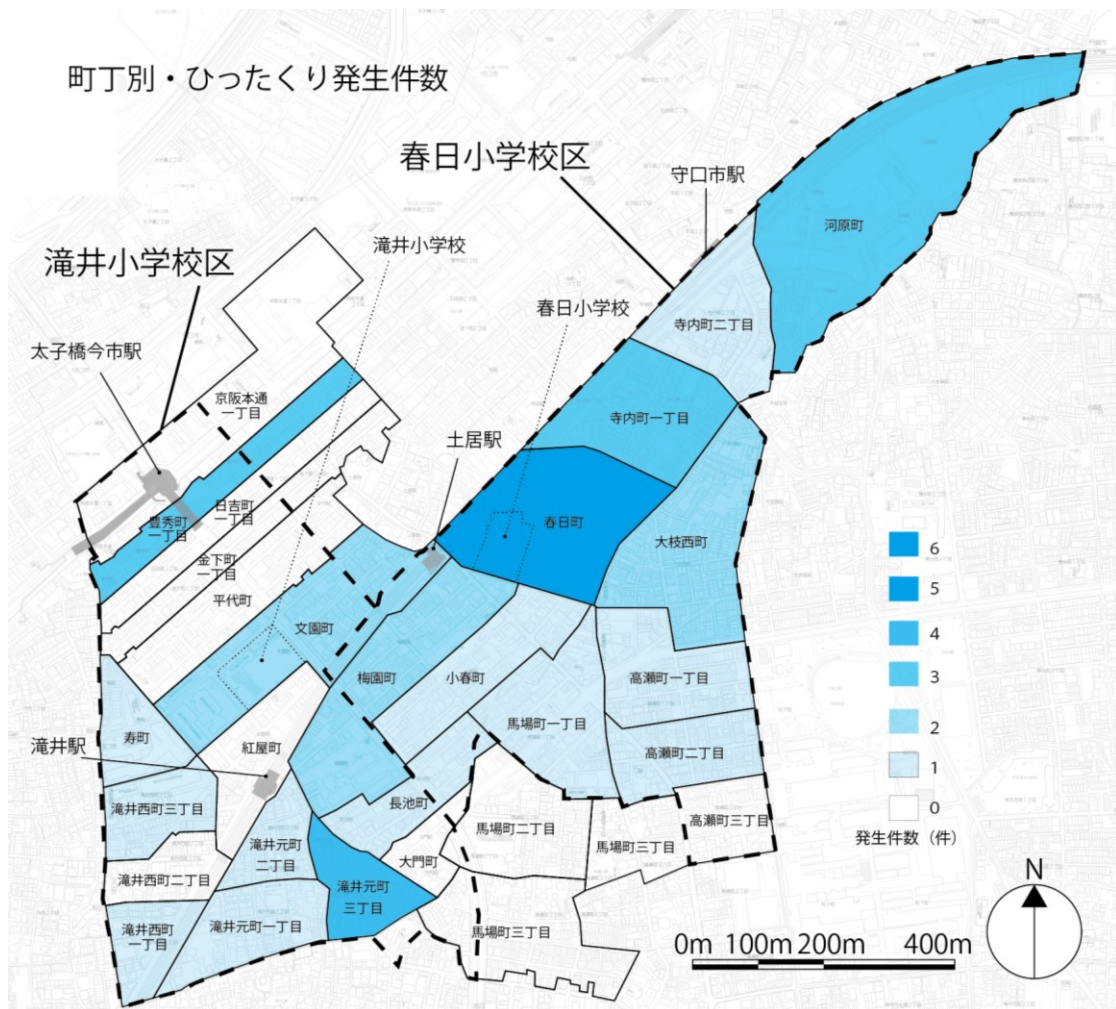


図 4-22 町丁別ひったくり発生件数（対象校区）



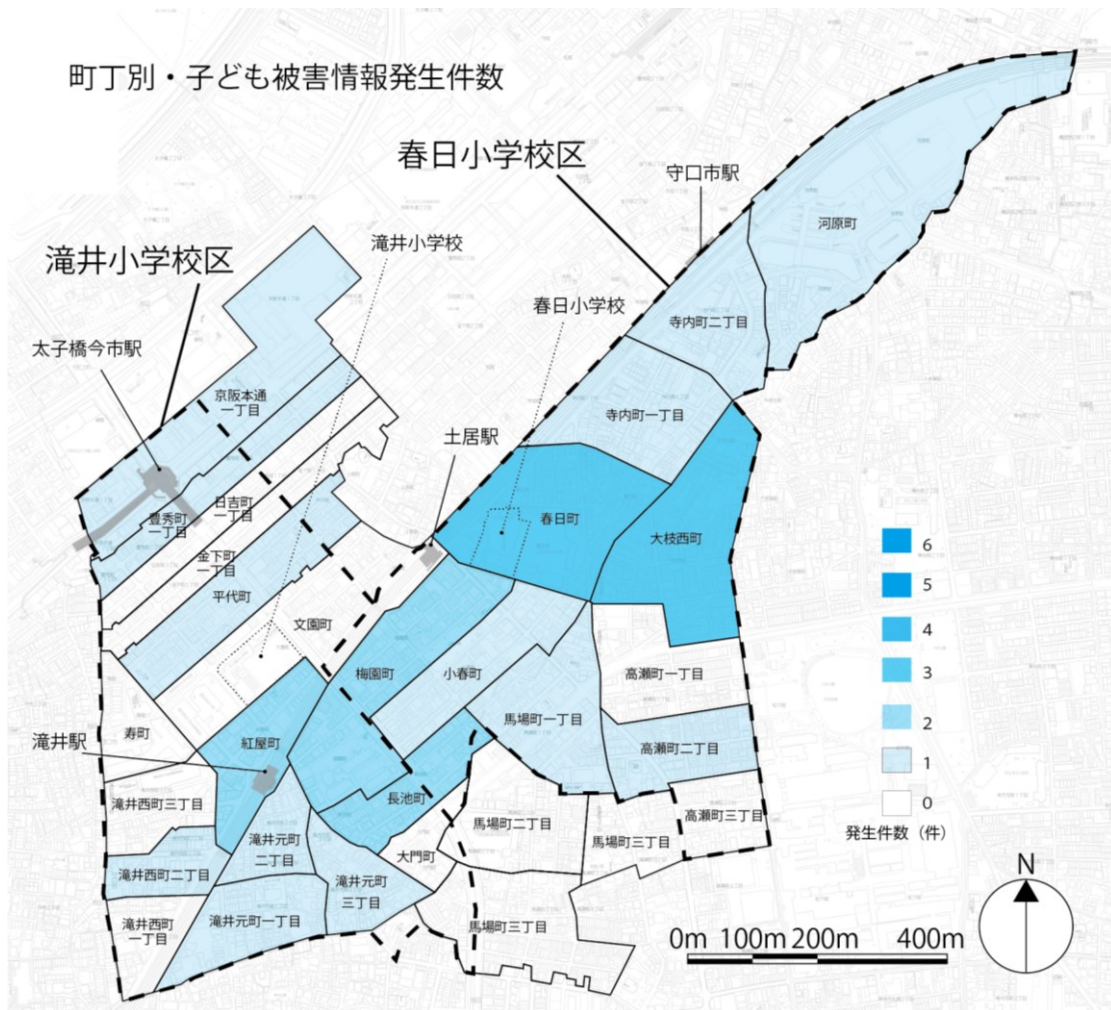


図 4-23 町丁別・子ども被害情報発生件数 (対象校区)

#### 4-4-4 町別にみた単位面積あたりの路上犯罪発生件数

##### (1) 守口市の町別単位面積あたりの路上犯罪発生件数の傾向

単位面積あたりのひたくり発生件数(図 4-24)が 1.0 件/ha を超える町は、大枝北町、祝町、大枝南町、大枝東町、春日町、滝井元町、豊秀町、神木町の八つの町で、大阪市に隣接する町域に集中する傾向がみられる。中でも大枝北町の 2.3 件/ha が最も発生件数の割合が高い。この八つの町のうち、春日町、滝井元町、豊秀町の三つの町が対象校区内である。

単位面積あたりの子ども被害情報発生件数(図 4-25)が 1.0 件/ha を超える町は、地下鉄守口駅の北西に位置する松町(2.2 件/ha)と竹町(1.5 件/ha)である。次いで、長池町、来迎町、梅町、桃町、東町、南寺方北通、紅屋町の七つの町が 0.7 以上 1.0 未満と多く、このうち長池町と紅屋町の二つの町が対象校区内である。発生件数が濃くなる理由として大阪市に隣接していることや、町面積が小さいなどが要因として挙げられる。

##### (2) 対象校区の町別単位面積あたりの路上犯罪発生件数の傾向

対象校区内の町別単位面積当たりのひたくり発生件数(図 4-26)は、春日小学校が立

町別単位面積あたりのひったくり件数

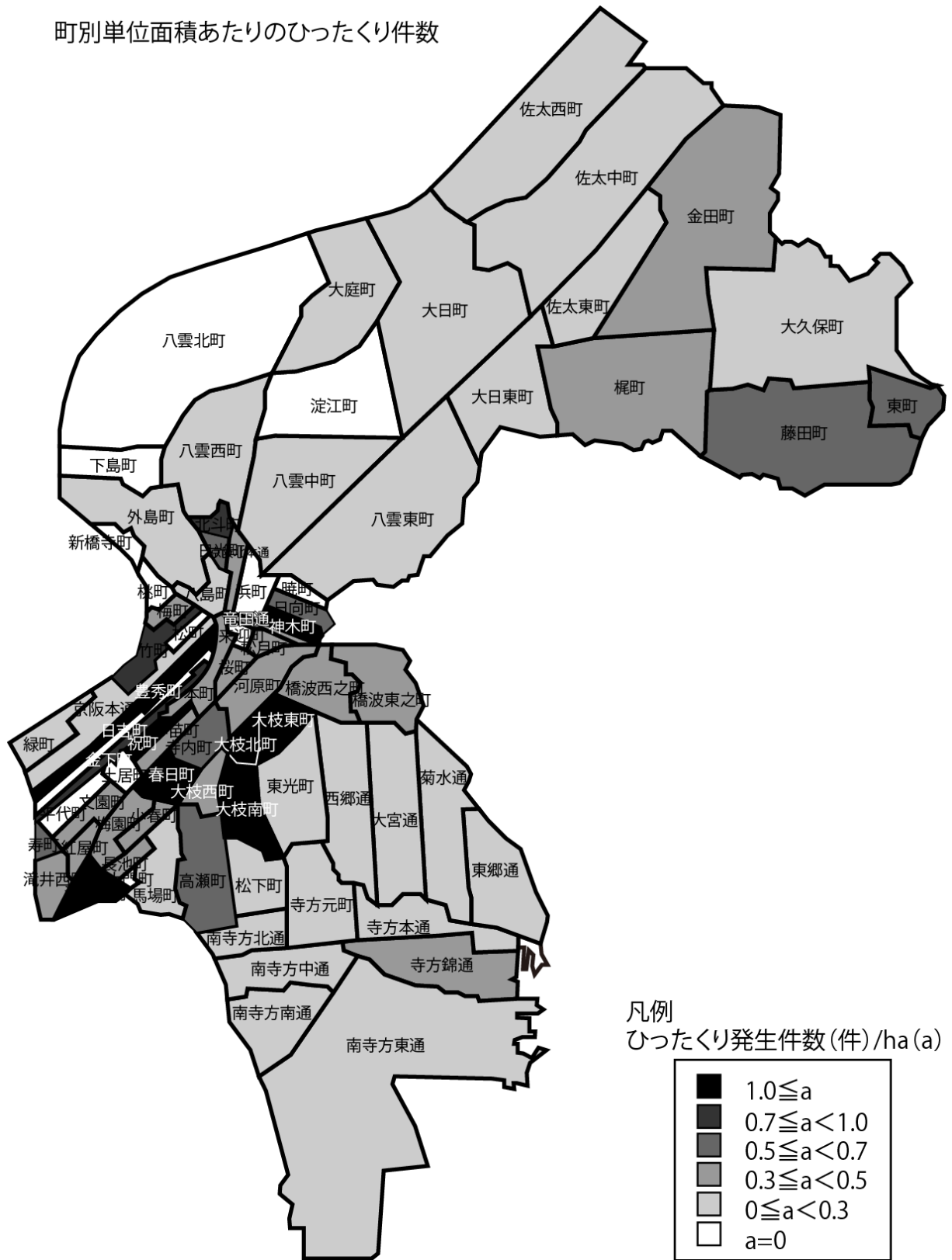


図 4-24 町別単位面積あたりのひったくり発生件数（守口市）

町別単位面積あたりの子ども被害情報

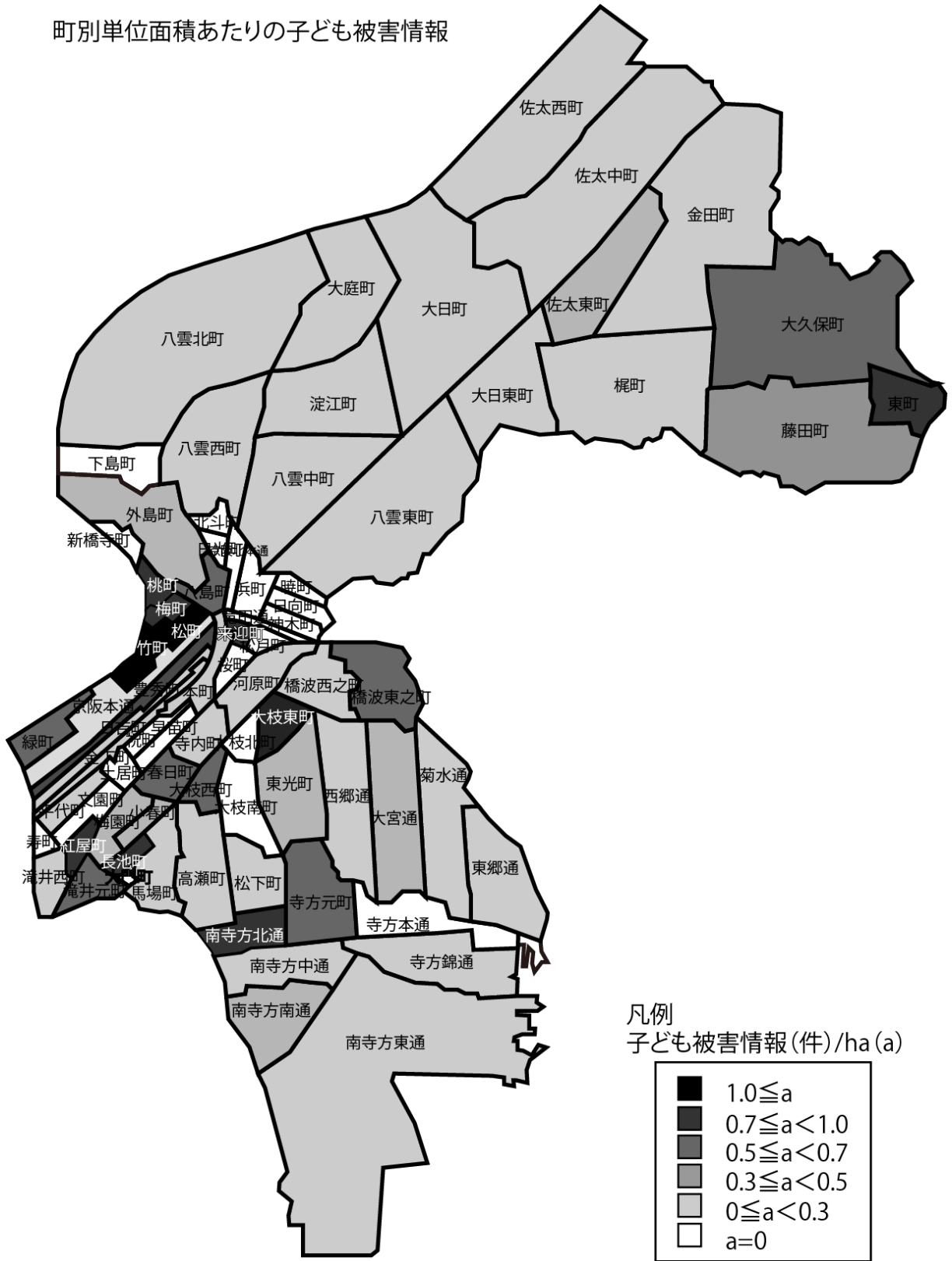


図 4-25 町別面積あたりの子ども被害情報発生件数（守口市）

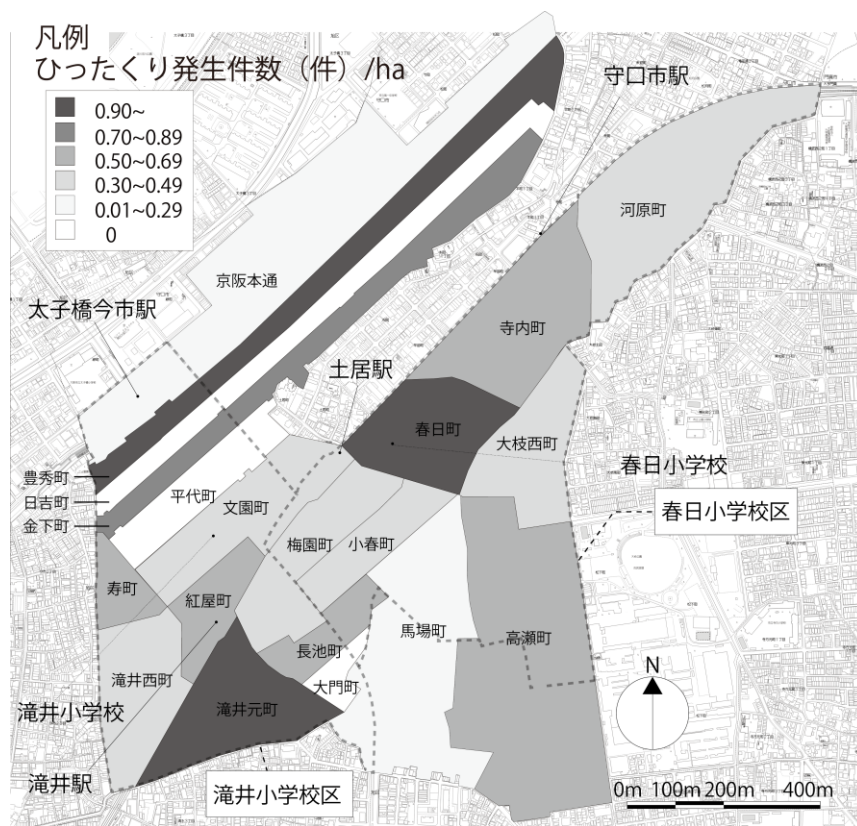


図 4-26 町別単位面積当たりのひったくり発生件数（対象校区）

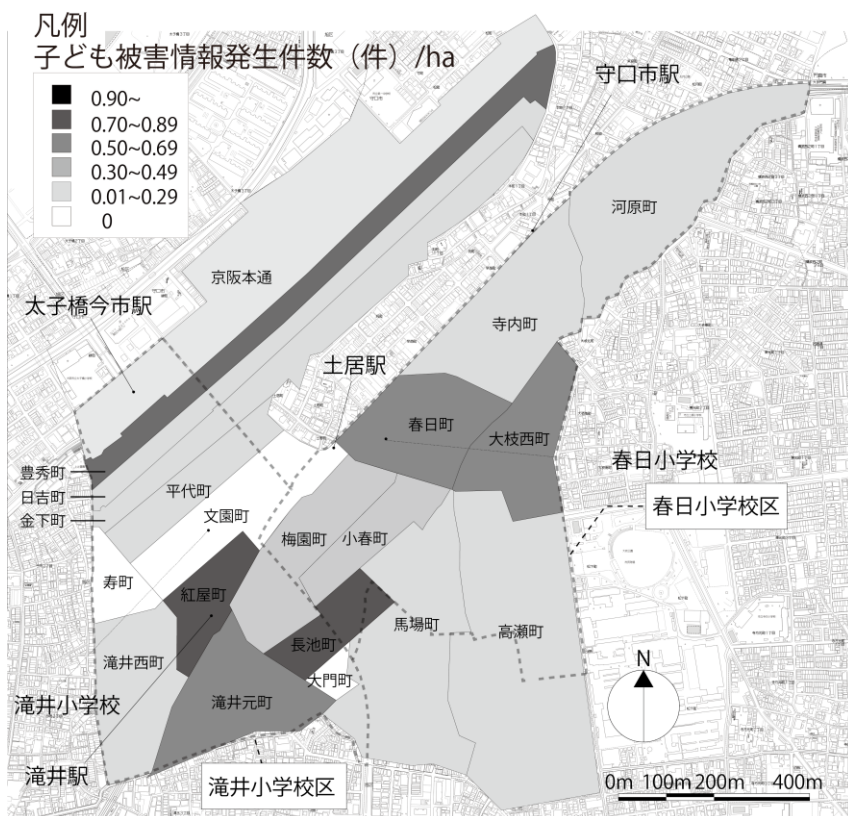


図 4-27 町別単位面積当たりの子ども被害情報発生件数（対象校区）



地する町域（春日町）が 1.15 件/ha と、守口市内のすべての町（78 町）のうち 5 番目に高い値を示す。滝井小学校区においては、土居駅南側に位置する町域（滝井元町）が 1.02 件/ha で、守口市内では 6 番目に値が高い。

町別にみた単位面積当たりの子ども被害情報発生件数（図 4-27）は、春日小学校区と滝井小学校区を跨ぐ町域で発生頻度が最も高く（長池町・0.87 件/ha）、守口市内すべての町の中では 3 番目の順位にあたる。滝井小学校区では、滝井小学校の南側の滝井駅が立地する町域（紅屋町）で発生頻度が高い。また、五差路の北東に位置する町域（大枝西町・0.63 件/ha）、春日小学校が立地する町域（春日町・0.58 件/ha）で発生頻度が高い。

#### 4-5 路上犯罪発生状況と犯罪不安箇所の関係性

2校に通う児童の保護者が感じる犯罪不安箇所と町丁別ひたくり発生件数を重ね合わせると（図4-28）、犯罪不安が最も集中する土居公園に面する町域のひたくり発生件数は、梅園町は2件、小春町は1件であり、視覚化した7段階中2~3段階と低い値である。ひたくり発生件数が最も多い春日小学校が立地する町域（春日町・6件）では、通学路である五差路から守口市駅につながる街路上に、犯罪不安が集中する傾向がみられる。同様に、ひたくり発生件数が6件の滝井駅南東部の入り組んだ細街路のある町域（滝井元町三丁目）では、細街路上に犯罪不安の重なりがみられる。大型商業施設が立地する町域（河原町）では、犯罪発生件数が3件であるが、商業施設が立地する区画は犯罪不安箇所の指摘がない。

2校に通う児童の保護者が感じる犯罪不安箇所と、町丁別の子ども被害情報発生件数を重ね合わせると（図 4-29）、子ども被害情報の発生件数が最も多い春日小学校の立地する町域（春日町・3件）と、その東に位置する町域（大枝西町・3件）の犯罪不安は街路上に集中しており、回答の囲みが小さく具体的に示されている傾向がみられる。子ども被害情報件数が1件の鉄道路線南側の土居駅と守口市駅の間地点に立地する町域（寺内町一丁目）では、犯罪不安箇所として選択される囲みが大きく、重なりが少ない傾向がみられる。犯罪不安の指摘が重なる滝井小学校区内の入り組んだ細街路のある町域（滝井西町三丁目）において、子ども被害情報の発生件数は0件である。同様に、滝井小学校が立地する町域（文園町）は、鉄道路線の高架下や小学校周辺に犯罪不安箇所の指摘がみられるが、子ども被害情報の発生件数は0件である。要因として、滝井小学校では、下校時に地域のボランティアが正門まで出向き児童と付き添い下校をする見守り活動が、子ども被害情報の発生を抑制している可能性がある。

#### 4-6 路上犯罪発生状況と地域施設の関係性

ひたくり発生件数と地域施設の関係性（図 4-30）を検証すると、ひたくり発生件数が最も多い町域（春日町・6件）の地域施設の分布は、鉄道路線沿いにサービス施設や娯楽施設があわせて5件連続して立地しているが、町域内では分布は疎である。地域施設が連続して立地する、守口市駅前の繁華街を含む町域（寺内町二丁目）および土居駅前商店街がある町域（梅園町、小春町、馬場町一丁目）のひたくり発生件数は、視覚化した7段階中2~3段階と低い値である。

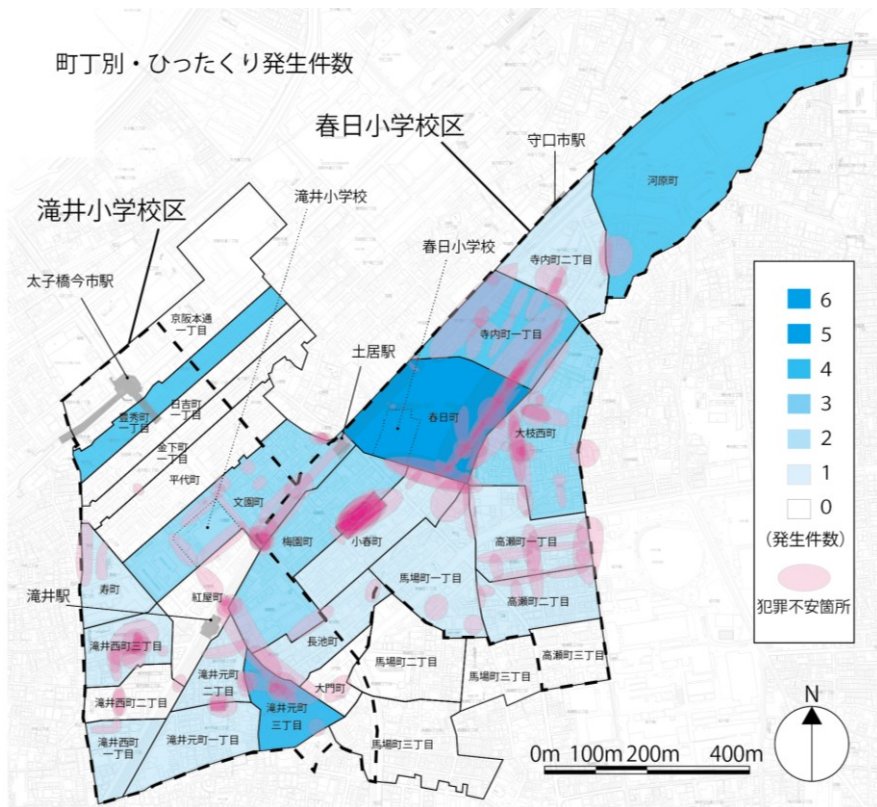


図 4-28 対象校区の保護者が感じる犯罪不安箇所とひったくり発生件数

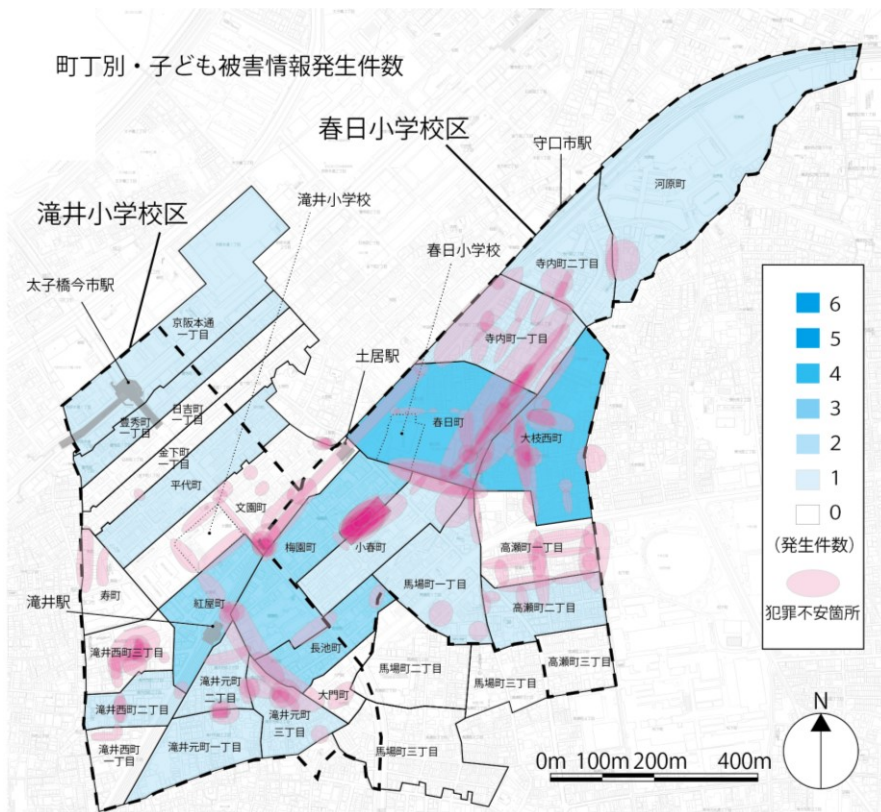


図 4-29 対象校区の保護者が感じる犯罪不安箇所と子ども被害情報発生件数



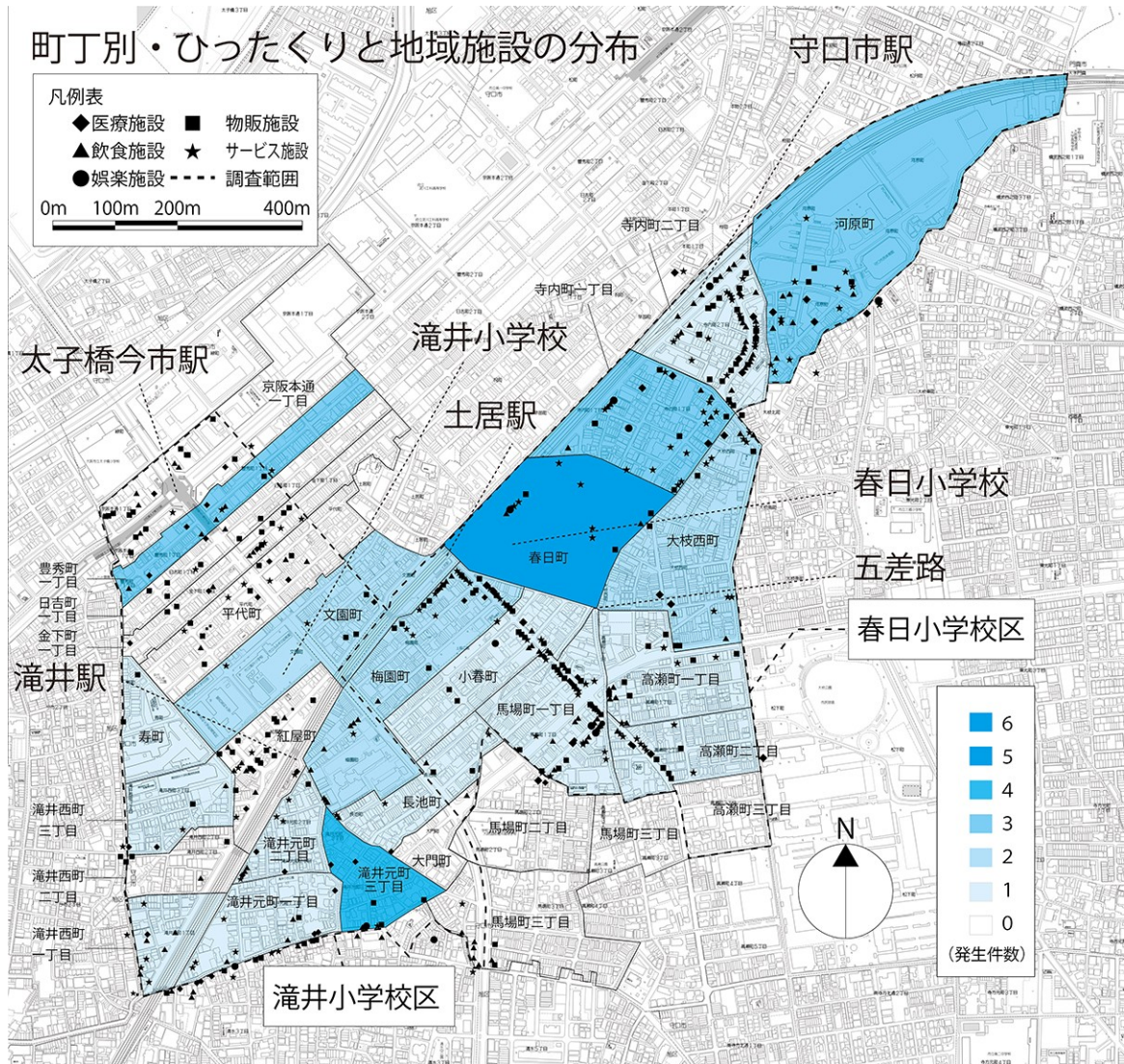


図 4-30 ひったくり発生件数と地域施設の分布

子ども被害情報発生件数と地域施設の分布(図 4-31)は、物販施設やサービス施設が密集する京阪商店街を含む町域(金下町一丁目)では、子ども被害情報の発生は 0 件である。対象校区で最も子ども被害情報の発生件数が多い町域(春日町・3 件、大枝西町・3 件)の地域施設の分布は疎である。守口市駅前の繁華街を含む町域(寺内町二丁目)および土居駅前商店街がある町域(梅園町、小春町、馬場町 1 丁目)の子ども被害情報の発生件数は 1~2 件であり、ひったくり発生件数と同様に値が低い傾向がみられる。子ども被害情報が 0 件の町域のうち、滝井小学校を含む文園町、大学病院が立地する寿町、入り組んだ細街路がある滝井西町は、地域施設分布が疎である。



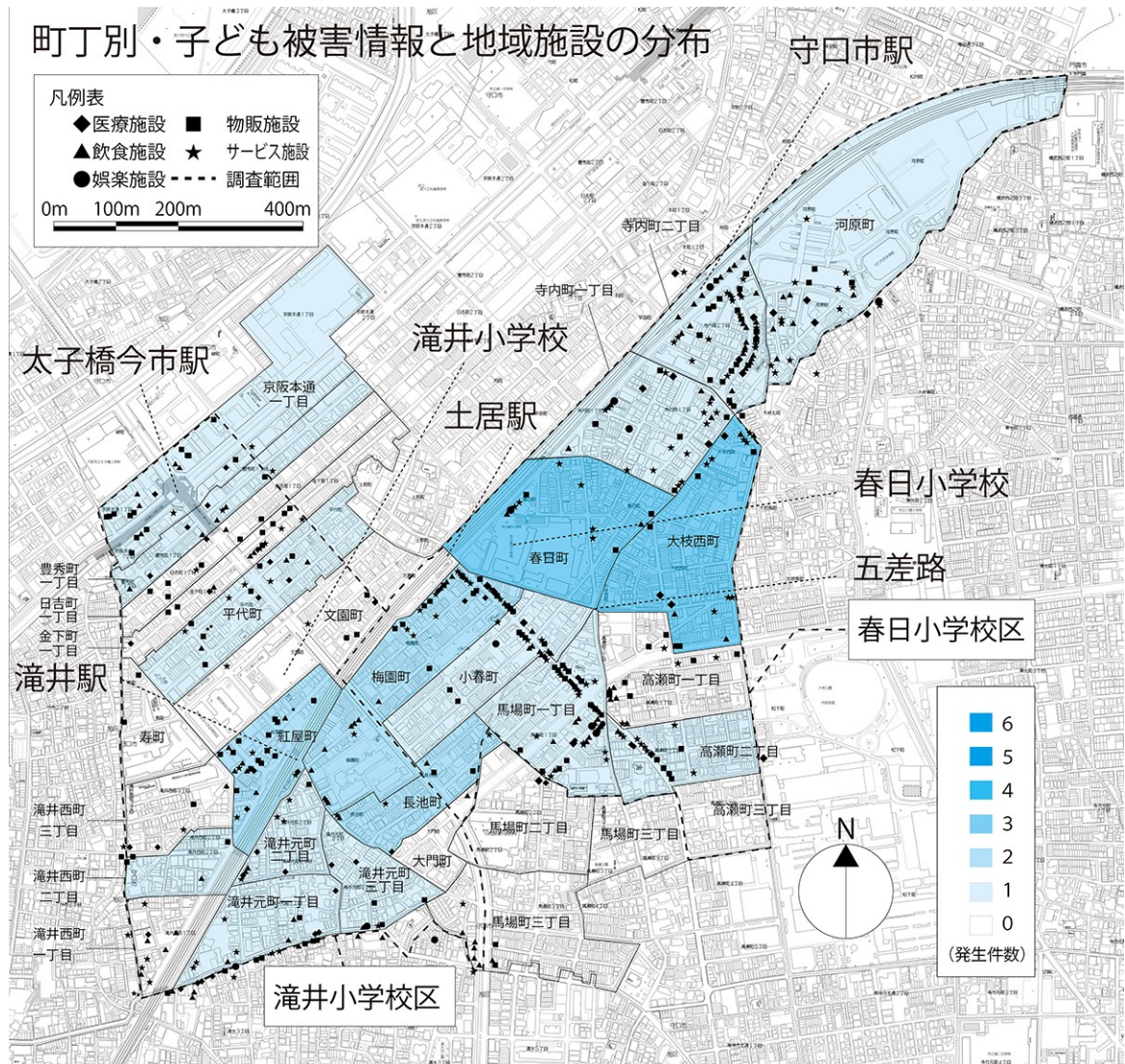


図 4-31 子ども被害情報発生件数と地域施設の分布

#### 4-7 まとめ

- 1) 路上犯罪は、ひったくりは平日に発生が集中しており、10代の被害者は少ない。守口市では19時から21時まで、対象校区では21時から22時までの帰宅時間帯に発生が集中する傾向がみられる。子ども被害情報は、平日の週明けと週末に発生する傾向がみられ、下校時間帯である16時から19時までに発生が集中する。事案別では公然わいせつが最も多い。
- 2) 守口市では、寝屋川市に隣接する町域で路上犯罪発生件数が多く、単位面積当たりの路上犯罪発生件数は、大阪市に隣接する町域で発生頻度が高い傾向がみられる。大阪市に隣接する町は面積が小さいことが発生頻度を高める要因となっている可能性がある。
- 3) 春日小学校が立地する町域（春日町）において、路上犯罪発生件数および単位面積当たりの路上犯罪発生件数が高い傾向がみられる。一方で、滝井小学校が立地する町域（文園町）においては、子ども被害情報の発生がない。滝井小学校では、下校時に地

域のボランティアが正門まで出向き児童と付き添い下校をする活動が、子ども被害情報の発生を抑止している可能性がある。

- 4) 対象校区内において、路上犯罪の発生件数が多い町域ほど犯罪不安箇所が具体的に地図上に記されるのに対し、発生件数が少ない町域では、犯罪不安箇所として指摘される囲みが大きく、かつ、重なりが少ない。
- 5) 公園は犯罪不安が集中する場所であるが、公園は実際に発生する路上犯罪と犯罪不安が一致していないことがある。
- 6) 地域施設が密集して分布する町域では路上犯罪発生件数が少ない傾向がみられるが、地域施設の分布が疎である町域で路上犯罪発生がない町域もあり、地域施設の立地では、路上犯罪の発生と地域施設との関係性をみいだすことは困難であった。また、路上犯罪の住所の情報が町丁までであるため、路上犯罪の発生場所がより具体的に示されているデータを収集することで、関係性を明確にできる可能性がある。そのため、それらのデータ収集および分析が、今後の課題である。

## 注

- 注 4-1) 小売業商店とは、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器等小売業、その他の小売業(医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具等小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、他に分類されない小売業)のことを指す。
- 注 4-2) 刑法犯とは、凶悪犯，粗暴犯，窃盗犯，知能犯，風俗犯のことをさす。
- 注 4-3) 認知件数とは、警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数をいう。認知件数と実際の発生件数は一致しないことが多いが(その差を暗数という)、公的に認知された発生件数という意味において、認知件数は単に発生件数ともいう<sup>4-5)</sup>。
- 注 4-4) 平成 25 年より自販機ねらいは街頭犯罪の区分から外れることになっているため、重複項目となっている。
- 注 4-5) 大阪府警察の HP で公開されている子どもの被害に関する情報で、「誘拐など重大事件に発展するおそれのある声かけや、腕を持つ、引っ張る等の声かけ等事案」「子どもを対象とした暴行・傷害」「公然わいせつ」「痴漢(電車内除く。)」等の事案情報のうち、大阪府下において発生した 16 歳未満の子供を対象とした事例のことを指す(性犯罪除く)<sup>4-10)</sup>。
- 注 4-6) 女性被害情報は、安まちメールで配信された犯罪注意報のうち、16 歳以上の女性に対する、痴漢、公然わいせつ、声かけ等事案、暴行(脅迫)事案などを元に発生場所と発生日時をリストにしたものである。
- 注 4-7) 居空きとは、家人等が在宅し、昼寝・食事などをしているすきに屋内に侵入し、金品を窃取することである。

## 参考文献

- 4-1) キグナス石油株式会社：都道府県地図、  
<http://as.chizumaru.com/kygnus/searchPrefMap?account=kygnus&accmd=0&adr>

- =27&ftop=1 (参照 2014.11.22)
- 4-2) 守口市：平成 24 年版 守口市統計書、  
[http://www.city.moriguchi.osaka.jp/contents/housei-bunshyo/toukei\\_h24.html](http://www.city.moriguchi.osaka.jp/contents/housei-bunshyo/toukei_h24.html) (参照 2014.10.30)
- 4-3) 守口市・守口市の概要 <http://www.city.moriguchi.osaka.jp/> (参照 2013.1.25)
- 4-4) 大阪府守口警察署：守口市の犯罪、  
<http://www.info.police.pref.osaka.jp/ps/moriguchi/morigutinohanzai.html> (参照 2013.11.25)
- 4-5) 犯罪白書(昭和 56 年版)、[http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/22/nfm/n\\_22\\_2\\_1\\_1\\_1\\_1.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/22/nfm/n_22_2_1_1_1_1.html)  
(参照 2014.11.20)
- 4-6) 宗像一樹：小中学校の統廃合に伴う新設校の建設における住民の合意形成過程に関する研究 —守口市立小中学校をケーススタディとして—、大阪工業大学修士論文、2012.3
- 4-7) 守口市教育委員会：守口市学校規模適正化基本方針 保護者・地域説明会資料、2012.5.2
- 4-8) 守口市教育委員会：守口市学校規模等適正化基本方針 魅力ある学校づくりをめざして、2012.3
- 4-9) 大阪府警察：安まちアーカイブ、  
<http://www.police.pref.osaka.jp/cgi-bin/anmachi.cgi/gateway/> (参照 2013.12.31)
- 4-10) 大阪府警察：大阪府警察犯罪発生マップ、<http://www.police.pref.osaka.jp/> (参照 2014.11)

## 第5章 街路に面する建物の用途および

### 街路からの建物内部の見通しと犯罪不安箇所の関係性

---

- 5-1 はじめに
- 5-2 調査方法の概要
- 5-3 街路に面する建物の傾向
- 5-4 建物の用途と犯罪不安箇所の関係性
- 5-5 建物内部の見通しと犯罪不安箇所の関係性
- 5-6 線密度の分布と犯罪不安箇所の関係性
- 5-7 街路の見通し環境と犯罪不安箇所の関係性
- 5-8 まとめ

## 第5章 街路に面する建物の用途および街路からの建物内部の見通しと犯罪不安箇所の関係性

### 5-1 はじめに

通学中の子どもが被害者となる犯罪を防ぐ対策として、各地域では、通学路の安全確保にむけた防犯カメラの設置や見守り活動などが講じられている。本章では、これらの対策のひとつとして、地域に根付いた物販施設やサービス施設からの自然監視による防犯まちづくりの可能性を探ることとする。まず、児童をもつ保護者の意識調査（第3章）で明らかとなった①通学路における防犯対策の有効性に対する評価 ②校区内の犯罪不安箇所の結果 をふまえて、③通学路に面する建物の用途や街路からの建物内部の見通しの程度の調査 を行う。そして、通学児童に対して保護者が感じる犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を説明する要因を抽出するために、分布図や線密度を基に定性的分析を行う。

### 5-2 調査方法の概要

#### 5-2-1 現地調査

第3章において調査対象とした2校の校区において設定されている、集団登校時の指定通学路およびアンケート調査で保護者に指摘された犯罪不安が集中する街路（以下、対象街路）に面する建物（図 5-1）を対象として、建物の用途、街路からの建物内部の見通しの2項目について評価シート（図 5-2）を作成し、二人一組で実際に対象街路を歩いて現地調査を実施した。

現地調査は2013年10月28日（月）に実施した。対象建物数は、滝井小学校区は785件、春日小学校区では1,391件、両校区を合わせて2,176件である。

次いで、街路の見通し環境と犯罪不安箇所の関係性を明らかにするため、以下の分析を行う。①建物の用途別、建物内部の見通し別に不透明度100%の黒で塗りつぶした建物の分布図を、イラストレーターを用いて作成し、それらと犯罪不安箇所とを重ね合わせ、両者の関係性について分析を行う。②対象街路において、交差点間の区間距離<sup>注5-1</sup>を測定し、その区間に面して立地する建物数<sup>注5-2</sup>より25mごとの建物数（以下、線密度）を求める<sup>注5-3</sup>。対象街路数は212街路で、それぞれに面する建物の用途別、建物内部の見通し別にみた線密度と犯罪不安箇所とを重ね合わせ、傾向を把握する。③対象街路上において、100m以上を見通すことができる街路<sup>注5-4</sup>を「見通せる街路」、見通せる距離が100m未満の街路を「見通せない街路」と設定し、見通し環境<sup>注5-5</sup>と犯罪不安箇所との関係性について分析する。



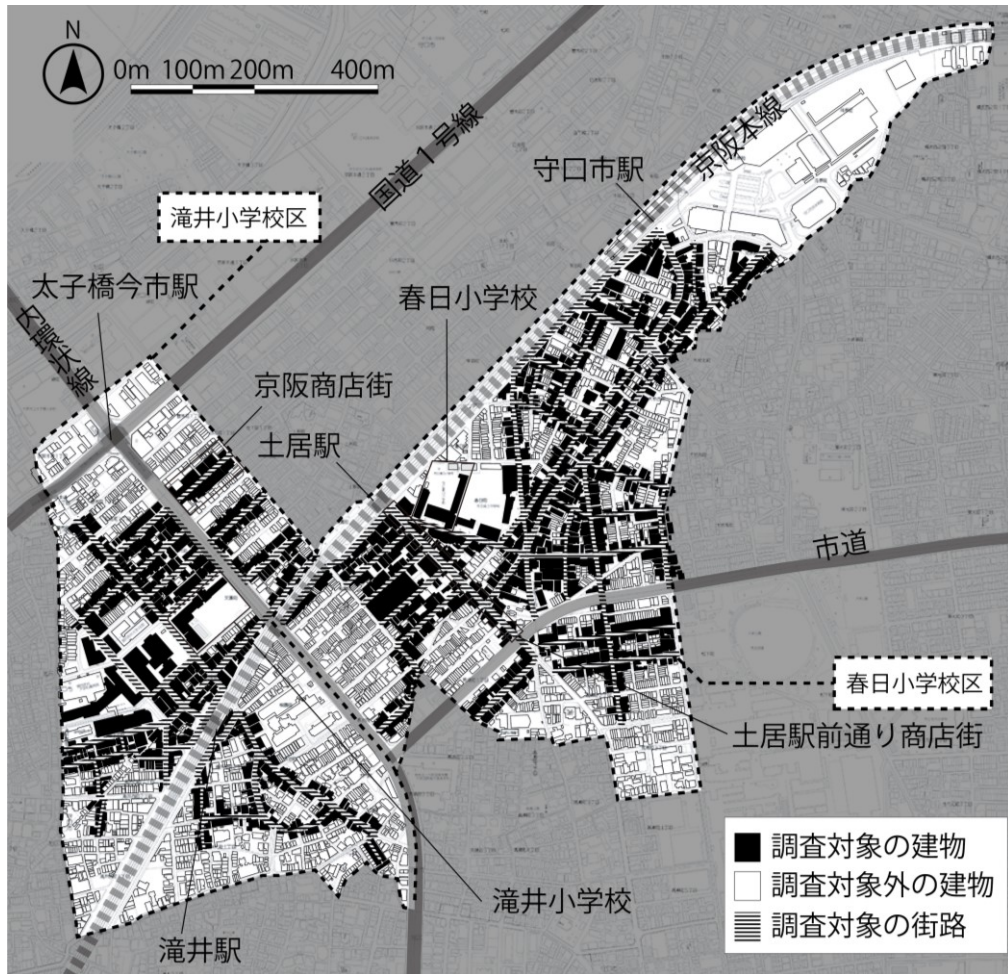


図 5-1 調査対象地区

◆ 調査① ◆

対象の建物について、下表の中から該当する建物種別を選び、記入シートの「建物種別」欄の番号に○をつけてください。

分類	建物種別	番号
住宅	住宅	1
	マンション	2
	住宅（空き家）	3
事務所	事務所	4
公共施設	公民館、市役所、保健所など	5
医療・福祉施設	病院、診療所、整骨院、 デイサービスセンターなど	6
サービス施設	美容室、銀行、学習塾ほか※1	7
物販施設	コンビニエンスストア	8
	その他の物販施設※2	9
飲食施設	居酒屋	10
	その他の飲食施設※3	11
娯楽施設	スナック・バー・風俗店	12
	その他の娯楽施設※4	13
空き店舗	※5	14
建物なし	空き地	15
	駐車場	16
	公園	17
	その他※6	18

※調査②の回答不要

◆ 調査② ◆

街路から見える対象の建物内部（1階部分）の見通しについて、下図のフローチャートに沿って進み、どのタイプに分類されるかあてはまる数字を選び、記入シートの「建物内部の見え方」欄の番号に○をつけてください。

建物1階部分の内部が見えるか

見える ⇒ 理由

- 窓や戸が開放されている 1
- 窓や戸が透明（見える素材）である 2
- 目の高さまで壁がある 3
- （敷地に対して）建物がセットバックしている、ピロティである 4
- 一面が壁である、窓があっても小さい 5

見えない ⇒ 理由

- シャッター・雨戸が閉まっている 6
- 窓や戸が不透明（見えない素材）である、すだれ、格子、遮る物がある 7
- 植栽が生い茂っている 8

判別不能 9

図 5-2 調査シート

## 5-2-2 調査対象建物の概要

### (1) 建物の用途

対象となる建物の1階部分の用途を、表5-1の分類にしたがって住宅、公共施設、物販施設などに区分する。建物の1階部分が複数の用途で構成されている場合は複数回答とする。

表 5-1 建物の用途の概要

用途の分類	用途の細分類
住宅、マンション	—
事務所	建築事務所、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、製造業事務所、製材所、材木店など
公共施設	公民館、市役所、保健所、集会所など
医療施設	病院、診療所、整骨院、デイサービスセンターなど
サービス施設	美容室、銀行、クリーニング店、宿泊施設、スポーツ施設、レンタルCD・ビデオ店、衣類・鞆・靴などの修理屋、銀行、郵便局、不動産、金券ショップ、文化教室、学習塾、美容院・理髪店など
物販施設	食料品店、生鮮食料品（魚・肉・野菜）店、米穀・酒店、玩具・文具店、市場・スーパー、コンビニエンスストア、電気・ガス取扱店、薬・化粧品販売店、CD・ビデオ店、衣料品店、スポーツ用品店、インテリア・リビング用品販売店、鞆・靴・帽子販売店、たばこ、自転車・リアカー販売店、花屋、携帯ショップ、宝石・眼鏡・時計・カメラ販売店、寝具販売店、書籍販売店など
飲食施設	居酒屋、食堂、飲食店、ファストフード店、喫茶店など
娯楽施設	スナック・バー・風俗店、カラオケ店、麻雀・ゲーム・パチンコ店、銭湯など
空き家	ガスメーターが止まっている住宅、ポストにチラシがたまっている住宅
空き店舗	「貸店舗」の看板が掲げてある店舗、テントなどが設置されているが店舗名がない店舗
空き地	建物なし
駐車場	月極駐車場、コインパーキング
公園	街区公園など
その他	倉庫、寺、神社など

## (2) 街路に面する建物内部の見通しの概要

建物内部の見通しは、図 5-3 に示す 8 項目の判別例に基づき、それぞれの建物を該当する項目に区分する（複数回答可・判別できない場合は判別不能とする）。角地に立地する建物については、それぞれの街路に面したファサードの評価を行い、隅切り面のある部分のファサードは幅員が広いほうの街路に面しているとみなす。また、建物が立地していない、空き地、駐車場、公園は、建物内部の見通しの評価から除外する。

なお、調査項目において、一過性の調査結果とされる用途（空き家、空き店舗）、街路からの建物内部の見通し（シャッター・雨戸が閉まっている、窓や戸が不透明である、すだれ・格子・遮る物がある）の項目の建物は、時間帯、曜日を変えて補足調査を行い、一過性でないことを確認している。

## 5-3 街路に面する建物の傾向

### 5-3-1 建物の用途の基本集計

滝井小学校区と春日小学校区の通学路に面する建物の用途は、住宅・マンションが最も多く、両校区とも 6 割を超える（図 5-4、図 5-5）。住宅・マンション以外の建物の用途のうち最も割合が高いのは、両校区ともに駐車場・空き地で、次いで物販施設である。娯楽施設は、滝井小学校は 2 件（0.3%）、春日小学校は 18 件（1.3%）が立地している。空き家・空き店舗の割合は、滝井小学校区は 3.6%、春日小学校は 3.7%である。校区別の空き地・駐車場の割合は、滝井小学校区は 9.4%、春日小学校区は 5.1%と、滝井小学校区のほうが割合が高い。

両校区をあわせた通学路に面する建物の用途（表 5-2）は、住宅・マンションの割合が 68.1%で最も高い。住宅・マンション以外の建物の用途のうち最も割合が高いのは空き地・駐車場（6.6%）で、次いで物販施設（5.0%）である。地域施設の割合は、15.1%である。

### 5-3-2 建物内部の見通しの基本集計

建物内部の見通しで最も割合が多い項目は、両校区ともに「見えない—窓・ドア不透明」で、滝井小学校区（図 5-6）は 43.5%、春日小学校区（図 5-7）は 45.6%である。また、「見える—開放」と「見える—窓・ドア透明」（以下、見通しがよい建物）の割合は、滝井小学校区は 7.1%、春日小学校区は 6.1%である。「見えない」項目をあわせると（以下、見通しが悪い建物）、割合は全体の 93.1%を占める。

両校区をあわせた建物内部の見通し（表 5-3）で最も割合が高い項目は、「見えない—窓・ドア・不透明」で 44.8%である。また、「見える—開放」と「見える—窓・ドア透明」（以下、見通しがよい建物）の割合は 6.4%である。



図 5-3 建物内部の見通しの判別例



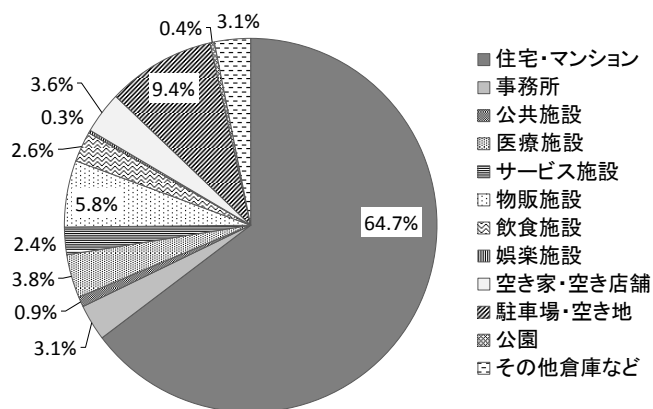


図 5-4 建物の用途・滝井小学校区 (N=799)

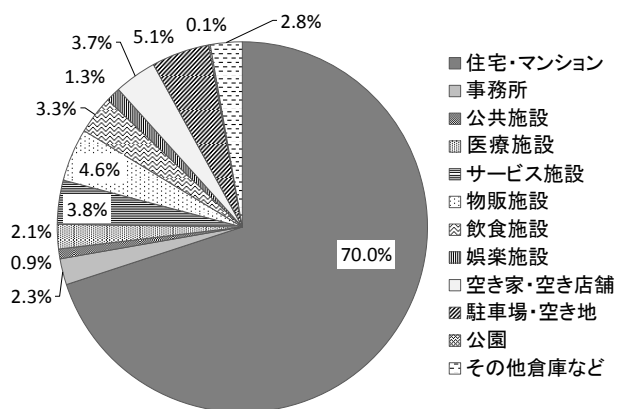


図 5-5 建物の用途・春日小学校区 (N=1,405)

表 5-2 建物の用途 (複数回答)

建物の用途	建物数	%
住宅・マンション	1,500	68.1
事務所	57	2.6
公共施設	19	0.9
医療施設	60	2.7
サービス施設	73	3.3
物販施設	111	5.0
飲食施設	68	3.1
娯楽施設	20	0.9
空き家・空き店舗	81	3.7
空き地・駐車場	146	6.6
公園	5	0.2
その他	64	2.9
回答総数		2,204



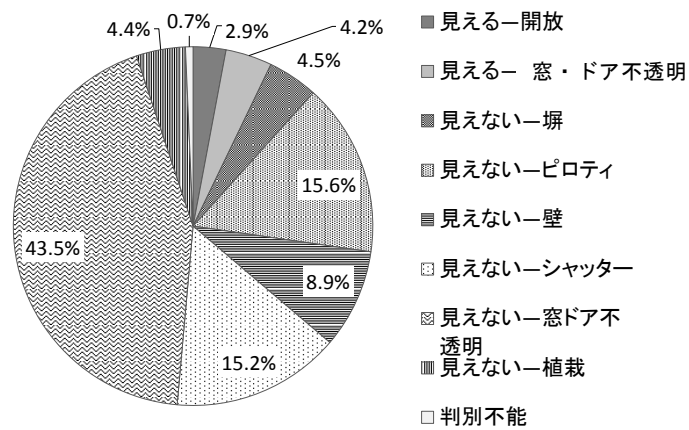


図 5-6 建物内部の見通し・滝井小学校区 (N=883・複数回答)

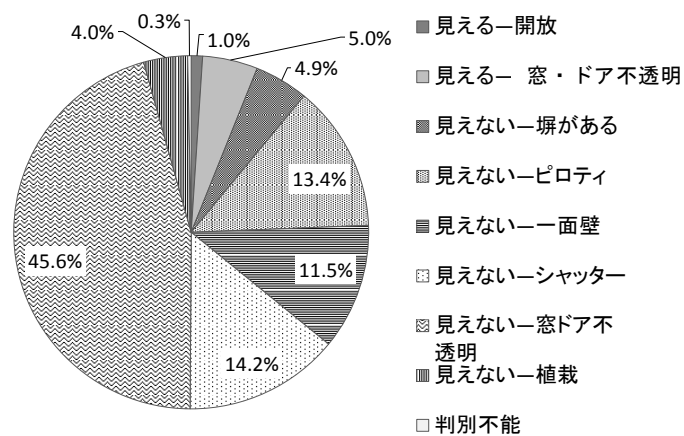


図 5-7 建物内部の見通し・春日小学校区 (N=1,403・複数回答)

表 5-3 建物内部の見通し (複数回答)

建物内部の見通し	建物数	%
見える-開放	42	1.7
見える-窓・ドア透明	115	4.7
見えない-塀がある	116	4.8
見えない-ピロティ	346	14.2
見えない-一面壁	258	10.6
見えない-シャッター	354	14.5
見えない-窓・ドア不透明	1,091	44.8
見えない-植栽	101	4.1
判別不能	11	0.5
回答総数		2,434

### 5-3-3 建物の用途別にみた建物内部の見通し

滝井小学校区において「見通しがよい」建物の割合が最も高い項目（図 5-8）は、「物販施設」の 55.8%で、次いで「公共施設」の 20.0%である（「娯楽施設」の見通しがよい建物の割合は 50.0%であるが、2 件のため分析から除く）。春日小学校区において「見通しがよい」建物の割合（図 5-9）は、「物販施設」（52.1%）、「サービス施設」（35.7%）、「飲食施設」（26.0%）の順に高い。

両校区をあわせて見通しがよい建物の割合が最も高い項目（図 5-10）は、「物販施設」（54.6%）で、次いで「サービス施設」（38.2%）、「飲食施設」（22.2%）の順に高い。見通しが悪い建物は、「娯楽施設」（95.5%）が最も高く、僅差で「空き家・空き店舗」（93.8%）と続く。[見えない—シャッター]の割合が最も高いのは「空き家・空き店舗」（48.8%）である。また、[見えない—窓・ドア不透明]の割合が最も高いのは「住宅・マンション」（49.3%）で、「医療・福祉施設」（47.8%）が続く。

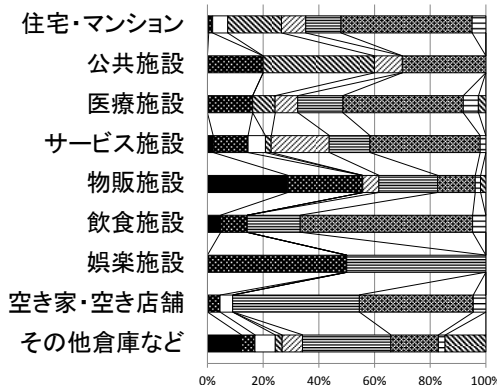


図 5-8 建物の用途別にみた建物内部の見通し（滝井小学校区）

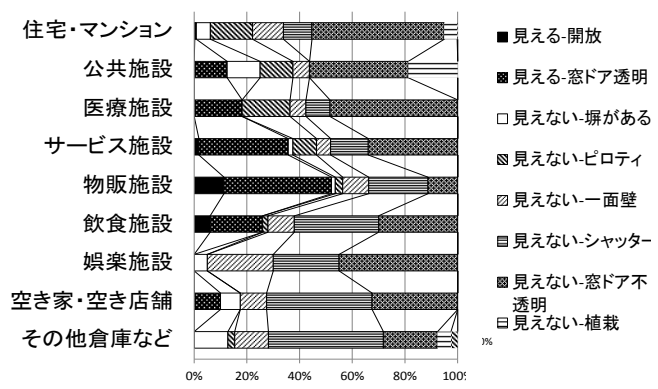


図 5-9 建物の用途別みた建物内部の見通し（春日小学校区）

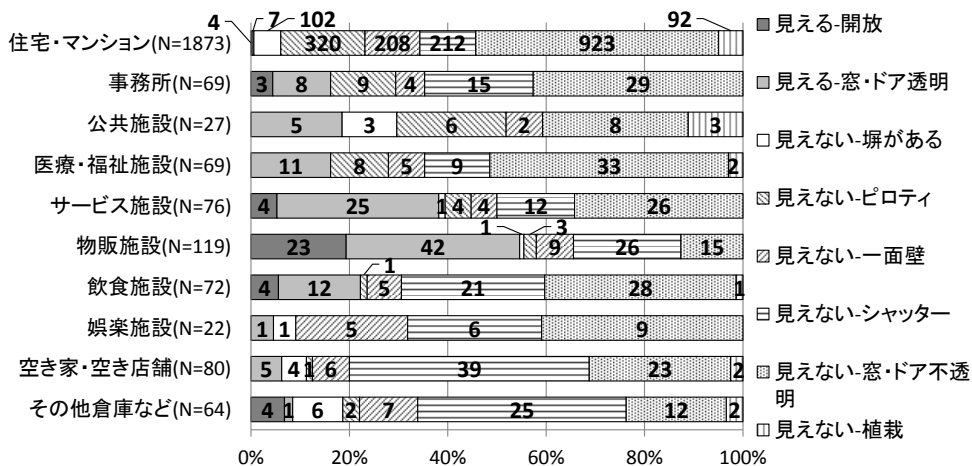


図 5-10 建物の用途別にみた建物内部の見通し（両校区）

#### 5-4 建物の用途と犯罪不安箇所の関係性

図 5-11 は、住宅・マンションの分布と犯罪不安箇所を重ね合わせたものである。これより、住宅が密集して分布する春日小学校区内の五差路から守口市駅に向かう街路は、犯罪不安が集中していることがわかる。一方、滝井小学校区の北西に位置する区画整理された住宅密集地域の街路上には、犯罪不安の回答がみられなかった。また、調査対象区域内には三つの公園が立地しており（図 5-12）、土居公園とりす公園には犯罪不安が集中しているが、うさぎ公園は他の二つの公園のように指摘されていない。

地域施設の分布と犯罪不安箇所の関係性をみると（図 5-13）、滝井駅北側と守口市駅南側の駅前の地域施設が密集する箇所、滝井小学校区内にある京阪商店街、春日小学校区内にある土居駅前通り商店街に面する街路上は、犯罪不安箇所として指摘されていない。

駐車場や空き地の分布（図 5-14）をみると、保護者は最も立地が集中する滝井小学校北西の区画に対して、犯罪不安をさほど感じていないことがわかる。空き家、空き店舗の分布（図 5-15）は、滝井駅南側の街路上、春日小学校区内の南部の地域、五差路から北に延びる街路において、犯罪不安との重なりがみられる。



図 5-11 住宅・マンションの分布と犯罪不安箇所





図 5-12 公園の分布と犯罪不安箇所

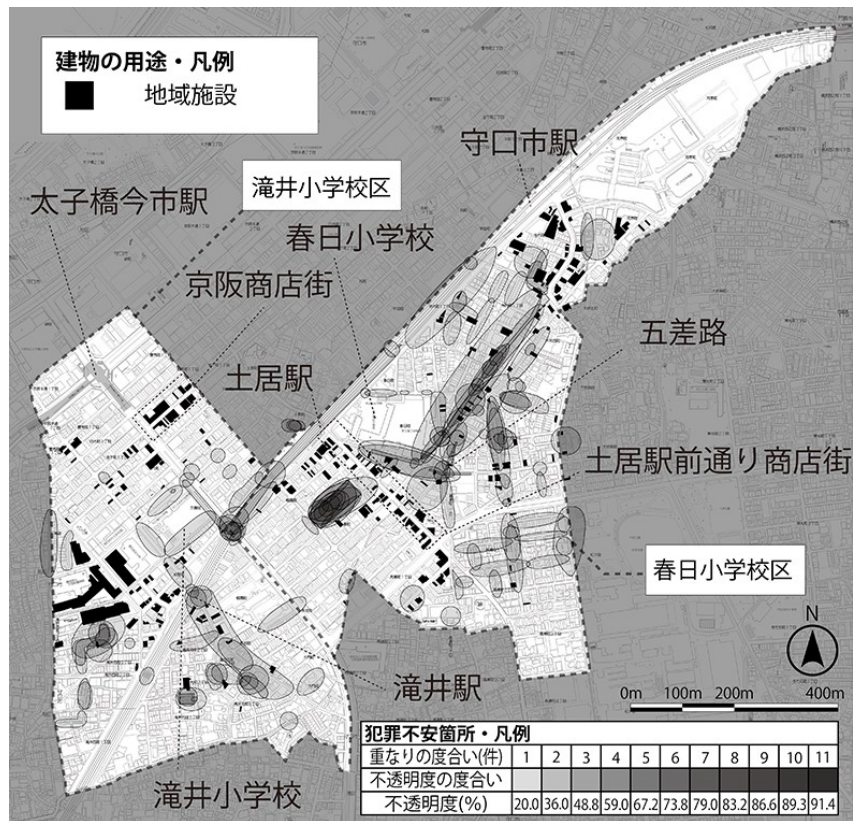


図 5-13 地域施設の分布と犯罪不安箇所

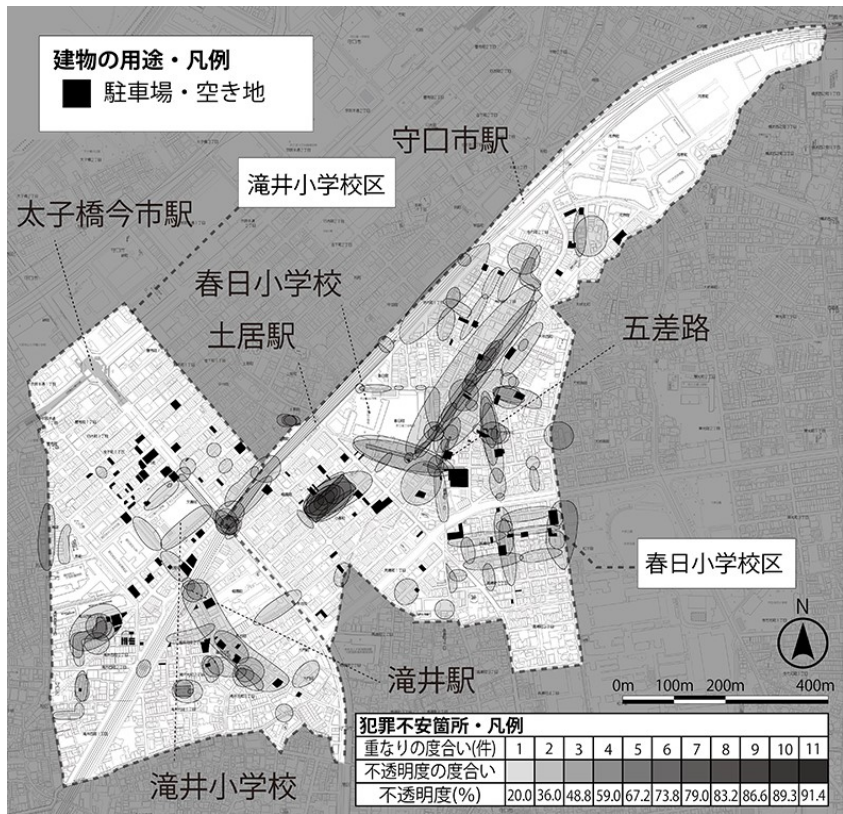


図 5-14 駐車場・空き地の分布と犯罪不安箇所

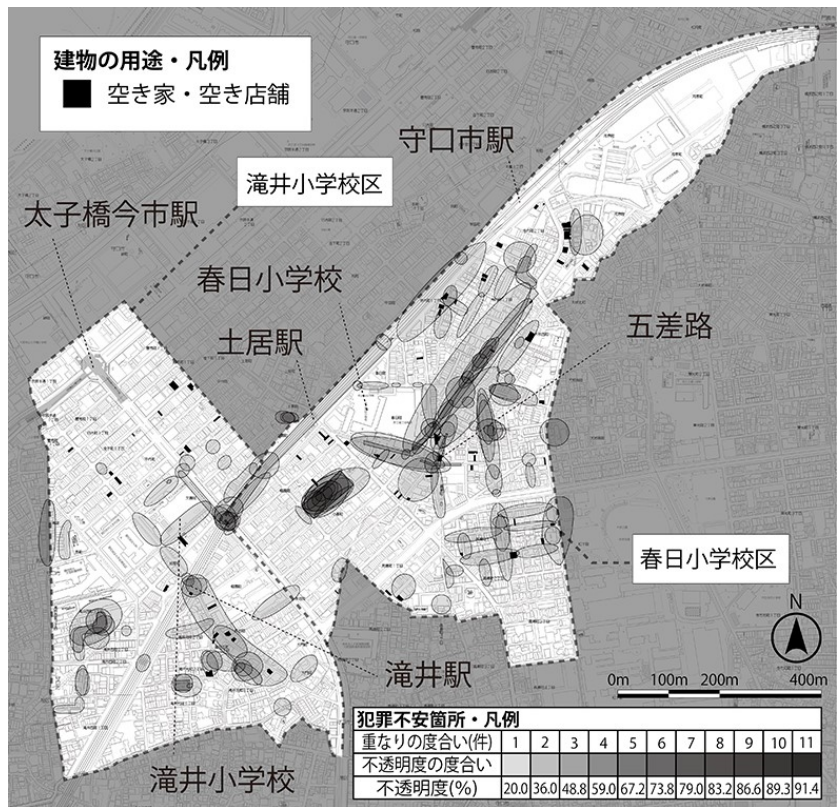


図 5-15 空き家・空き店舗の分布と犯罪不安箇所



### 5-5 建物内部の見通しと犯罪不安箇所の関係性

「見通しがよい」建物（図 5-16）は、京阪商店街、土居駅前通り商店街、守口市駅前の繁華街に集中して分布している。「見通しがよい」建物と犯罪不安箇所は、重なりが一致しない傾向がみられた。

また、「見通しがよい」建物のうち、窓や戸が開放されている建物（図 5-17）は、滝井駅から南に延びる街路に分布する箇所では犯罪不安と重なりがみられるが、その他の分布する箇所では犯罪不安との重なりはみられない。

目の高さまで塀があるため建物内部が見えない「見えない一塀」の建物（図 5-18）には、春日小学校および滝井小学校が含まれており、両小学校の塀に面する街路は犯罪不安箇所として指摘されている。特に、春日小学校の南側にある正門に面する街路上では、犯罪不安が集中している。

植栽が生い茂っているため建物内部が見えない「見えない一植栽」の建物（図 5-19）が、五差路から守口市駅に続く街路沿いに分布している場所も、犯罪不安箇所と一致する傾向がみられる。

窓や戸が見えない素材のため建物内部が見えない「見えない一窓・ドア不透明」の建物（図 5-20）は全域に分布しているが、春日小学校区の五差路から守口市駅につながる街路、市道以南の街路上は連続して分布しており、犯罪不安箇所と一致している。

一面が壁である、窓があっても小さい「見えない一壁」の建物（図 5-21）は、春日小学校区に立地するスーパーの通用口に面する街路に面して分布しており、犯罪不安との重なりがみられる。

シャッター・雨戸が閉まっているため建物内部が見えない「見えない一シャッター」の建物（図 5-22）は、りす公園前の街路に面して分布しており、その街路とりす公園は犯罪不安箇所として指摘されている。

しかし、建物がセットバックしている、ピロティであるため建物内部が見えない「見えない一ピロティ」の建物（図 5-23）が連続して立地する街路においては、犯罪不安の指摘がない街路が存在するため、関係性を分析することは困難であった。

以上のように、建物内部の見通しと犯罪不安箇所の定性的な関係が見出される。

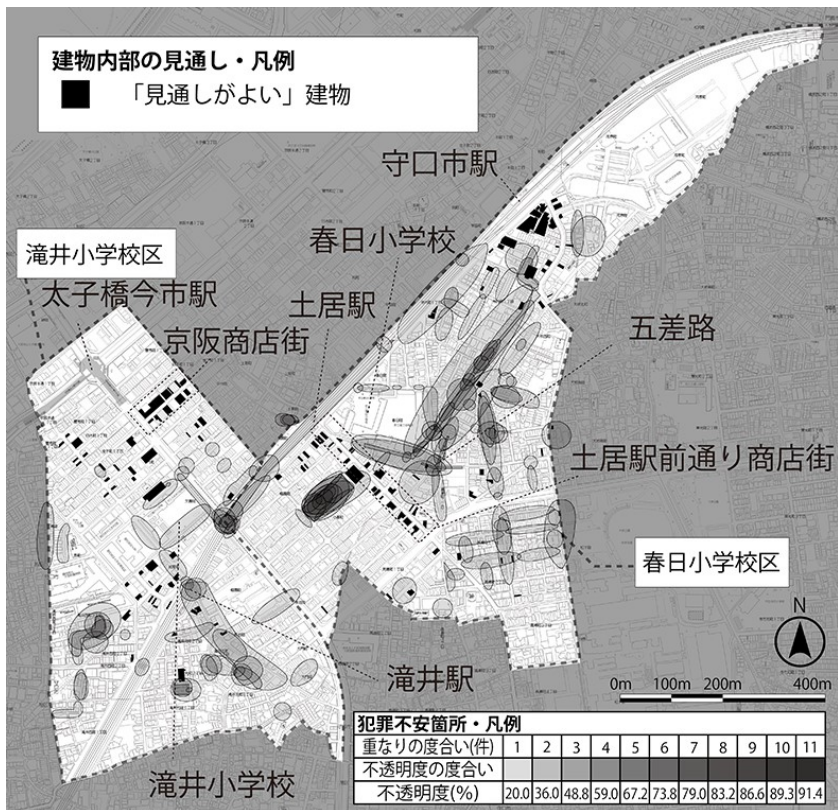


図 5-16 「見通しがよい」建物の分布と犯罪不安箇所



図 5-17 「見える一窓・ドア開放」の建物の分布と犯罪不安箇所



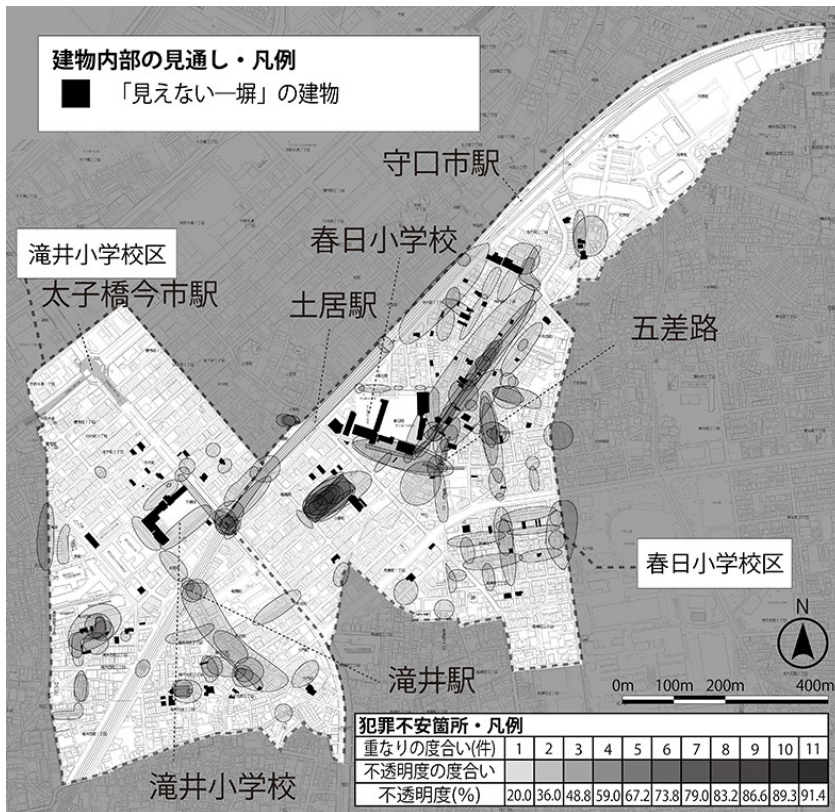


図 5-18 「見えない一堀」の建物の分布と犯罪不安箇所

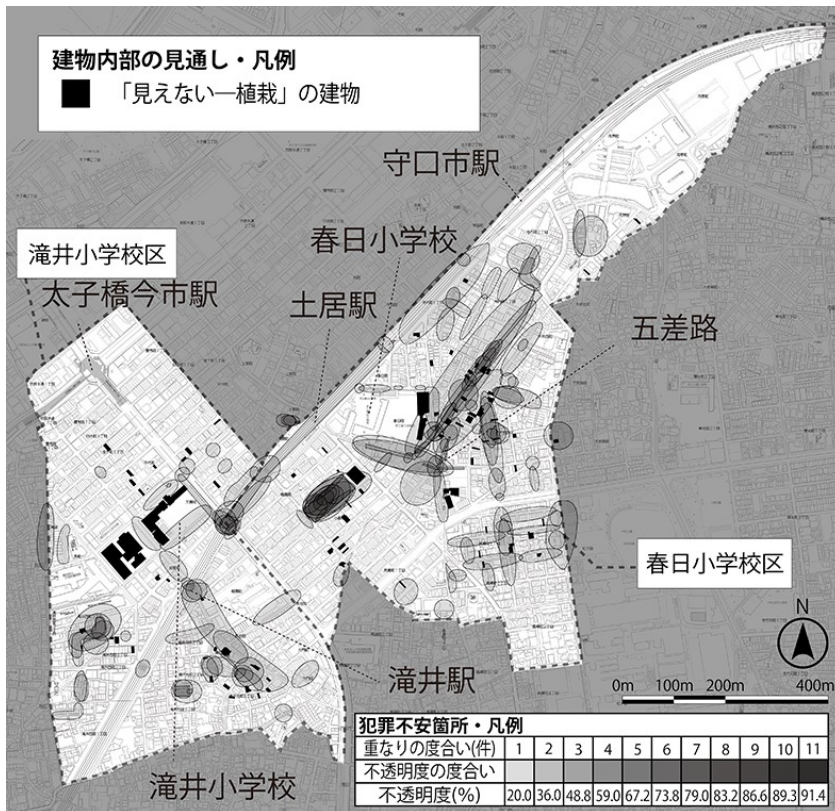


図 5-19 「見えない一植栽」の建物の分布と犯罪不安箇所



図 5-20 「見えない一窓・ドア不透明」の建物の分布と犯罪不安箇所

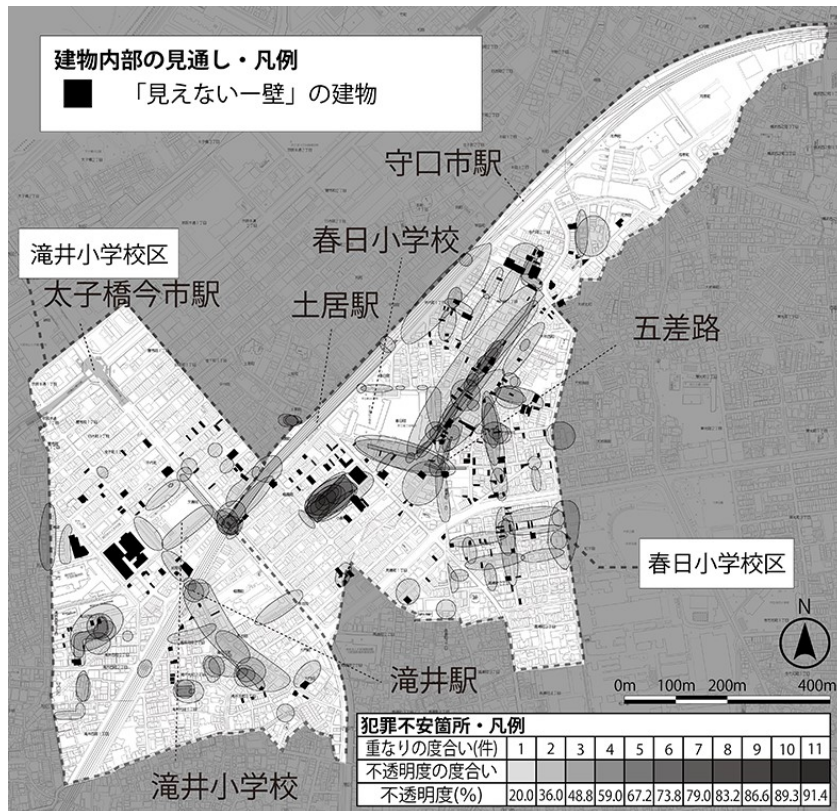


図 5-21 「見えない一壁」の建物の分布と犯罪不安箇所





図 5-22 「見えない—シャッター」の建物の分布と犯罪不安箇所

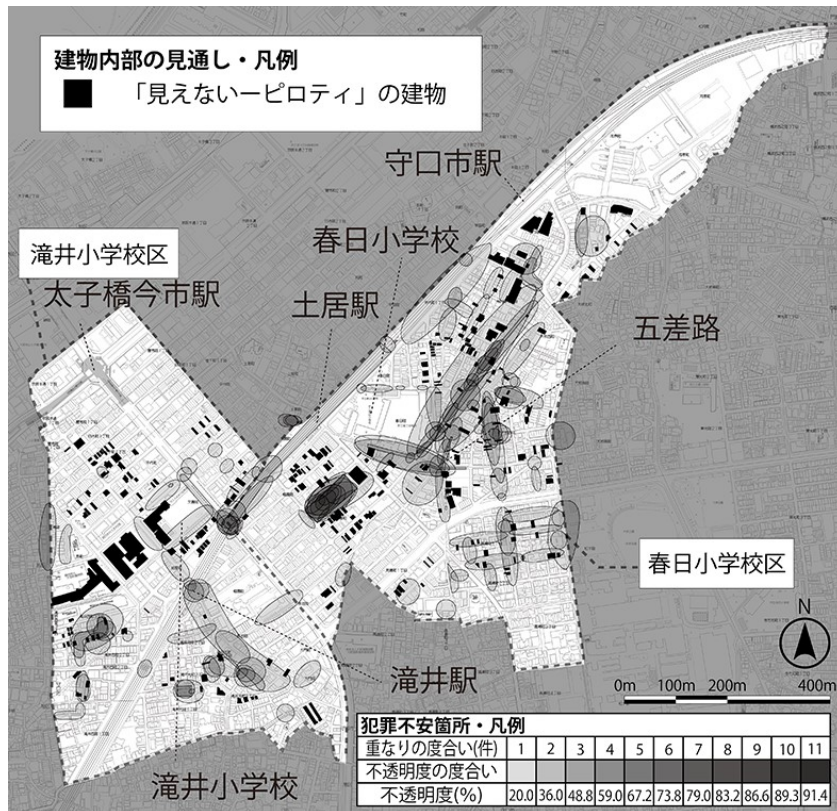


図 5-23 「見えない—ピロティ」の建物の分布と犯罪不安箇所



## 5-6 線密度の分布と犯罪不安箇所の関係性

地域施設の線密度の分布（図 5-24）と見通しがよい建物の線密度の分布（図 5-25）は類似しており、街路に面する地域施設の多くが街路から建物内部が見えることがわかる。図 5-24 の A-1、A-2、A-3、A-4 のエリアは、地域施設の線密度が 2.50 以上の区間が連続し、犯罪不安箇所の指摘がみられない。

見通しがよい建物の線密度（図 5-25）が 1.0 以上となるエリアは、京阪商店街（線密度の平均値 3.4）、土居駅前通り商店街（線密度の平均値 2.31）、守口市駅前（線密度の平均値 1.7）、滝井駅北側（線密度の平均値 1.3）、滝井駅南側（線密度の平均値 1.4）であり、このうち滝井駅南側のみ犯罪不安の指摘箇所が 2 件以上重なっている。その要因として、滝井駅南側の街路が一直線上に連続していないことが可能性として考えられるが、一方で、守口市駅前の街路はカーブしているが犯罪不安箇所として指摘されていない。守口市駅前と滝井駅南側の違いとして、守口市駅前の見通せない街路のほうが、見通しがよい建物の線密度の平均値が高いことがあげられる。これは、見通せない街路でも見通しがよい建物の線密度が高いと、犯罪不安が軽減される可能性を示している。また、見通しがよい建物の線密度が 2.0 以上の街路では、犯罪不安の指摘がないことが特徴としてあげられる。

空き地・駐車場の線密度（図 5-26）が 1.0 以上の区間は 25 本あり、そのうち犯罪不安箇所の指摘がみられるのは 19 本と 76% の割合を占める。見通しが悪い建物の線密度（図 5-27）が 10.0 以上で、2 区間以上が連続する B-1、B-2、B-3、B-4、B-5 のエリアは、犯罪不安箇所の指摘がある。

通学路上であるが犯罪不安箇所の指摘がない滝井小学校より北の区間（3 本）は、見通しが悪い建物の線密度が（図 5-27）5.0 以上 10.0 未満、見通しがよい建物の線密度が 1.0 以上である。

以上のように、街路形状や見通しが悪い建物、見通しがよい建物の線密度が犯罪不安に関係している可能性がある。これらの結果をふまえて、街路形状や線密度を説明変数として、犯罪不安を定量的に捉えることが、次の課題である。

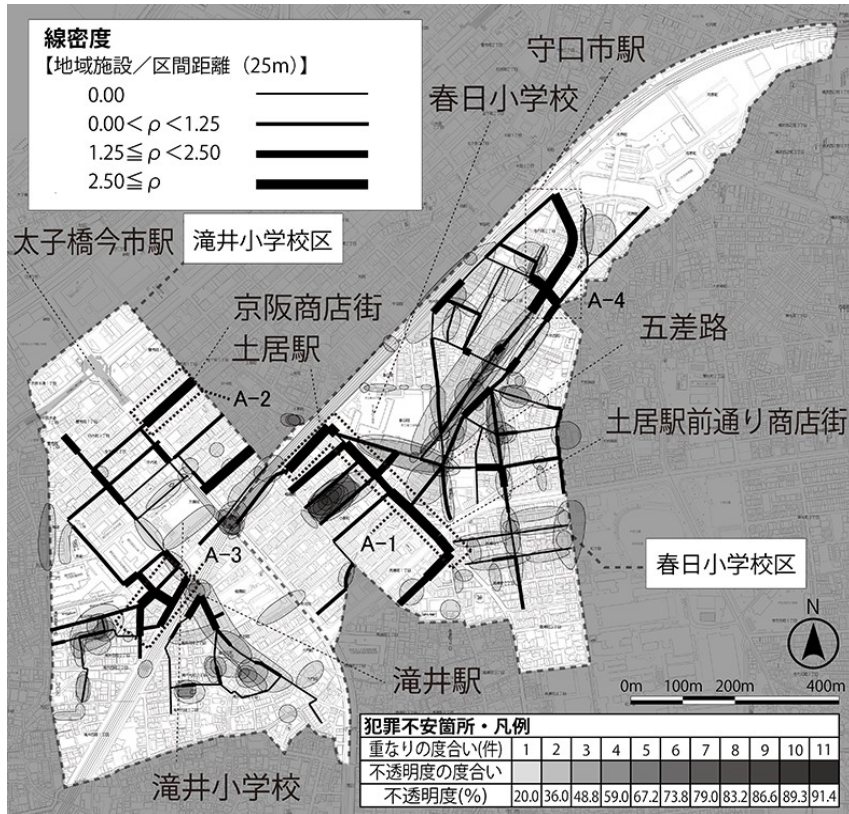


図 5-24 地域施設の線密度と犯罪不安箇所

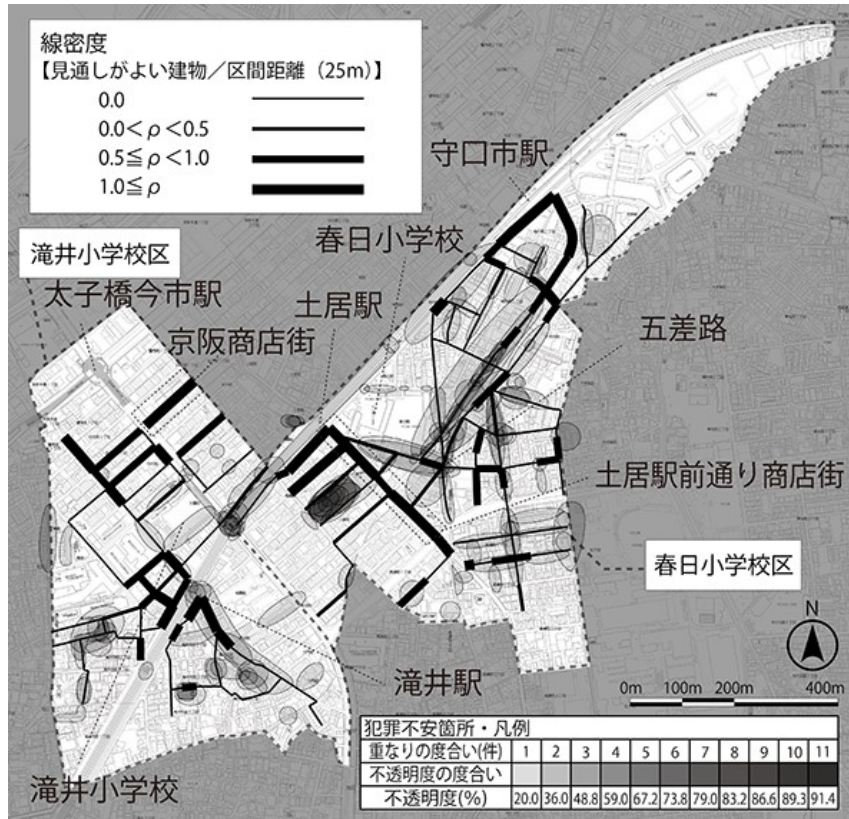


図 5-25 見通しがよい建物の線密度と犯罪不安箇所



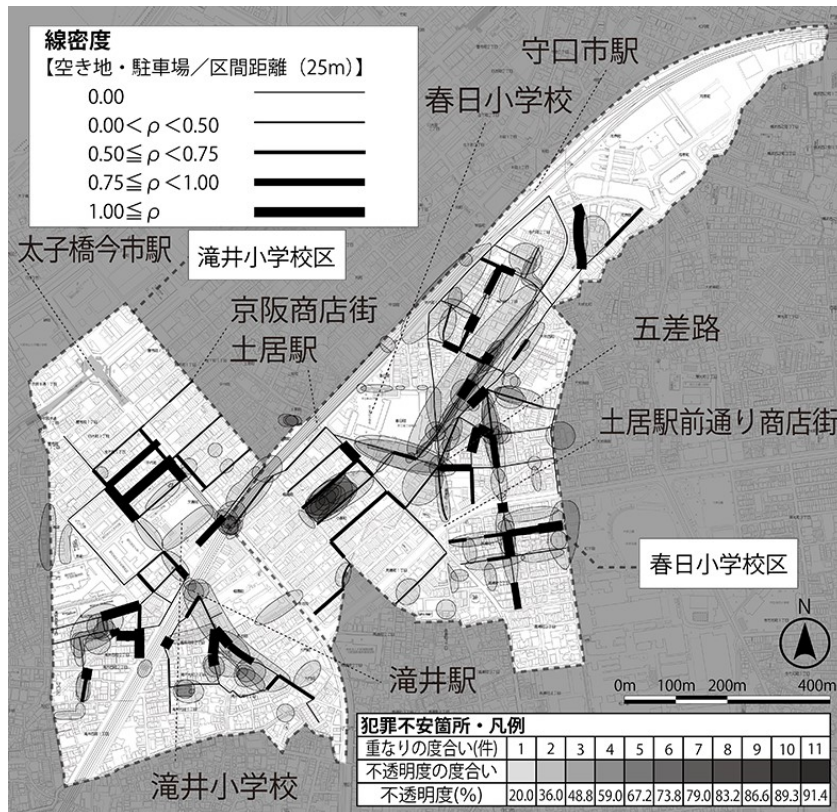


図 5-26 空き地・駐車場の線密度と犯罪不安箇所



図 5-27 見通しが悪い建物の線密度と犯罪不安箇所

### 5-7 街路の見通し環境と犯罪不安箇所の関係性

対象街路の見通し環境（図 5-28）をみると、滝井小学校区南部の旧市街地 D-1 のエリアに「見通せない街路」が分布している。春日小学校区では、T 字に交差する街路が「見通せない街路」となっている。対象街路のうち「見通せない街路」に含まれる区間は 65 本あり、そのうち犯罪不安箇所の指摘のある区間は 46 本と 70.8%の割合を占める。

一方、「見通せる街路」は、区画整理された E-1、土居駅前通り商店街を含む E-2、住宅が密集する E-3 のエリアにおいて面的に分布している。「見通せる街路」に含まれる区間（147 本）のうち犯罪不安箇所の指摘のある区間（89 本）の割合は 60.5%である。「見通せない街路」のほうが、「見通せる街路」よりも犯罪不安箇所の指摘がある区間の割合が 10.3 ポイント高い。

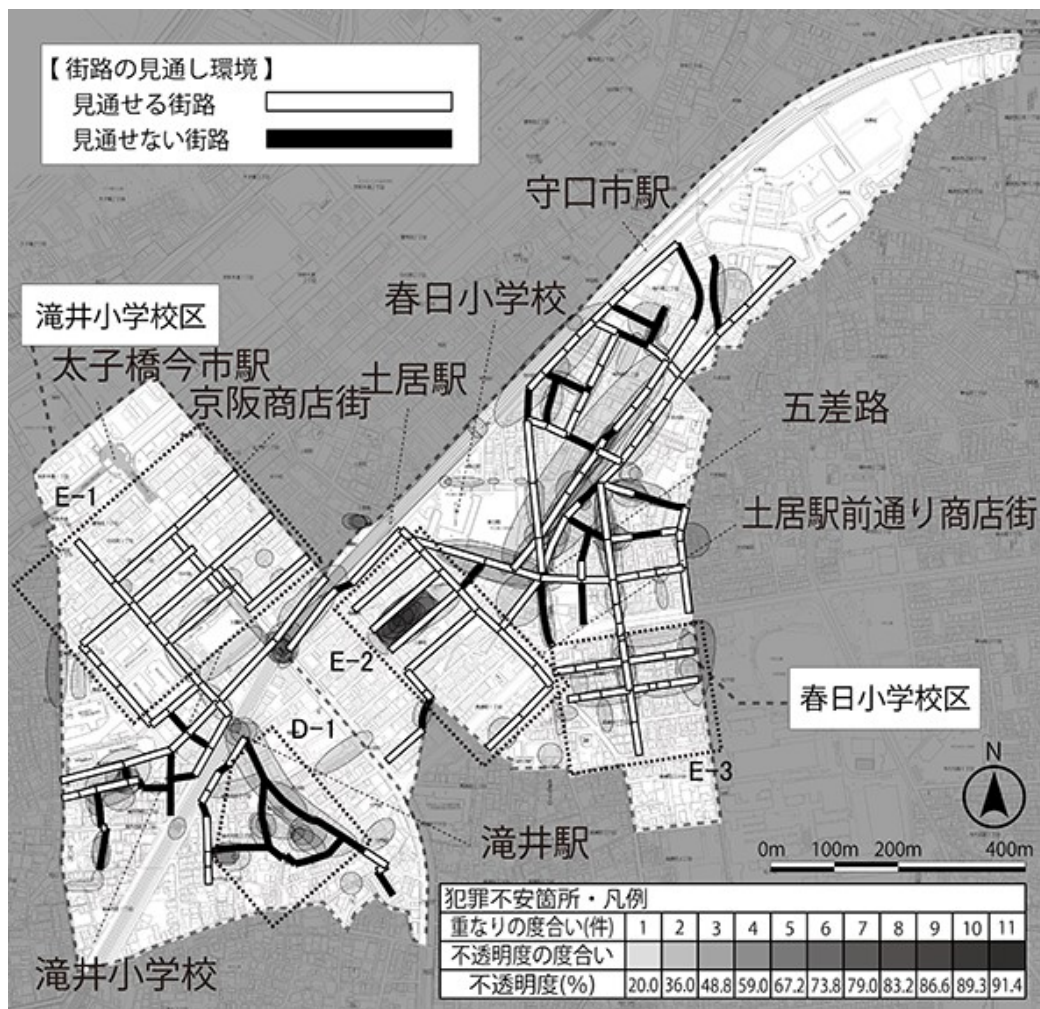


図 5-28 街路の見通し環境と犯罪不安箇所

## 5-8 まとめ

本章で得られた結果は以下のとおりである。

- 1) 滝井小学校区と春日小学校区の通学路に面する建物の用途は、両校区ともに住宅・マンションが最も多く、次いで駐車場・空き地、物販施設である。
- 2) 建物内部の見通しについて、両校ともに「見えない—窓・ドア不透明」の項目が最も割合が高い。
- 3) 両学校区とも「見通しがよい」建物の割合が最も高い項目は「物販施設」である。
- 4) 公園は犯罪不安が集中する傾向がみられるが、周囲からの見通しがよい公園は、犯罪不安箇所として指摘されていない。
- 5) 建物内部の見通しがよい商店街や繁華街があるエリアで犯罪不安の指摘がないのは、地域施設や商店街による自然監視の効果が期待できる可能性を示唆している。
- 6) 見通しがよい建物と見通しが悪い建物の線密度がともに高いエリアにおいて犯罪不安の指摘がないことは、見通しがよい建物と見通しが悪い建物が混在していることが、犯罪不安の軽減に寄与する可能性を示している。
- 7) 建物の用途からみた分布と犯罪不安箇所については、住宅・マンションが密集する入り組んだ街路上に犯罪不安を感じる傾向がみられるが、区画整理された街路上では、住宅・マンションが密集する場所でも犯罪不安が指摘されていない。
- 8) 見通しがよい建物の線密度が 2.0 以上の街路では犯罪不安の指摘がない。

以上、本章では、通学児童に対して保護者が感じる犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を説明する要因を抽出するために、まず、分布図や線密度を基に定性的分析を行った。その結果、犯罪不安に影響する可能性がある要因として、街路の形状と建物内部の見通しがよい地域施設の線密度が抽出された。これらの要因を説明変数にして犯罪不安を数量化できる可能性がある。犯罪不安の定量的な把握については、今後の課題である。

### 注

注 5-1) 区間距離は、道路中心線が交わる交差点間の距離とする。また、対象校区内にある T 字路や L 字型など入り組んだ交差も分節の対象とする。

注 5-2) 国道は幅員が広いため、両側の歩道に面する建物を別々に評価する。

注 5-3) 線密度は以下の計算式で求める。線密度 ( $\rho$ ) = 区間に面する建物数 / 区間距離 (25m)

注 5-4) 高橋ら<sup>5-1)</sup>によれば、屋外において知人であることを識別できる距離は 40~60m、表情がわかる距離は 35~60m である。このことより、100m 以上見通せる街路の場合、視対象の存在の有無から視対象を明確に確認し、視対象が知人であることや視対象の顔の表情を識別するまでに距離が確保できる。このことより、100m 以上見通せる街路は、心理的に安心感をもたらす距離であると考え、対象街路の中間地点より 100m 以上を見通すことのできる街路を「見通せる街路」と設定した。なお、対象街路の中間地点で前後 100 m が見通せる場合、区間内のどの地点から



でも前後いずれかは 100 m が見通せることになる。また、石川ら<sup>5-2)</sup>は、「視対象を明確に確認できる視距離は約 100m となる」としている。距離の区間の設定について、隣り合う道路のなす角度を考慮に入れることとし、「前の道路との成す角度が 5 度以上の場合は、その道路は見通すことができないと判断する。」についても、同様に参考文献 5-2 による。なお、対象地区でもっとも幅員の広い道路である国道 1 号線と内環状線および次いで幅員の広い市道（四車線道路）と交差する場合は、交差部分で見通しが分断され、その先は見通せないものとして評価を行う。

注 5-5) 見通し環境とは、「見通せる街路」と「見通せない街路」の連続性を把握するために、分節した対象街路をつないで作成した分布を示す。

#### 参考文献

- 5-1) 岡田 光正、高橋 鷹志：新建築学大系 13 建築規模論、彰国社、pp.158-161、1988.2
- 5-2) 石川 愛、鈴木 広隆：道路ネットワークにおける見通し距離とひたくり発生との関係に関する研究 大阪市住宅系地区を対象として、日本建築学会計画系論文集、Vol.73、No.623、pp.101-106、2008.1

## 第6章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくり としての可能性—中心市街地を対象として—

---

- 6-1 はじめに
- 6-2 対象地区の概要
- 6-3 公共交通機関の利用圏域と地域施設の分布
- 6-4 地域施設利用時の外出行動特性
- 6-5 まとめ

## 第6章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくりとしての可能性 —中心市街地を対象として—

### 6-1 はじめに

地域に根付いた商店や診療所などの地域施設が徒歩圏内に立地することは、交通手段の選択肢が少ない地域に住む人々や、身体能力の問題により移動が困難な人々にとって、日常生活を不便に感じることなく安心して暮らすための必要条件である。

しかし、近年のモータリゼーション化による大規模商業施設や複合型商業施設の相次ぐ出店、交通条件・社会的条件等により医療機関への受診が困難である「無医地区」<sup>注6-1)</sup>の出現など、個人経営の地域施設は衰退の一途をたどっている。これらの問題は、主に高齢化の進む過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等においては行政の取り組みが盛んであるが<sup>6-2)</sup>、高齢化が進行している中心市街地において同様の現象が起きている可能性が考えられる。

そこで本章では、中心市街地において、日常生活を不便に感じることなく安心して過ごせる環境を整備するための基礎的研究として、①外出時の移動手段となる公共交通機関の利用圏域<sup>注6-2)</sup>を調査し外出行動を不便に感じるエリアを抽出、そのエリアの地域施設の分布を分析する、②抽出したエリア内で日常生活に不便を感じている可能性のある人々の外出行動の実態について調査し、エリア内の地域施設が取り組む生活支援活動を踏まえ、ソフト面・ハード面の双方からみた地域施設立地のあり方について考察する。

### 6-2 対象地区の概要

調査対象地は、大阪府大阪市旭区（図6-1）とする。旭区は、高齢化率が26.3%と全国平均の23.1%よりも高く、大阪市内でも最も高い区の一つである（2010年10月1日現在）<sup>6-3)</sup>。また、農林水産政策研究所の「農林水産政策研究所食料品アクセスマップ」<sup>注6-3)</sup>によると（図6-2）、旭区においては、自宅から生鮮品販売店舗までの距離が500m以上の人口割合は、20%未満である。

旭区における主要な公共交通機関は、大阪市営バス（路線110、110A、31、33、34、45、57、68、78、旭ループ、城東北ループ、鶴見ループ）、大阪市営赤バス旭ループ（以下、赤バス）、大阪市営地下鉄谷町線（以下、谷町線）、大阪市営地下鉄今里筋線（以下、今里筋線）、京阪電鉄京阪本線（以下、京阪本線）である。赤バスは、大阪市交通局の小型コミュニティバスとして運行しているが、2013年3月末で廃止される。

旭区には14の商店街があり、旭区の北東部には、東西軸に全長約660mに延びる千林商店街がある。千林商店街周辺には、今市商店街、千三商店街、森小路京街道商店街、千林大宮商店街などの商店街が集中している。

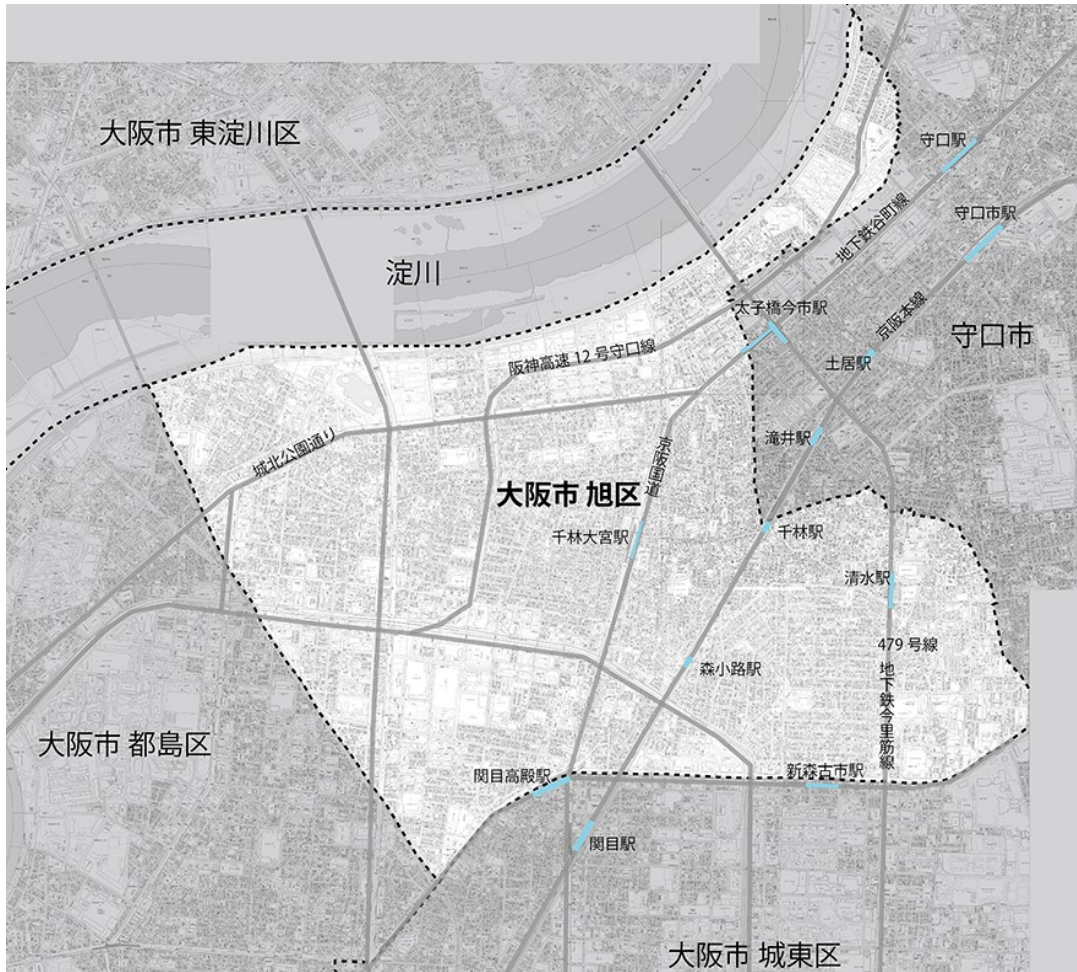


图 6-1 調査対象地

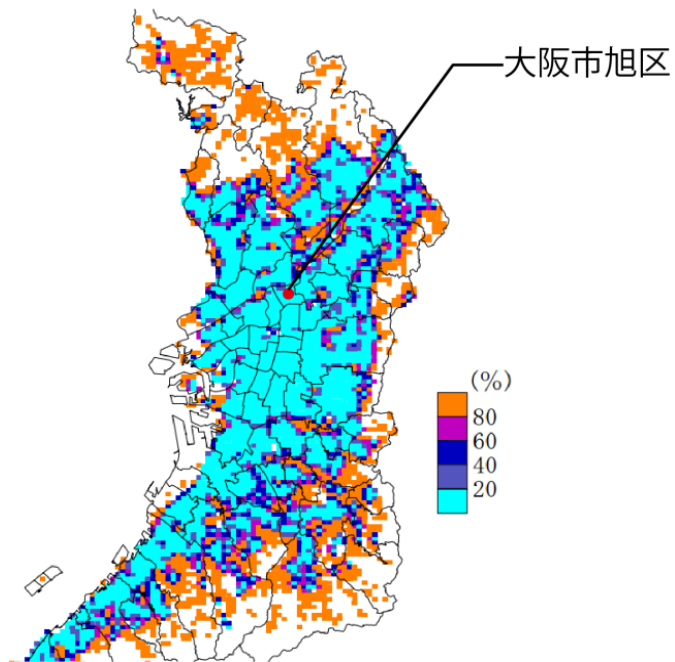


图 6-2 大阪府食料品アクセスマップ<sup>6-4)</sup>

## 6-3 公共交通機関の利用圏域と地域施設の分布

### 6-3-1 調査方法

外出行動に不便や不安を感じるエリアを抽出するために、公共交通機関の利用圏域について分析を行う。旭区に立地する鉄道駅およびバス停留所を地図上にプロットし、その中心から半径 300m<sup>注 6-4)</sup>の範囲を地図上で重ねあわせ、公共交通機関の利用圏域および利用圏域外の地域を把握する。そして、2013 年 3 月に廃止される赤バスの廃止前と廃止後による利用圏域の変化を比較・分析する。

### 6-3-2 公共交通機関の利用圏域状況

旭区の鉄道駅・バス停留所の利用圏域を図 6-3 に示す。電鉄は谷町線、今里筋線、京阪本線が通り、地下鉄である谷町線は旭区中央部を南北につらぬき、1,000m の間隔で駅が立地している。旭区と守口市の境界に位置する太子橋今市駅（守口市）で谷町線と今里筋線が接続し、旭区の東部および旭区と大阪市城東区の境界を通る今里筋線の駅の間隔は、950m および 1,400m である。淀屋橋と京都を結ぶ京阪本線は 450m と 600m の間隔で駅が立地し、地下鉄に比べて駅の間隔が短い。

バスは、守口車庫を起点に、大阪市北区、大阪市城東区、大阪市東淀川区へとつながる大阪市営バスが通り、国道一号線、城北公園通り、旭区役所前の道路、旭区警察署前交差点より南の城北筋を、97m から 452m の間隔で停留所が立地する。赤バスは、旭区役所、警察署、病院、商店街等の施設と太子橋、赤川、生江などの住宅街を結び、停留所の間隔は 97m から 452m と、大阪市営バスと停留所の間隔と共通する箇所がみられる。京阪バスは、京阪守口市駅と JR 吹田駅を結ぶ区間内の太子橋停留所が利用圏域に入っているが、旭区内は通過していない。

これらの鉄道駅およびバス停留所を中心として半径 300m を重ね合わせると、太子橋今市駅において最も重なりがみられ、次いで旭区の中央に位置する千林大宮駅において重なりが多い。京阪本線の駅および淀川沿い、城北公園通り沿い、旭区の南東部および南西部において利用圏域が希薄となり、淀川沿いの住宅街、城北公園通りと旭区役所前の道路との中間の地域、京阪本線の駅と駅の間隔の地域、旭区の南東部および南西部において、利用圏域外となる。

図 6-4 に、旭ループが廃止された後の状態を示す。旭区役所の北側にある住宅街(図 6-4 ①)と旭区の北側にある淀川河川敷沿い(図 6-4 ②)が、公共交通機関から利用圏域外となっていることから、赤バスの廃止により利用圏域外の地域が拡大することがわかる。



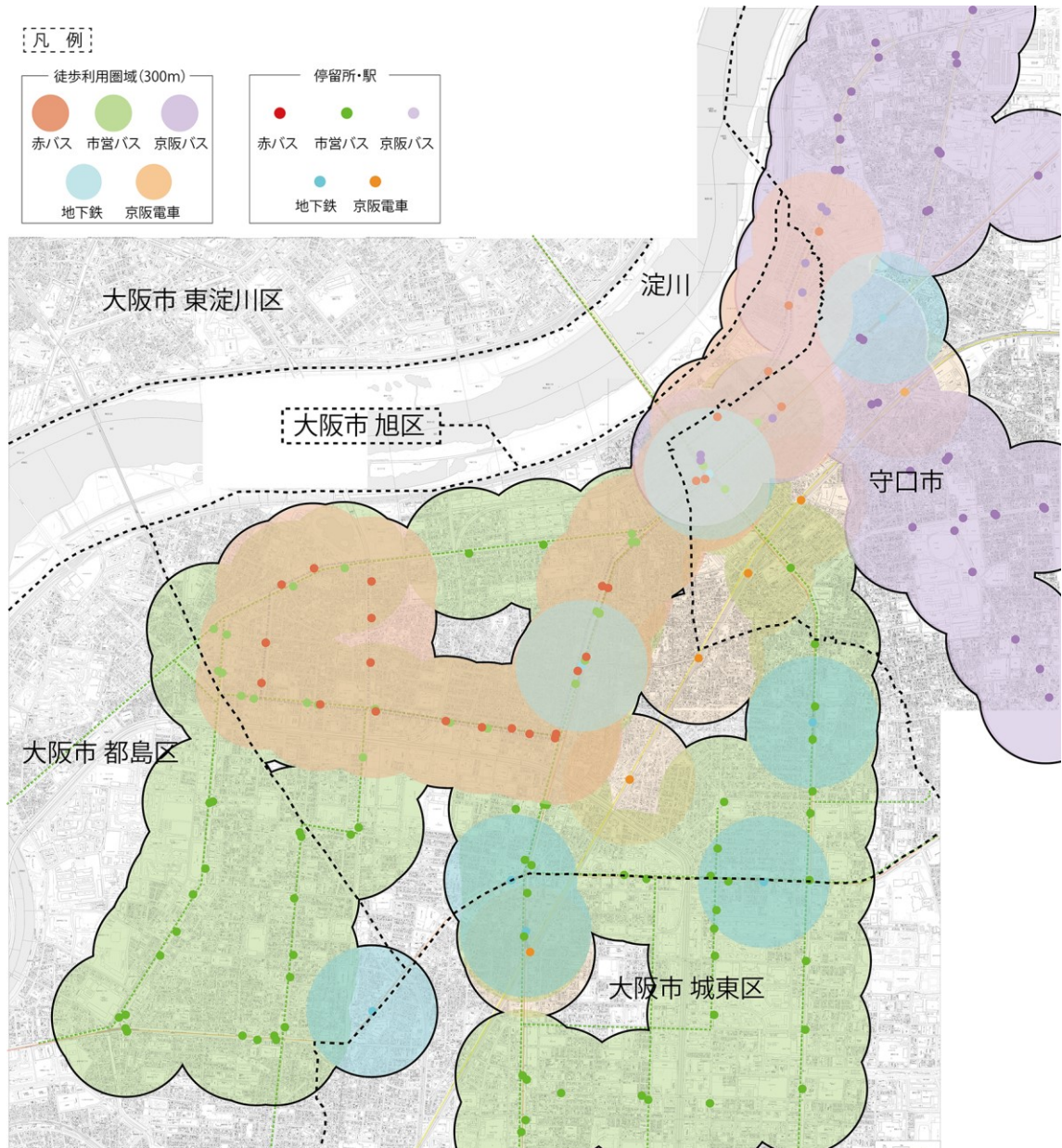


図 6-3 大阪市旭区における公共交通機関の利用圏域 (2012 年 12 月現在)

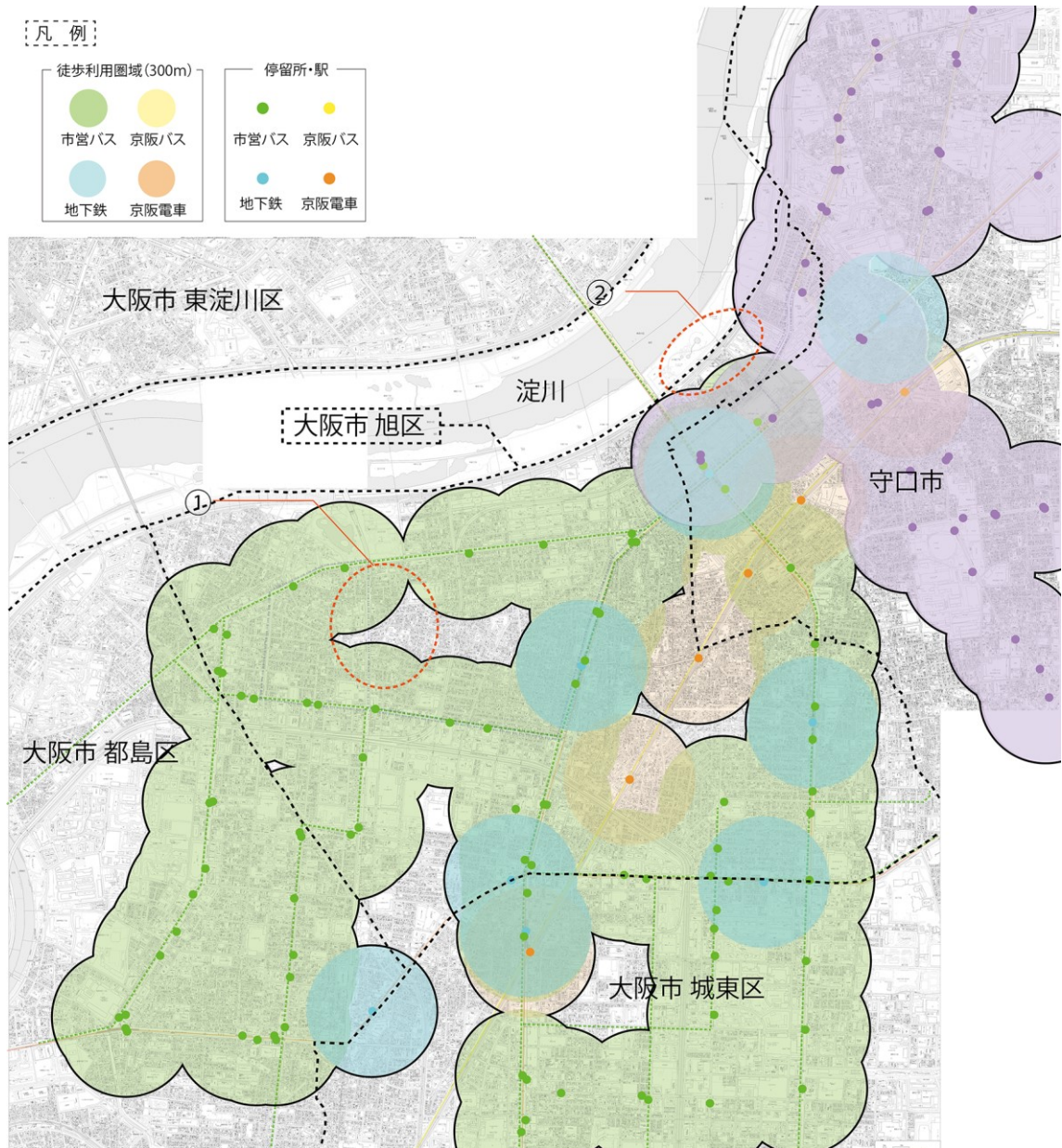


図 6-4 大阪市旭区における公共交通機関の利用圏域（赤バス廃止後）



### 6-3-3 地域施設の分布と地域施設による生活支援活動

前項の分析により明らかとなった公共交通機関の利用圏外となる地域のうち、淀川沿いに位置する旭区太子橋地区（図 6-5）を対象として、地域施設の立地状況を把握する。太子橋今市駅を中心とした半径 1.5km 以内の地域施設の分布図を作成するために、地域施設の立地場所及び用途を、i タウンページおよびゼンリン電子住宅地図を用いてデータ収集を行う。そして、旭区太子橋地区周辺に立地する地域施設による生活支援活動について把握する。

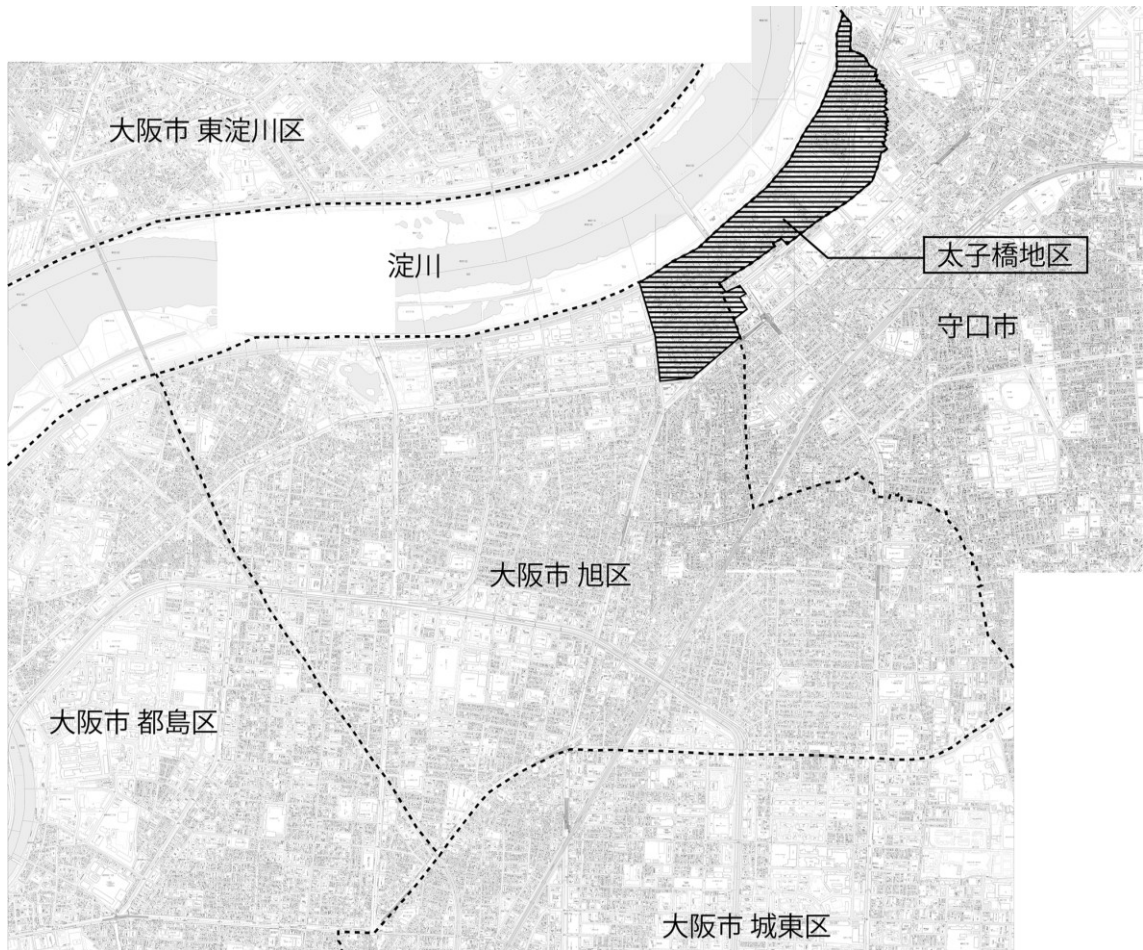


図 6-5 旭区太子橋地区

旭区太子橋地区の地域施設の分布（図 6-6）をみると、以下の特徴が挙げられる。

- (1) 国道 1 号線沿い、国道 1 号線以南に地域施設の分布が密であり、物販や飲食などの店舗が立地している。
- (2) 地下鉄・京阪本線の駅周辺に商店街が形成されている。
- (3) 国道 1 号線と淀川の間には地域施設の分布が希薄である。

このことから、旭区太子橋地区は交通手段が限られていることに加えて、日常的に利用する地域施設の立地密度が疎の環境条件であることがわかる。



図 6-6 地下鉄太子橋今市駅を中心とした半径 3km 以内の地域施設の分布



地域施設による生活支援活動は、旭区太子橋地区において、生協やスーパー、コンビニエンスストア（以下、コンビニ）など全国展開しているチェーンの地域施設による全国共通の宅配サービスなどが行われている。そのほかに、地域密着型の地域施設による生活支援活動は以下の通りである。

**(1) 商店街や商店街内の地域施設による生活支援活動<sup>6-6) 6-7)</sup>**

対象地区の生活圏には、千林商店街を中心に今市商店街、千三商店街、森小路京街道商店街、千林大宮商店街などの商店街が集中している。これらの商店街では、購入商品を自宅まで地域ボランティアが付き添い運搬する、宅配するなどの取り組みが実施されている。守口市の京阪土居駅前に立地する土居地区商店街（以下、土居商店街）には、3,000 円以上の商品購入者に、荷物の無料宅配サービスを行うスーパー「アカシヤ」がある。

**(2) 特定非営利活動法人フェリスモンテによる生活支援活動<sup>6-8)</sup>**

特定非営利活動法人フェリスモンテは、「お互い介護し合うグループ」から活動が始まり、ヘルパー派遣、高齢者賄い付き下宿、買い物配達サービス、子育て支援事業、コミュニティカフェ「花しょうぶ」の運営などの生活支援活動を、旭区内 15 か所を拠点として展開している。

**(3) 旭区社会福祉協議会による生活支援活動<sup>6-9)</sup>**

社会福祉協議会とは、営利を目的とせず地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織である。旭区地域包括支援センターの運営、介護予防事業、あんしんさぼりと事業（日常生活自立支援事業）、地域生活支援事業、ふとん丸洗い乾燥サービス、車いすの貸し出し、居宅介護支援、通所介護（デイサービス）、短期講座、各種の相談にかかる講演会、子育て支援などの福祉サービスを行っている。

**(4) 特定非営利活動法人太子橋生活サポートゆるりん堂による生活支援活動<sup>6-10)</sup>**

特定非営利活動法人太子橋生活サポートゆるりん堂は、洗濯、掃除、買い物、調理花の水遣り、庭の草とり、電球交換、網戸掃除、窓拭き、通院介助、入退院時のお手伝い、処方箋薬の受け取り、入院中の買い物、掃除、食事介助、話し相手、散歩同行、簡単な大工仕事、電気工事、出張理髪など、平日（9 時 30 分から 16 時まで）において 1 時間 1,000 円でサービスを行っている（2012 年 10 月現在）。



## 6-4 地域施設利用時の外出行動特性の分析

### 6-4-1 ヒアリング調査方法

旭区太子橋地区に立地するコミュニティカフェ「花しょうぶ」(以下、フェリスモンテ)、太子橋会館、淀川パークサイド、豊里学園の利用者で、買い物などの外出に不便を感じている可能性ある高齢者および子育て中の母親(以下、子育て世代)を対象として、外出行動についてヒアリング調査を実施する。調査項目(表 6-1)は、属性、利用する地域施設およびその利用頻度と時間帯、自宅から利用する地域施設までの移動手段(以下、移動手段)、自宅から利用する地域施設までの移動ルート(以下、移動ルート)、自宅から利用する地域施設までの移動時間で、調査期間は2012年10月29日～12月5日である。

表 6-1 ヒアリング調査項目

質問項目	質問内容
日常的に 利用する 地域施設につ いて	利用する施設名
	施設の業種
	施設から自宅までのルート(ルート変更の有無)
	利用する頻度
	利用する時間帯
	自宅から利用する地域施設までの移動手段
	移動の所要時間
	持参するもの
不便・不安に 感じることに ついて	利用する理由
	場所名
	地図記入
	不便・不安の理由
	不便・不安を感じる理由
基本属性 基本属性につ いて	不便・不安を解消・軽減する要望
	回答者名
	性別
	年齢
	同居家族と年齢
	居住住戸の種類
	居住階と居住階数
	居住年数
職業	
健康状態	

さらに、ヒアリング調査で得られた結果から、自宅から利用施設までのルートの往復距離(以下、移動距離)を測り、移動距離別に年齢や移動手段の傾向を捉える。

調査項目である移動手段や移動ルートの記録において、紙地図を利用する場合、机上のスペース確保が必要である、位置確認の動作が煩雑になる、などの問題が生じるため、タブレット型端末 iPad の地図アプリケーション「MapPad」を用いる。「MapPad」は、画像、位置、テキストデータの機能を持ち、世界地図から住宅地図までのスケールを拡大・縮小して表示できる、表示場所を指先でスクロールすることで感覚的に場所移動ができる、視力の低下している高齢者でも自分の見やすい大きさに地図を拡大できる、iPad で表示し



図 6-7 「MapPad」を用いる調査記録方法

た地図上に移動ルートや位置情報を記録することができる、という利点がある(図 6-7)。

iPad を用いるヒアリング調査には、会話、内容の記録と位置確認を同時並行的に行わなければならないため、二人一組となって調査と記録を行う。一人で調査を実施する場合は、調査対象者に許可を得たうえで、iPad の録音機能を利用する。

#### 6-4-2 回答者の属性

回答世帯数は30世帯、回答者数は31人である。性別では、男性7名、女性24名と女性の方が多。年齢別では、65歳以上は20名(65歳～74歳・7名、75歳～13名)、子育て世代が11名である。高齢者では、脳梗塞、がん、くも膜下出血などの、病歴を持つ人が見られたが、20人中18人は自力で外出している。

#### 6-4-3 外出行動特性および地域施設の利用実態

対象者の自宅および利用する地域施設の立地場所、移動ルート、地域施設利用時の意見に関する事例を以下に挙げる。

(1) 30 歳女性・子育て世代・No.13 (図 6-8)

外出時は子どもをベビーカーに乗せ、徒歩で移動する。買い物はチラシで安い店を調べて行く。赤バスが廃止されると、遠出ができなくなることが不安である。最寄りのおち内科の先生が入院して通院が遠くなり、不便になった。



図 6-8 30 歳女性・子育て世代の外出行動

(2) 34 歳女性・子育て世代・No.7 (図 6-9)

幼稚園に子どもを預けた後に、保護者仲間とスーパーに行って買い物をする。インターネット上のチラシをみるなど、買い物情報が手元に届くようにしている。子どもを自転車に乗せられない時期はベビーカーでの移動が大変だったが、今は自転車移動になり行動範囲が広がった。



図 6-9 34 歳女性・子育て世代の外出行動



(3) 81 歳男性・高齢者・No. 18 (図 6-10)

膝の状態が悪いので、病院は三か所に定期的に行く。赤バスが廃止されると外出が困難になる。買い物は、奥さんが行くので買い忘れのお使い程度(マックスバリュ)である。商店街は近いから行くが、全ては揃わないから不便。通院や買い物などの移動は徒歩より自転車が多く、バス停までは自転車で行き、最寄りのマンションの駐輪場を借りる。徒歩より自転車のほうが楽である。大阪市営バスまたは市営地下鉄で病院と娯楽(競馬)のために梅田に出かけることがある。



図 6-10 81 歳男性・高齢者の外出行動

(4) 74 歳女性・高齢者・No. 26 (図 6-11)

歩行が困難で、自宅の周辺の道は平坦でなく歩きにくい。買い物は隣人をお願いしている。通院などにはバスを利用する。市営バスで大阪歯科大学付属病院に行く。

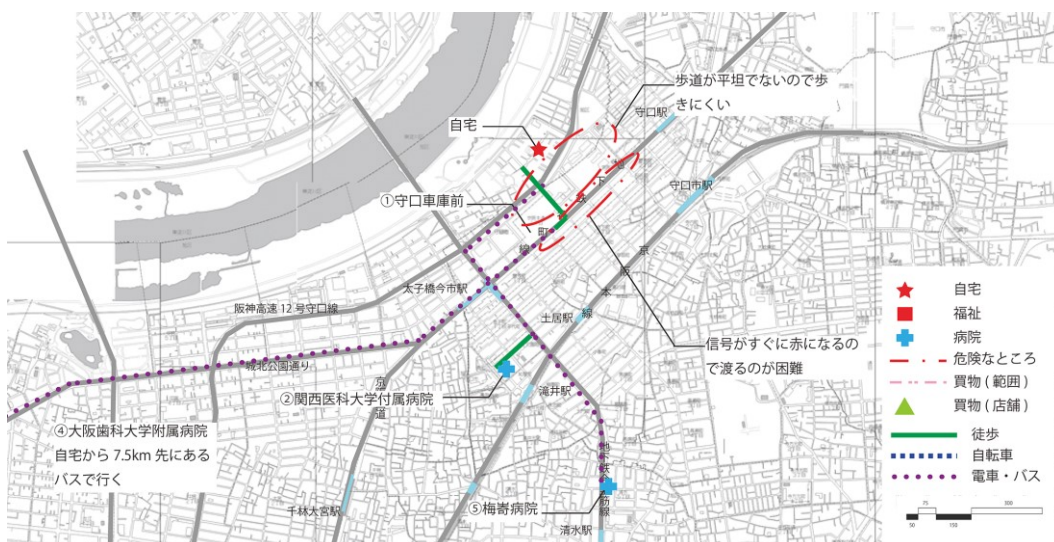


図 6-11 74 歳女性・高齢者の外出行動



(5) 65 歳男性・高齢者・No. 2 (図 6-12)

2012 年の夏に自転車だけでがをしてから、杖がないと外出できなくなり、外出する回数が減った。がをする前は自転車が移動手段であり、毛馬の閘門付近や大阪城まで外出していた。千林駅付近にある玉出にも、自宅から距離があるので利用頻度は減少した。土居商店街内にある ABC カフェには知り合いが働いているので、コーヒーを飲みみに徒歩で行く。買い物時の荷物は、手提げだとバランスが取りづらいのでリュックで行く。がをして杖生活になってから、道路の傾斜やでこぼこが気になった。自転車も若い人も自分勝手に通行している。

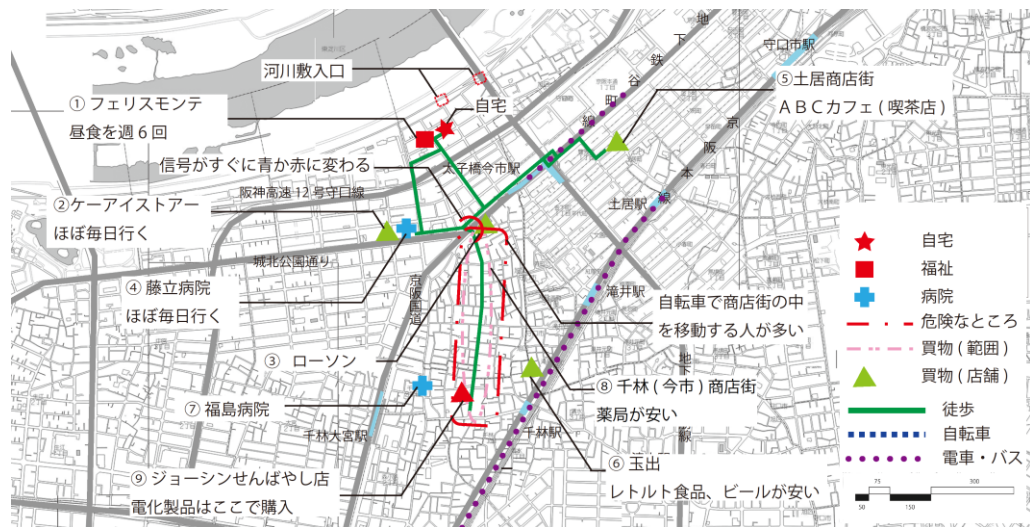


図 6-12 65 歳男性・高齢者の外出行動

(6) 84 歳男性・高齢者・No. 5 (図 6-13)

どこへ行くにも夫婦二人 (妻・77 歳女性) 一緒である。二人の移動手段は徒歩で、1 番距離があると感じるのはマルシェである。ローソンは家から近いのでよく行く。おち医院の先生が入院してから、利用頻度が週 1 回から月 1 回に減った。



図 6-13 84 歳男性・高齢者の外出行動

(7) 30歳女性・子育て世代・No.16 (図6-14)

夫と子ども一人の三人暮らし。居住年数がまだ2年なので周辺の地域施設で分からないことがある。移動手段は、徒歩、自転車、電車、自動車と選択肢が多く、梅田まで買い物に出かけることもある。スーパー、商店街、梅田、大日と買い物する場所の選択肢が多い。自宅から約100mの近い場所にマックスバリュがあるの買い物には不自由していないが、店内が狭いとベビーカーが使えないので不便に感じている。授乳できる場所は少ない。



図6-14 30歳女性・子育て世代の外出行動

(8) 80歳前後(推定)男性・高齢者・No.12 (図6-15)

2年前に脳梗塞になり、車いす生活である。フェリスモンテの上階マンションに住んでおり、周りの人に迷惑をかけるから外出することはほとんどない。病院には連れて行ってもらうため、どこの病院に行っているかわからない。



図6-15 80歳前後(推定)男性・高齢者の外出行動



(9) 34歳女性・子育て世代・No.7 (図6-16)

夫と子ども(3歳)の三人暮らしで妊娠中である。子どもを幼稚園へ送迎した後に、幼稚園の母親同士で最寄りのスーパーへ買い物に行く。子ども用品が近場であまり売っていないので、遠くに買いに行っている。ベルファでおむつが取り扱われなくなり、困っている。大阪市鶴見区にあるイオンモールに自動車で行く。子どもを自転車のチャイルドシートに乗せて移動することが多い。子どもの生活を中心に移動している。買い物する場所の選択肢は豊富である。



図6-16 34歳女性・子育て世代の外出行動

(10) 80歳(推定)女性・高齢者・No.20 (図6-17)

日常に必要な買い物は生協で購入する。そのため、買い忘れがある時以外は、スーパーに行くことがない。マックスバリュへは信号機をつけて道路を渡れるようにしてほしい。



図6-17 80歳女性・高齢者の外出行動

(11) 74歳女性・高齢者・No.17 (図6-18)

2012年4月に椅子から落ちて腰が悪くなった。腰が悪くなってから、徒歩が辛くなり、どこへ行くにも自転車である。一番距離のある施設はマックスバリュである。日常生活に必要なものは、ほとんど土居商店街で揃える。

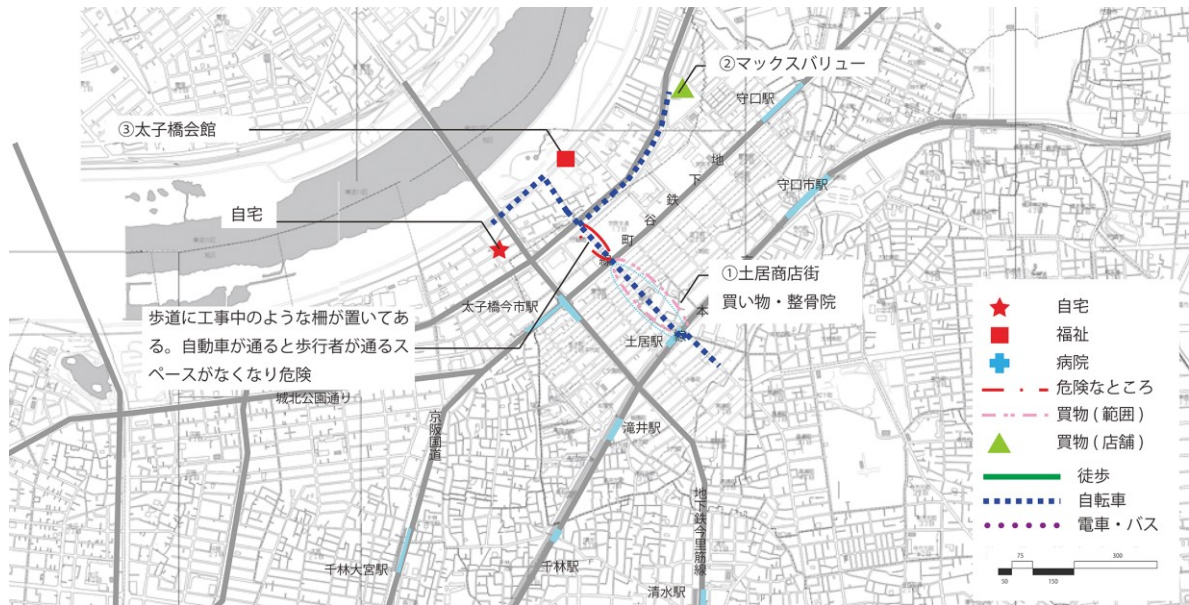


図6-18 74歳女性・高齢者の外出行動

(12) 80歳女性・高齢者・No.3 (図6-19)

自宅から南にある井上整形外科を月に2回利用する。その帰りに、関西スーパーやコーナンに寄ることがある。足腰が悪く、徒歩が辛いため、どこへ行くにも自転車で行く。



図6-19 80歳女性・高齢者の外出行動



(13) 93歳女性・高齢者・No. 4 (図 6-20)

健康には問題ないが、数年前から自転車に乗らなくなり、行動範囲が狭くなった。往診は週1回、ヘルパーさんが週3回買い物と掃除をしてくれるので、フェリスモンテ以外にでかけることは少ない。



図 6-20 93歳女性・高齢者の外出行動

(14) 71歳女性・高齢者・No. 29 (図 6-21)

豊里学園、詩吟教室、彫刻教室など、趣味を楽しんでいる。豊里学園と詩吟教室は月に1回、彫刻教室は週に1回通う。帰宅が22時になることがある。



図 6-21 71歳女性・高齢者の外出行動

(15) 75歳男性・高齢者・No.19 (図6-22)

主に利用する施設は、太子橋会館である。旭区内にあるコミュニティカフェ15か所のうち13か所を利用している。多い日には一日3か所に顔を出す。コミュニティカフェのスタッフも自分もお互い名前を知らないが、顔を出せば話しかけてくれ、他愛もない世間話をする。自転車には乗れるが、サドルを盗られたり、鍵を壊されたりするから自転車で移動しない。家の近くのコンビニはあるが、千林商店街近くのコンビニに行く。コンビニでは、パンやお惣菜を買う。



図6-22 75歳男性・高齢者の外出行動

以上の事例より、子育て世代は、移動手段や利用する地域施設の選択肢が多い傾向がみられ、子ども用品購入のための外出行動に関する意見が集中した。しかし、最寄りに子ども用品を販売する店が少ない影響により不便を感じている傾向がみられる。

高齢者において、徒歩よりも自転車による移動が外出しやすいという意見がみられる。現在は自転車を利用できる高齢者も、加齢や突然の怪我などにより、自転車での外出が困難になる可能性が考えられる。

#### 6-4-4 外出行動に影響する移動手段と地域施設の利用条件

旭区太子橋地区の移動手段が外出行動に影響を与える意見や、地域施設の利用条件を項目別に以下に記す。

##### (1) 阪神高速守口線の高架下利用

移動ルートにおいて、阪神高速 12 号守口線の高架下は 30 名中 15 名と半数が利用している。高架下を利用する回答者 15 名のうち、8 名が高架沿いにあるマックスバリュー、シェフカワカミの物販施設を利用し、「自宅から近い」を理由として挙げている。旭区太子橋地区付近の高架下の高さは 10m 以上あり、一般的な採光も十分に得られる場所である。利用する理由は、「雨の日は雨よけになる、夏は日陰で涼しい」(27 歳女性・No.14)、「高架下には休憩スペースがあり、自動車とも出会わないため」(78 歳男性・No.21) があり、不便を感じる意見として、「高架下に休憩スペースが欲しい」(75 歳男・No.19) がある。No.7 の回答者(34 歳女性)は、自宅からフェリスモンテまでの移動ルートが最短ルートでなく、回り道行動をしている。

##### (2) 移動手段による影響

旭区太子橋地区を運行する赤バスの廃止に関する意見には、「赤バスがなくなると、遠出ができなくなる」(30 歳女性・No.13) (81 歳男性・No.18)、「足立医院へのルートに赤バスを利用している」(78 歳男性・No.21)、「赤バスが廃止したら区役所に行けなくなる」(71 歳女性・No.24)、「赤バスが廃止されると外出が難しくなる、代替の移動手段を考えてほしい」(74 歳女性・No.25)、「雨の日はタクシーを利用したいが、行き先が近くの病院までと分かると来てくれない」(74 歳女性・No.26) がある。公共交通機関の廃止は、日常の外出行動の不安要素となっている。

##### (3) コンビニの利用条件

高齢者がコンビニを日常的に利用している理由は、「家が近いから」(65 歳男性・No.2)、「家から近いのでよく行く」(84 歳男性・No.5)、「晩御飯のおにぎりを買に行く。振り込みもできる」(80 歳女性・No.3)、「コンビニでパンやお惣菜を買う」(75 歳男性・No.19)、「一番近いから。午前中に行く」(81 歳男性・No.9) であり、高齢者の利用は 20 名中 5 名である。

コンビニが高齢者を対象とした商品開発やサービス提供を新たな戦略として打ち出していることから、旭区太子橋地区においてもコンビニが重要な地域施設となっている可能性がある。

##### (4) 商店街の利用条件および移動手段

千林商店街・土居商店街を利用する世帯数は、子育て世代と高齢者をあわせて計 16 世帯で、回答者の半数を超える。利用する理由は、「フェリスモンテへの行き帰りの通り道だからついでに」(34 歳女性・No.8) (27 歳女性・No.14)、「病院に行くついでに買い物をする」(71 歳女性・No.29) (88 歳女性・No.1)、「商店街内のドラッグストアに行く」(40

歳女性・No.11)、「玉出、くらしエール館、八百屋に行く」(30代女性・No.13)、「薬局が安い」(88歳女性・No.1)(65歳男性・No.2)、「日用品は何でも揃う」(71歳女性・No.29)、「雨の日のアーケードは便利」(80歳女性・子育て世代・No.3)、「近いから」(81歳男性・No.9)(74歳女性・No.17)(75歳男性・No.19)が挙げられる。利用者の意見のうち不安や不便を感じる意見は、「食料品などのお店が少ない」(81歳男性・No.9)、「授乳、おむつ交換のスペースができたというチラシを見て、千林商店街に行ったが、結局わからなかった」(30歳女性・No.16)、「変わった人が多い」(27歳女性・No.14)、がある。

#### (5) 利用する地域施設の廃業・閉鎖に対する影響

旭区太子橋地区の医療施設「おち医院」では受診と往診が行われ、緊急時には夜間の往診にも対応している。おち医院の利用者は2名で、担当医の体調不良(入院)により往診ができない状況となり、回答者No.5(84歳男性)は利用頻度が週1回から月1回に減る、回答者No.13(30代女性)は、他の医院(あがわ医院)へ変更するなど外出行動に変化がみられる。旭区太子橋地区で国道1号線より北側に存在する内科はおち医院のみで、あがわ医院は、旭区太子橋地区より国道を渡ることになる。

国道1号線の横断には「信号の色がすぐ変わる」(80歳女性・No.3)(93歳女性・No.4)(74歳女性・No.26)という意見があるため、幹線道路の横断は高齢者にとって不安に感じる要素であると考えられる。

#### 6-4-5 利用する地域施設の分布

高齢者及び子育て世代別に地域施設利用の分布の全体の傾向を図6-23、図6-24に示す。高齢者が利用する地域施設(図6-23)のうち、商店やスーパーなどの物販施設は、千林商店街周辺に集中している。子育て世代の利用する物販施設(図6-24)と比較すると、子育て世代のほうが東西方向に利用範囲の広がりを見せている。子育て世代は移動手段の選択肢が高齢者に比べて多く、移動距離が長くても価格の安い物販施設を選択できるため、移動距離が広域になると考えられる。医療施設について、高齢者は内科、外科、整骨院など多種類の診療科を利用していることがわかる。子育て世代は、公園や子育て支援施設の利用がみられる。



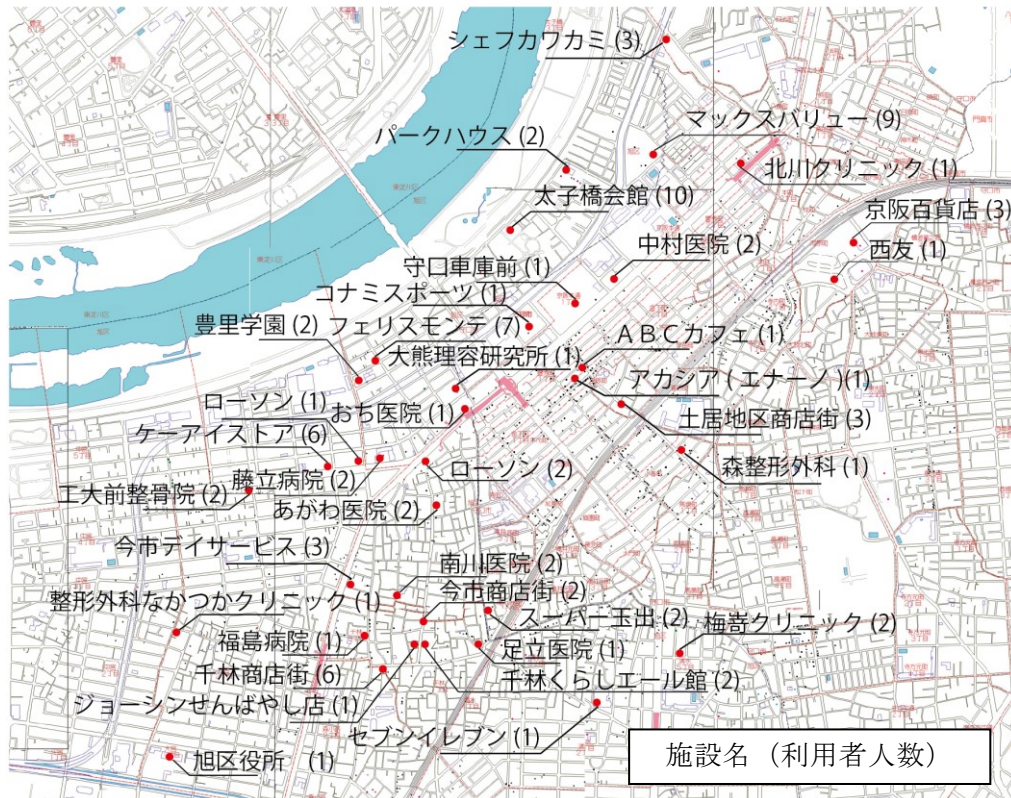


図 6-23 旭区太子橋を中心とした地域施設の分布 (高齢者の利用施設)



図 6-24 旭区太子橋を中心とした地域施設の分布 (子育て世代の利用施設)

### 6-4-6 自宅から利用する地域施設までの移動距離

移動手段別にみた年齢と移動距離（図 6-25）は、高齢者、子育て世代ともに、4,000m の範囲内においての外出行動がみられる。子育て世代の移動手段は自転車が多く（87 件中 51 件）、移動距離が 4,000m 以内を行動範囲としている。80 歳未満の高齢者は、徒歩と自転車を移動手段とする人がそれぞれ 50 件、42 件と徒歩のほうが多い。80 歳以上では自転車に乗る人はみられず、移動距離は 3,000m 以下である。高齢者、子育て世代ともに、約 9 割が移動距離 4,000m を行動範囲の上限としている。

高齢者において自転車による移動距離が最も長いのは、回答者 No.3（80 歳女性）の 5,984 m である。回答者 No.26（74 歳女性）の、市営バスによる自宅から医療施設までの移動距離は 14,982m であり、その他の高齢者は、移動距離 8,000m を超えない。全体の移動手段の、徒歩から自転車、バス、電車への切り替えと距離との関係性について傾向はみられず、移動手段や地域施設の立地条件など、距離以外の要素が影響していると考えられる。

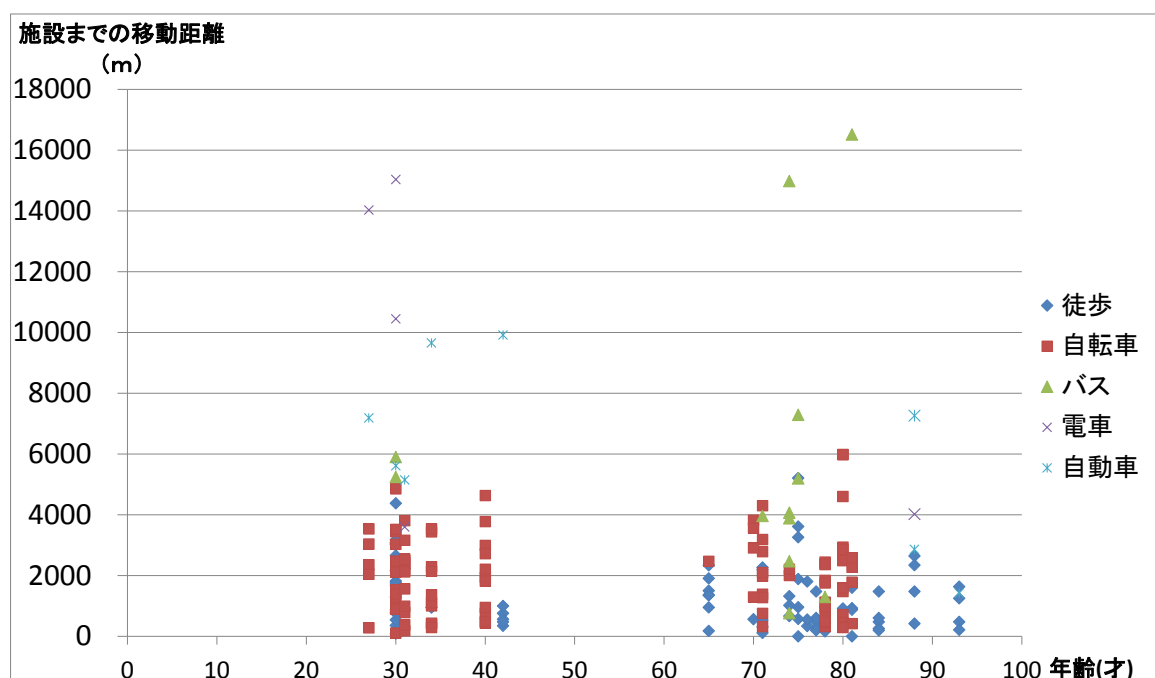


図 6-25 移動手段別にみた年齢と移動距離

徒歩移動からみた年齢と移動距離（図 6-26）は、子育て世代は徒歩での外出は 87 件中 24 件で、徒歩による移動は 30 歳を超えると移動距離が 1,000m 以内となる。高齢者は、移動距離 2,000m 以内の施設にでかける人が 50 件中 42 件、2,000m を超えるのは 8 件であり、2,000m を越えると徒歩による移動は少なくなる傾向がみられる。移動距離が最も長いのは、回答者 No.19（75 歳男性）の 5,208m である。

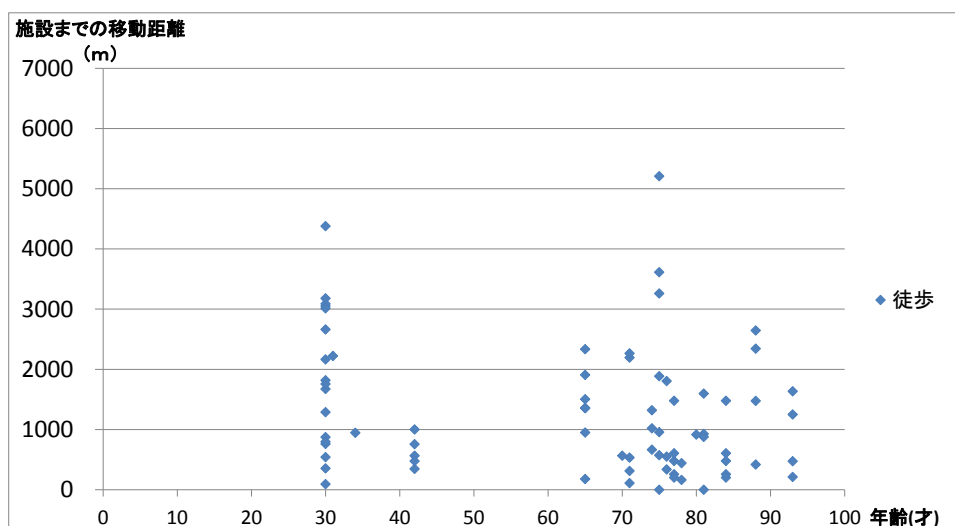


図 6-26 徒歩移動からみた年齢と移動距離

自転車移動からみた年齢と移動距離（図 6-27）は、子育て世代は、5,000m 以内である。高齢者の移動距離は 4,000m 以内が約 9 割である。回答者 No.3（80 歳女性）の高齢者が移動距離 5,984m と最も長い。

この二つの世代を比較して、自転車の移動距離については、年齢との関係性はみられない。

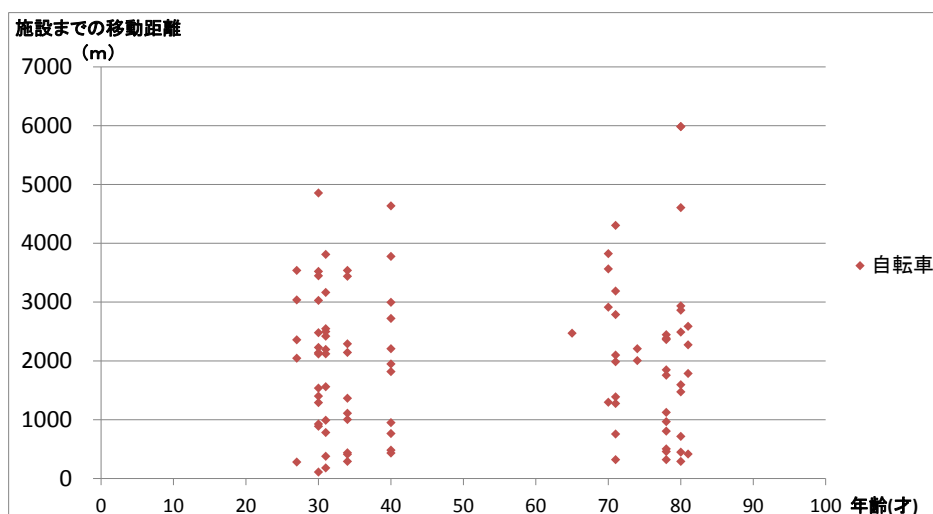


図 6-27 自転車移動からみた年齢と移動距離

商店街利用時の移動手段について、徒歩、自転車、バス、電車が利用される。

千林商店街を利用する子育て世代 6 名のうち、徒歩は 1 名（30 代女性・No.13）、自転車は 3 名（34 歳女性・No.8）（40 代女性・No.11）（27 歳女性・No.14）、バスは 1 名（30 歳女性・No.16）である。移動手段と移動距離との関係性（表 3-2）について、徒歩は、3,052m、自転車は、3,000m 以内、バスが 5,246m であった。高齢者 8 名は、徒歩は 3 名（64 歳男性・No.2）（81 歳男性・No.9）（75 歳男性・No.19）、自転車は 3 名（80 歳女性・No.3）（71 歳女性 No.29）（70 歳女性・No.30）、バスは 1 名（74 歳女性・No.25）、電車は 1 名（88 歳女性・No.1）である。移動手段と移動距離との関係性（表 3-3）は、徒歩は 2,000m 以内、自転車は約 3,000m、バス・電車は約 4,000m であり、移動距離が長くなるほど移動手段が徒歩から自転車やバス・電車に移行する傾向がみられる。土居商店街の利用者と移動距離の関係性（表 3-4、表 3-5）は、回答者 No.29（75 歳男性）は徒歩による移動距離が 3,260m と商店街利用者のなかで最も長く、回答者 No.27（31 歳・女性）の移動距離 782m が最も短い。

表 3-2 千林商店街と自宅間の移動手段と移動距離（子育て世代）

徒歩	回答者No.	No.13		
	移動距離	3,052m		
自転車	回答者No.	No.8	No.11	No.14
	移動距離	1,110m	2,722m	2,046m
バス・電車	回答者No.	No.16		
	移動距離	5,246m		

表 3-3 千林商店街と自宅間の移動手段と移動距離（高齢者）

徒歩	回答者No.	No.2	No.9	No.19
	移動距離	1,354m	1,598m	1,886m
自転車	回答者No.	No.3	No.29	No.30
	移動距離	2,936m	2,788m	2,914m
バス・電車	回答者No.	No.1	No.25	
	移動距離	4,016m	3,848m	

表 3-4 土居商店街と自宅間の移動手段と移動距離（子育て世代）

徒歩	回答者No.	No.16	
	移動距離	2,166m	
自転車	回答者No.	No.27	No.28
	移動距離	782m	3,160m

表 3-5 土居商店街と自宅間の移動手段と移動距離（高齢者）

徒歩	回答者No.	No.1	No.2	No.19
	移動距離	2,646m	1,908m	3,260m
自転車	回答者No.	No.17		
	移動距離	2,006m		



## 6-5 まとめ

中心市街地における公共交通機関の利用圏域と地域施設分布の実態と、日常生活の外出に不便を感じている高齢者と子育て世代の外出行動の実態について明らかとなった点は、以下の通りである。

- 1) 旭区において、公共交通機関は整備されている環境であるが、淀川沿いの地域は公共交通機関の利用圏域外となる傾向がみられる。さらに、赤バス廃止などの影響により、淀川沿いにおいて利用圏域外のエリアが拡大する。
- 2) 旭区の淀川沿いに位置する太子橋地区周辺は、(1)の交通条件の悪化に加えて、地域施設分布は疎であることから、太子橋地区の居住者は日常生活に不便を感じる可能性がある。
- 3) 子育て世代は、妊娠中やベビーカーによる移動時に不便や不安を抱えている傾向がみられるが、移動手段や利用する地域施設の選択肢が多いため、深刻な問題を抱える回答者はみられない。
- 4) 子育て世代の地域施設の利用は、買い物ができる物販施設のほかに、公園や生活支援サービスを受けられる施設が中心で、外出先で子どもと安心して滞在できる地域施設を利用する傾向がみられる。
- 5) 対象地区に居住する高齢者は、加齢や病気、けがの影響により外出行動の選択肢が少なく、介護支援や生活支援サービスを併用しなければ地域施設の利用ができない人々が存在する。
- 6) 地域施設の利用には寄り道行動があるが、高架下の利用など交通条件による回り道行動がみられる。
- 7) 身体の負担が少ないという理由で自転車を移動手段として利用する高齢者がみられるが、加齢や突然の怪我によって、自転車での外出が困難になる不安を抱えている。
- 8) 高齢者の徒歩による移動距離は、2,000m 以内が 9 割を超えるため、それぞれの自宅から 1,000m 圏内に日常的に利用する地域施設が立地することが望ましいといえる。それが困難な場合は宅配サービスや生活支援活動など、ソフト対策による支援が必要である。
- 9) 自宅から近いという理由により高齢者のコンビニ利用がみられる。コンビニは営利を目的とした交通量や商圈調査をもとに出店するが<sup>6-11)</sup>、日常生活に不便を感じる地域への出店を評価軸に入れることで、コンビニが地域貢献としての地域施設となる可能性がある。

### 注

注 6-1) 厚生労働省は、無医地区を「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」と定義している<sup>6-1)</sup>。

注 6-2) 本研究では、ある地点から半径 300m を徒歩で不便に感じることなく利用できる範囲を利用圏域とする。

注 6-3) 府内を 500m 四方のメッシュに分け食料品店舗までの距離が 500m 以上の人口割

合を 5 段階に分類したもの<sup>6-4)</sup>。

注 6-4) 健常者が無理なく歩ける距離 (300 m) の設定は、参考文献 6-5 による。

#### 参考文献

- 6-1) 厚生労働省：用語の解説、  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/76-16.html> (参照 2014.8.23)
- 6-2) 経済産業省：買い物弱者対策支援について、  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonoshien2010.html> (参照 2014.8.23)
- 6-3) 総務省統計局：平成 22 年度国勢調査、<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/> (参照 2010.10.1)
- 6-4) 農林水産政策研究所：農林水産省アクセスマップ、  
<http://cse.primaff.affrc.go.jp/katsuyat/> (参照 2013.1.29)
- 6-5) 土木学会編：バスサービスハンドブック、土木学会土木計画学研究委員会規制緩和後におけるバスサービスに関する研究小委員会、2006.11
- 6-6) 千林商店街：オフィシャルウェブサイト、  
[http://www.senbayashi.com/wakuwaku/w\\_support.php](http://www.senbayashi.com/wakuwaku/w_support.php) (参照 2014.11.20)
- 6-7) 土居地区商店会連合会：ウェブサイト、<http://www.mydoi5.com/>(参照 2013.1.29)
- 6-8) 特定非営利活動法人フェリスモンテ：おたっしや十周年記念誌、十周年記念誌編集部、p.8、p.22、pp.60-63、2009.5.16
- 6-9) 旭区社会福祉協議会：ウェブサイト、<http://sansan-asahi.or.jp/index.html> (参照 2013.1.29)
- 6-10) NPO 法人太子橋生活サポートゆるりん堂：ウェブサイト、  
<http://ameblo.jp/yururindo/> (参照 2013.1.29)
- 6-11) 笠井清志：ビジュアル図解コンビニのしくみ、同文館出版株式会社、2013.10

## 第7章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくり としての可能性—過疎地を対象として—

---

- 7-1 はじめに
- 7-2 対象地区の概要
- 7-3 地域施設の分布調査の概要
- 7-4 地区別にみた地域施設等の分布
- 7-5 アンケート調査の概要
- 7-6 地域内店舗の利用状況
- 7-7 日常利用施設の分析
- 7-8 買い物行動及び外出行動と地域施設の立地状況の関係に関する考察
- 7-9 まとめ
- 7-10 過疎地における日常生活支援策の検討課題の抽出

## 第7章 日常生活の外出行動からみた地域施設の安心まちづくりとしての可能性 —過疎地を対象として—

### 7-1 はじめに

わが国では、大都市近郊のモータリゼーションが急速に発展した高度経済成長期以降、郊外や幹線道路沿いに大規模商業施設が立地し、地域に根付いた商店が衰退する一因となっている。特に、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域<sup>7-1)</sup>(以下、過疎地)においては、日常の買い物に不便を感じる「買い物弱者」<sup>注7-1)</sup>の増加や、交通条件や自然的、経済的、社会的条件により医療機関への受診が困難である「無医地区」<sup>注7-2)</sup>の出現など、日常生活に必要な物販施設や医療施設等の確保が深刻な問題となっている。経済産業省では、流通機能や交通網の弱体化とともに食品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人々を買い物弱者と位置づけ、高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等で増加の兆候が見られ始めるとし、その数を600万人程度と推定している<sup>7-2)</sup>。メディア等では、買い物弱者は買い物難民と呼ばれることがあり、定義の統一はみられないが、①商店までの距離 ②移動手段の有無 ③移動可能距離 の問題で生活必需品の買い物が困難になっている、という共通点がみられる。

買い物を含む外出が困難な高齢者や、日常的に利用する施設が自宅から離れた場所にしかなく、不便を感じる人々に対する日常生活支援策は各地で取り組まれている。経済産業省では、その支援策として、①身近な場所に店を作る ②商品を届ける ③人々が出かけやすくする ことが必要であるとしている。ここでの日常的に利用する施設が果たす役割は、①地域の交通結節点 ②小商圈を対象とした多角的なサービス拠点 ③人的な交流が行われるサロン が挙げられ、基礎的な生活サービスを提供する「小さな拠点」としての効果が期待されている<sup>7-4)</sup>。しかし、小規模の施設の事業を継続していくためには、運営のための市場活動が必要であり、事業者、地域コミュニティ、行政などが役割を分担し、連携することが求められている。

本研究は、過疎地となった地区において増加している買い物弱者の地域施設による日常生活支援策を検討するための第一歩として、過疎地に暮らす住民の買い物行動および日常的に利用する施設への外出行動の実態と、その立地状況の関係を明らかにすることを目的とする。なお、買い物行動以外である日常的に利用する施設への外出行動の調査を、買い物弱者に対して実施するのは、通院などの外出行動時についでに買い物をする場合があるためである。

### 7-2 対象地区の概要

#### 7-2-1 三重県津市美杉町の概要

調査対象地区である三重県津市美杉町は、総面積の9割を森林が占める人口5,170人、世帯数2,434世帯、高齢化率が53.54%（2014年2月現在）の過疎地で、2006年1月に津市と合併した<sup>7-5)</sup><sup>7-6)</sup>。美杉町は多気地区、八知地区、下之川地区、八幡地区、竹原地区、伊勢地地区、太郎生地区の7地区で構成されており、それぞれの地区の高齢化率は、太郎



生地区をのぞく 6 地区において高齢化率が 5 割を超える（表 7-1）。

表 7-1 美杉町の概要（2014 年 2 月現在）

地区	多気	八知	下之川	八幡	竹原	伊勢地	太郎生	合計 美杉町
人口(人)	739	1,163	499	570	687	527	985	5,170
高齢者人口(人)	443	611	315	346	358	299	396	2,768
高齢化率(%)	59.95	52.54	63.13	60.70	52.11	56.74	40.20	53.54
世帯数(世帯)	363	558	254	287	321	248	403	2,434

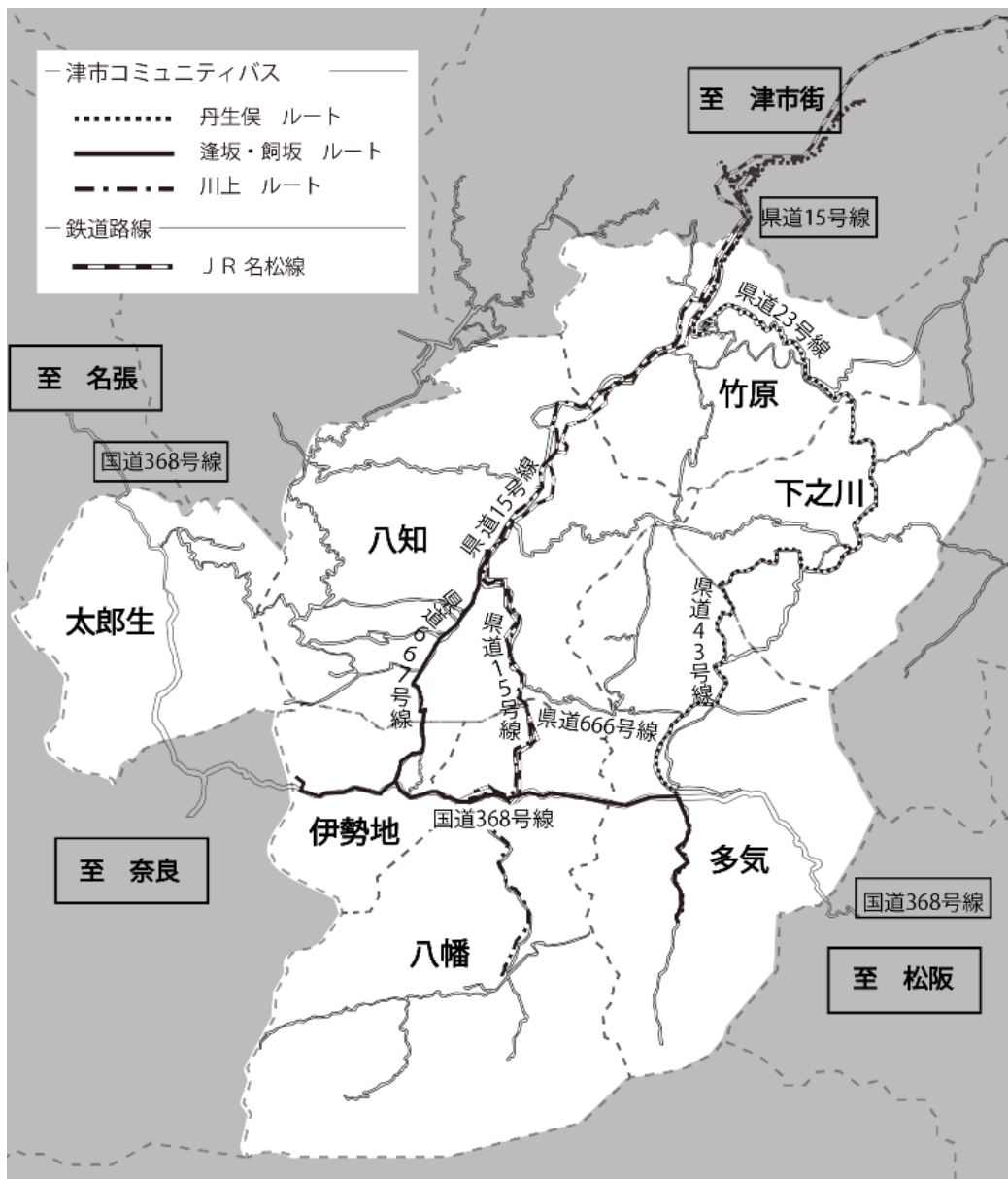


図 7-1 調査対象地域内の交通状況

調査対象地区の道路交通網（図 7-1）は、国道 368 号線が太郎生地区、伊勢地地区、八幡地区、多気地区を通り、名張市や松阪市へつながっている。多気地区から津市の市街地へのルートは、国道 368 号線から県道 15 号線、県道 666 号線から県道 15 号線、または、県道 23 号線から県道 15 号線がある。多気地区と八知地区の間には峠が存在する。

対象地区内で運行されている公共交通機関の一つに「津市コミュニティバス」がある。調査対象地区内では丹生俣ルート、逢坂・飼坂ルート、川上ルートの 3 ルートが運行し、津市の市街地への移動手段として利用され、乗り継ぎが可能である。また、松阪駅（松阪市）から伊勢奥津駅（津市美杉町）に至る JR 名松線が通っているが、2009 年の台風被害により一部が運休され、2014 年 8 月時点で代行バスが運行されているが、2015 年度内に運行が再開される予定である。

### 7-2-2 地域施設の分布調査の概要

アンケート調査の協力が得られた美杉町多気地区の居住者の生活圏<sup>注 7-3)</sup>である 4 地区（多気地区、八知地区、下之川地区、八幡地区、以下あわせて美杉地域）を対象として、地域施設および公共施設、事務所<sup>注 7-4)</sup>（以下、地域施設等）の立地件数を把握するために、ゼンリン住宅地図を用いて地区別に地域施設等の分布を地図上にプロットし、地区ごとの地域施設等の立地と分布状況を把握する。なお、用途の判別が困難な施設については、現地にて補足調査を実施した。地域施設等の件数の分析では、4 地区それぞれの単位人口（百人）あたりの地域施設等の件数を「施設原単位」（件／百人）、65 歳以上の高齢者人口（百人）あたりの地域施設等の件数を「施設原単位 [高]」（件／百人）と定義し、地区の地域施設の立地状況の特徴を把握する。

### 7-4 調査対象地区の施設原単位（表 7-2）

#### (1) 医療施設

美杉地域の 4 地区の地域施設の件数について、医療・福祉施設が最も件数が多いのは八知地区（8 件）で、その他の地区はいずれも 2 件以下である。美杉地域の施設原単位は 0.44、施設原単位 [高] は 0.76 と、他の地域施設等の用途のなかで最も少ない。八知地区以外の施設原単位 [高] は、1.0 未満である。

#### (2) 物販施設

物販施設の件数は、八知地区が最も多く（11 件）、次いで多気地区（7 件）である。施設原単位は両地区ともに 0.95 と、下之川地区（0.80）、八幡地区（0.53）に比べて値が高い。

#### (3) 飲食・娯楽施設

飲食・娯楽施設は、八知地区が 12 件で最も件数が多く、4 地区のうち八知地区のみが施設原単位と施設原単位 [高] が、ともに 1 を超える。

#### (4) 公共施設

公共施設は、八幡地区が件数（16 件）、施設原単位（2.81）、施設原単位 [高]（4.62）

ともに最も値が高く、八知地区は、件数（6 件）、施設原単位（0.52）、施設原単位 [高]（0.98）のいずれも最も値が小さい。

#### (5) サービス施設、事務所

八幡地区のサービス施設は、施設原単位が 1.40、施設原単位 [高] が 2.31、事務所は施設原単位が 2.28、施設原単位 [高] が 3.76 で、いずれも 4 地区のなかで最も値が大きい。

八知地区は、他の地区に比べて医療・福祉施設、物販施設、飲食・娯楽施設の件数が多く、施設原単位の値が高い。

表 7-2 地域別にみた地域施設等の件数と施設原単位

	医療施設			物販施設			公共施設		
	件数	施設原単位	施設原単位 [高]	件数	施設原単位	施設原単位 [高]	件数	施設原単位	施設原単位 [高]
多気地区	2	0.27	0.45	7	0.95	1.58	12	1.62	2.71
八知地区	8	0.69	1.31	11	0.95	1.80	6	0.52	0.98
下之川地区	1	0.20	0.32	4	0.80	1.27	7	1.40	2.22
八幡地区	2	0.35	0.58	3	0.53	0.87	16	2.81	4.62
計	13	0.44	0.76	25	0.84	1.46	40	1.35	2.33

	飲食・娯楽施設			サービス施設			事務所		
	件数	施設原単位	施設原単位 [高]	件数	施設原単位	施設原単位 [高]	件数	施設原単位	施設原単位 [高]
多気地区	3	0.41	0.68	7	0.95	1.58	13	1.76	2.93
八知地区	12	1.03	1.96	7	0.60	1.15	15	1.29	2.45
下之川地区	1	0.20	0.32	5	1.00	1.59	9	1.80	2.86
八幡地区	2	0.35	0.58	8	1.40	2.31	13	2.28	3.76
計	18	0.61	1.05	27	0.91	1.57	50	1.68	2.92

### 7-4 地区別にみた地域施設等の分布

#### 7-4-1 多気地区の地域施設等の分布

多気地区の地域施設等の分布（図 7-2）は、㊶上多気郵便局、㊷JA 三重中央やまゆり、物販施設などの生活に必要な地域施設等は、対象地区のほぼ中央の県道 30 号線沿いに立地している。医療施設は 2 か所で、㊸小林医院多気診療所は週 1 回の診療である。また、いずれも無床診療所で、入院や重度のケガ、病気などに対応できない。国道 368 号線沿いには㊹道の駅が立地し、野菜や名産品の販売、飲食店の機能を備えている。また、事務所が他の地域施設等に比べて最も件数が多く全域に分布しているが、美杉町は林業が盛んであるため、これらの約 8 割は製材所や材木店である。公共施設は 12 件あり、国道 422 号線沿いの公共施設はすべて集会所である。多気地区における集会所は、葬式、避難所、催し物など、複数の用途として利用されている。物販施設である丸安、中山商店では、店舗販売のほか 1 週間に 2 回移動販売車で移動し、駐車場などの広場に商品を並べて販売している。丸安では電話での注文も受けており、自宅までの配達事業も展開している。多気地区北部のガソリンスタンドでは、店舗販売のほか電話注文による灯油等の燃料の宅配サービスを行っている。

**地域施設の凡例**

- ◆ 医療施設    ■ 物販施設    ▼ 公共施設
- ▲ 飲食・娯楽施設    ★ サービス施設
- ◎ 事務所

400m

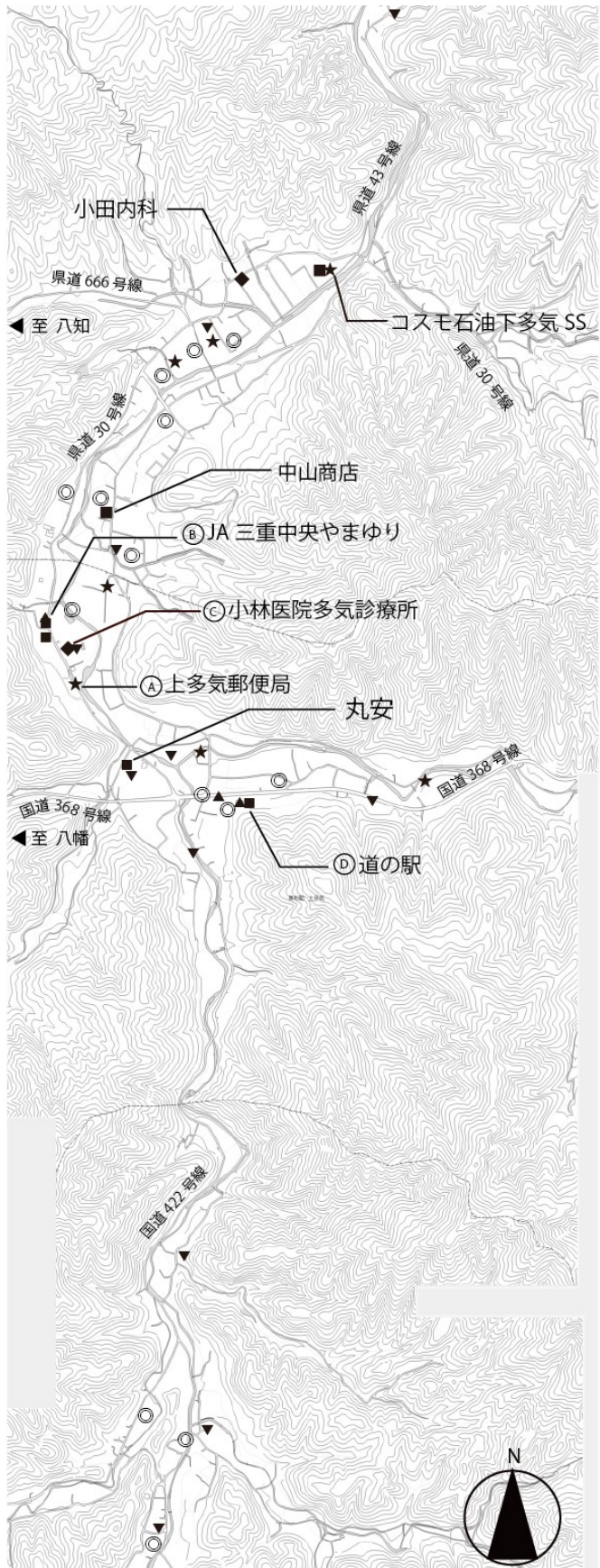


図 7-2 多気地区の地域施設等の分布



### 7-4-2 八知地区の地域施設等の分布 (図7-3)

八知地区は、美杉地域から津市の市街地までの通過経路となる県道 15 号線が通っており、JR 名松線伊勢八知駅周辺に地域施設等が集中して分布している。④津市美杉庁舎、⑤津市立美杉中学校、⑥八知保育園などの公共施設が分布している。物販施設では、④A コープいちしみすぎ店が立地し、宿泊施設周辺に飲食店が分布している。津市美杉庁舎と美杉開発総合センターは、2014 年度 4 月に統合され、多目的ルーム、図書室、歯科診療所などの機能を併せ持つ⑤津市美杉総合文化センターとして、東美杉小学校跡地に開設されている。また、アンケート調査終了後の 2014 年 2 月に⑥サークル K が開業している<sup>注 7-5)</sup>。

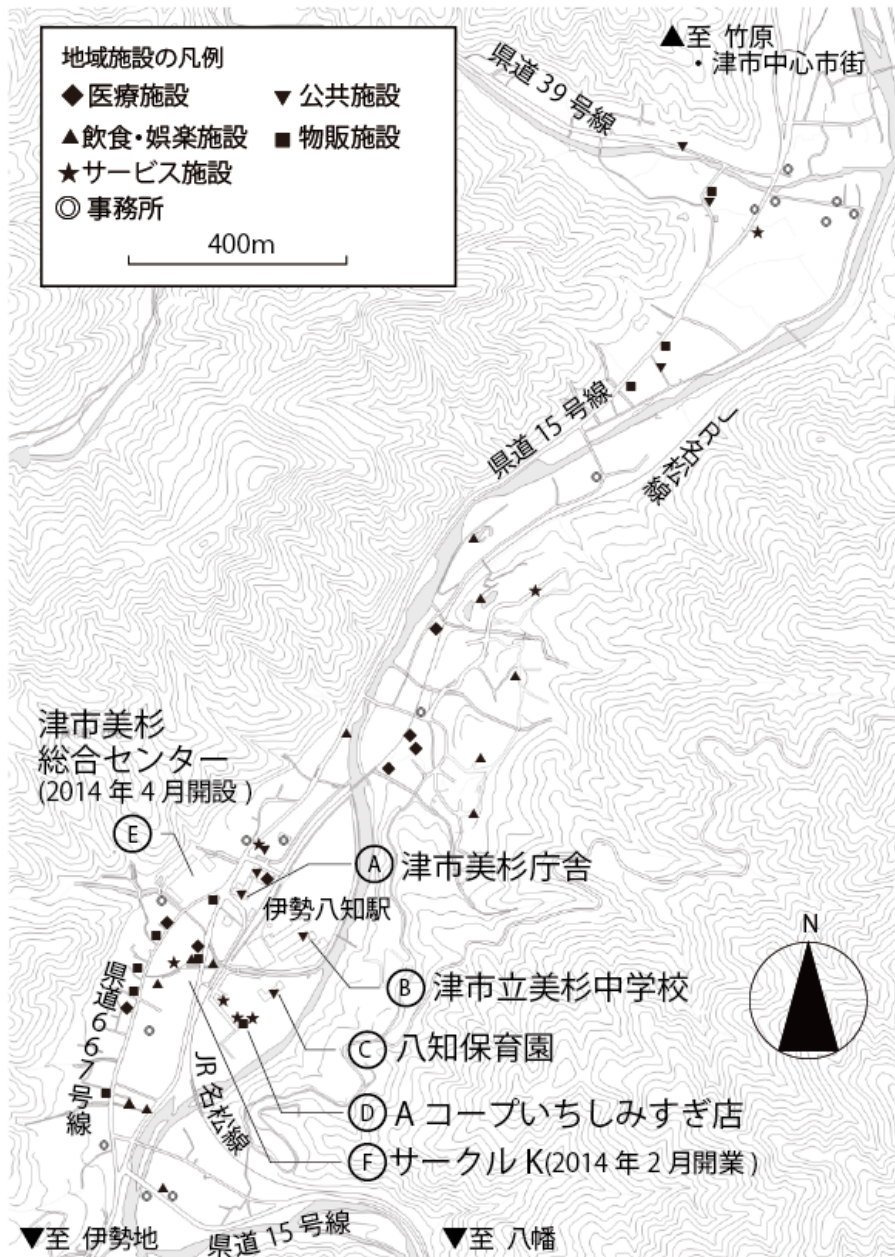


図 7-3 八知地区の地域施設等の分布

### 7-4-3 下之川地区の施設分布 (図7-4)

下之川地区の地域施設等は、県道 43 号線沿いの地区南部に分布しており、①A コープいちし下之川店などの物販施設、②B 下之川郵便局が立地している。下之川地区の医療施設と物販施設は県道 43 号線沿いの地区南西部に集中して分布しており、地区北部の県道 29 号線沿いには、事務所が 1 件立地しているのみである。物販施設である③C 魚吉小林商店は、店舗販売のほか移動販売を行っている。

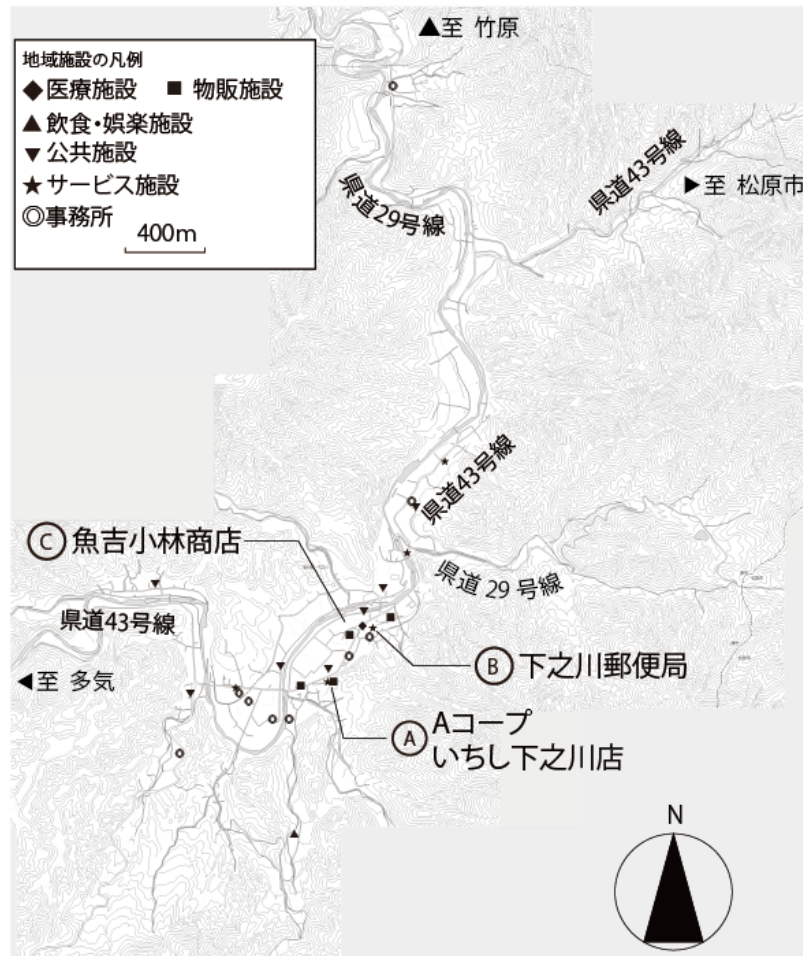


図 7-4 下之川地区の地域施設等の分布

### 7-4-4 八幡地区の施設分布 (図7-5)

八幡地区は、①A 美杉小学校、②B 消防署美杉分署、③C 奥津警察官駐在所、④D JA 三重中央八幡の施設をはじめ、県道 368 号線沿いの JR 名松線伊勢奥津駅周辺に地域施設等が集中して分布している。サービス施設、物販施設は、住宅地内に分布する傾向がみられる。県道 368 号線のみには接続し通りぬけができない県道 695 号線沿いには、公共施設が 10 件、事務所が 6 件立地しているが、物販施設の立地件数は 1 件である。医療施設は 2 件とも整骨院であり、外科、内科は立地していない。

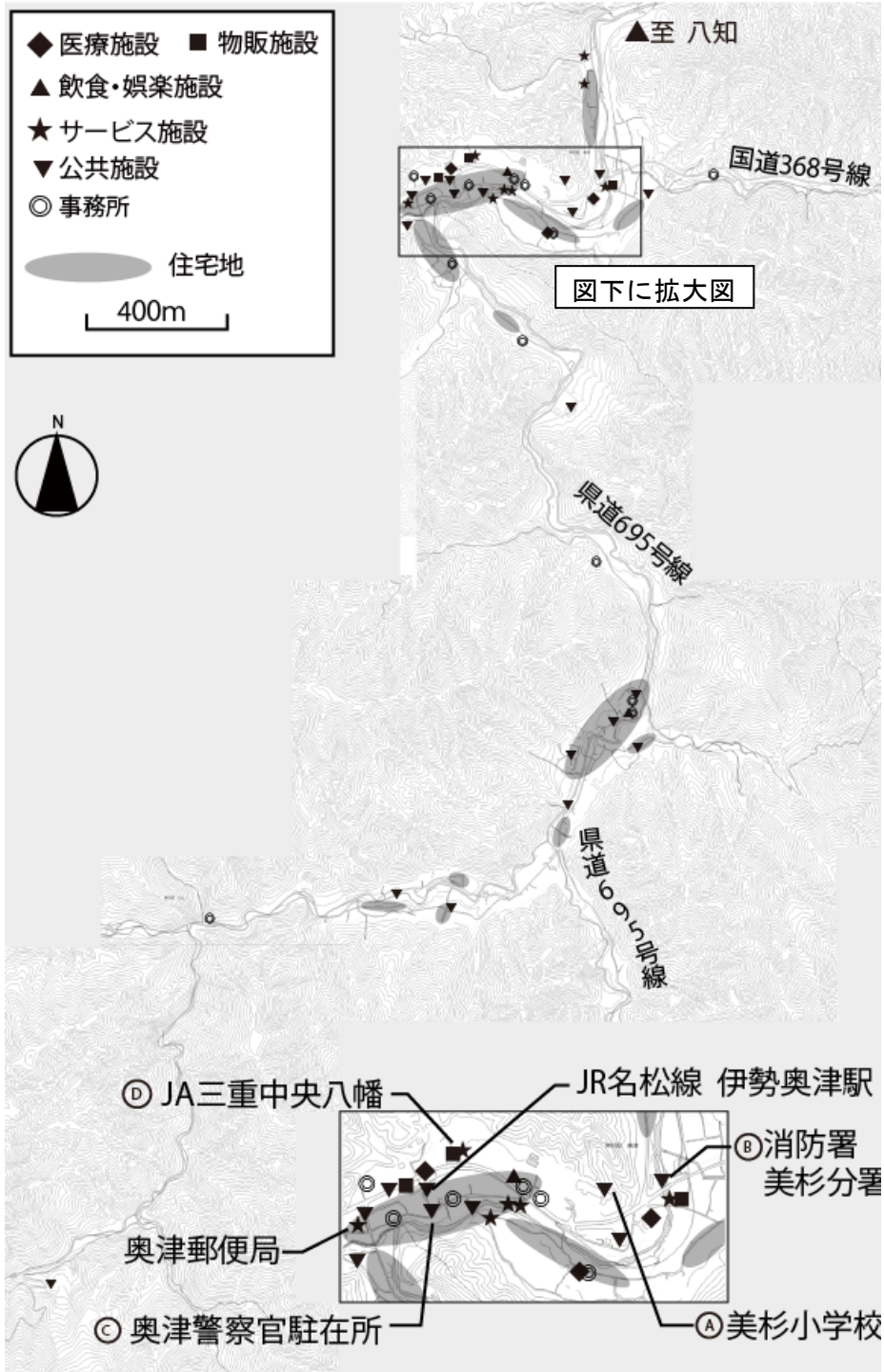


図 7-5 八幡地区の地域施設等の分布



## 7-5 アンケート調査の概要

### 7-5-1 アンケート調査方法

美杉町多気地区の居住者を対象に、買い物環境や日常の外出に関するアンケート調査を実施した。調査期間は、2013年11月7日(木)から11月22日(金)である。調査票は、多気地区に唯一立地するガソリンスタンド経営者の協力のもと、灯油などの宅配サービスを利用する顧客を中心に配布、回収した。回収率を上げるために顧客に手渡しで配布し、1週間後を目途に調査票を配布した自宅に出向き、直接回収した。配布数は181部、回収数177部で、回収率は97.7%である。

アンケート調査の概要を表7-3に示す。まず、「魚・肉」、「野菜」、「米」、「調味料」、「日用品」、「一般用衣料品」、「下着・靴下」(以下、生活必需品<sup>注7-6)</sup>)などの購入先を尋ね(図7-6)、対象者の自宅とJA三重中央やまゆり、Aコープいちしみすぎ店、道の駅の3店舗(以下、あわせて地域内店舗)間の移動手段を回答してもらう。なお、地域内店舗は、ガソリンスタンド経営者への事前の聞き取り調査により選定した。また、日常的に利用する病院・診療所、郵便局、JAバンク、美容室・理髪店、ガソリンスタンドの施設(以下、あわせて日常利用施設)について、利用する施設が立地する地区、自宅と日常利用施設間の移動手段について選択方式で回答してもらう。次いで、回答結果をもとに移動距離を計測し、移動距離ごとの移動手段の違いについて分析を行い、多気地区居住者の生活環境および外出行動の実態を把握する。なお、距離計測には、株式会社ナビタイムジャパンが提供している経路検索サービス「ナビタイム」を用いた。

#### 生活必需品の買い物についておうかがいします

問1. 生鮮食品や日用品などの生活必需品は、どこで購入したり入手したりしますか。下記にあげる①～⑦の項目について、それぞれあてはまる施設や方法の番号すべてに○印をつけてください。

	美杉地域内の店			美杉地域外の店	移動販売	宅配		人に買ってもらう	自家栽培・人からもらう	その他	その他
	JA三重中央やまゆり(農協)	Aコープいちしみすぎ店	道の駅			コープの宅配	コープ以外の宅配				
※記入例	①	②	3	4	5	6	⑦	⑧	9	10	11
① 魚・肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 野菜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
③ 米	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
④ 調味料 ※しょうゆ、みそ、塩、砂糖など	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑤ 日用品 ※洗剤、トイレペーパーなど	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑥ 一般用医薬品 ※風邪薬、胃腸薬、目薬、絆創膏など	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑦ 下着・くつ下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

図7-6 アンケート調査票の内容(一部)



表 7-3 アンケート調査の概要

調査対象地区	三重県津市美杉町	
調査対象者	三重県津市美杉町多気地区の居住者	
調査期間	2013年11月7日(木)~22日(金)	
回収数/配布数 (回収率)	177/181 (97.7%)	
アンケート調査内容	回答者の属性 (問4~8)	年齢、性別、補助器具使用の有無、同居家族、居住年数
	生活必需品の買い物について (問1~2)	購入先、地域内店舗と自宅間の移動手段、移動時の同行者の有無、同行者との間柄
	日常的に利用する施設について (問3)	病院・診療所、郵便局、JAバンク、美容室・理髪店、ガソリンスタンド、その他の日常利用施設が立地する地区、日常利用施設と自宅間の移動手段
	自由回答欄(問10)	

### 7-5-2 回答者の属性

回答者177名の性別の内訳は、女性106名(59.9%)、男性69名(39.0%)、無回答2名(1.1%)である。年齢は、75歳~84歳が65名(38.0%)と最も多く、65歳以上が全体の76.0%を占める。同居家族については、夫婦のみが48.0%で最も多く、単身、家族や親戚との居住がともに22%である。杖、手押し車、手動車いす、電動車いす、シニアカーの補助器具使用の有無については、補助器具を使わないと答えた人が141名(78.8%)で最も多く、杖の利用者が12名(6.7%)、手押し車の利用者が3名(1.7%)である。

### 7-6 地域内店舗の利用状況

#### 7-6-1 生活必需品別にみた購入先(図7-7)

「魚・肉」の購入先は、美杉地域内の店舗が最も多く(39.6%)、次いで美杉地域外の店舗(32.9%)、移動販売(9.5%)の順である。

「調味料」は、美杉地域内の店舗での購入が最も多く(45.0%)、美杉地域外の店舗(38.7%)、宅配(6.7%)と続く。

「日用品」の購入は、美杉地域外の店舗が最も多く(46.2%)、次いで美杉地域内の店舗(36.4%)、宅配(7.7%)の順である。

「一般用医薬品」は、美杉地域外の店舗での購入が66.3%であり、美杉地域内での購入は4.8%である。

「下着・靴下」は、美杉地域外の店舗での購入が 71.7%で、美杉地域内での購入は 6.8%である。

「野菜」、「米」の入手先は、自家栽培・人からもらうがそれぞれ 37.4%、31.4%と最も多い。「米」の入手先のうち、全体の 3 割を占めるその他の回答のうち、53.3%は農家や親戚から入手している。そのため、頻繁に購入する必要がないと考えられる。

「日用品」、「一般用医薬品」、「下着・靴下」は、美杉地域外で購入する割合が高いことから、多気地区内の店舗で入手できる生活必需品だけでは、日常生活が充足されていない可能性がある。

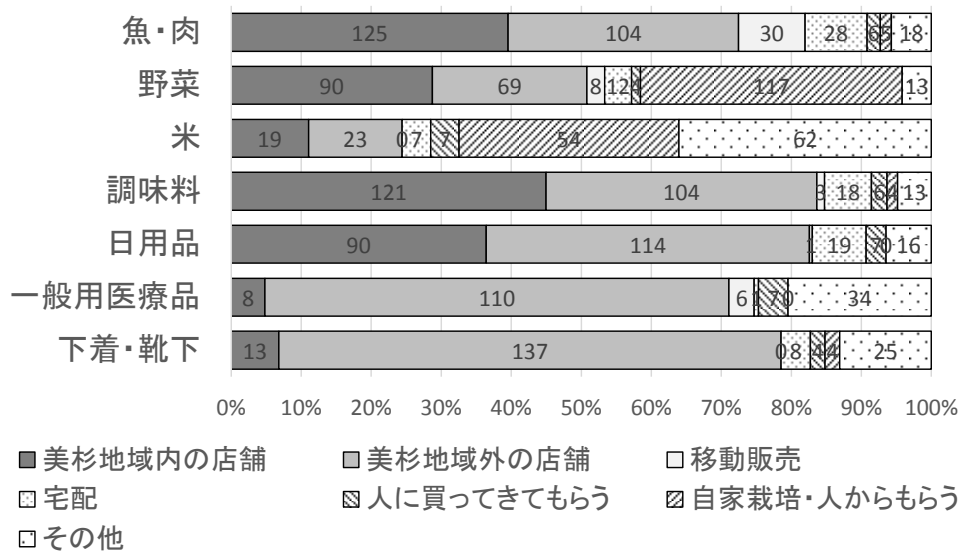


図 7-7 生活必需品別にみた購入先

美杉地域内で生活必需品を購入できる地域内店舗のうち、最も利用する割合が高い店舗（図 7-8）は、多気地区内に立地する JA 三重中央やまゆり（以下、JA）で、「野菜」を除く生活必需品の購入先として 5 割を超える利用者がおり、「一般医療品」は JA のみが利用されている。「野菜」の購入店舗は道の駅の利用の割合が最も高く（53.3%）、物産品として販売されている地産の野菜を購入していることを示している。

生活必需品の買い物は、八知地区に立地する A コープいちしみすぎ店（以下、A コープ）よりも、居住地区である多気地区で行っていると考えられる。多気地区は、食料品の買い物環境が相対的に整っていると考えられる。

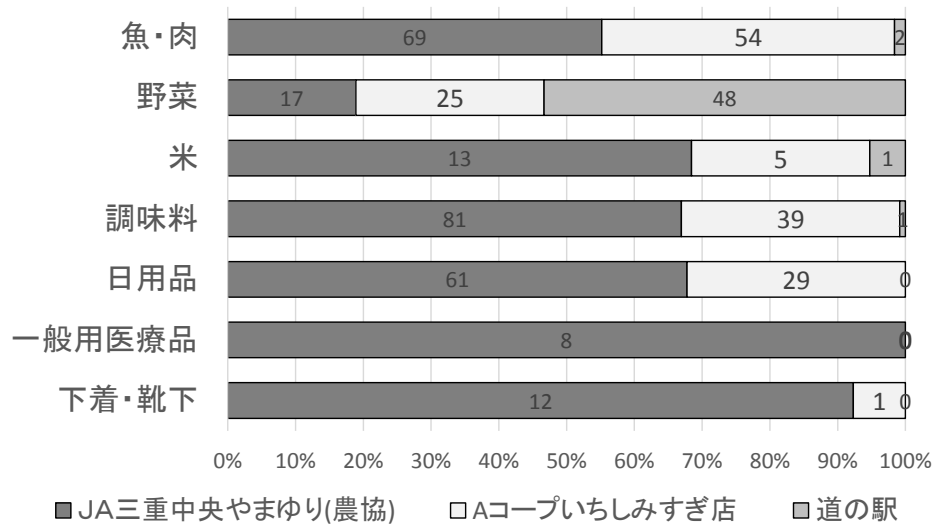


図 7-8 美杉地域内における生活必需品別にみた購入店舗

#### 7-6-2 自宅と地域内店舗間の移動手段（図7-9）

生活必需品を購入する自宅と地域内店舗間との移動手段別の割合は、自動車による移動が最も多く、JA が 82.8%、A コープいちしみすぎ店（以下、A コープ）が 92.2%、道の駅が 87.2%で、いずれも自動車移動の割合が 8 割を超えている。特に A コープへの自動車利用が 9 割を超えているのは、A コープが立地する八知地区と対象者の居住地区である多気地区の間に峠があることが要因として考えられる。

徒歩のみで移動する回答の割合は、JA が 3.9%、A コープが 1.0%、道の駅は 0.9%と、いずれも 4%未満である。徒歩のみと自転車の利用をあわせると、JA が 10.9%、A コープが 1.8%、道の駅は 5.5%で、A コープの割合が最も低い。

バイクによる移動は、JA が 3.1%、A コープが 2.9%、道の駅が 4.6%といずれも 5%未満である。バスによる移動は、JA が 2.3%、道の駅が 0.9%、A コープは回答者がみられない。

属性別にみた自宅と地域内店舗間の移動手段について、杖を使用する回答者のうち徒歩のみによる移動の回答はみられない。杖の使用者の自宅から JA 間の移動手段は自動車が最も多く 10 名中 6 名、次いでバスの 10 名中 2 名である。杖使用者の自宅から A コープ間の移動手段は、自動車が 6 名中 5 名、バイクが 6 名中 1 名である。杖の使用者で同居家族がいる場合、自宅から地域内店舗間の移動時に同行者がいないのは 17 件中 4 件で、いずれも自動車移動である。単身で暮らす杖の使用者の自宅から地域内店舗間の移動手段は、バイク（5 件中 3 件）、自転車（5 件中 1 件）、バス（5 件中 1 件）であり、自動車移動の回答はない。

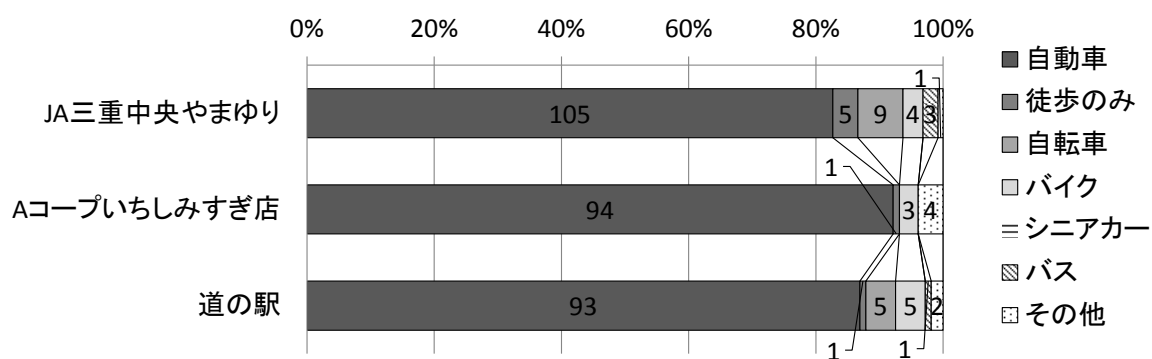


図 7-9 自宅と地域内店舗間の移動手段

## 7-7 日常利用施設の分析

### 7-7-1 日常利用施設の立地地区 (図7-10)

対象者が利用する病院・診療所の立地場所は、美杉地域外が最も多く（56.7%）、次いで多気地区（39.4%）である。病院・診療所は、他の日常利用施設と比べて美杉地域外の利用の割合が最も高い。

病院・診療所以外の日常利用施設（郵便局、JA バンク、美容室・理髪店、ガソリンスタンド）は、いずれも多気地区を利用する割合が最も高く、なかでも郵便局は美杉地域外を利用していないこと、また多気地区の郵便局を利用する割合が他の日常利用施設と比べて最も高い（96.7%）点の特徴である。郵便局は各地区に1件ずつ立地しており、サービスが均一であるため競争原理が働きにくいことが要因として考えられる。JA バンクの利用は、多気地区（81.3%）の次に八知地区（7.3%）が多い。美容室・理髪店に関しては、多気地区（82.6%）と美杉地域外（24.4%）の利用があわせて9割を超えており、下之川地区、八知地区、八幡地区での利用がみられない。ガソリンスタンドの利用は、多気地区（59.3%）が最も多く、美杉地域外（24.4%）、八幡地区（8.9%）と続く。また、多気地区の北部に位置する下之川地区内の日常利用施設の利用は、郵便局のみである。



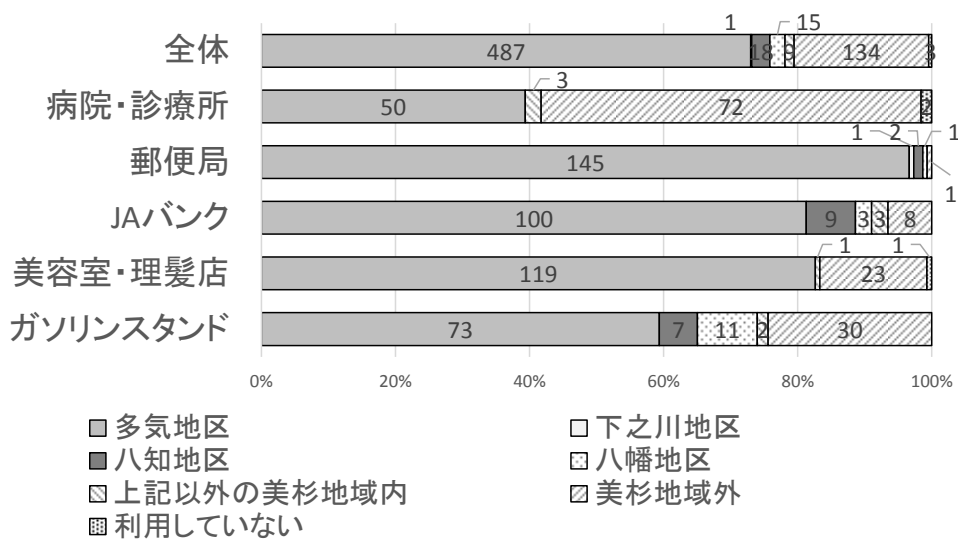


図 7-10 日常利用施設が立地する地区

### 7-7-2 自宅と日常利用施設間の移動手段 (図7-11)

自宅と日常利用施設間の移動手段は、全体では自動車(81.1%)、徒歩のみ(8.1%)、自転車(4.2%)の順に利用が多く、シニアカーと回答した人はいなかった。病院・診療所と自宅間の移動手段は、対象者の居住地区内である多気地区においても自動車の利用が50件中38件(76.0%)と最も多く、徒歩のみと自転車による移動はそれぞれ4件(8.0%)である。美杉地域外への移動は自動車が72件中66件(91.7%)であり、バスによる移動が5件(6.9%)である。郵便局と自宅間の移動手段は、自動車(80.0%)、自転車(8.0%)、徒歩のみ(4.7%)の順で割合が高く、徒歩よりも自転車の利用の割合が高い。JAバンクへの移動手段は、自動車の利用が最も多く(82.9%)、多気地区以外の地区では徒歩による移動はみられない。

多気地区内で利用する美容室・理髪店の移動手段は自動車が119件中79件(66.4%)で最も多いが、徒歩のみが31件(26.1%)、自転車が6件(5.0%)で、あわせて全体の31.1%を占めており、その他の日常利用施設よりも徒歩や自転車による移動の割合が高い。多気地区内で利用する自宅とガソリンスタンド間の移動手段は、自動車の利用が60件(82.2%)で他の日常利用施設の中で最も割合が高い。バイクでの移動は、多気地区では3件(4.1%)、八幡地区で1件(9.1%)である。ガソリンスタンドでは、自家用車にガソリンを給油するだけでなく、灯油等を購入するための利用があるため、多気地区内において徒歩での移動が4件(5.5%)含まれると考えられる。

属性別にみた自宅と日常利用施設間の移動手段について、杖を使用する回答者のうち徒歩のみで移動する日常利用施設は美容室・理髪店(11名中1名)のみで、その他の自宅から日常利用施設間の移動が徒歩のみである回答はみられない。杖の使用者は、徒歩による外出が困難な身体能力であるとともに、杖を用いて歩いて外出できる移動環境が整っていない可能性がある。自転車による移動の回答は美容室・理髪店(11名中1名)と郵便局(10名中1名)の利用時にみられ、バイクによる移動の回答は、病院・診療所(10名中1名)、郵便局(10名中1名)、ガソリンスタンド(7名中1名)の利用時にみられる。

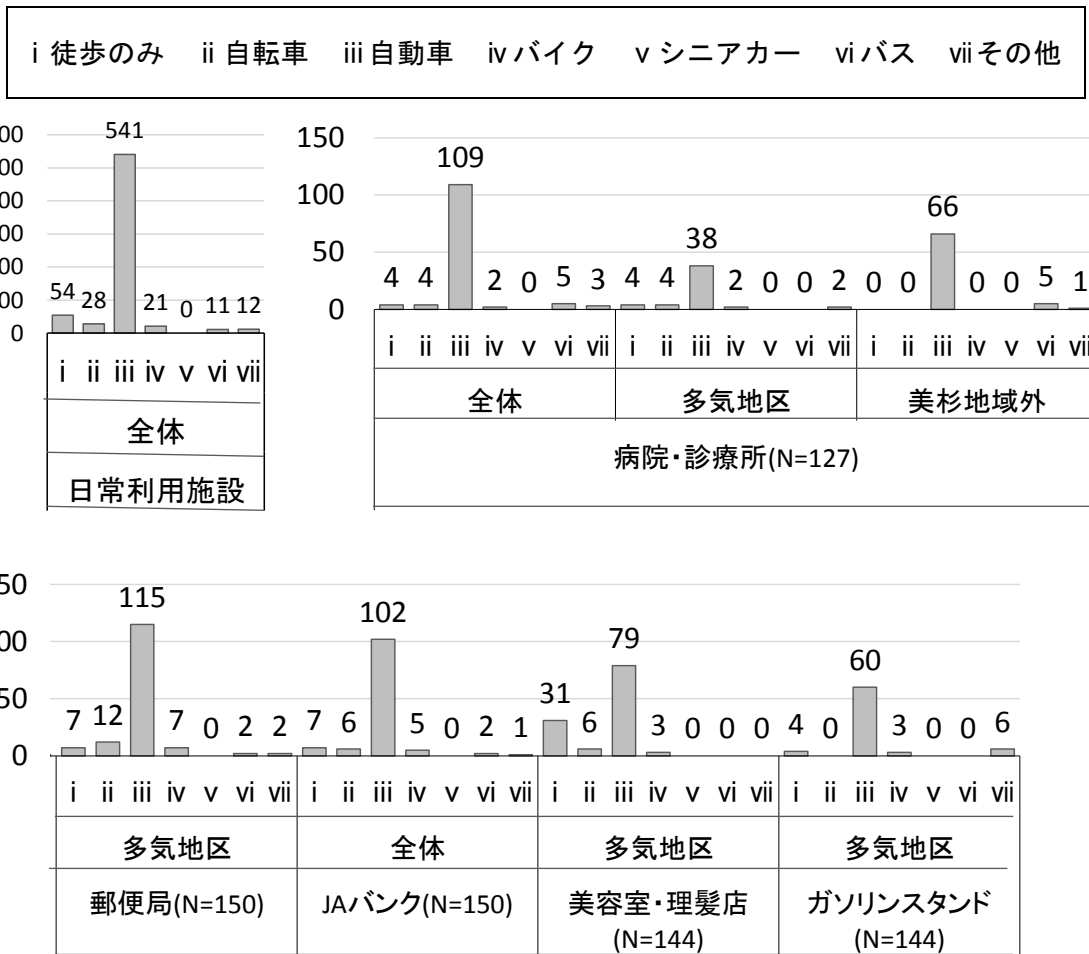


図 7-11 自宅と日常利用施設間の移動手段

### 7-7-3 自宅と地域内店舗間の移動距離

自宅と地域内店舗間の移動距離別にみた移動手段の傾向を図 7-12 に示す。移動距離に、9km 未満、12km 以上 14km 未満、16km 以上の三つのまとまりがあり、9km 以上 12km 未満、14km 以上 16km 未満の空白の区間がみられる。これらの空白区間は、多気地区内にある峠の前後で対象者の居住地分布が疎であるためである。移動距離 16km 以上のまとまりは、八知地区にある A コープ利用者の移動に相当する。

移動手段別の傾向を以下に示す。

- (1) 自動車の場合、移動距離にかかわらず移動手段として使用される割合が最も高い。
- (2) 徒歩の場合、移動距離が 1km 未満において割合が最も高く、移動距離が 3km を超えると徒歩による移動がみられない。
- (3) 自転車は移動距離が 1km を超えると現れ、6km 以上 7km 未満での割合が最も高い。
- (4) バイクによる移動は、移動距離が 4km を超えると現れ、移動距離 7km 以上 8km 未満での割合が最も高く、移動距離 20km 以上での利用もみられる。
- (5) バスは、移動距離が 3km 以上 4km 未満、5km 以上 7km 未満での利用がみられた。移動距離が 17km 以上 18km 未満に含まれるその他の回答はタクシーの利用である。

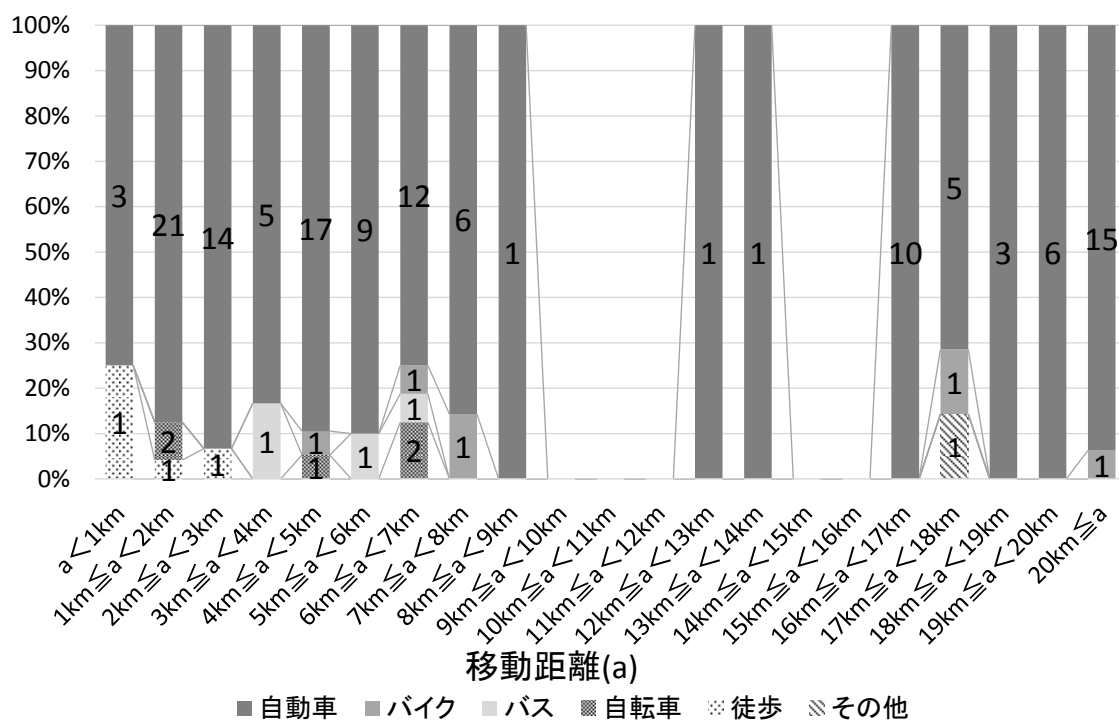


図 7-12 自宅と地域内店舗間の移動距離別にみた移動手段

#### 7-7-4 アンケート調査の自由回答

アンケート調査の自由回答の一覧を表 7-4 に示す。

商品の品揃えが悪いため商品が入手できない、身近に商店がない等、買い物の店舗に関する不満や不安を感じている回答者は 4 名みられる（回答者：No.143 [40～49 歳・男性]、No.172 [50～59 歳・男性]、No.16 [65～74 歳・女性]、No.71 [65～74 歳・女性]）。

回答者のうち 6 名は、自宅から病院までの移動距離に対する不安、家族や知人に援助がなければ行くことができないなどの意見を回答している（回答者：No.4 [65～74 歳・女性]、No.58 [50～59 歳・女性]、No.55 [75～84 歳・男性]、No.142 [75～84 歳・女性]、No.22 [85～89 歳・女性]、No.34 [85～89 歳・女性]）。

移動手段については、9 名の回答者が不安を感じており、自由記入欄回答者の過半数を占める（回答者：No.143 [40～49 歳・男性]、No.85 [50～59 歳・女性]、No.58 [50～59 歳・女性]、No.99 [60～64 歳・女性]、No.71 [65～74 歳・女性]、No.157 [65～74 歳・男性]、No.32 [75～84 歳・女性]、No.55 [75～84 歳・男性]、No.149 [75～84 歳・男性]）。

3 名の回答者は、将来、自動車を運転することができなくなることに対する不安を感じている（回答者：No.85 [50～59 歳・女性]、No.32 [75～84 歳・女性] と No.149 [75 歳～84 歳・女性]）。

2 名の回答者は、家族や知人に生活の手助けをしてもらっており、1 人では生活していくことが困難であるなどの回答がみられる（回答者：No.22 [85～89 歳・女性] と No.34 [85～89 歳・女性]）。

3名の回答者においては移動販売や宅配の利用に関する記入がみられ、対象地域に立地する商店による移動販売や宅配に対する安心感があると考えられる（回答者：No.22 [85～89歳・女性]、No.99 [60～64歳・女性]、No.157 [65～74歳・男性]）。

表 7-4 アンケート自由回答欄の記述内容<sup>注7-7)</sup>

no.	年齢	性別	自由回答の内容
4	65～74歳	女性	空家が多く、町から来てしばらくは生活してみえますが買い物、病院が遠いのでまた町へ戻られます。
16	65～74歳	女性	子どもの所へ手伝いに行ったり、多気地区に住む父(90才)の世話(まだ元気で、田や畑をしています。)に行ったりして忙しくしております。だんだんしんどい思いをしています。今の所元気です。おそうぎの店が近くにあると便利なのですが・・・。
22	85～89歳	女性	私は月に一度、病院に行ってもらう時に生活の日用品、魚肉・調味料は、買ってきます。家の所まで魚屋さんも来てもらいます。その時は買います。病院は人に頼んで行きます。
32	75～84歳	女性	今自動車に乗っていますが乗れなくなったらどうしようと、不安でいっぱいです。
34	85～89歳	女性	足が不自由で、外出は一人ではできない。家族がいるから、買い物、病院への通院をしてもらえるので良いが、一人暮らしなら生活できない。(調理等もできない。)
55	75～84歳	男性	核家族化しているので田舎では老人だけが残ってしまい、バス等の公共の乗り場まで遠い場合、高齢で自動車に乗れなくなると病院へも買い物にも行けなくなる事が心配である。そうゆう人たちの輸送手段を今からしっかり考えていく必要があると思います。
58	50～59歳	女性	同居する母が通院するため、仕事を休みます、救急車で松阪病院に世話になり、松阪まで行っています。自分で行けるよう、直通バスなり、タクシー補助金なり、あれば助かります。また近い病院に世話になればと思います。
71	65～74歳	女性	近くにスーパーなどあれば便利だと思います。車にも乗れない人には不便だらけです。
85	50～59歳	女性	買い物は外へ行った時、まとめ買いをします。車が運転できるまで！
99	60～64歳	女性	今は元気にして、自動車を利用しての移動ですが、年齢を重ねて移動できなくなった時の事を思うと宅配は助かります。コブのような宅配があれば、美杉地域内を利用したいと思います。
115	65～74歳	女性	とても不便な町になりました。
142	75～84歳	女性	本人が認知症のため、家族が買い物、病院すべて、生活の支援をしている。本人のみの外出は、なしです。
143	40～49歳	男性	買物環境は安くて良いものが入手困難です。また、商品の選択肢が少なく本意でないものを購入せざるをえない。野菜、魚など体に良い食品にはめぐまれています。インターネットの利用上のトラブルが不安で正確な知識など業者なしでは大変不便です。コンビニまで20kmで車など必要になり、自分では行けません。利用できるサービスはありますが・・・。
149	75～84歳	男性	夫婦とも80歳を超えているが、比較的健康的である。自動車の運転が不可能となった場合を考えると不安。
157	65～74歳	男性	買い物に出るにも車が足です。年老いていくので心配です、運転が。購買者などが来て下さると一番嬉しいです。
172	50～59歳	男性	道の駅美杉の野菜は鮮度、価格、味ともによいが、入荷量がまちまちで商品がほとんどない日もあるのが残念です。その他のお店も鮮度、価格が悪く買い物する気になれません。どこのお店も人が少なく活気がないので、設備の良い道の駅に、集約し便利にすることで、その他の地域に買い物に行く必要がなくなると思う。



全体の傾向として、自動車に依存した生活であること、家族や近隣の支援で生活していること、高齢により運転に対する不安があること、があげられる。現在の地域施設の立地環境に対して、通院の問題、生活必需品などの品揃え、運転ができなくなった場合の移動手段、親族や近隣の支援の現状維持に関する不安を抱えている。これらは、近い将来、自立的な日常生活が困難な人が増加する可能性を強く示唆するものである。

#### 7-8 買い物行動及び外出行動と地域施設の立地状況の関係に関する考察

八知地区は、他の地区に比べて、医療・福祉施設、物販施設、飲食・娯楽施設の件数が多く、施設原単位の値が高い。その要因として、八知地区が周辺的美杉地域から津市中心市街地までの通過経路に立地していることが考えられる。しかし、生活必需品を購入できる地域内店舗のうち最も利用される割合が高いのは、多気地区内に立地する JA であり、日常的な買い物は八知地区よりも居住地区である多気地区で行っていると考えられる。

美杉地域の医療・福祉施設の施設原単位 [高] は、八知地区以外的美杉地域で 1.0 未満である。また、多気地区に居住する対象者の半数以上が美杉地域外の病院や診療所を利用している。これらは、美杉地域内の医療環境は不十分であることを示唆している。

多気地区は、物販施設の施設原単位の値が最も高く、魚や肉などの生鮮食品を美杉地域内で購入する傾向がみられることから、多気地区は、他の地区に比べて食料品の買い物環境が相対的に整っていると考えられる。

日常利用施設について、居住地区である多気地区内に立地している郵便局を利用する割合が高いのは、郵便局は各地区に 1 件ずつ立地しており、サービスが均一であるため競争原理が働きにくいとためと考えられる。

杖を使用する回答者のうち、地域内店舗および日常利用施設の利用時に徒歩のみで移動するのは 1 名（美容院・理髪店利用時のみ）である。杖の使用者は、徒歩による外出が困難な身体能力であるとともに、杖を用いて歩いて外出できる移動環境が整っていない可能性がある。

#### 7-9 まとめ

本章によって得られた結果をまとめると以下の通りである。

- 1) 八知地区は、他の地区に比べて、医療・福祉施設、物販施設、飲食・娯楽施設の件数が多く、施設原単位の値が高い。要因として、八知地区が周辺的美杉地域から津市中心市街地までの通過経路に立地していることが考えられる。しかし、生活必需品を購入できる地域内店舗のうち調査対象者が最も利用する割合が高いのは、多気地区内に立地する JA であり、日常的な買い物は八知地区よりも居住地区である多気地区で行っていると考えられる。
- 2) 美杉地域の医療・福祉施設の施設原単位 [高] は、八知地区以外的美杉地域で 1.0 未満である。また、多気地区に居住する対象者の半数以上が美杉地域外の病院や診療所を利用しており、美杉地域内の医療環境は不十分であることを示唆している。
- 3) 多気地区は、物販施設の施設原単位が最も高く、他の地区に比べて食料品の買い物環境は整っており、魚や肉などの生鮮食品を美杉地域内で購入する傾向がみられる。米や野菜は対象地区において自家栽培し近所の人と授受する習慣があり、頻繁に購入す

る必要がないことが要因として考えられる。しかし、日用品や一般用医薬品、下着や靴下は美杉地域外で購入する割合が高く、多気地区内の店舗で入手できる生活必需品だけでは、日常生活が充足されていない可能性がある。

- 4) 地域内店舗や日常利用施設を利用する際、対象者の約 8 割が自動車で移動しており、多気地区内の移動時も自動車を利用する傾向がみられる。特に、A コープへの自動車利用が 9 割を超えているのは、A コープが立地する八知地区と対象者の居住地区である多気地区の間に峠があることが要因として考えられる。
- 5) 日常利用施設について、居住地区である多気地区内に立地している郵便局を利用する割合が高いのは、郵便局は各地区に 1 件ずつ立地しており、サービスが均一であるため競争原理が働きにくいことが要因として考えられる。
- 6) 美容室・理髪店は、多気地区内の店舗を利用する割合が高く、徒歩や自転車による移動が他の日常利用施設に比べて割合が高い。
- 7) 多気地区内の外出行動は、移動距離にかかわらず自動車による移動が最も多く、徒歩による移動は 3km 未満、自転車による移動は 7km 未満である。
- 8) 対象地域の居住者は、自動車なしでは生活が困難な環境に置かれており、現在の地域施設等の立地環境に対して、通院の問題、生活必需品などの品揃え、運転ができなかった場合の移動手段、親族や近隣の支援の現状維持に関する不安を抱えている。
- 9) 対象地域に立地する商店による移動販売や宅配に対する安心感がある。

#### 7-10 過疎地における日常生活支援策の検討課題の抽出

本章で得られたデータの分析という限られた範囲であるが、日常生活支援策の検討課題として、以下の項目を抽出した。

- 1) 対象地域に立地する商店による移動販売や宅配に対する安心感がある傾向があり、今後、地域に根付いた商店による移動販売や宅配のサービスの向上とその存続について検討する必要がある。
- 2) 現状利用される割合が低い公共交通機関による移動手段について、さらに検証する必要がある。具体的には、コミュニティバスのほかに、スクールバスや患者運送バスに一般住民を乗せる取り組みなどを導入することがあげられる<sup>77)</sup>。
- 3) 杖を使用する回答者は、徒歩のみの移動が美容室・理容店利用時の 1 名のみであり、徒歩移動が困難であることが窺える。現状、杖使用者が依存する自動車による移動が不可能となった場合、自宅から地域施設や公共交通機関の乗り場までの移動手段の支援を検討しなければならない。
- 4) 経済産業省が掲げる「身近な場所に店を作る」対策が物理的に困難な環境の場合、安心感の高い現存の商店による移動販売などの「商品を届ける」サービスの向上などにより、日常生活の支援を補完させる必要があると考えられる。

## 注

- 注 7-1) 経済産業省における買い物弱者の定義は、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等で見られ始める。経済産業省では、その数を 600 万人程度と推定。」としている<sup>7-2)</sup>。(平成 24 年 8 月現在)
- 注 7-2) 無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」と厚生労働省により定義されている<sup>7-3)</sup>。
- 注 7-3) 美杉町多気地区居住者の生活圏は、多気地区内の大半の居住者が利用する多気地区内唯一のガソリンスタンド運営者に事前の聞き取り調査を行い、多気地区、八知地区、下之川地区、八幡地区の 4 地区を選定した。
- 注 7-4) 公共施設や勤務先とされる事務所の施設利用時に、買い物や通院などの寄り道行動をしている可能性があるため、本章では地域施設等の立地調査を実施している。
- 注 7-5) 地域施設等の分布の調査は 2013 年 9 月 23 日に実施したため、津市美杉総合センターおよびサークル K は地域施設等の件数から除外している。
- 注 7-6) 本研究における生活必需品は、「魚・肉」、「野菜」、「米」、しょうゆやみそ、塩、砂糖などの「調味料」、洗剤、トイレットペーパーなどの「日用品」、風邪薬、胃腸薬、目薬、絆創膏などの「一般用医療品」、「下着・くつ下」とする。
- 注 7-7) 明らかな誤字脱字は訂正しているが、自由記入欄に記入されているそのままの内容である。

## 参考文献

- 7-1) 総務省：過疎地域自立促進特別措置法の概要  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290499.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000290499.pdf) (参照 2015.1.8)
- 7-2) 経済産業省：買い物弱者対策支援について  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonoshien2010.html> (参照 2014.8.23)
- 7-3) 厚生労働省：用語の解説  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/76-16.html> (参照 2014.8.23)
- 7-4) 経済産業省：買い物弱者（買い物難民）応援マニュアル（第 2 版）、2011.5
- 7-5) 美杉総合支所：美杉だより、第 46 号、2014.2
- 7-6) 三重県の市町村合併  
<http://www.pref.mie.lg.jp/SHICHOS/HP/gappei/> (参照 2014.8.23)
- 7-7) 林 直樹、齊藤 晋：撤退の農村計画 過疎地域から始まる戦略的再編、学芸出版社、2010.8

## 第8章 結論

---

8-1 本研究の成果

8-2 地域施設が生活環境の安全・安心に寄与する要因

8-3 今後の課題



## 第8章 結論

### 8-1 本研究の成果

本研究では、安全・安心な生活環境を形成するために地域施設が担う役割を検証することを目的として、地域施設からの自然監視が防犯や犯罪不安の軽減に寄与する点、徒歩圏内に地域施設が立地することで日常生活を不便に感じることなく安心して過ごせる点に着目し、路上犯罪および犯罪不安と地域施設立地の関係性、地域施設利用時の日常生活の外出行動の実態を分析した。

以下に各章で明らかになったことをまとめる。

第1章では、日常生活を安全・安心に過ごすために地域施設が徒歩圏内に立地することの必要性と、地域施設に期待できる安全・安心の効果について述べた。

第2章では、都市計画者、建築計画者によって提唱された多様な空間構成や混在性の意義および地域施設混在の必要性を明らかにした。

第3章では、地域施設の自然監視機能としての効果を検証するための前段階として、統合予定の守口市立滝井小学校と守口市立春日小学校に通う児童の保護者を対象に、通学路の安全対策や犯罪不安に関する意識調査を実施するとともに、通学路に面する街路空間の実態調査を行った結果、以下のことを明らかにした。

- 1) 滝井小学校、春日小学校ともに、[集団登校][付き添い登校・見守り活動]というソフト面に対する保護者の安心感が高いが、注意喚起の看板に対する評価は、「どちらでもない」の回答割合が高い。通学路の安心感に寄与する安全対策は、ソフト面に対するニーズが高いことを示唆している。2校では見守り活動の内容が異なるため、統合後の運営方法の構築が急がれる。
- 2) [店舗や住宅からの見守り]がソフト対策に続いて保護者の安心感が高いのは、見守り活動などの積極的な参加を必要としない自然監視の見守り効果に対する期待が、評価の高さにつながっていると考えられる。
- 3) 滝井小学校では、低学年をもつ保護者ほど「犯罪不安箇所がある」と回答する割合が高く、春日小学校では、高学年をもつ保護者ほど、「犯罪不安箇所がない」と回答する割合が高い。
- 4) 旧市街地の入り組んだ道路、公園、高架下が、犯罪不安箇所として選択される傾向がみられる。
- 5) 「夜間暗い」「ひと気がない」という理由で選択された箇所は、旧市街地の道路、学校周辺の道路、公園、高架下である。公園を不安に感じる理由は、草木の生い茂りやパンダリズム行為、若者などのたむろがあげられている。細街路は、「不審者情報」を理由により不安を感じている。
- 6) 街灯がない道路や高架下など、明るさが確保されていない場所が犯罪不安箇所として

あげられているが、街灯や防犯カメラが設置されていても、「草木の生い茂り」や「パンドリズム行為」により犯罪不安を感じる箇所がある。

- 7) 細街路は、「不審者情報」、「ひと気がない」、「夜間暗い」を理由に犯罪不安を感じている。対象地の幅員が狭い細街路は、通り抜けを目的とした利用者が少ないことが犯罪不安を感じる理由につながっている可能性がある。
- 8) 地域施設が密集している商店街において犯罪不安の回答がないのは、地域施設や商店街による自然監視の効果が期待できることを示唆している。

第4章では、守口市および滝井小学校区、春日小学校区において発生した路上犯罪について、発生傾向および発生町域と犯罪不安箇所との関係性、発生町域と地域施設の立地との関係性について分析した結果、以下のことを明らかにした

- 1) 路上犯罪は、ひたたくりは平日に発生が集中しており、10代の被害者は少ない。守口市では19時から21時まで、対象校区では21時から22時までの帰宅時間帯に発生が集中する傾向がみられる。子ども被害情報は、平日の週明けと週末に発生する傾向がみられ、下校時間帯である16時から19時までに発生が集中する。事案別では公然わいせつが最も多い。
- 2) 守口市では、寝屋川市に隣接する町域で路上犯罪発生件数が多く、単位面積当たりの路上犯罪発生件数は、大阪市に隣接する町域で発生頻度が高い傾向がみられる。大阪市に隣接する町は面積が小さいことが発生頻度を高める要因となっている可能性がある。
- 3) 対象校区内の路上犯罪発生件数の傾向は、春日小学校が立地する町域（春日町）において、路上犯罪発生件数および単位面積当たりの路上犯罪発生件数が高い傾向がみられる。一方で、滝井小学校が立地する町域（文園町）においては、子ども被害情報の発生がない。滝井小学校では、下校時に地域のボランティアが正門まで出向き児童と付き添い下校をする活動が、子ども被害情報の発生を抑止している可能性がある。
- 4) 対象校区内において、路上犯罪の発生件数が多い町域ほど犯罪不安箇所が具体的に地図上に記されるのに対し、発生件数が少ない町域では、犯罪不安箇所として指摘される囲みが大きく、かつ、重なりが少ない。
- 5) 公園は犯罪不安が集中する場所であるが、公園は実際に発生する路上犯罪と犯罪不安が一致していないことがある。
- 6) 地域施設が密集して分布する町域では路上犯罪発生件数が少ない傾向がみられるが、地域施設の分布が疎である町域で路上犯罪発生がない町域もあり、地域施設の立地では、路上犯罪の発生と地域施設との関係性をみいだすことは困難であった。

第5章では、通学路に面する建物の用途や街路からの建物内部の見通しの調査を行い、犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を、分布図や線密度を基に定性的分析を行った結果、以下のことを明らかにした。

- 1) 滝井小学校区と春日小学校区の通学路に面する建物の用途は、両校区ともに住宅・マンションが最も多く、次いで駐車場・空き地、物販施設である。
- 2) 建物内部の見通しについて、両校ともに「見えない—窓・ドア不透明」の項目が最も

割合が高い。

- 3) 両学校区とも「見通しがよい」建物の割合が最も高い項目は「物販施設」である。
- 4) 公園は犯罪不安が集中する傾向がみられるが、周囲からの見通しがよい公園は、犯罪不安箇所として指摘されていない。
- 5) 建物内部の見通しがよい商店街や繁華街があるエリアで犯罪不安の指摘がないのは、店舗や商店街による自然監視の効果が期待できる可能性を示唆している。
- 6) 見通しがよい建物と見通しが悪い建物の線密度がともに高いエリアにおいて犯罪不安の指摘がないことは、見通しがよい建物と見通しが悪い建物が混在していることが、犯罪不安の軽減に寄与する可能性を示している。
- 7) 建物の用途からみた分布と犯罪不安箇所については、住宅・マンションが密集する入り組んだ街路上に犯罪不安を感じる傾向がみられるが、区画整理された街路上では、住宅・マンションが密集する場所でも犯罪不安が指摘されていない。
- 8) 見通しがよい建物の線密度が 2.0 以上の街路では犯罪不安の指摘がない。

第 6 章では、高齢化の進む大阪市旭区を対象に、外出時の移動手段となる公共交通機関の利用圏域を調査し、利用圏域外の地域施設の分布を分析した。次いで、日常生活に不便を感じている可能性のある人々の外出行動の実態について調査し、地域施設が取り組む生活支援活動を踏まえ、ソフト面・ハード面の双方からみた地域施設立地のあり方について考察した。その結果、以下のことを明らかにした。

- 1) 旭区は、公共交通機関は整備されている環境であるが、淀川沿いの地域は公共交通機関の利用圏域外となる傾向がみられる。さらに、赤バス廃止などの影響により、淀川沿いにおいて利用圏域外のエリアが拡大する。
- 2) 旭区の淀川沿いに位置する太子橋地区周辺は、(1)の交通条件の悪化に加えて、地域施設分布は疎であることから、太子橋地区の居住者は日常生活に不便を感じる可能性がある。
- 3) 子育て世代は、妊娠中やベビーカーによる移動時に不便や不安を抱えている傾向がみられるが、移動手段や利用する地域施設の選択肢が多いため、深刻な問題を抱える回答者はみられない。
- 4) 子育て世代の地域施設の利用は、買い物ができる物販施設のほかに、公園や生活支援サービスを受けられる施設が中心で、外出先で子どもと安心して滞在できる地域施設を利用する傾向がみられる。
- 5) 対象地区に居住する高齢者は、加齢や病気、けがの影響により外出行動の選択肢が少なく、介護支援や生活支援サービスを併用しなければ地域施設の利用ができない人々が存在する。
- 6) 地域施設の利用には寄り道行動があるが、高架下の利用など交通条件による回り道行動がみられる。
- 7) 身体の負担が少ないという理由で自転車を移動手段として利用する高齢者がみられるが、加齢や突然の怪我によって、自転車での外出が困難になる不安を抱えている。
- 8) 高齢者の徒歩による移動距離は、2,000m 以内が 9 割を超えるため、それぞれの自宅から 1,000m 圏内に日常的に利用する地域施設が立地することが望ましいといえる。

それが困難な場合は宅配サービスや生活支援活動など、ソフト対策による支援が必要である。

- 9) 自宅から近いという理由により高齢者のコンビニ利用がみられる。コンビニは営利を目的とした交通量や商圈調査をもとに出店するが、日常生活に不便を感じる地域への出店を評価軸に入れることで、コンビニが地域貢献としての地域施設となる可能性がある。

第7章では、過疎地である三重県津市美杉地域を対象に、日常的に利用する地域施設等の立地状況の分布調査と住民の日常生活の外出行動の関係を明らかにするためのアンケート調査を行った。その結果、過疎地における地域施設のあり方について以下のことを明らかにした。

- 1) 八知地区は、他の地区に比べて、医療・福祉施設、物販施設、飲食・娯楽施設の件数が多く、施設原単位の値が高い。要因として、八知地区が周辺的美杉地域から津市中心市街地までの通過経路に立地していることが考えられる。しかし、生活必需品を購入できる地域内店舗のうち調査対象者が最も利用する割合が高いのは、多気地区内に立地するJAであり、日常的な買い物は八知地区よりも居住地区である多気地区で行っていると考えられる。
- 2) 美杉地域の医療・福祉施設の施設原単位〔高〕は、八知地区以外的美杉地域で1.0未満である。また、多気地区に居住する対象者の半数以上が美杉地域外の病院や診療所を利用しており、美杉地域内の医療環境は不十分であることを示唆している。
- 3) 多気地区は、物販施設の施設原単位が最も高く、他の地区に比べて食料品の買い物環境は整っており、魚や肉などの生鮮食品を美杉地域内で購入する傾向がみられる。米や野菜は対象地区において自家栽培し近所の人と授受する習慣があり、頻繁に購入する必要がないことが要因として考えられる。しかし、日用品や一般用医薬品、下着や靴下は美杉地域外で購入する割合が高く、多気地区内の店舗で入手できる生活必需品だけでは、日常生活が充足されていない可能性がある。
- 4) 地域内店舗や日常利用施設を利用する際、対象者の約8割が自動車で移動しており、多気地区内の移動時も自動車を利用する傾向がみられる。特に、Aコープへの自動車利用が9割を超えているのは、Aコープが立地する八知地区と対象者の居住地区である多気地区の間に峠があることが要因として考えられる。
- 5) 日常利用施設について、居住地区である多気地区内に立地している郵便局を利用する割合が高いのは、郵便局は各地区に1件ずつ立地しており、サービスが均一であるため競争原理が働きにくいことが要因として考えられる。
- 6) 美容室・理髪店は、多気地区内の店舗を利用する割合が高く、徒歩や自転車による移動が他の日常利用施設に比べて割合が高い。
- 7) 多気地区内の外出行動は、移動距離にかかわらず自動車による移動が最も多く、徒歩による移動は3km未満、自転車による移動は7km未満である。
- 8) 対象地域の居住者は、自動車なしでは生活が困難な環境に置かれており、現在の地域施設等の立地環境に対して、通院の問題、生活必需品などの品揃え、運転ができなっ

- た場合の移動手段、親族や近隣の支援の現状維持に関する不安を抱えている。
- 9) 対象地域に立地する商店による移動販売や宅配に対する安心感がある。

## 8-2 地域施設が生活環境の安全・安心に寄与する要因

### (1) 建物の用途の混在性

住宅・マンションが連続して密集する街路に犯罪不安が集中する点、地域施設が混在する商店街において犯罪不安の指摘がない点、見通しがよい建物と見通しが悪い建物が混在している街路に犯罪不安の指摘がない点をふまえると、建物の用途が混在していることが、犯罪不安の軽減につながっていると考えられる。

しかし、住宅・マンションが密集していても犯罪不安の指摘がない街路があるため、地域施設の混在以外の他の要素が犯罪不安の軽減につながっている可能性がある。その要素のひとつとして、区画整理された街路形状があげられることから、街路形状や幅員などの要素を視野に入れた地域施設の立地計画を検討する必要がある。

地域施設が住宅地内に混在して立地することで、地域施設の経営者や利用者による人の気配や人通りが生じ、犯罪不安箇所として指摘される理由の「ひと気がない」ことに対する不安を軽減する可能性がある。

### (2) 街路から建物内部の見通しがよい地域施設の立地

物販施設やサービス施設などの地域施設は、街路からの建物内部の見通しがよい建物の割合が高く、それらが立地する街路では犯罪不安の指摘がない。見通しがよい地域施設の建物内部からの照明による明るさは、犯罪不安箇所として指摘される理由の「夜間暗い」の対策として犯罪不安の軽減に効果があると考えられる。しかし、照明による照度の確保については、地域施設の利用時間などが影響するため、地域施設の混在と同時に地域施設の利用時間の混在も検討する必要がある。

路上犯罪の抑止効果として地域施設が機能を果たす場合、路上犯罪が発生する時間帯である児童の下校時間（16時～19時）や帰宅時間（19時～22時）に利用頻度が高い地域施設を立地させることが、犯罪抑止につながる可能性がある。

特に、住宅と一体化し経営者が居住している地域施設については、利用時間外においても人の気配が感じられる、街路で異常があった場合にすぐに対応できるなどの見守りの役割を果たし、路上犯罪や犯罪不安を軽減する効果がより期待できる。

### (3) 徒歩圏内の地域施設の立地

徒歩圏内に地域施設が適正に配置された環境は、日常生活を不便に感じることなく過ごせるだけでなく、積極的な徒歩移動を促すことにもつながり、健康維持という視点からも生活の質の向上につながると考えられる。買い物弱者と呼ばれる人々の徒歩による往復の移動距離は2～3kmが限度であり、往復を考えると、日常的に利用する地域施設は、自宅から最大1.5km圏内に立地することが望ましい。しかし現状では、徒歩圏内に地域施設が充足されている環境が整っていない地域があり、そこに居住する人々は、自動車による移動や近隣や親族に依存する生活をしていることが明らかになった。また、新住宅市街地開



発法により、地域施設の立地が制限されている地域においては、居住者のニーズに合わせた環境整備の手法を探る必要性がある。

#### (4) 地域施設による生活支援サービス

子育て世代は、子どもと安心して滞在できる地域施設を利用する傾向があり、生活支援サービスを受けられる機能を持った地域施設が求められているといえる。高齢者は、疾患や体力の衰えにより、介護支援や生活支援サービスを併用しなければ地域施設を利用できない場合があることから、地域施設による移動販売、宅配サービス、介護支援サービスなどの運営を展開する必要性があると考えられる。また、顔馴染みの地域施設による移動販売や宅配サービスに対して安心を感じる傾向にあるため、地域に根付いた地域施設において、生活支援サービスを付加価値として運営することが日常生活の安心の役割を果たすことにつながると考えられる。

### 8-3 今後の課題

本研究における今後の課題について以下に挙げる。

- 1) 通学路の安全・安心に関するアンケート調査において、本来の目的は通学路における犯罪不安箇所を調査することであったため、「校区内の通学路」が対象であることをアンケート調査の依頼状および設問ごとに明記していた。その趣旨にそって全員が回答すれば、犯罪不安の指摘範囲は通学路上のみであり、通学路以外の部分は指摘されないはずであるが、実際には通学路以外にも記入があった。そのため、通学路以外の部分の空白が必ずしも犯罪不安がないことにはならず、犯罪不安を生じる要因の明快な分析が困難であった。この点は補足調査で今後明らかにする必要がある。
- 2) 本研究では、通学児童に対して保護者が感じる犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を説明する要因を抽出するために、まず、分布図や線密度を基に定性的分析を行った。その結果、犯罪不安に影響する可能性がある要因として、街路の形状と建物内部の見通しがよい地域施設の線密度が抽出された。これらの要因を説明変数にして犯罪不安を数量化できる可能性がある。犯罪不安の定量的な把握については、今後の課題である。
- 3) 路上犯罪の住所の情報が町丁までであるため、路上犯罪の発生場所がより具体的に示されているデータを収集することで、関係性を明確にできる可能性がある。そのため、それらのデータ収集および分析が、今後の課題である。
- 4) 本研究において、地域施設が自然監視性機能の役割を果たし、日常生活の安心に寄与することを明らかにしたが、今後の課題としては、地域施設を適正に配置する条件や街路に対する開口の度合いなどの具体的な提案につなげることがあげられる。

謝辭 研究業績

---

## 謝辞

本研究は、筆者が日ごろから抱いていた「街角にある商店の有効活用」という問題意識から視野を広げ取り組んだテーマである。

本研究を進めるにあたり、大阪工業大学 吉村英祐教授には、研究の奥深さ、緻密さを懇切丁寧にご指導いただき、十分な研究環境を整えていただきました。また、挫折しそうなときも親身になって支えていただき、常に研究に取り組む指針を与えてくださいました。感謝の念に堪えません。大阪大学 柏原士郎名誉教授は、私の些細な興味が研究として発展するよう導いていただき、教育・研究の志を教えてくださいました。摂南大学 木多彩子教授、京都市住宅供給公社 生川慶一郎氏には、調査手法やまとめにおいて貴重なご意見をいただきました。大阪工業大学 岡山敏哉教授、大阪工業大学 福原和則教授には、審査を通じて、的確なご指導と今後の研究の発展につながる示唆に富んだご助言をいただきました。ここに謹んで感謝の意を表します。

また、研究室において博士後期課程が筆者1名の環境の中、ドクターゼミにご参加いただいた大阪工業大学非常勤講師 小嶋和平先生、京都住宅供給公社 河野学氏、昭和設計 久家一哲氏、阪田設計工房 阪田晴宏氏、自立支援センターたかつき 中島佐智子氏、大手前短期大学 藤本幹也准教授、森建築設計室 森ゆかり氏、石巻市復興事業部 森裕史氏、鉄道総合技術研究所 山本昌和氏、大阪大学 吉岡聡司准教授の皆様からは、他分野の視点から大変参考になる資料やアドバイスをいただきました。博士後期課程1年目、武庫川女子大学の助手業務をしていた際、武庫川女子大学 岩田章吾教授には、研究の志を深くご理解いただき、いつも暖かく応援していただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

通学路の現地調査および旭区のヒアリング調査では、当時大阪工業大学学生竹本亮太・宗像一樹・荒木麻利佳・光明幹の各氏に、三重県津市美杉町の調査では松山泰大・海谷利樹・小室瞳の各氏に、そして研究室の学部生一同に大変ご尽力いただきました。心より感謝しております。また、本研究の一部には、吉村研究室での修士論文および卒業論文の研究成果が用いられています。重ねて御礼申し上げます。

そして、本調査の貴重なデータの基となりました通学路のアンケート調査では、守口市教育委員会、守口市立滝井小学校および守口市立春日小学校の学校関係者、そしてご回答いただいた2校に通う児童の保護者の協力を得ました。旭区のヒアリング調査では、特定非営利活動法人フェリスモンテ、大阪市旭区社会福祉協議会、NPO 法人太子橋生活サポートゆるりん堂、そしてご回答いただいた方々にご協力いただきました。三重県津市美杉町のアンケート調査では、「コスモ石油下多気 SS(株)前田組」の皆様と住民の皆様のご協力を得ました。深く感謝の意を表します。

最後に、常に励まし応援してくれた友人一同に、そして、筆者の生き方を理解し影で見守り支えて続けてくれた家族に、心から感謝の意を捧げます。

2014年12月 出口寛子

## 研究業績

### 1 査読付き学術論文

1. 出口寛子、吉村英祐：小学校の通学路に面する建物の分布と街路の特性が通学児童に対する保護者の犯罪不安に与える影響、日本建築学会計画系論文集、第 709 号、(2015 年 3 月号掲載決定)
2. 出口寛子、吉村英祐：高齢化率の高い過疎地における住民の外出行動調査に基づく買い物弱者の日常生活支援策の検討課題の抽出、日本建築学会計画系論文集、第 711 号、(2015 年 5 月号掲載決定)
3. 出口寛子、吉村英祐：通学中の児童に対する保護者の犯罪不安と通学路に面する建物の用途および街路からの建物内部の見通しとの関係性について ―安全・安心な小学校通学路の計画に関する研究 その 3―、日本建築学会地域施設計画研究、32、pp.185-190、2014 年 7 月
4. 出口寛子、吉村英祐：小学校区における通学児童への交通安全対策と防犯対策に関する見守り活動参加者の意識調査 ―安全・安心な小学校通学路の計画に関する研究 その 4―、日本建築学会地域施設計画研究、32、pp.191-196、2014 年 7 月
5. 出口寛子、吉村英祐、木多彩子、生川慶一郎：小学校区における通学児童の交通面の不安と交通安全対策の効果に関する保護者の意識調査 安全・安心な小学校通学路の計画に関する研究 その 1、日本建築学会地域施設計画研究、31、pp.207-214、2013 年 7 月
6. 出口寛子、吉村英祐、木多彩子、生川慶一郎：小学校区における通学児童への犯罪不安と防犯対策の効果に関する保護者の意識調査 安全・安心な小学校通学路の計画に関する研究 その 2、日本建築学会地域施設計画研究、31、pp.215-220、2013 年 7 月
7. 生川慶一郎、出口寛子、水野優子、大島祥子、加茂みどり、森ゆかり：計画的集住環境における屋外空間に関する居住者の意識調査（その 1） ―大規模団地における日常利用を対象として―、日本建築学会地域施設計画研究、30、pp.47-52、2012 年 7 月
8. 出口寛子、生川慶一郎、水野優子、大島祥子、加茂みどり、森ゆかり：計画的集住環境における屋外空間に関する居住者の意識調査（その 2） ―大規模団地における犯罪不安を対象として―、日本建築学会地域施設計画研究、30、pp.53-60、2012 年 7 月

### 2 口頭発表

1. 小室瞳、出口寛子、吉村英祐：通学路に面する建物が通学児童の保護者に与える犯罪不安への影響について その 1 建物の用途と犯罪不安箇所の関係性からの分析、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.663-664、2014 年 9 月
2. 出口寛子、吉村英祐、小室瞳：通学路に面する建物が通学児童の保護者に与える犯罪不安への影響について その 2 街路からの建物内部の見通しからの分析、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.665-666、2014 年 9 月

3. 出口寛子、吉村英祐、小室瞳、海谷利樹：通学路に面する建物内部の街路からの見通しと街路犯罪の不安との関係性について、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 54 号、pp.165-168、2014 年 6 月
4. 小室瞳、吉村英祐、出口寛子、海谷利樹：小学校区における見守り活動参加者が指摘する犯罪不安箇所と路上犯罪発生箇所の関係性について、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 54 号、pp.169-172、2014 年 6 月
5. 海谷利樹、吉村英祐、出口寛子、小室瞳：山間部の過疎地における高齢者の外出行動調査に基づく生活支援策の検討 ―三重県津市美杉町を対象として―、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 54 号、pp.233-236、2014 年 6 月
6. 吉村英祐、出口寛子、木多彩子、生川慶一郎：公立小学校区内における通学時の児童に対する犯罪不安と防犯対策の効果に対する保護者の意識調査 その 1、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.373-374、2013 年 8 月
7. 出口寛子、吉村英祐、木多彩子、生川慶一郎：公立小学校区内における通学時の児童に対する犯罪不安と防犯対策の効果に対する保護者の意識調査 その 2：日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.375-376、2013 年 8 月
8. 海谷利樹、出口寛子、吉村英祐、小室瞳：中心市街地における高齢者・子育て世代の外出行動調査 その 1 利用する地域施設と移動距離について、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.691-692、2013 年 8 月
9. 小室瞳、出口寛子、吉村英祐、海谷利樹：中心市街地における高齢者・子育て世代の外出行動調査 その 2 外出行動の事例分析、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.693-694、2013 年 8 月
10. 出口寛子、吉村英祐、木多彩子、生川慶一郎：通学路における防犯対策に対する評価と犯罪不安箇所の分析：統合予定の公立小学校に通学する児童の保護者を対象として、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 53 号、pp.69-72、2013 年 6 月
11. 森ゆかり、出口寛子、吉村英祐、竹本亮太：中心市街地における地域施設の分布と外出行動からみた買い物環境の評価 旭区太子橋地区を対象として、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 53 号、pp.261-264、2013 年 6 月
12. 森ゆかり、生川慶一郎、出口寛子、水野優子、大島祥子、加茂みどり：大規模団地の居住者からみた「よく利用する場所」に関する屋外空間分析 ―団地再生の具体的方策に関する基礎的調査 その 1―、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.1343-1344、2012 年 9 月
13. 出口寛子、生川慶一郎、森ゆかり、水野優子、大島祥子、加茂みどり：大規模団地の居住者からみた「防犯上不安に感じる場所」に関する屋外空間分析 ―団地再生の具体的方策に関する基礎的調査 その 2―、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.1345-1346、2012 年 9 月
14. 水野優子、出口寛子、森ゆかり、生川慶一郎、大島祥子、加茂みどり：公的賃貸住宅団地における居住者の地域参加意識について ―団地マネジメントの視点から―、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.175-176、2012 年 9 月
15. 森ゆかり、生川慶一郎、出口寛子、水野優子、大島祥子、加茂みどり：大規模団地



の屋外空間における日常利用に関する居住者評価、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 52 号、pp.281-284、2012 年 6 月

16. 出口寛子、生川慶一郎、水野優子、大島祥子、加茂みどり、森ゆかり：大規模団地の屋外空間における犯罪不安に関する居住者評価、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 52 号、pp.81-84、2012 年 6 月
17. 水野優子、出口寛子、森ゆかり、生川慶一郎、大島祥子、加茂みどり：公的賃貸住宅団地における居住者の地域参加意識について ―団地マネジメントの視点から―、日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）、第 52 号、pp.453-456、2012 年 6 月

### 3 卒業論文・修士論文

1. 川松久美子、出口寛子、吉田恵利：浜甲子園団地中心地区再生提案、武庫川女子大学卒業論文、2004.3
2. 出口寛子：屋外空間の防犯にかかわる安全性・安心感に関する研究 ―既成市街地における屋外犯罪の抑制と計画的集住環境における犯罪不安の緩和に向けて―、武庫川女子大学大学院修士論文、2011.3

## 付 録

---

- 付録 1) 通学路の安全・安心に関するアンケート調査票：3章
- 付録 2) 通学路の安全資源の実態調査データ：3章
- 付録 3) 三重県津市美杉町のアンケート調査票：7章

## お子様の通学路の安全・安心に関するアンケート調査

平成 24 年 11 月  
調査主体：大阪工業大学大学院工学研究科・建築計画第 1 研究室(代表：吉村英祐)  
調査協力：守口市教育委員会

拝啓 皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、私どもは、守口市教育委員会の協力を得て、保護者の方を対象とした「お子様の通学路の安全・安心に関するアンケート調査」を実施させていただくことになりました。

安全・安心な通学路を確保するためにどうしたらよいか、みなさまが日ごろ感じておられることなどのご意見をうかがい、安全・安心な通学路を確保するための貴重な基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、調査結果は統計的に処理し、ご回答くださった個人が特定できないよう、慎重に取り扱います。また、記入済みのアンケート票や集計データの管理にも十分注意いたしますので、個人のプライバシーを優すことは決してございません。

お忙しい折、大変恐縮ではございますが、この調査の趣旨についてご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### ■調査方法について

調査対象：滝井小学校に通っている児童がおられる世帯

記入者：児童の保護者、またはそれに準ずる方

※わからないことがございましたら、お子様と相談しながらご回答ください。

回収方法：11月26日(月)までに担任の先生にご提出ください。

### ■調査結果について

調査の集計結果は、教育委員会を通して、みなさまにお知らせする予定です。

\*\*\*\*\*

※調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪工業大学大学院工学研究科・建築計画第 1 研究室 担当：出口寛子

所在地：〒535-8585 大阪市旭区大宮 5-16-1

TEL：06-6954-4223 FAX：06-6957-2132

※日時によっては、つながりにくい場合がございます。ご了承ください。

E-mail：d1d12201@st.oit.ac.jp

## 1. 校区内の通学路の交通安全の確保について、おうかがいします。

問1. 校区内の通学路について、お子様が交通事故にあうかもしれないなどの、交通面で不安を感じる場所はありますか。あてはまる番号に○を付けてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問2. 校区内の通学路について、お子様を交通事故などの危険から守るためには、どのようなもの(こと)があると安心ですか。下記の①～⑮それぞれの項目について、あてはまる番号に○を付けてください。

※お子様の通学路にあるもの(こと)については、その評価をしてください。お子様の通学路にないもの(こと)については、一般的な通学路を想定して評価をお答えください。

	非常に不安である	どちらかといえば不安である	どちらでもない・わからない	どちらかといえば安心である	非常に安心である
※記入例	1	2	3	4	5
① 集団登校	1	2	3	4	5
② 見守り隊(朝の付き添い登校)や放課後の声かけ隊などの活動	1	2	3	4	5
③ 歩道	1	2	3	4	5
④ ガードレール	1	2	3	4	5
⑤ スクールゾーン(登下校の時間帯に、車両を通行禁止にしたり速度を規制したりする区域)	1	2	3	4	5
⑥ 地下道(地下鉄の通路を含む)	1	2	3	4	5
⑦ 歩道橋(陸橋)	1	2	3	4	5
⑧ 信号	1	2	3	4	5
⑨ 横断歩道	1	2	3	4	5
⑩ 運転者に通学路であることを知らせる看板や表示	1	2	3	4	5
⑪ 街灯の明るさ	1	2	3	4	5
⑫ 交差点の見通しのよさ	1	2	3	4	5
⑬ 路上駐車や路上駐輪	1	2	3	4	5
⑭ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5
⑮ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5

## 2. 校区内の通学路の防犯対策について、おうかがいします。

- 問3. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかける等のこわい目にあうかもしれない、**防犯面で不安を感じる場所**はありますか。**あてはまる番号に○を付けてください。**

1. ある                      2. ない                      3. わからない

- 問4. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかけるなどのこわい目にあわないようにするには、どのようなもの(こと)があると安心ですか。下記の①～⑫それぞれの項目について、**あてはまる番号に○を付けてください。**

※お子様の通学路にあるもの(こと)については、その評価をしてください。お子様の通学路にないもの(こと)については、一般的な通学路を想定して評価をお答えください。

	非常に不安である	どちらかといえば不安である	どちらでもない・わからない	どちらかといえば安心である	非常に安心である
※記入例	1	2	3	4	5
① 集団登校	1	2	3	4	5
② 見守り隊(朝の付き添い登校)や放課後の声かけ隊などの活動	1	2	3	4	5
③ 店舗や住宅にいる人により、通学路が見守られている	1	2	3	4	5
④ いざという時に助けを求められる店舗や住宅 (「こども110番の家」も含む)	1	2	3	4	5
⑤ 「防犯パトロール中」と掲げた自転車や自動車	1	2	3	4	5
⑥ 「ちかん注意」「ひったくり注意」などの看板	1	2	3	4	5
⑦ 植栽の手入れ、道のそうじなどが行き届いている	1	2	3	4	5
⑧ 街灯の明るさ	1	2	3	4	5
⑨ 街頭に設置された防犯カメラ	1	2	3	4	5
⑩ 緊急時に警察に通報できたり、防犯カメラが作動したりする街灯(スーパー防犯灯)	1	2	3	4	5
⑪ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5
⑫ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5



### 3. アンケートにご回答くださった方ご自身についておうかがいします。

問5. 校区内の通学路の安全・安心のために、どのような見守り活動をされたことがありますか、または、現在も見守り活動をされていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

- |                                |
|--------------------------------|
| 1. 見守り隊(朝の付き添い登校)への参加          |
| 2. 放課後の声かけ隊への参加                |
| 3. 自宅や店舗に「こども110番の家」の旗をかかげる    |
| 4. 自転車や自動車などに「防犯パトロール中」などと表示する |
| 5. 自宅や店舗の中から、通学中の子どもを意識して見守る   |
| 6. 特に意識して登下校中のこどもを見守ったことがない    |
| 7. その他( )                      |

問6. 現在、滝井小学校に通われているお子様**全員**の、性別と学年をお答えください。

(配入例)

性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
学年	3 年生	年生	年生	年生	年生	年生

問7. 回答してくださった方の性別と現在の年齢をお答えください。

性別：

- |      |      |
|------|------|
| 1. 女 | 2. 男 |
|------|------|

年齢：

- |            |           |           |           |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 24歳以下   | 2. 25～29歳 | 3. 30～34歳 | 4. 35～39歳 | 5. 40～44歳  |
| 6. 45～49歳  | 7. 50～54歳 | 8. 55～59歳 | 9. 60～64歳 | 10. 65～69歳 |
| 11. 70～74歳 | 12. 75歳以上 |           |           |            |

問8. お住まいの居住地はどちらですか。

守口市

町

丁目

4. 最後に、校区内の安全・安心について、おうかがいします。  
右の地図もあわせてごらんください。

問9. ここでは、問1で「1. ある」にご回答された方におうかがいします。それ以外の方は、問10にお進みください。

問9の設問内容は、右の地図の右側に示しています。  
記入例を参考にしてお答えください。

問10. ここでは、問3で「1. ある」にご回答された方におうかがいします。それ以外の方は、これで終わりです。

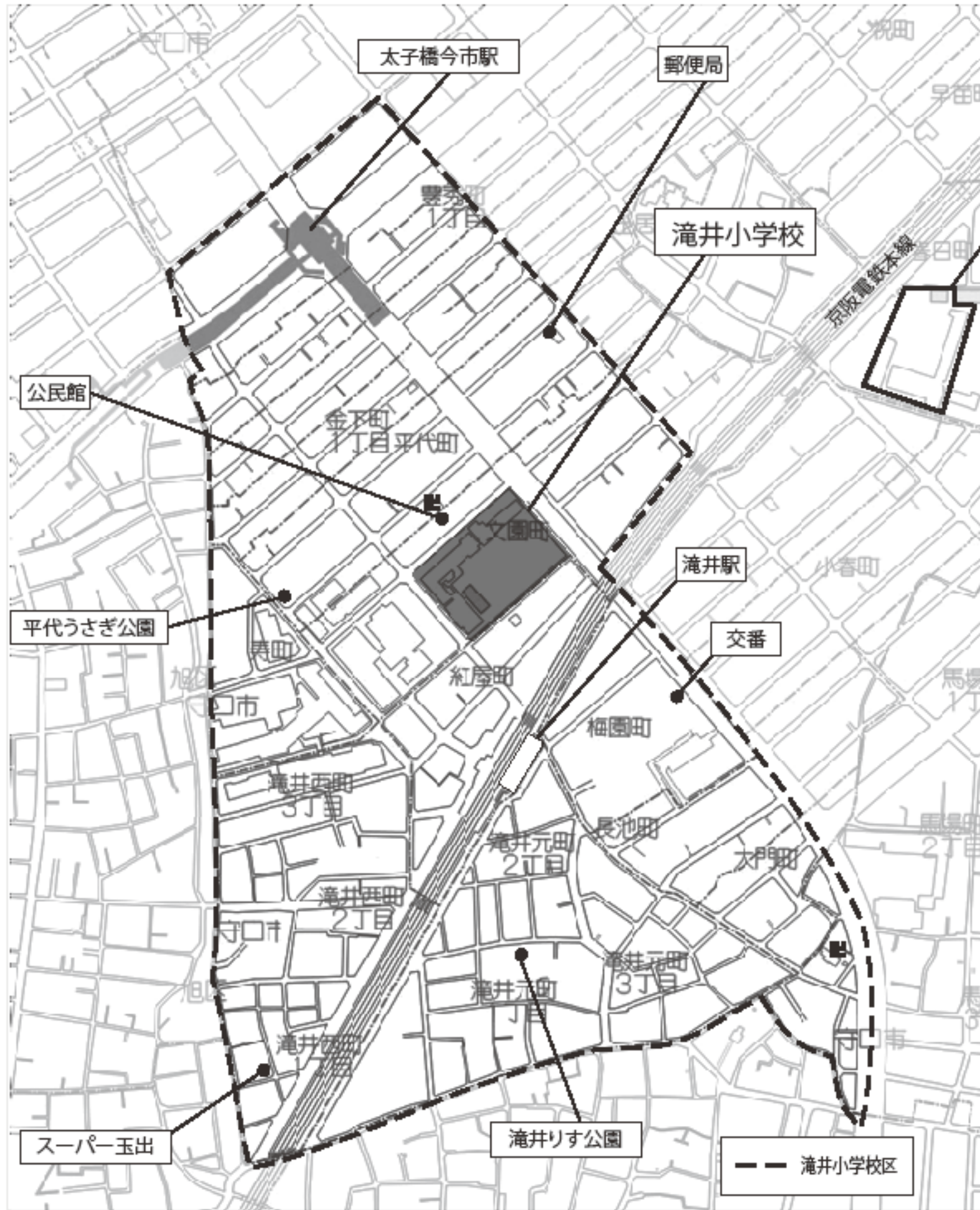
問10の設問内容は、右の地図の右側に示しています。  
記入例を参考にしてお答えください。

その他、何かご意見やご感想などありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートにご協力いただき、まことにありがとうございました。



この地図は問9、問10で使用します。



問9. 校区内で、お子様が交通事故にあうかもしれないなどの、交通面で不安を感じる場所はどこですか。下の地図の記入例のように、地図上に○で囲み、引き出し線などで(交)と記入してください。  
また、不安を感じる理由について、下の「交通面で不安を感じる理由」の選択肢の中から、あてはまる番号すべてを、地図上に書いた(交)の右横にご記入ください。

**地図記入例**

**「交通面で不安を感じる理由」の選択肢**

1. 車の交通量が多い	2. 自転車の交通量が多い
3. 歩道がない	4. 歩道はあるが狭い
5. 路上駐車が多い	6. 路上駐輪が多い
7. 信号がない	8. 横断歩道がない
9. 夜間暗い	10. 道路の見通しが悪い
11. 脇道などから車や自転車が急に飛び出してくる	
12. その他	

問10. 校区内で、お子様が不審者に声をかけられる、追いかける等のこわい目にあうかもしれないなどの、防犯面で不安を感じる場所はどこですか。下の地図記入例のように、地図上に○で囲み、引き出し線などで(犯)と記入してください。  
また、不安を感じる理由について、下の「防犯面で不安を感じる理由」の選択肢の中から、あてはまる番号すべてを、地図上に書いた(犯)の右横にご記入ください。

**地図記入例**

**「防犯面で不安を感じる理由」の選択肢**

1. ひと気がない	2. 不審者がいた、いたと聞いたことがある
3. 道路の見通しが悪い	4. 夜間暗い
5. 若者などがたむろしている	6. 道に不審な車が停まっている
7. らくがきがある、ごみが捨ててあるなど荒れている	
8. 草木の手入れが行き届いておらず生い茂っている	
9. その他	



## お子様の通学路の安全・安心に関するアンケート調査

平成 24 年 11 月  
調査主体：大阪工業大学大学院工学研究科・建築計画第 1 研究室(代表：吉村英祐)  
調査協力：守口市教育委員会

拝啓 皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、私どもは、守口市教育委員会の協力を得て、保護者の方を対象とした「お子様の通学路の安全・安心に関するアンケート調査」を実施させていただくことになりました。

安全・安心な通学路を確保するためにどうしたらよいか、みなさまが日ごろ感じておられることなどのご意見をうかがい、安全・安心な通学路を確保するための貴重な基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、調査結果は統計的に処理し、ご回答くださった個人が特定できないよう、慎重に取り扱います。また、記入済みのアンケート票や集計データの管理にも十分注意いたしますので、個人のプライバシーを侵すことは決してございません。

お忙しい折、大変恐縮ではございますが、この調査の趣旨についてご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### ■調査方法について

調査対象：春日小学校に通っている児童がおられる世帯

記入者：児童の保護者、またはそれに準ずる方

※わからないことがございましたら、お子様と相談しながらご回答ください。

回収方法：11月26日(月)までに担任の先生にご提出ください。

### ■調査結果について

調査の集計結果は、教育委員会を通して、みなさまにお知らせする予定です。

\*\*\*\*\*

※調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪工業大学大学院工学研究科・建築計画第 1 研究室 担当：出口寛子

所在地：〒535 - 8585 大阪市旭区大宮 5-16-1

TEL：06-6954-4223 FAX：06-6957-2132

※日時によっては、つながりにくい場合がございます。ご了承ください。

E-mail：d1d12201@st.oit.ac.jp

## 1. 校区内の通学路の交通安全の確保について、おうかがいします。

問1. 校区内の通学路について、お子様が交通事故にあうかもしれないなどの、交通面で不安を感じる場所はありますか。あてはまる番号に○を付けてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問2. 校区内の通学路について、お子様を交通事故などの危険から守るためには、どのようなもの(こと)があると安心ですか。下記の①～⑮それぞれの項目について、あてはまる番号に○を付けてください。

※お子様の通学路にあるもの(こと)については、その評価をしてください。お子様の通学路にないもの(こと)については、一般的な通学路を想定して評価をお答えください。

	非常に不安である	どちらかといえば不安である	どちらでもない・わからない	どちらかといえば安心である	非常に安心である
※記入例	1	2	3	4	5
① 集団登校	1	2	3	4	5
② 見守り隊(朝の付き添い登校)や放課後の声かけ隊などの活動	1	2	3	4	5
③ 歩道	1	2	3	4	5
④ ガードレール	1	2	3	4	5
⑤ スクールゾーン(登下校の時間帯に、車両を通行禁止にしたり速度を規制したりする区域)	1	2	3	4	5
⑥ 地下道(地下鉄の通路を含む)	1	2	3	4	5
⑦ 歩道橋(陸橋)	1	2	3	4	5
⑧ 信号	1	2	3	4	5
⑨ 横断歩道	1	2	3	4	5
⑩ 運転者に通学路であることを知らせる看板や表示	1	2	3	4	5
⑪ 街灯の明るさ	1	2	3	4	5
⑫ 交差点の見通しのよさ	1	2	3	4	5
⑬ 路上駐車や路上駐輪	1	2	3	4	5
⑭ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5
⑮ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5



## 2. 校区内の通学路の防犯対策について、おうかがいします。

- 問3. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかける等のこわい目にあうかもしれない、防犯面で不安に感じる場所はありますか。あてはまる番号に○を付けてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

- 問4. 校区内の通学路について、お子様が不審者に声をかけられる、追いかけるなどのこわい目にあわないようにするには、どのようなもの(こと)があると安心ですか。下記の①～⑫それぞれの項目について、あてはまる番号に○を付けてください。

※お子様の通学路にあるもの(こと)については、その評価をしてください。お子様の通学路にないもの(こと)については、一般的な通学路を想定して評価をお答えください。

	非常に不安である	どちらかといえば不安である	どちらでもない・わからない	どちらかといえば安心である	非常に安心である
※記入例	1	2	3	4	5
① 集団登校	1	2	3	4	5
② 見守り隊(朝の付き添い登校)や放課後の声かけ隊などの活動	1	2	3	4	5
③ 店舗や住宅にいる人により、通学路が見守られている	1	2	3	4	5
④ いざという時に助けを求められる店舗や住宅 (「こども110番の家」も含む)	1	2	3	4	5
⑤ 「防犯パトロール中」と掲げた自転車や自動車	1	2	3	4	5
⑥ 「ちかん注意」「ひったくり注意」などの看板	1	2	3	4	5
⑦ 植栽の手入れ、道のそうじなどが行き届いている	1	2	3	4	5
⑧ 街灯の明るさ	1	2	3	4	5
⑨ 街頭に設置された防犯カメラ	1	2	3	4	5
⑩ 緊急時に警察に通報できたり、防犯カメラが作動したりする街灯(スーパー防犯灯)	1	2	3	4	5
⑪ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5
⑫ 自由記入欄( )	1	2	3	4	5

### 3. アンケートにご回答くださった方ご自身についておうかがいします。

問5. 校区内の通学路の安全・安心のために、どのような見守り活動をされたことがありますか、または、現在も見守り活動をされていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

- |                                |
|--------------------------------|
| 1. 見守り隊(朝の付き添い登校)への参加          |
| 2. 放課後の声かけ隊への参加                |
| 3. 自宅や店舗に「こども110番の家」の旗をかかげる    |
| 4. 自転車や自動車などに「防犯パトロール中」などと表示する |
| 5. 自宅や店舗の中から、通学中の子どもを意識して見守る   |
| 6. 特に意識して登下校中のこどもを見守ったことがない    |
| 7. その他( )                      |

問6. 現在、春日小学校に通われているお子様**全員**の、性別と学年をお答えください。

(記入例)

性別	男・ <b>女</b>	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
学年	<b>3</b> 年生	年生	年生	年生	年生	年生

問7. 回答してくださった方の性別と現在の年齢をお答えください。

性別：

1. 女	2. 男
------	------

年齢：

- |            |           |           |           |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 24歳以下   | 2. 25～29歳 | 3. 30～34歳 | 4. 35～39歳 | 5. 40～44歳  |
| 6. 45～49歳  | 7. 50～54歳 | 8. 55～59歳 | 9. 60～64歳 | 10. 65～69歳 |
| 11. 70～74歳 | 12. 75歳以上 |           |           |            |

問8. お住まいの居住地はどちらですか。

守口市

町

丁目

4. 最後に、校区内の安全・安心について、おうかがいします。  
右の地図もあわせてごらんください。

問9. ここでは、問1で「1. ある」にご回答された方におうかがいします。それ以外の  
方は、問10にお進みください。

問9の設問内容は、右の地図の右側に示しています。  
記入例を参考にしてお答えください。

問10. ここでは、問3で「1. ある」にご回答された方におうかがいします。それ以外の  
方は、これで終わりです。

問10の設問内容は、右の地図の右側に示しています。  
記入例を参考にしてお答えください。

その他、何かご意見やご感想などありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートにご協力いただき、まことにありがとうございました。



この地図は問9、問10で使します。



問9. 校区内で、お子様が交通事故にあうかもしれないなどの、交通面で不安を感じる場所はどこですか。下の地図の記入例のように、地図上に○で囲み、引き出し線などで(交)と記入してください。

また、不安を感じる理由について、下の「交通面で不安を感じる理由」の選択肢の中から、あてはまる番号すべてを、地図上に書いた(交)の右横にご記入ください。

地図記入例



(交) 1,4 (交) 9,12(000がXXXである)

「交通面で不安を感じる理由」の選択肢

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 1. 車の交通量が多い               | 2. 自転車の交通量が多い |
| 3. 歩道がない                  | 4. 歩道はあるが狭い   |
| 5. 路上駐車が多い                | 6. 路上駐輪が多い    |
| 7. 信号がない                  | 8. 横断歩道がない    |
| 9. 夜間暗い                   | 10. 道路の見通しが悪い |
| 11. 脇道などから車や自転車が急に飛び出してくる |               |
| 12. その他                   |               |

問10. 校区内で、お子様が不審者に声をかけられる、追いかける等のこわい目にあうかもしれないなどの、防犯面で不安を感じる場所はどこですか。下の地図記入例のように、地図上に○で囲み、引き出し線などで(犯)と記入してください。また、不安を感じる理由について、下の「防犯面で不安を感じる理由」の選択肢の中から、あてはまる番号すべてを、地図上に書いた(犯)の右横にご記入ください。

地図記入例



(犯) 3 (犯) 4,9(△△△がXXXである)

「防犯面で不安を感じる理由」の選択肢

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. ひと気がない                  | 2. 不審者がいた、いたと聞いたことがある |
| 3. 道路の見通しが悪い               | 4. 夜間暗い               |
| 5. 若者などがたむろしている            | 6. 道に不審な車が停まっている      |
| 7. らくがきがある、ごみが捨ててあるなど荒れている |                       |
| 8. 草木の手入れが行き届いておらず生い茂っている  |                       |
| 9. その他                     |                       |

--- 春日小学校区



# 守口市立滝井小学校通学路実態調査



表 空間要素の記号凡例

路側帯	街灯	防犯カメラ	店舗 (1階)
歩道	電柱	ミラー	駐車場
ガードレール	信号	通学路に関する看板	空き地
横断歩道	車止めポール	交通安全看板	公園
歩道橋	植樹ます	犯罪注意を喚起する看板	自動販売機
縁石	花壇・植樹帯	子ども110番の家	

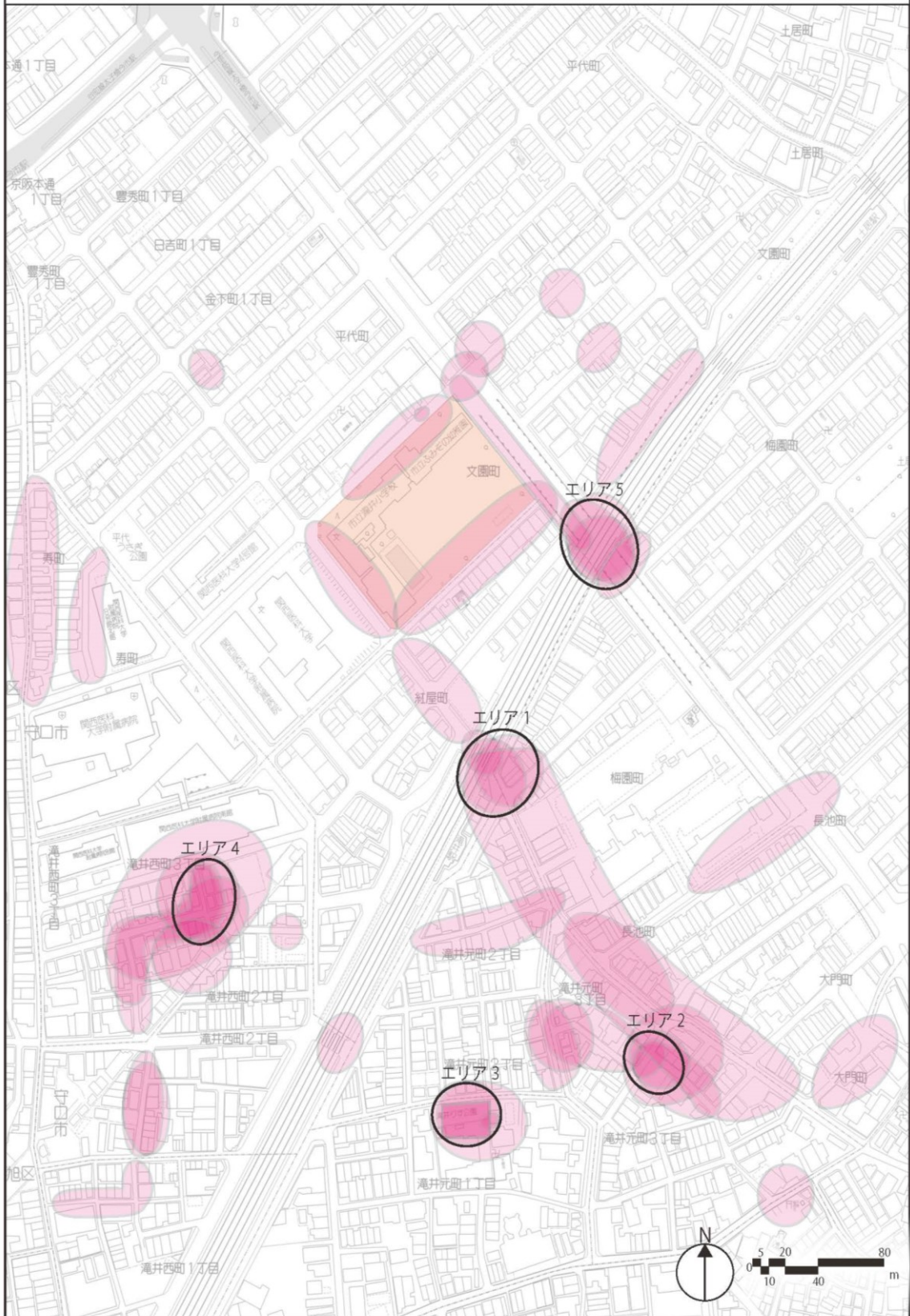


## 守口市立滝井小学校通学路実態調査 写真

番号	写真	番号	写真	番号	写真	番号	写真
①	 スクールゾーンの路面標示。	⑧	 滝井駅北東側の交差点。	⑮	 信号がない交差点。	⑳	 滝井駅西側の信号がないT字路。
②	 スクールゾーンの路面標示。	⑨	 高架下周辺にある、らくがき。	⑯	 交差点を路面表示にて促している。	㉑	 信号がない交差点。
③	 スクールゾーンの路面標示。	⑩	 高架下。	⑰	 交差点を路面表示にて促している。	㉒	 信号がない交差点。
④	 路上駐輪が多い。	⑪	 高架下周辺にあるトイレ棟。	⑱	 交差点を路面表示にて促している。	㉓	 裏道。
⑤	 交差点。	⑫	 滝井駅東側の交差点。信号が無い五差路。	⑲	 交差点を路面表示にて促している。	㉔	 裏道。
⑥	 通学路の路面標示。	⑬	 滝井駅東側の交差点。信号が無い五差路。	⑳	 スクールゾーンの路面標示。	㉕	 京阪商店街。
⑦	 信号がない交差点。	⑭	 歩道の横に駐輪所がある。	㉑	 スクールゾーンの路面標示。	㉖	 内環状線の交差点。



# 守口市立滝井小学校・犯罪不安が集中するエリア







# 守口市立春日小学校通学路実態調査

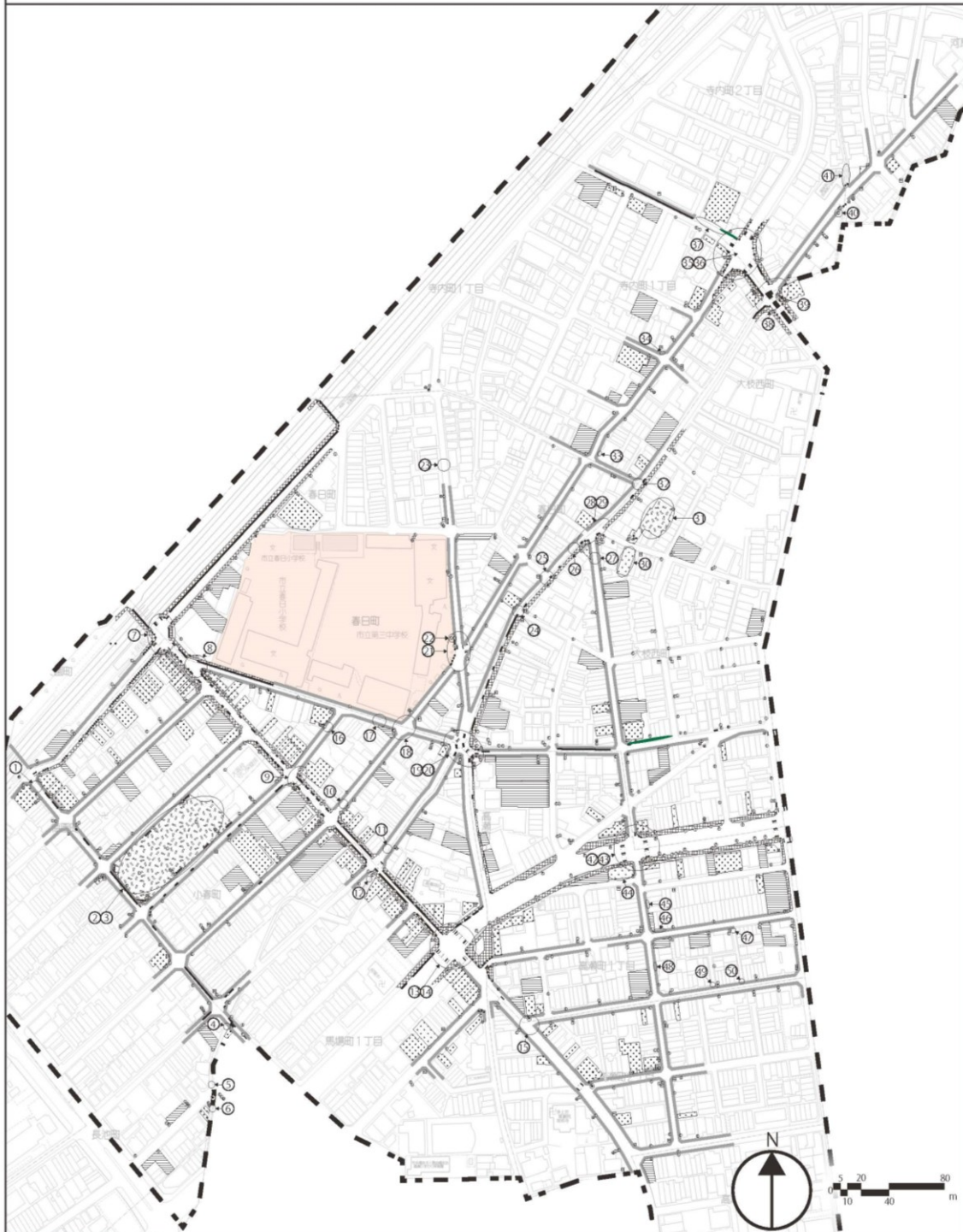










表 空間要素の記号凡例

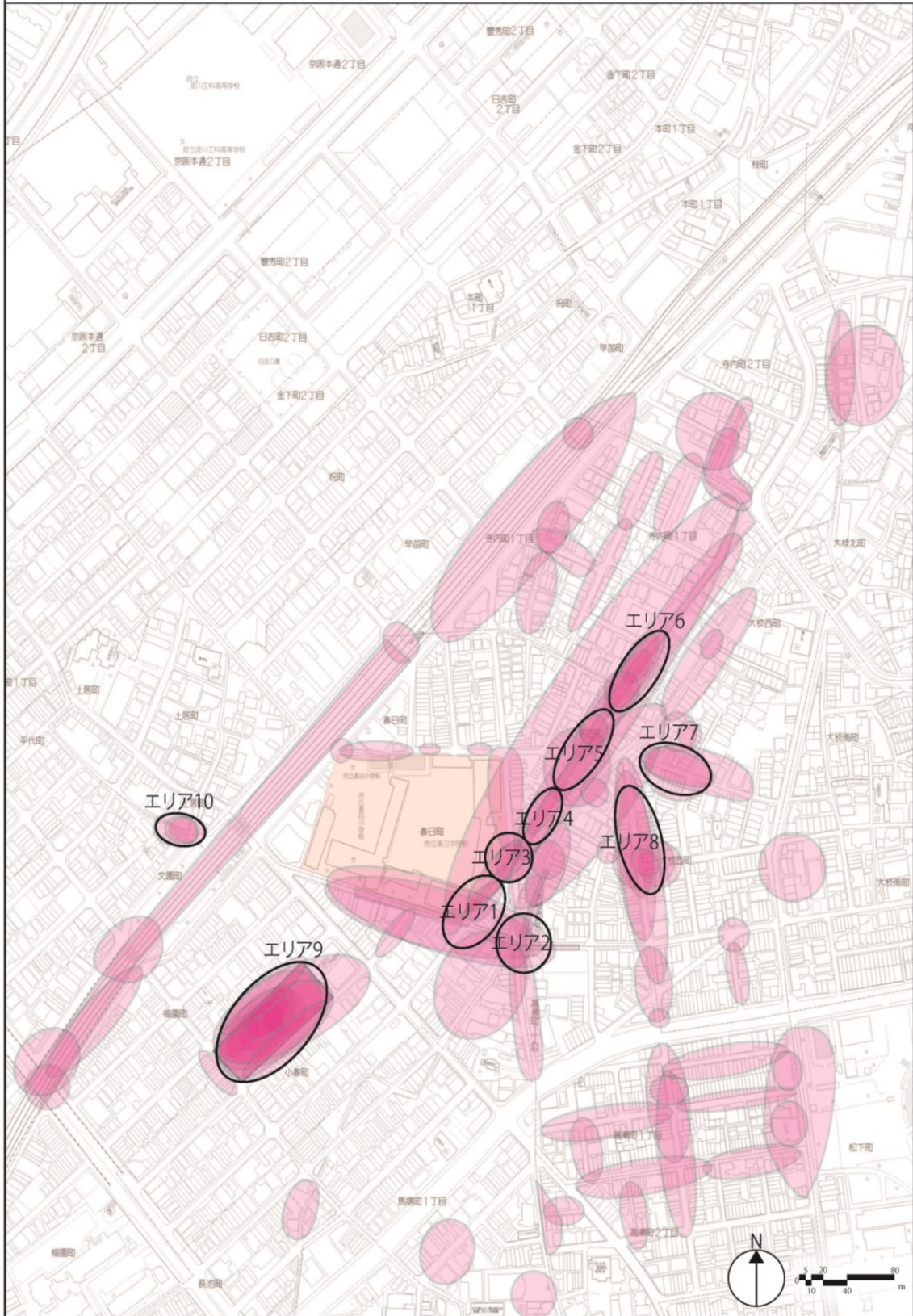
路側帯	街灯	① 防犯カメラ	⊙ 店舗 (1階)
歩道	電柱	② ミラー	Ⓜ 駐車場
ガードレール	信号	③ 通学路に関する看板	Ⓢ 空き地
横断歩道	車止めポール	Ⓣ 交通安全看板	Ⓟ 公園
歩道橋	植樹ます	④ 犯罪注意を喚起する看板	Ⓠ 自動販売機
縁石	花壇・植樹帯	⑤ 子ども110番の家	Ⓡ

## 守口市立春日小学校通学路実態調査 写真


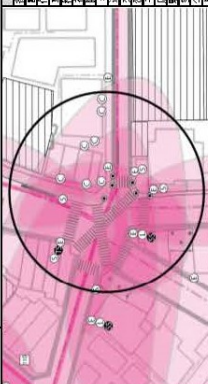










番号	写真	番号	写真	番号	写真	番号	写真
①	 スクールゾーンの路面標示。	⑧	 歩行者が近道ルートのために利用される可能性がある。	⑮	 登校時、警備員がいる。	⑳	 街灯が木に隠れている。
②	 土居公園①	⑨	 登校時、警備員がいる。	⑯	 通学路の路面標示。	㉑	 スクールゾーンの路面標示。
③	 土居公園②	⑩	 スクールゾーンの路面標示。	⑰	 スクールゾーンの路面標示。	㉒	 交差点を路面表示にて促している。
④	 通学路に指定されている裏道。	⑪	 スクールゾーンの路面標示。	⑱	 信号がない交差点。	㉓	 交差点を路面表示にて促している。
⑤	 通学路に指定されている裏道。	⑫	 裏道。	⑲	 六差路。	㉔	 スクールゾーンの路面標示。
⑥	 裏道。	⑬	 4車線の道路を渡る交差点。	⑳	 六差路。	㉕	 スクールゾーンの路面標示。
⑦	 土居公園前の交差点。	⑭	 4車線の道路を渡る交差点。	㉑	 交差点が×字になっている。	㉖	 信号がない五差路。



# 守口市立春日小学校・犯罪不安が集中するエリア



# 守口市立春日小学校・犯罪不安が集中するエリアの傾向

エリア1	大坂府 守口市 小幡町、春日町間の交差点	エリア2	五差路	エリア3	大坂府 守口市 春日町交差点
 <p>調査対象の交差点である(写真1)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。回廊が狭い。</p>	 <p>調査対象の交差点である(写真1、写真2)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。</p>	 <p>調査対象の交差点である(写真1)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。</p>	 <p>調査対象の交差点である(写真1)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。</p>	 <p>調査対象の交差点である(写真1)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。</p>	 <p>調査対象の交差点である(写真1)。 周辺が古い。 木立に囲まれた道(「藤宮家」の通り)。</p>
 <p>写真1</p>	 <p>写真1 写真2</p>	 <p>写真1</p>	 <p>写真1</p>	 <p>写真1</p>	 <p>写真1 写真2</p>





# 買い物環境や日常の外出に関する アンケート調査のお願い



拝啓 皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

大阪工業大学・吉村研究室では、大阪市において買い物環境や外出行動に関する調査を行っております。このたび、美杉地域において「買い物環境や日常の外出に関するアンケート調査」をさせていただきたくご協力をお願いいたします。

具体的には、皆さまがどのような場所に外出されているか日ごろの行動についてお伺いし、よりよい環境づくりのための貴重な基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、調査結果は統計的に処理し、ご回答いただいた個人が特定できないよう、慎重に取り扱います。また、記入済みのアンケート票や集計データの管理にも十分注意いたしますので、個人のプライバシーを侵すことは決してございません。

お忙しい折、大変恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## □■調査方法について■□

調査対象： 三重県津市美杉地域

記入者： 生活必需品の買い物をされる方

※ 2世代以上で同居されている場合は、一番年長の世代の方がお答えください。

※ 代理で記入される場合は、該当するご本人と相談しながらご記入ください。

回収方法：     月     日( )までにご記入いただきましたら、回収にお伺い  
します。

★ もしご都合がよろしければ、後日、不便や不安を感じることなどにつきまして、  
あらためてより詳しくお話をお伺いしたいと思っております。

## ■本調査に関するお問い合わせ先■

大阪工業大学大学院工学研究科・建築計画第1研究室

吉村英祐・出口寛子・松山泰大

〒535-8585 大阪市旭区大宮 5-16-1

TEL：06-6954-4223 FAX：06-6957-2132



様

## 買い物環境や日常の外出に関するアンケート調査

### [ ご回答についてのお願い ]

- ※ 生活必需品の買い物をされる方がお答えください。2世代以上で同居されている場合は、一番年長の世代の方がお答えください。
- ※ 代理で記入される場合は、該当するご本人と相談しながらご記入ください。
- ※ あてはまる選択肢を選んで、1・2・3…の数字に○印をつけてください。
- ※ 未回答の質問があっても構いませんので、お答えできる範囲でお願いいたします。

### 生活必需品の買い物についておうかがいします

問1. 生鮮食品や日用品などの生活必需品は、どこで購入したり入手したりしますか。下記にあげる①～⑦の項目について、それぞれあてはまる施設や方法の番号すべてに○印をつけてください。

	美杉地域内の店			美杉地域外の店	移動販売	宅配		人に買ってもらう	自家栽培・人からもらう	その他	その他
	JA三重中央やまゆり(農協)	Aコープいちしみすぎ店	道の駅			コープの宅配	コープ以外の宅配			[ ]	[ ]
※ 記入例	①	②	3	4	5	6	⑦	⑧	9	10	11
① 魚・肉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 野菜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
③ 米	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
④ 調味料 ※しょうゆ、みそ、塩、砂糖など	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑤ 日用品 ※洗剤、トイレトイ、レットペーパーなど	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑥ 一般用医薬品 ※風邪薬、胃腸薬、目薬、絆創膏など	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
⑦ 下着・くつ下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問2. 問1でお答えいただいた生活必需品を購入する施設について、自宅からの主な移動手段、同行者の有無、同行者がいる場合、同行者との間柄について、それぞれあてはまる番号に○印をつけてください。

利用している施設のみ回答してください。

同行者がいる場合のみ回答してください。

	(1)自宅からの主な移動手段	(2)同行者の有無	(3)同行者との間柄 (複数回答可)
※ 記入例	① 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く ② 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	① 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
JA 三重中央 やまゆり (農協)	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
Aコープ いちし みすぎ店	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
道の駅	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
その他1 [ ]	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
その他2 [ ]	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
その他3 [ ]	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )
その他4 [ ]	1 徒歩のみ 3 自動車 5 シニアカー 7 その他 ( ) 2 自転車 4 バイク 6 バス	1 一人で行く 2 時々同行者がいる 3 常に同行者がいる	1 家族や親せき 2 友人・知人 3 その他 ( )

日常的に利用するその他の施設についておうかがいします

問3. 下記にあげる施設について、利用する施設がある場所、自宅から施設までの主な移動手段を選び、それぞれあてはまる番号1つに○印をつけてください。

(1)利用する施設	(2)利用する施設がある場所 ※最も利用する頻度の高い場所を1つ選んでください。	(3)自宅からの主な移動手段
※ 記入例	① 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      ② 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
病院 ・ 診療所	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
郵便局	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
JAバンク ※ATMを 含みます	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
美容室 理髪店	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
ガソリン スタンド	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )
その他 [                      ]	1 多気地区                      2 下之川地区 3 八知地区                      4 八幡地区 5 1～4以外の美杉地域内 6 美杉地域外 7 利用していない	1 徒歩のみ                      2 自転車 3 自動車                          4 バイク 5 シニアカー                  6 バス 7 その他 (                      )

裏面へ続きます



